

訪米調査ミッション報告書

—米国における小規模法人対策と非営利法人会計—

The State of Policies for small-scale Organizations and
Nonprofit Accounting in the US

報告書

公益財団法人公益法人協会

助 成： 公益財団法人トヨタ財団
一般財団法人 MRA ハウス

はじめに

民間法制税制調査会では、2022 年 9 月 4 日～9 月 15 日まで、ワシントン D.C. およびニューヨークにある非営利法人を訪問し、米国における小規模法人対策と非営利法人会計について研究するための調査団を派遣した。実はこの試みは、2020 年から全世界を席捲した新型コロナウイルスのために 2021 年 8 月 28 日～9 月 5 日までの予定、2022 年 2 月 26 日～3 月 9 日の予定が変更、延期を繰り返し、ようやく 2022 年 9 月の実施までこぎつけたものである。このように実施まで実行できるかについて心配したが、結果としては事前の勉強会を数多く行い、さらには帰国後にオンラインで調査・研究を続ける等、思わぬ成果を得ることができた。

調査団のメンバーは、上原優子氏（立命館アジア太平洋大学サステナビリティ観光学部准教授）、金子良太氏（団長、國學院大學経済学部教授）、溜箭将之氏（副団長、東京大学大学院法学政治学研究科教授）、脇坂誠也（脇坂税務会計事務所所長）の 4 名で事務局は、白石喜春（公益財団法人公益法人協会調査部主任）が務めた。当初、中島智人氏（産業能率大学経営学部教授）も参加する予定で、事前勉強会も行っていたが、事情により参加が不可能となり、調査にはオンラインで参加し、本報告書への原稿もご提出いただいた。

今回の訪米調査では、ワシントンとニューヨークの 2 都市を中心に、小規模法人対策と非営利法人会計に特化して調査を行う予定であったが、法人制度は各州法、税制度は連邦法の内国歳入法（IRC）で、米国の非営利法人は非常に多様で、税優遇となる IRC501 条(c)(3)の団体は約 108 万件で、より税の優遇の高いパブリック・チャリティが約 9 割存在し、残りがプライベート・ファウンデーションである。そこで米国の非営利法人の法制度、税制度、申告制度などにも言及した内容になっている。ただし、Form990 等を調査すると小規模法人に対する法制度、税制度、会計制度については、かなり優遇されていることがわかった。連邦税の優遇申請や内国歳入庁（IRS）への申告については、組織の規模や負担を考慮した取り扱いになっている。我が国の公益法人や非営利法人制度にはない配慮である。2023 年 4 月 17 日から再開された「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」では、公益法人制度の法改正が議論されているが、参考になるのではないだろうか。

本報告書は、新型コロナウイルスによる米国の非営利団体への影響にも言及しており、新型コロナウイルスの影響を多分に受けているわが国の民間公益活動が縮減している現状を鑑みると、今回の訪米調査報告書は、活力を与えてくれるのではないかと期待している。調査団員の皆様のご努力に心から敬意を表したい。

なお、最後になりましたが、本調査は、（一財）MRAハウス様及び（公財）トヨタ財団様の深甚なるご理解と寛大な資金援助により実施できましたこと、新型コロナウイルスのため、実施まで辛抱強くお待ちいただきことにも心より御礼申し上げます。

訪米調査ミッション訪問団ならびに調査委員名簿

委 員	所 属	団員
上原 優子	立命館アジア太平洋大学サステイナビリティ観光学部 准教授	○
金子 良太	団 長 國學院大学経済学部 教授	○
溜箭 将之	副団長 東京大学大学院法学政治学研究科 教授	○
中島 智人	産業能率大学経営学部 教授	
脇坂 誠也	脇坂税務会計事務所 代表	○
雨宮 孝子	（公財）公益法人協会 理事長	
鈴木 勝治	（公財）公益法人協会 副理事長	
長沼 良行	（公財）公益法人協会 理事	
竹井 豊	（公財）公益法人協会 調査部長	
白石 喜春	事務局 （公財）公益法人協会調査部 主任	○

2023 年 3 月

公益財団法人公益法人協会

理事長 雨宮孝子

本調査の目的

本調査ミッションの目的は、米国の非営利法人制度(法制・税制・会計)が非営利法人、とりわけ中小規模法人の実務にどう影響を与え、持続可能な公益サービスの供給と法人運営を実現させ、公益セクターを発展拡大させてきたかを探ることである。

現在の我が国では、自然災害への対応はもとより、少子高齢化、貧困問題、環境問題、労働や人権問題などの社会問題の多様化に伴い、公共サービスの需要が急速に高まっている一方で、行政による対応力の限界が顕在化しつつある。

このような状況下では、現在の地域社会を持続可能なものとするための存続基盤として、公益サービスを柔軟に供給できる公益セクターの存在が欠かせない。その意味で公益法人は、社会的支援や公益サービスを安定供給する社会的責任や使命を有し、それら公益活動を支え発展させていくためにも現在の制度環境の改善が求められているところである。

現状は、行政庁への各種申請や定期報告等に係る事務手続きが公益法人にとって大きな負担となっているうえ、欧米諸国では取り入れられていない財務三基準などの厳しい規制要件の存在もあり、このことが民間の担う公益の増進の最も大きな阻害要因となっており、このことは当協会が毎年実施している定点アンケート¹からも明らかとなっている。

このように、本来公益活動に利用できるあらゆる資源を規制遵守の為に費消させる傾向は、①組織自体が疲弊し本来事業への影響が深刻化している状況、②公益法人になることを回避する状況、③各種規制要件により持続可能で柔軟に支援活動、公益活動が展開できないという状況等を生んでいる。このことは公益法人の新規設立件数の伸び悩みに繋がっており、公益認定法第1条にある民による公益の増進の実現には程遠い状況にある。

他方で、公益セクターの重要性が認識されている欧米諸国では、一般市民にとって使いやすい制度で、公益法人の発展拡大を促す政策がとられていることから、公益法人の増加が著しく、人口当たりの法人数も桁違いの数値が示されている。

寄附金控除適用団体の法人数について英米加と比較すると、米国には 501(c)(3)団体を含む 154.5 万²の公益団体が、英国には 16.9 万の公益団体(Charities, Charitable Incorporated Organisations: CIOs)³が、カナダには 8.6 万の公益団体(Registered Charities)⁴が存在し、いずれも公益目的事業非課税、かつ寄附金控除適用団体となっている。一方、日本の寄附金

¹ 公益法人協会(2022):「公益法人・一般法人の運営および寄附等に関するアンケート結果報告書」246p.

² Internal Revenue Service (2022):「Data Book 2022」30p.

なお、154.5 万の公益団体には、Corporations Organized Under Act of Congress(501(c)(1))、Religious, Educational, Charitable, Scientific, Literary, Testing for Public Safety, to Foster National or International Amateur Sports Competition, or Prevention of Cruelty to Children or Animals Organizations(501(c)(3))、Fraternal Beneficiary Societies and Associations(501(c)(8))、Domestic Fraternal Societies and Associations(501(c)(10))、Cemetery Companies(501(c)(13))が含まれる。501(c)(3)団体単体では 1,480,565 を数える。

³ Charity Commission Annual Report and Accounts 2021-22. 91p.

控除適用団体は公益法人(9,671)、認定特定非営利活動法人(1,264)、社会福祉法人(21,198)、学校法人(7,623)、更生保護法人(164)⁵が該当し、合計しても39,756法人にとどまる。人口1万人当たりの法人数をみると、米国44.6、英国25.1、カナダ25.4、日本3.2であり、日本の寄附金控除適用団体は極端に少ない上、公益目的事業非課税団体は公益法人のみ⁶という状況である。このことから、公益法人制度という器は用意されたが、その器を利用できる法人は限られており、日本の特徴的な傾向がここに顕著に表れている。

本調査では、日本の公益セクターのよりよい制度環境、活動環境を実現させ、民による公益の増進を実現させるためにも、公益セクターの発展拡大が著しい米国の先進的な制度を学ぶことは極めて重要という認識の下、小規模、中規模の公益法人が持続可能で成長するための最善の方法を把握することを狙いとし、2022年9月4日から15日に訪米調査ミッション(参加者については13頁をご参照)を米国のワシントンD.C.ならびにニューヨークに派遣し、現地の非営利団体、研究機関、中間支援団体等に対してヒアリング調査を実施した。

<調査テーマ>

- ①米国における小規模法人対策の概要
- ②規制当局、中間支援団体、非営利団体との相互関係
- ③小規模法人における法制、税制、会計の実務とその実態
- ④非営利法人のガバナンスの状況
- ⑤非営利法人のコロナ問題への対応

なお、2019年にもほぼ同様のテーマで訪英調査ミッションを英国に派遣し、ヒアリング調査を実施しており、その調査結果については別途調査報告書⁷として取りまとめ2020年に公表しているので、それも参考にされたい。

調査結果、訪問記録の詳細は本書の「調査テーマ別」「米国現地調査訪問記」のチャプターで紹介している。我が国における非営利法人のよりよい制度環境、活動環境の実現に向けた検討を行うにあたり、この米国の事情を参考にいただければ幸いである。

訪米調査ミッション
事務局

⁴ カナダには2018年現在で86,200の公益法人(registered charity)および85,000の非営利法人(non-profit organization)が存在する。寄附金控除適用団体は公益法人のみ。

⁵ データ入手元:公益法人、社会福祉法人数は国税庁法人番号公表サイト。認定特定非営利活動法人数(2023年2月末現在)は内閣府NPOホームページ。学校法人数は文部科学省HP「私立学校・学校法人基礎データ」。更生保護法人数は全国更生保護法人連盟のHP。

⁶ 公益法人は英米と同様公益目的事業非課税(公益認定法上の公益目的事業として認定された事業は、収益事業に該当する場合でも非課税)だが、認定特定非営利活動法人、社会福祉法人、学校法人、更生保護法人は収益事業課税。

⁷ 公益法人協会(2020)「訪英調査ミッション報告書ー英国における小規模法人対策とチャリティ会計」428p.

目 次

第1部 調査テーマ別

1.1 米国における非営利組織の概況（上原優子）	2
1.1.1 はじめに	2
1.1.2 IRS と非営利組織	3
1.1.3 米国の非営利組織と 501(c)(3)団体の現状	4
1.1.4 米国の非営利組織と COVID-19 の影響	10
1.1.5 まとめ	13
1.2 非営利団体の法制と小規模団体対策（中島智人）	16
1.2.1 調査目的	16
1.2.2 小規模法人対策の現状	16
1.2.3 非営利団体の免税資格の取得	21
1.2.4 非営利団体の法人格の取得	35
1.2.5 まとめ	40
1.3 非営利法人における Form990(財務情報を中心として)（脇坂誠也）	41
1.3.1 はじめに	41
1.3.2 Form990 の概要	41
1.3.3 Form990N	43
1.3.4 Form990EZ	45
1.3.5 Form990	54
1.3.6 まとめ	73
1.4 米国における非営利法人の会計（金子良太）	92
1.4.1 はじめに	92
1.4.2 本章で前提とする米国の非営利組織	92
1.4.3 米国の非営利組織が公開する会計情報の概要	92
1.4.4 米国の非営利組織の会計情報に関する各州の規制	94
1.4.5 米国における非営利組織会計基準と会計基準設定主体としての FASB	96
1.4.6 非営利組織会計の改訂と会計基準の特徴	98
1.4.7 最近の非営利組織会計基準の改訂	107
1.4.8 米国の非営利組織の財務諸表の実例	108
1.4.9 まとめと展望	113
1.5 非営利組織の監査（上原優子）	117
1.5.1 はじめに	117
1.5.2 米国における非営利組織と監査	117

1.5.3	連邦政府による監査	119
1.5.4	州法による監査	122
1.5.5	小規模な非営利組織と監査	125
1.5.6	まとめ	127
1.6	非営利法人のガバナンスの状況（溜箭将之）-----	131
1.6.1	非営利法人の構造とガバナンスの枠組み	131
1.6.2	非営利法人のガバナンス・コードと利用状況	139
1.6.3	非営利法人のガバナンス面の課題	142
1.6.4	非営利組織の成長とガバナンス	144
1.7	統轄庁、中間支援団体並びに非営利法人等との相互関係（白石喜春）-----	147
1.7.1	はじめに	147
1.7.2	非営利団体と統括庁の関係	147
1.7.3	非営利団体と中間支援団体の関係	149
1.7.4	中間支援団体と統括庁	150
1.7.5	非営利団体同士の連携	151
1.8	米国の非営利組織におけるコロナ問題への対応（溜箭将之）-----	153
1.8.1	コロナ問題の影響	153
1.8.2	非営利法人の取り組み状況	156
1.8.3	コロナに対する制度的支援(特例)措置の動向	159
1.8.4	考察	162
 第2部 米国現地調査訪問記		
2.1	City Wildlife, Inc.（金子良太・白石喜春）	165
2.2	US-Japan Council（脇坂誠也）	167
2.3	Independent Sector（白石喜春）	170
2.4	Ikebana International Chapter No. 1（上原優子）	174
2.5	Friends of World Food Program USA（脇坂誠也）	176
2.6	Center for Values in International Development（金子良太）	179
2.7	Peace Winds America（脇坂誠也）	181
2.8	Candid(オンラインによるヒアリング)（中島智人）	184
2.9	The George Washington University(視察)（上原優子、金子良太）	187
2.10	International Society for Third Sector Research (オンラインによるヒアリング)（溜箭将之）	189
2.11	National Archives Museum（視察）（上原優子）	192
2.12	George Mason University（金子良太）	194
2.13	International Center for Not-for-Profit Law（溜箭将之）	196

2.14 Home Roots Foundation (脇坂誠也)	199
2.15 Council on Foundations(オンラインによるヒアリング) (中島智人)	201
2.16 Outdoor Alliance (上原優子)	205
2.17 Westminster Neighborhood Association (金子良太)	207
2.18 Friends of Georgetown Waterfront Park (金子良太)	209
2.19 Garfield Terrace Senior Citizens Resident Council (上原優子)	211
2.20 Old Town Alexandria (視察) (上原優子、金子良太、溜箭将之、脇坂誠也、白石喜春)	213
2.21 Cooper Hewitt, Smithsonian Design Museum (視察) (白石喜春)	216
2.22 New York Mycological Society Inc. (オンラインによるヒアリング) (上原優子)	218
2.23 Museum of Modern Art (溜箭将之)	220
2.24 Friends of the Children NY (溜箭将之)	224
2.25 International Institute For Community Solutions Inc. (金子良太)	227
2.26 VISIONS (上原優子)	229
2.27 Médecins Sans Frontières (MSF) - USA (脇坂誠也)	231
2.28 American Geographical Society of New York (溜箭将之)	233
2.29 Japanese Medical Support Network-USA (脇坂誠也)	236
2.30 Okinawa Institute of Science and Technology Foundation, Inc.(金子良太)	241
2.31 NY de Volunteer(オンラインによるヒアリング) (脇坂誠也)	243
2.32 Friends of Mitchell Park Inc. (オンラインによるヒアリング) (中島智人)	245
2.33 Environmental Protection Network(オンラインによるヒアリング) (白石喜春)	247

第3部 資料

3.1 米国 501(c)3 団体の定期提出資料の内容	251
3.2 米国 501(c)3 団体の設立時に提出する申告書(Form 1023)	270
3.3 米国 501(c)3 団体の設立時に提出する申告書(Form 1023EZ)	311

調査日程

9月6日（火） Washington D.C.

City Wildlife, Inc.

ワシントン D.C.において負傷した野生動物の保護及びリハビリを行う非営利団体。また、教育事業やコミュニティ・イベントを行うなど啓もう活動等も行っている。

US-Japan Council

日米関係の強化を目的に日系アメリカ人が設立した、多様なリーダーを育成し、つなげる活動を行う非営利団体。アジア太平洋や他の地域において、よりよい未来を構築するため、多種多様な背景を持つ日米のリーダーが集う場を設け、パートナーシップを促進している。

Independent Sector

非営利セクターに影響を与える連邦政策の問題に取り組む国を代表する中間支援団体。チェンジメーカー、非営利団体、財団、企業などによる市民社会を強化、米国のすべての人々の繁栄を確保し、多様なコミュニティをまとめる事業も展開している。

Ikebana International Chapter No. 1

同団体は、いけばなインターナショナル(非営利団体)の、ワシントン D.C.を活動範囲とした下部組織であり、240名の会員を有する。いけばなに関する特別イベント、ワークショップ、デモンストレーション、米国国立植物園の年次イベントへの出展などを行っている。

Friends of World Food Program USA

国連 WFP は、世界中の飢餓と飢饉に立ち向かう、世界最大の人道支援組織。毎年 80 カ国以上で 1 億 3800 万人以上の人々に食糧を提供している。その WFP 米国支部(World Food Program USA)を下支えする非営利団体。

9月7日（水） Washington D.C.

Center for Values in International Development

同団体は、実務家と倫理学者で構成される非営利団体であり、国際的な救済と開発の政策、プログラム、アドボカシー、モニタリング、評価、学習において、世俗的、普遍的な道徳価値を明示する活動を展開している。

Peace Winds America

世界各地の自然災害や人災に対応する国際 NGO として、日本と米国に専門拠点を置く。「社会全体」を視野に入れたアプローチで、災害への備えと対応を行っている。

Candid (オンラインによるヒアリング)

2019 年に Foundation Center と GuideStar が統合して設立された中間支援団体。世界を変えたいと願う人々と、それを実現するための必要なリソースを繋ぐ活動を展開する。

The George Washington University (視察)

The Columbian College in the District of Columbia として 1821 年に設立されたワシントン D.C. にある私立総合大学。首都ワシントンという土地柄を反映して、政治学や国際関係学、公共政策学といった分野に強い。

9 月 8 日 (木) Washington D.C.

International Society for Third Sector Research (オンラインによるヒアリング)

市民社会、フィランソロピー、および非営利セクターの分野における研究と教育を推進する 1992 年に設立された国際的な非営利セクターの研究機関。

National Archives Museum (視察)

独立宣言書、憲法、権利章典が展示されている国立公文書館。2 世紀以上にわたる米国の国民生活の歴史を物語る各種公文書が展示されている。

George Mason University

1957 年にバージニア大学の北部バージニアにおける分校として設置され、1972 年に分離して独立して設置された州立大学。同大学の最も著名な機関は Antonin Scalia Law School (法科大学院) である。

International Center for Not-for-Profit Law

1992 年に設立された市民空間の法的環境に特化した非営利団体。世界中の市民社会、フィランソロピー、市民参加のための法的環境を改善するための調査研究、アドボカシー活動を展開している。

9 月 9 日 (金) Washington D.C.

Home Roots Foundation

女性、子ども、家庭に焦点を当て、ハイチの貧困を緩和するために活動している草の根の非営利団体。女性起業家の育成、無担保無信用融資、生計用資産の供与などを行い、子供たちには、英語やライフスキルを教え、奨学金の提供も行っている。

Council on Foundations (オンラインによるヒアリング)

助成財団と非営利団体の運営支援を目的に 1949 年設立された評議会。非営利団体が公益活動を推進するための能力開発、リーダーシップの育成、様々なツールの提供を行うことを使命としている。

Outdoor Alliance

ハイキング、登山、パドリング、サイクリング、スキーを行う公有地及び水域を保全することを目的とする非営利団体。誰もが楽しめるアウトドア体験を保護するための活動を展開している。

Westminster Neighborhood Association

165 世帯が参加するウェストミンスター地区のコミュニティ団体。イベントの開催、プロジェクトの組織、生活の質の向上など様々な取り組みを行っている。

Friends of Georgetown Waterfront Park

Georgetown Waterfront Park は、ポトマック川の川沿いに広がる国立公園。同団体は、この国立公園に対する認識を高め、公園の環境整備と良質な自然環境の維持を目的に設立された非営利団体である。

Garfield Terrace Senior Citizens Resident Council

2021 年に設立されたコミュニティ団体。社会サービス部門内の高齢者センターの運営、地域のビジネス、産業の発展を促進する活動を行っている。

9 月 10 日 (土) Washington D.C.

Old Town Alexandria (視察)

石畳の通りと 18 世紀のタウンハウスが特徴的な歴史地区。土曜日のファーマーズ・マーケットは 260 年の歴史を誇り、地元の非営利団体も数々のファンドレイズ・イベントを行っている。

9 月 11 日 (日) New York

Cooper Hewitt, Smithsonian Design Museum (視察)

ニューヨーク市アッパー・マンハッタンに位置する、デザインとデザイン史に関する展示を行っている米国唯一の国立博物館。

9 月 12 日 (月) New York

New York Mycological Society Inc. (オンラインによるヒアリング)

菌類に対する一般の認識、評価、知識を高めることに専念している非営利団体。科学と菌類の保護に貢献する重要な役割を果たしている。

Museum of Modern Art

ニューヨーク市ミッドタウンに位置する近現代美術専門の美術館。20 世紀以降の現代美術の発展と普及に多大な貢献をしてきた。

Friends of the Children NY

世代を超えた貧困の連鎖を断ち切ることを目的とする全米組織の支部。ハーレムとサウスブロンクスで制度的な障害に直面している子どもたちを支援している。

International Institute for Community Solutions Inc.

2002 年に Fund for the City of New York によって設立された非営利団体。世界中の恵まれない地域の人々の生活の質を向上させるための支援活動を行っている。

9 月 13 日 (火) New York

VISIONS

視覚障害者が家庭や地域社会で自立し、活動的な生活を送れるよう支援活動を行っている。
また、視覚障害者が地域生活に溶け込めるよう、一般の人々を対象とした教育活動も行っている。

Médecins Sans Frontières (MSF) – USA

国際レベルで独立した公平な医療人道支援を提供している非営利団体。紛争、疾病の発生、自然災害や人災などの影響を受け、医療人道支援を受けられない人々に対するケアを目的に 1971 年に設立された。

American Geographical Society of New York

同学会は地理学や地球惑星科学の研究者、学生、業界のための学術交流活動、学会誌の発行、アドボカシー等を行う学術団体であり、地理的思考、知識、理解の向上に取り組んでいる。

Japanese Medical Support Network-USA

ニューヨーク周辺の医療、福祉、教育、心理系邦人支援グループの情報交換、相互連携の構築・促進を目的として 2006 年に設立された非営利団体(ネットワーク)。

Okinawa Institute of Science and Technology Foundation, Inc.

沖縄科学技術大学院大学における科学技術研究及び関連プログラムの充実・強化を通じて、世界規模で科学の飛躍的な発展を促進することを使命とし設立された。

9 月 29 日 (木) Tokyo (帰国後)

NY de Volunteer (オンラインによるヒアリング)

日米文化交流を促進する社会貢献プログラムを提供することで、多様性を相互に理解し合えるグローバルマインドを持った人材の育成を目的に設立された非営利団体。

10 月 6 日 (木) Tokyo (帰国後)

Friends of Mitchell Park Inc. (オンラインによるヒアリング)

第二次世界大戦中にドイツ共和国から大使館用地を没収し、その跡地に Mitchell Park が造成された。同公園で各種イベントを開催したり、公園を維持管理する活動を行っている。

10 月 11 日 (火) Tokyo (帰国後)

Environmental Protection Network (オンラインによるヒアリング)

全米の元環境保護庁(EPA)職員と政治任用者の専門知識を活用し、客観的分析、環境保護の促進、環境保護庁のビジョンへの要請に応えることを目的としている。

調査団名簿(五十音順、敬称略)

(団 員)

1. 上原優子 立命館アジア太平洋大学サステイナビリティ観光学部 准教授
2. 金子良太 団長、國學院大学経済学部 教授
3. 溜箭将之 副団長、東京大学大学院法学政治学研究科 教授
4. 脇坂誠也 脇坂税務会計事務所 所長

(事務局)

5. 白石喜春 (公財)公益法人協会 調査部主任



International Center for Not-for-Profit Lawにて(9月8日)

第 1 部 調査テーマ別

1.1 米国における非営利組織の概況

上原優子

1.1.1 はじめに

米国にはさまざまな目的を待った、実に多くの非課税適格法人の資格を持つ非営利組織が存在する。2022 年 9 月に実施した米国における現地調査の目的は、多種多様な米国の非営利組織の中でも、連邦税を管轄する連邦機関である内国歳入庁 (Internal Revenue Service, 以後, IRS) に非課税適格法人の資格申請を実施し、承認されて税制の優遇措置を認められた法人、その中でも大多数を占める、連邦税法 501 条 c 項 3 条 (以下, 501(c)(3)) に該当する法人 (以下, 501(c)(3) 団体) を中心に調査研究を行うことにあった。501(c)(3) 団体はさまざまなタイプの非営利組織がある中でも組織数は最も多く、米国における非営利組織の代表的な存在である。他の組織と比較しても課税が優遇され、当該組織に対する寄付者に対しても連邦税の優遇があるという特徴がある。

そしてその 501(c)(3) 団体の中でも特に、小規模な法人を中心として、その会計規制や会計実態について調査研究し、その結果をもとに日本のこれからの非営利法人の制度構築に向けた示唆を得ることを調査の念頭に置いていた。

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の影響により、当初の現地調査の日程は二転三転としながら延長されたが、その期間の中でさまざまな視点から事前調査を行い、勉強会を実施してきた。事前調査の具体的には、主として以下の内容である。

- ・米国における小規模法人対策の概要
- ・IRS, 中間支援団体並びに非営利法人等との相互関係
- ・非営利法人等における法制, 税制, 会計の実務とその実態
- ・非営利法人のガバナンスの状況
- ・米国の非営利組織におけるコロナ問題への対応

事前調査の段階で明らかになったことは、米国の非営利組織のあり方は極めて多様であり、また登録する州によって、その手続方法や優遇内容も異なるということである。従って、「米国の非営利法人」といっても、その実態を一言で言い表すことは難しい。また、後述するように組織の規模によって作成する書類の要件が異なるなど、組織の負担が考慮された取り組みがなされているという点も特徴である。

ここではまず、事前調査と現地調査の内容を織り交ぜながら、米国における非営利法人の概況について説明する。まず、IRS における非営利法人と課税の優遇措置との関係や、パブリック・チャリティとプライベート・ファンデーションの考え方についてまとめる。次に、米国の非営利組織の規模や活動内容等の状況について、データを交えながら紹介する。最後に、COVID-19 によってどのような影響を非営利組織が受けたのかについて、今後さまざまなデ

ータが提示されることになると考えられるが、現段階で調査・報告されているいくつかの資料を使用してその状況についても言及する。

1.1.2 IRSと非営利組織

米国の非営利法人は、法人を登録する州によってその扱いが異なり、米国全体に影響する連邦法としての統一的な法律は存在しない。このため「米国の非営利組織は」というような言い方で、米国の非営利組織の全体像を示すことは非常に困難である。

一方、課税の優遇を受けることが可能な非営利組織については、連邦法である内国歳入法 (Internal Revenue Code, 以下, IRC) において規定されている。法人は基本的に、連邦に対して連邦税、州に対して州税を支払う。そして、州税は州ごとに制度が異なるが、連邦税については米国の組織全体に対して適用される。本研究の中心となるのは、501(c)(3) 団体であるが、以下ではまず、IRS が規定する課税の優遇を受ける非営利組織の枠組みと 501(c)(3) の概要、パブリック・チャリティとプライベート・ファンデーションについて説明する。

(1) IRSと連邦税優遇の枠組み

IRS に公益性が認められた組織は、連邦税における各種の税制優遇を受けることができる。この連邦税の優遇を受けるために、各組織は IRS に連邦税の非課税団体の認可を申請することになる。この優遇を受けるための申請は、法人格なき社団や信託 (Trust) などであっても可能である。

しかし、すべての種類の法人がこれを申請できるわけではなく、私的利益の追求ができない、構成員に対する利益の分配ができない種類の組織であることが、最低限申請には必要である。また、立法に影響を与えるロビー活動や、政治選挙の活動を行う組織であってはならないとされている。

IRC501(a) は、税制上の優遇を受けられる組織 (Exemption from taxation) について、501(c) または 501(d), 401(a) に記載されている組織は、IRC502 (営業行為が主たる活動目的である組織) または 503 (禁止取引に従事した組織に対する免税の否認) に該当して拒否されない限り、課税を免除されると規定している。

本調査研究の主たる対象となる 501(c)(3) 団体を含む、501(c) に列挙される 29 の組織について表したものが表 1 である。これを見るとその活動は多岐にわたることが理解できる。

また、501(c)(3) に規定される免税の目的は、

- ・慈善 (Charitable)
- ・宗教 (Religious)
- ・教育 (Educational)
- ・科学 (Scientific)
- ・文学 (Literary)
- ・公共安全試験 (Testing for Public Safety)
- ・国家的または国際的なアマチュアスポーツ競技者の育成 (Foster National or International Amateur Sports Competition)

・子どもまたは動物の虐待防止 (Preventing Cruelty to Children or Animals)
 のいずれかに該当することが必要である¹⁾。

なお, 501(a)に記載がある, 501(d)に該当する組織は「宗教および伝道団体」, 401(a)に当たるのは「適格年金, 利益分配プラン(株式賞与)」である。また, 連邦税の優遇を得たような非営利組織については, 各州の規定に基づいて課される売上税や固定資産税等についても軽減されることが多いと言われる。

表1 内国歳入法 501(c)上の組織(List of exempt organizations)

IRC	組織例
501(C)(1)	議会の立法措置によって組織された法人
501(C)(2)	免税資格保有団体
501(C)(3)	宗教, 慈善, 教育その他の活動を行う法人
501(C)(4)	社会福祉系市民団体
501(C)(5)	労働・農業・園芸組織
501(C)(6)	企業団体・商工会議所
501(C)(7)	レクリエーションクラブ
501(C)(8)	友愛組織
501(C)(9)	自発的従業員共済組織
501(C)(10)	国内友愛組織
501(C)(11)	地域の教職員退職基金
501(C)(12)	地域の慈善生命保険組織
501(C)(13)	会員制共同墓地会社
501(C)(14)	株式を持たない相互信用組合
501(C)(15)	小口の保険会社
501(C)(16)	農業融資組織
501(C)(17)	補足的失業給付基金
501(C)(18)	従業員年金基金
501(C)(19)	退役軍人団体
501(C)(20)	グループ法律相談団体
501(C)(21)	炭肺塵症基金
501(C)(22)	複数雇主が参加する年金基金
501(C)(23)	1880年以前に設立された軍人団体(退役, 現役を含む)
501(C)(24)	ERISA 法4049条による信託
501(C)(25)	年金の持ち株会社
501(C)(26)	医療看護組織
501(C)(27)	労働者災害補償組織
501(C)(28)	国有鉄道退職信託
501(C)(29)	適格非営利健康保険発行者

Legal information institute: “U.S. Code § 501 – Exemption from tax on corporations, certain trusts, etc.”を参考に作成

(2)パブリック・チャリティとプライベート・ファンデーション

501(c)(3)の適用を受ける非営利組織の中でも、パブリック・サポート・テスト(Public Support Test, PST)などの要件を満たし、IRC509(a)(1)または(a)(4)のいずれかに該当する組織はパブリック・チャリティ(Public Charity, 公益慈善組織)と呼ばれ、それ以外の同項に該当しない組織はプライベート・ファンデーション(Private Foundation, 私立財団)と呼ばれて、区別されている。パブリック・チャリティのIRSへの登録数は約108万(2016)、プライベート・ファンデーションはその10分の一程度である。

パブリック・サポート・テストは、対象となる組織が個人、法人等から寄付や助成金、補助金等を受けているか、特に金額の多寡ではなく広く多くの者から支援されているかを確認するものとして、1969年に規定されたものである。つまり、その組織の活動が広く人々に支持され、公益的な活動を十分に果たしているかという視点が盛り込まれているのである。さらにこのパブリック・サポート・テストの導入には、寄付者が税制優遇を濫用することを防止するという意味もあったとも言われる。

一方、プライベート・ファンデーションは1つの家族や会社からの贈与など、主要な資金源が単一であるのが一般的である。主たる活動も慈善活動を直接行うのではなく、他の慈善組織や慈善活動を行う個人に対する資金助成を行うことが多い。いずれにしても、パブリック・チャリティは、より公益性が高い組織であると考えられるため、税制上の優遇に関しては、プライベート・ファンデーションよりパブリック・チャリティの方が大きいという特徴がある。

なお、ある組織がIRC509(a)(1)または(a)(4)のいずれかに該当することによってプライベート・ファンデーションの定義から外れたとしても、プライベート・ファンデーションではないということについて、Form 1023の免税認定申請書をIRSに提出しない場合は、原則としてその組織はプライベート・ファンデーションとみなされる。また、パブリック・チャリティとなるための免税認定申請書は、組織を設立した月の末日から27ヶ月以内にIRSに提出する義務がある²⁾。

Form 1023(2017年版)の最初のページにあたるものが図1である。このForm 1023は全体で28ページあり、各非営利組織はこれを作成し、IRSに提出することになる。一方、2014年7月より使用されるようになった、小規模団体が提出可能なForm 1023-EZは、Form 1023の簡易版であり、記載するのは3ページのみであった。ただし、当該組織の活動等に関する記述など重要な内容について、あまりにも簡略化されて審査が不十分になる恐れがあるという指摘もあり、記載すべき内容がその後若干拡充されたという経緯がある。いずれにしても、組織規模による負担についてこのような配慮がされているということは、重要な特徴である。

また、IRSに登録した組織は、毎年一定の報告書をIRSに提出することになる。パブリック・チャリティを対象とした報告書がForm 990であるが、この報告書については中小規模団体向けに簡略化されたForm 990-N(電子申告 e-Postcard)、Form 990-EZの様式も整備されている。Form 1023と同じく、組織規模によって作成する報告書類が異なり、組織の負担が考慮されている(表2)。

一方、プライベート・ファンデーションに関しては、組織規模にかかわらず一律に Form990-PF の様式を使用することになっている。

Form 1023 is filed electronically only on Pay.gov. Go to www.irs.gov/form1023 for additional filing information.			
Form 1023 (Rev. December 2017) Department of the Treasury Internal Revenue Service	Application for Recognition of Exemption Under Section 501(c)(3) of the Internal Revenue Code ▶ Do not enter social security numbers on this form as it may be made public. ▶ Go to www.irs.gov/Form1023 for instructions and the latest information.		OMB No. 1545-0056 Note: If exempt status is approved, this application will be open for public inspection.
Use the instructions to complete this application and for a definition of all bold items. For additional help, call IRS Exempt Organizations Customer Account Services toll-free at 1-877-829-5500. Visit our website at www.irs.gov for forms and publications. If the required information and documents are not submitted with payment of the appropriate user fee, the application may be returned to you.			
Attach additional sheets to this application if you need more space to answer fully. Put your name and EIN on each sheet and identify each answer by Part and line number. Complete Parts I – XI of Form 1023 and submit only those Schedules (A through H) that apply to you.			
Part I Identification of Applicant			
1 Full name of organization (exactly as it appears in your organizing document)		2 c/o Name (if applicable)	
3 Mailing address (Number and street) (see instructions)		Room/Suite	4 Employer Identification Number (EIN)
City or town, state or country, and ZIP + 4		5 Month the annual accounting period ends (01 – 12)	
6 Primary contact (officer, director, trustee, or authorized representative) a Name:		b Phone: c Fax: (optional)	
7 Are you represented by an authorized representative, such as an attorney or accountant? If “Yes,” provide the authorized representative’s name, and the name and address of the authorized representative’s firm. Include a completed Form 2848, <i>Power of Attorney and Declaration of Representative</i> , with your application if you would like us to communicate with your representative.		☐ Yes ☐ No	
8 Was a person who is not one of your officers, directors, trustees, employees, or an authorized representative listed in line 7, paid, or promised payment, to help plan, manage, or advise you about the structure or activities of your organization, or about your financial or tax matters? If “Yes,” provide the person’s name, the name and address of the person’s firm, the amounts paid or promised to be paid, and describe that person’s role.		☐ Yes ☐ No	
9a Organization’s website:			
b Organization’s email: (optional)			
10 Certain organizations are not required to file an information return (Form 990 or Form 990-EZ). If you are granted tax-exemption, are you claiming to be excused from filing Form 990 or Form 990-EZ? If “Yes,” explain. See the instructions for a description of organizations not required to file Form 990 or Form 990-EZ.		☐ Yes ☐ No	
11 Date incorporated if a corporation, or formed, if other than a corporation. (MM/DD/YYYY) / /			
12 Were you formed under the laws of a foreign country ? If “Yes,” state the country.		☐ Yes ☐ No	
For Paperwork Reduction Act Notice, see instructions.			
		Cat. No. 17133K	Form 1023 (Rev. 12-2017)

図1 Form 1023 (2017年版)

出典—IRS:Form 1023 (Rev. December 2017)

表2 IRS に対する提出書類 (Form990)

状態	提出書類
総収入5万ドル以下	Form 990-N (電子申告e-Postcard)
総収入20万ドル未満かつ総資産50万ドル未満	Form 990-EZあるいは990PDF
総収入20万ドル以上または総資産50万ドル以上	Form 990
プライベート・ファンデーション	Form 990-PF

IRS: “Form 990 Series Which Forms Do Exempt Organizations File Filing Phase In”を参考に作成

1.1.3 米国の非営利組織と 501(c)(3)団体の現状

ここからは米国の非営利組織,そして本調査研究の中心的な位置づけとなる 501(c)(3)団体の現状について,COVID-19 の影響を受ける以前の状況についてまとめたい。その上で COVID-19 が非営利組織にどのような影響を与えたのかについては,「1.1.4 米国の非営利組織と COVID-19 の影響」において改めて言及する。

50 年以上にわたって非営利研究を専門としてきた組織である Urban Institute がまとめた “The Nonprofit Sector in Brief 2019” によれば,2006 年から 2016 年の 10 年間に IRS に登録された 501(c)(3)を含む非営利団体の数は 148 万から 154 万へと約 4.5%増加した(ただしこの団体数は,IRS に登録された団体の数のみであり,現実に米国で活動する団体総数は不明である。宗教団体やその関連組織,総収入 \$ 5,000 以下のプライベート・ファンデーション以外の組織は IRS に登録する必要がない³⁾。しかし,多くの団体は IRS に登録していると思われる⁴⁾。

2016 年に IRS に登録している非営利組織の約 35%は,Form 990,Form 990-EZ,あるいは Form 990-PF のいずれかを提出することが要求される団体(表3の Reporting nonprofits)であり,それらの財務状況を見ると,2006 年から 2016 年の収入および資産の伸び率は,米国の GDP の伸び率よりも大きい。インフレ調整後の収入の伸びは 24.2%増,資産については 30.9%増加している(同時期の GDP の成長率は 13.6%)。

501(c)(3)団体のパブリック・チャリティについてみると,2016 年には約 108 万の組織が存在し,IRS に登録された非営利団体の約 3 分の 2 を構成している。2006 年から 2016 年に団体数は 19.6%増加,これは登録されたすべての非営利団体の団体数の伸び率 4.5%よりも大きな値となっている。このため,2006 年には IRS に登録している非営利団体全体の 61.2%であった 501(c)(3)団体のパブリック・チャリティは,2016 年には 70.0%を占めるに至った。

2016 年に IRS に報告を行った非営利団体の約 5 分の 3 が 501(c)(3)団体のパブリック・チャリティである。また,これらは非営利組織全体の収入・支出ともに全体の約 4 分の 3 を占め,収入額は約 2 兆 4,000 億ドル,支出額は約 1 兆 9,400 億ドルとなっている。

このよう見てみると,米国においては非営利組織全体が成長してきたこと,そして

501(c)(3)団体のパブリック・チャリティが米国における非営利組織の中核となっているということ、しかも2006年からの10年では、他の非営利組織の形態よりも、その組織数の増加が著しかったことが理解できる。

表3 米国の非営利組織の規模と範囲(2006年ー2016年)

	2006	2011	2006-2011 % change	2006-2011 % Change, inflation adjusted	2016	2006-2016 % change	2006-2016 % Change, inflation adjusted
All registered nonprofits	1,478,553	1,447,471	-2.1%	--	1,544,812	4.5%	--
Reporting nonprofits	560,352	511,658	-8.7%	--	533,112	-4.9%	--
Revenue (\$ billions)	1,773.29	2,099.69	18.4%	6.1%	2,621.85	47.9%	24.2%
Expenses (\$ billions)	1,591.87	1,987.15	24.8%	11.9%	2,476.83	55.6%	30.7%
Assets (\$ billions)	3,845.30	4,611.08	19.9%	7.5%	5,990.47	55.8%	30.9%
501(c)(3) public charities	904,672	966,573	6.8%	--	1,081,969	19.6%	--
Reporting public charities	326,246	287,318	-11.9%	--	318,015	-2.5%	--
Revenue (\$ billions)	1,290.46	1,592.07	23.4%	10.6%	2,041.50	58.2%	32.9%
Expenses (\$ billions)	1,171.30	1,496.44	27.8%	14.5%	1,937.31	65.4%	38.9%
Assets (\$ billions)	2,272.14	2,826.34	24.4%	11.5%	3,793.70	67.0%	40.2%

Urban Institute: “The Nonprofit Sector in Brief 2019”を参考で作成

次に、組織の規模と支出額との関係を表したものが図2である。この図2の数値は、総収入が5万ドルを下回る組織(Form990-Nを提出する組織)を除外している。それでも小規模な組織が2016年のパブリック・チャリティの大部分を占めている。50万ドル以下の支出額となる組織は、全体の約3分の2にも上る。

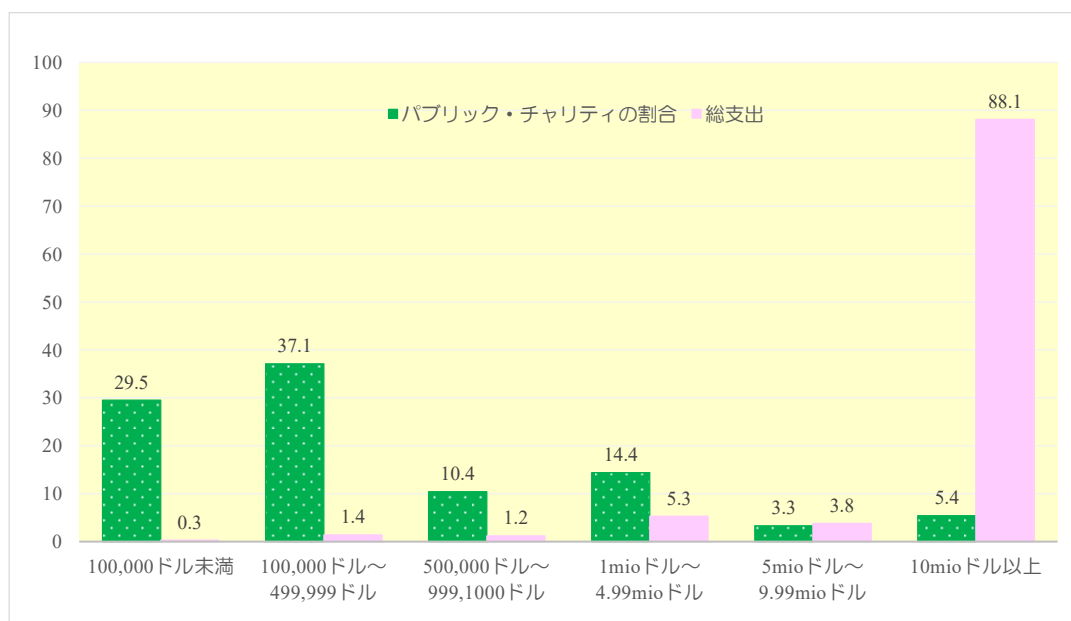


図2 パブリック・チャリティと総支出の割合(2016)

Urban Institute: “The Nonprofit Sector in Brief 2019”を参考で作成

一方で、支出額 50 万ドル以下の組織の支出額総計は全体の 2%未満である。支出額 1,000 万ドル以上の組織数は全体の 5.4%に過ぎないが、支出額総計は 88.1% と大きな割合を占めているということがわかる。

また、501(c)(3)団体の活動内容は多彩である。図 3 は、501(c)(3)団体の活動別の団体数を示したものである。この中で一番多い活動が人的なサービス(Human Service, 111,797 団体)である。このカテゴリーに入る具体的な活動は、フードバンク、ホームレスシェルター、青少年サービス、スポーツ団体、家族または法律サービスなどであり、全体の団体数の約 3 分の 1 以上を占めている。

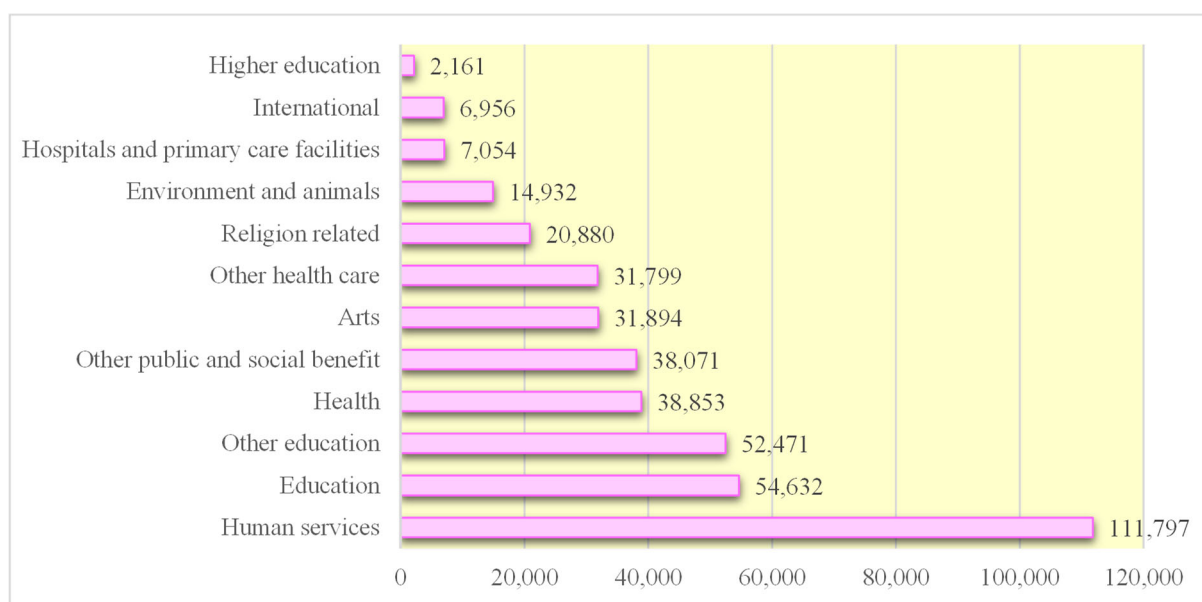


図 3 活動部門別(Subsector)の団体数(2016)

Urban Institute: “The Nonprofit Sector in Brief 2019”を参考に作成

2 番目に団体数が多いのが、教育機関(Education Organizations, 54,632 団体)である。教育機関にはブースタークラブ(Booster Clubs)、親教師協会(Parent-teacher associations)、財政援助グループのほか、学術機関、学校、大学も含まれる。

医療機関(Health, 38,853 団体)、病院(Hospitals and primary care facilities, 7,054 団体)は、団体数では 1 番多い人的なサービスに及ばないが、その活動の内容に必要なことから、収入額および支出額では非常に大きな額となっているのが特徴である。

先に、501(c)(3)団体は非営利組織の中核となり、2006 年からの 10 年の成長は他の非営利組織の形態よりも著しかったと述べたが、細かく活動内容の部門で分けてみると、その成長の状況には濃淡がある。例えば、2006 年から 2011 年にかけて、芸術(Arts)に関連する団体の収入額は減少しているが、その一方で、2011 年から 2016 年にかけて収入額は大幅に増加している。

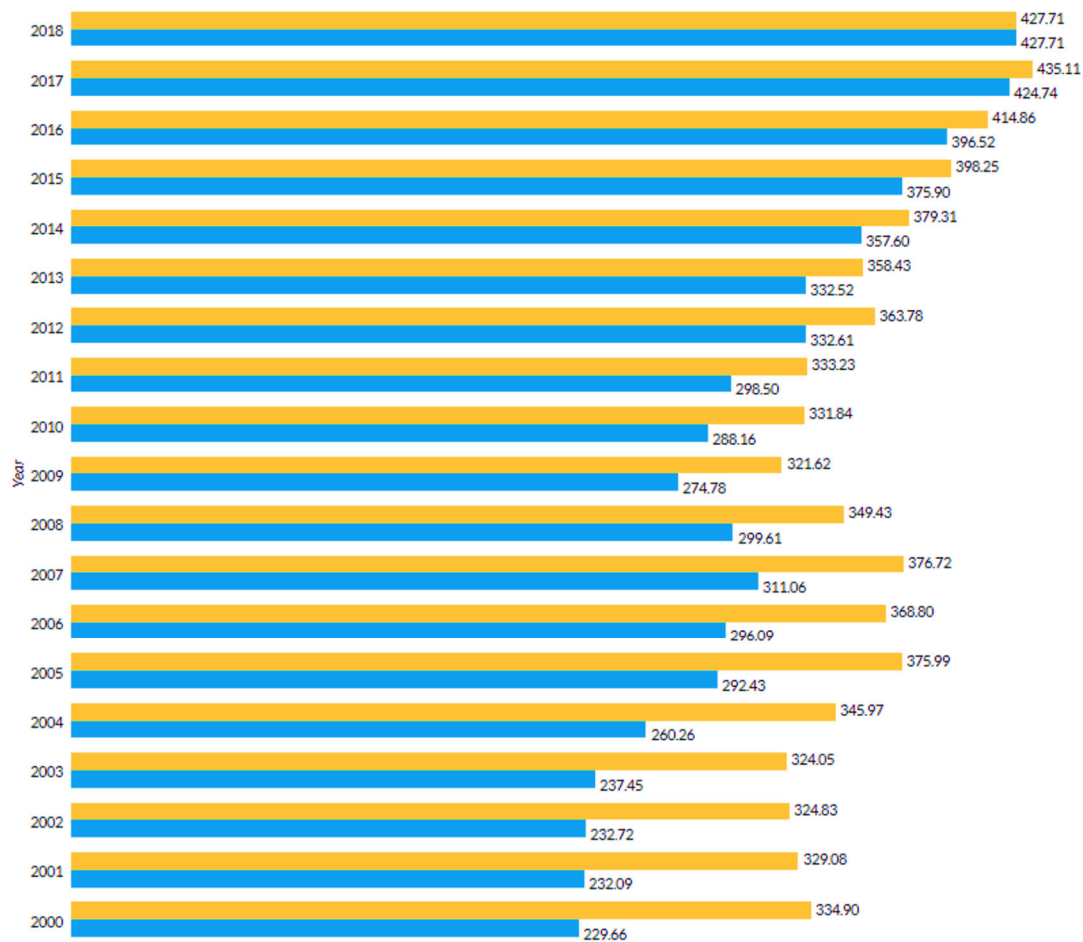


図4 非営利組織に対する寄付金等(Charitable Contribution)の推移(2000－2018)
出典-Urban Institute: “The Nonprofit Sector in Brief 2019”, Giving USA(2019)のデータにより作成されたもの

非営利組織に対する寄付金等(Charitable Contribution)について表したものが図4である。この図表は2018年の寄付額である4277.1億ドルを基軸として2000年まで遡ったものであり、各年度の下段の数値が実際の寄付額、上段がインフレ調整後の数値である。寄付金額が減少に転じている年度もあるが、近年は寄付金額が伸びており、2017年には寄付金実額およびインフレ調整後の数値が共に4,000億ドルを超過している。

Urban Instituteが2020年6月にまとめた“The Nonprofit Sector in Brief 2019”における非営利セクターに対する総合的な見解は、米国の非営利組織は全体として比較的健全な状態にあり、継続的な財政的な成長が見られたというものであった。ただし、寄付金等の額は比較的安定しているものの、インフレ調整後の数値は若干の減少傾向があることに注目している。

1.1.4 米国の非営利組織とCOVID-19の影響

COVID-19は、2019年12月初旬に中国の武漢市で最初の感染者が報告されてから、わずか数ヶ月ほどでパンデミックと言われる世界的な流行となった。COVID-19の蔓延は、各方面に深刻な影響を与え、3年を経た現在においてもそのすべての影響が解消されたわけではなく、懸念すべき要素が多く残っている。

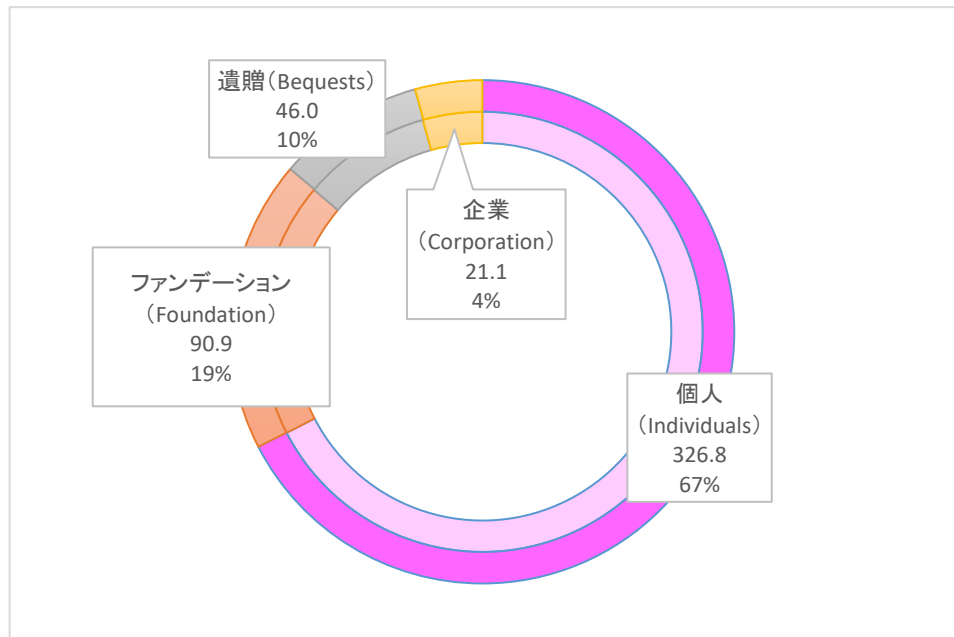


図5 寄付額の内訳(2021)
Giving USA : 2021 Giving Overview を参考に作成

米国の現地調査で訪問した、盲目・視覚障害のある人々の支援を行う 501(c)(3)団体の VISIONS によれば、このパンデミックの影響により 50 年以上前から盲目の人々を支援してきた、周囲の 4 つの老舗の機関すべてが閉鎖されたという。非営利組織への COVID-19 の影響は非常に懸念されるところである。現時点では COVID-19 による影響の全容を知ることは不可能であるが、すでに提示されているいくつかの資料を基に、非営利組織における影響についてまとめておきたい。

まず、2021 年の寄付額の状況を示したのが図5である。2021 年の非営利組織に対する寄付額は、4,848.5 億ドルとなっている。内訳は個人寄付が約 3,268 億ドル(約 67%)と最も多く、次にファンデーションが 909 億ドル(約 19%)、遺贈が 460 億ドル(約 10%)、企業が 211 億ドル(約 4%)である。つまり、前項で表した 2018 年度の総寄付額 4,277.1 億ドルよりも増加していることがわかる。

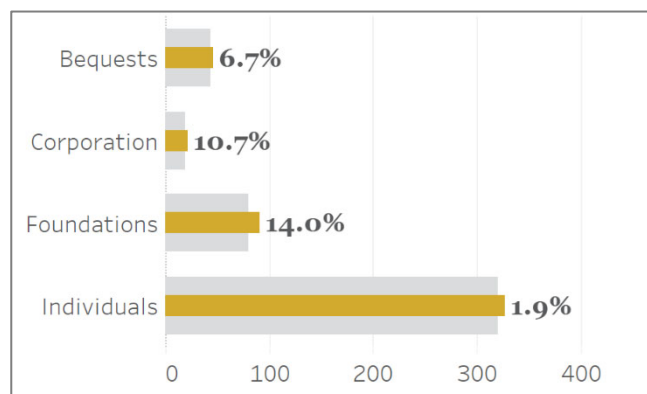


図6 寄付額の内訳の比較(2018 vs 2021)
出典—Giving USA:2021 Giving Overview

一方、図6はパンデミック以前の2018年と2021年の寄付額の内訳の比較を示したものである(インフレ調整後)。この結果からは、4つのすべてのカテゴリーによる寄付額が増加していることがわかる。しかし、寄付の主軸である個人寄付の伸び(1.9%)は、ファンデーション(14.0%)、企業(10.7%)、遺贈(6.7%)に比べて鈍化している。COVID-19が蔓延して以降、個人寄付に大半を頼っているような非営利組織など、収入源のあり様によって財政的な影響の強

弱があったことが予想される。

米国政府が緊急経済対策として出したコロナウイルス支援・救済・経済保証法(The Coronavirus Aid, Relief, and Economic Security Act, CARES Act)は、非営利組織の財政危機の救済も対象としている。また、給与保護プログラム(Paycheck Protection Program, PPP)や従業員保持クレジット(Employee Retention Credit, ERC)などのさまざまなプログラムの活用も、非営利組織が組織運営を続けるにあたって大いに役立ったと一般にいられている。しかし、BKD CPAs & Advisors⁵⁾が2022年2月に出した調査結果では、財政面において懸念を抱いている組織は、2021年の28.2%から48.7%へと増加し、財政面で肯定的な回答をした組織は2021年の45.5%から28.5%へと減少している。2021年もすでにCOVID-19の影響を多大に受けていた時期であるが、2022年はさらに財政面において厳しい状況に陥った組織が多いことがわかる。

BKD CPAs & Advisorsの調査報告に記載された、2021年と2022年の主要な調査結果を列挙したものが表4である。2021年2月の調査報告によれば、各非営利組織は受益者等の顧客との関わり方を再考することを余儀なくされ、特に医療機関と教育関係の組織は、プログラムとサービスの提供に多大な変化があったという。また活動を支える従業員についても、以前は50%以上が在宅勤務している組織は20%未満であったが、全組織のほぼ半数で、少なくとも50%がリモートで働く状況となった。そうした変化の中で、多くの非営利組織がプログラムやサービスを廃止せざるを得ない状況に直面した。収入が減少する中で、非営利団体は限られたリソースによって成果を上げなければならないというプレッシャーに、常にさらされていたという状況を垣間見ることができる。

表4 主な調査結果(2021年および2022年)

年	主な調査結果
2021	・ プログラムやサービスの提供を変更した(89%) ・ 収支が減少した(70%) ・ プログラムやサービスの料金の減少があった(61%) ・ 現在のプログラムやサービスを廃止する予定がある(29%)
2022	・ 予算が不足した(58%) ・ プログラムやサービスに対する需要が増加した(65%) ・ 新しいプログラムとサービスを追加する予定がある(77%) ・ 人手不足に悩まされた(71%)

BKD CPAs & Advisors: “2021 State of the Nonprofit Sector Report-Final”および
“2022 State of the Nonprofit Sector Report-Final”を参考に作成

2022年2月の調査報告によれば、多くの非営利組織では、対面式のイベントや募金活動の収益が大幅に減少し、リモートワークによるプログラムやサービスの提供へと方法を変更した。このリモートワークに関する評価は分かれている。約3分の1の組織では寄付者や他の外部の人々とのコミュニケーションに恩恵があったと感じており、4割弱の組織が活動の効率と有

効性を損なっていると感じているという結果が出ている。また、組織のサービスに対する需要が増加していると 65%の組織が回答しており、収益の減少と人員不足に対処する一方で、一部の組織では高まるサービスの需要に追いつくのに苦労していることがうかがえる。また、約 6 割の組織が利用可能なリソースを活用してプログラムやサービスに対する要求に対応しつつあるという結果も出ている。COVID-19 の影響も数年にわたる中で、活動のあり方の変更等が定着してきているものと思われる。

また、Urban Institute の“Registered Public Charities by Age”も 2020 年の COVID-19 の影響について調査報告を出しているが、調査対象の非営利組織が大きな打撃を受け、支出が収入を上回る組織が 40%あり、そのような組織では 2020 年の末までに 7%の有給スタッフを雇用できなくなったとしている。寄付額の減少だけでなく、特に深刻な影響を受けたのが、COVID-19 以前の 2019 年にはサービス料を重要な収入源としていたような団体である。Urban Institute は博物館などの芸術を扱うような団体は、他の組織以上に大きな財政悪化の影響を受けた可能性が高いとしている。

一方、対面でのイベントを活動の主軸としていた団体が、COVID-19 の影響を大きく受けた可能性が高いというのは一般的にはその通りであろうが、米国現地で調査研究を行った実感として残ったのは、事態を打開するために状況に合わせた活動に非営利組織自身がシフトさせることができたか、またそうした環境に適合するような変更を行うことができる有給スタッフやボランティア人材がその組織に存在したかどうか重要な鍵であったということである。政府によって非営利組織に対する支援があったとしても、その申請のための書面作成、報告書等の作成も必要であり、そのような人材配置が組織内で可能であったかも、その非営利組織が活動を継続できたかに大きな影響を与えている。

例えば、現地で聞き取り調査を行った The Washington, D.C. Chapter No.1 では、COVID-19 以前は作品の出展などのイベント開催を活動の主軸としていた。しかし、同団体は ZOOM によるオンラインイベントの開催を COVID-19 の影響がある中でもさまざまな支援によって継続することができ、むしろ会員が増加するという成果があったと述べている。

また、New York Mycological Society Inc は、さまざまなキノコ類の菌類の啓蒙を含む活動を実施する非営利組織であり、野外での活動がかつては主軸であった。しかし、運営メンバーや会員との間においてメールや Facebook, Instagram, Slacks 等の活発なコミュニケーションが図られ、COVID-19 以前は 700 名程度であった会員が、現在は約 2 倍に増えている。

1.1.5 まとめ

本稿では、米国の非営利組織についての概況を示すため、最初に IRS と非営利法人、中でも 501(c)(3)団体と IRS の関係について説明し、米国の非営利組織の規模や活動内容、財務状況等についてデータを交えながら紹介した上で、COVID-19 が非営利組織に与えた影響について述べてきた。IRS と非営利組織、特に 501(c)(3)団体についての説明の中では、501(c)(3)団体にはパブリック・チャリティとプライベート・ファンデーションの別があり、より公益性が高

いと認められるパブリック・チャリティの方が税の優遇が大きいことを説明した。こうしたパブリック・チャリティとプライベート・ファンデーションを分けて考える制度は、日本の制度と異なるものである。

また連邦税の優遇の申請や、IRS に毎年提出する Form990 をはじめとする報告書については、組織の規模と負担を考慮した簡易版が存在することも特徴であった。こうした制度設計は、わが国の非営利組織がより成長する上で考慮すべき、重要な視点を提供するものと思われる。米国は寄付文化が成熟していると言われるが、その前提にはこうした制度的な恩恵があり、501(c)(3)団体が急速に発展した要因の1つになっていると考えられる。

「1.1.3 米国の非営利組織と 501(c)(3)団体の現状」では米国の非営利組織が堅調に成長してきたことをさまざまなデータから説明し、「1.1.4 米国の非営利組織と COVID-19 の影響」では、COVID-19 の影響下でも寄付額等の非営利組織に対する支援は増えたが、多くの組織で人員の削減や活動のあり方の転換を図ることが余儀なくされたことを説明した。しかし、実際に訪問した団体を含め、コロナという厳しい環境に適した変容をすることができた組織は発展を続けている可能性が高い。組織の転換に対応することのできる人材がいるか否かは、組織の命運を分ける大きな要因となっている。

格差が激しいと言われる米国において、公益性を重視し多様なサービスを人々に提供する非営利組織の存在は重要である。そして、格差問題が深刻化するわが国においても、非営利組織の果たすべき役割はこれから一層重要性を増すと思われる。その発展を後押しするための制度設計や人材育成のあり方を、米国の非営利組織のあり様から模索することは意義深いと考えられる。

注

- 1)Internal Revenue Service , “Exempt Purposes – Internal Revenue Code Section 501(c)(3)”を参照。
- 2)非営利法人研究学会(編)(2022),「非営利用語辞典」参照。
- 3)Internal Revenue Service, “Organizations Not Required to File Form 1023”参照。
- 4)Urban Institute は Data Axle USA の American Church list を活用して推定している。データによれば、約 345,000 の礼拝所が全米には存在しており、2016 年の 2 月時点での IRS に登録する組織は約 240,000 である。
- 5)1923 年に設立された会計監査会社を基盤とし、医療、製造、流通、金融サービス、建設、不動産のほか、政府機関、高等教育機関、非営利団体など、幅広い業界にさまざまなサービスを提供してきた。2022 年 6 月 1 日にディクソン ヒューズ グッドマンと合併して FORVIS となっている。

文 献

- BKD CPAs & Advisors, “2021 State of the Nonprofit Sector Report-Final.”, Feb 2021(<https://www.forvis.com/media/state-nonprofit-sector-report-2021>), 2022 月 12 月 20 日アクセス
- BKD CPAs & Advisors, “2022 State of the Nonprofit Sector Report-Final.”, Feb 2022(<https://www.forvis.com/media/state-nonprofit-sector-report-2022>)

www.forvis.com/media/state-nonprofit-sector-report-2022),2022 月 12 月 20 日アクセス
 Giving USA,“2021 Giving Overview”,(<https://givingusa.org/giving-usa-limited-data-tableau-visualization>),2022 月 12 月 20 日アクセス
 Giving USA,“GivingUAS2022 Infographic”,(chrome-extension://efaidnbmnnnibpcajpgclclefindmkaj/https://givingusa.org/wp-content/uploads/2022/06/GivingUSA2022_Infographic.pdf),2022 月 12 月 20 日アクセス
 Internal Revenue Service,“Exempt Purposes – Internal Revenue Code Section 501(c)(3)”,(<https://www.irs.gov/charities-non-profits/charitable-organizations/exempt-purposes-internal-revenue-code-section-501c3>),2022 月 12 月 20 日アクセス
 Internal Revenue Service,“Form 990 Series Which Forms Do Exempt Organizations File Filing Phase In”,(<https://www.irs.gov/charities-non-profits/form-990-series-which-forms-do-exempt-organizations-file-filing-phase-in>),2022 月 12 月 20 日アクセス
 Internal Revenue Service,“Form 1023 (Rev. December 2017) Department of the Treasury Internal Revenue Service”,(<https://www.irs.gov/pub/irs-pdf/f1023.pdf>),2022 月 12 月 20 日アクセス
 Internal Revenue Service,“Organizations Not Required to File Form 1023”,(<https://www.irs.gov/charities-non-profits/charitable-organizations/organizations-not-required-to-file-form-1023>), 2022 月 12 月 20 日アクセス
 Legal information institute,“U.S. Code § 501 – Exemption from tax on corporations, certain trusts, etc.”,(<https://www.law.cornell.edu/uscode/text/26/501>),2022 月 12 月 20 日アクセス
 Urban Institute,““Registered Public Charities by Age”,Aug 2018“,(<https://nccs.urban.org/publication/registered-public-charities-age>),2022 月 12 月 20 日アクセス
 Urban Institute,“Number of Registered 501(c)(3) Private Foundations by Age“,Sep 2018,(<https://nccs.urban.org/publication/registered-501c3-private-foundations-age>),2022 月 12 月 20 日アクセス
 Urban Institute,“The Nonprofit Sector in Brief 2019”,June 2020,(<https://nccs.urban.org/publication/nonprofit-sector-brief-2019#the-nonprofit-sector-in-brief-2019>), 2022 月 12 月 20 日アクセス
 Urban Institute,“Nonprofit Trends and Impacts 2021“,Oct 2021,(<https://www.urban.org/research/publication/nonprofit-trends-and-impacts-2021>),2022 月 12 月 20 日アクセス
 跡田直澄・前川聡子・末村祐子・大野謙一(2002),「非営利セクターと寄付税制」,『フィナンシャル・レビュー』,No.65,74-92 頁
 石村耕治(2014),「非営利公益団体課税除外制・公益寄附金税制の根拠の日米比較」『白鷗法学』vol.20,No.2,73-187 頁
 非営利法人研究学会(編)(2022),「非営利用語辞典」,全国公益法人協会

1.2 非営利団体の法制と小規模団体対策

中島智人

1.2.1 調査目的

米国における非営利団体の特徴は、多様性にある。内国歳入法典 501 条(c) (Inland Revenue Code : IRC 501(c))には、27 の免税団体(tax-exempt organization)が掲げられている。さらに、IRC501(c)以外にも何らかのかたちでの免税が認められた団体もあり、そのすべてを考慮すると、現在、35 種類となる(IRS 2023)¹。その中で、特に際立つ特徴のひとつが、非営利団体の規模の多様性である。収入もなくボランティアによって支えられた草の根団体から、何百億ドル(日本円にして、数兆円)規模の資産を有し、毎年何十億ドル(数千億)規模の助成を行っている財団²まで、そのすべてが米国の非営利団体であり、免税団体である。

この章では、米国の多様な非営利団体にあって、寄付者に対する控除(tax-deductible contribution)が認められている内国歳入法典 501(c) (3) 団体(501(c) (3) 団体)を念頭に、米国における非営利団体の法制を、特に小規模団体への対応に注目しながらその特徴について確認したい。具体的には、まず、米国における小規模団体の現状について概観する。次に、小規模団体に留意しつつ米国における免税資格の取得手続きに関して、組織および運営上の対応について考える。最後に、非営利団体が非営利団体の法人として法人格を取得するために必要な事項について整理する。

なお、この章では、非営利団体(nonprofit organization)、非営利法人(nonprofit corporation)、免税団体(tax-exempt organization)の用語を使い分ける。非営利団体のうち、(後述する各州の規定にもとづいて)法人格を取得したものが非営利法人である。また、非営利団体のうち、内国歳入庁(Inland Revenue Service : IRS)によって免税資格が認められた団体が、免税団体であり、法人格の有無は問わない。

1.2.2 小規模法人対策の現状

米国の免税団体のうち、501(c) (3) 団体は「charitable organization(公益(慈善)団体)」よばれ、その数や規模からしても米国非営利団体の中心である。National Council of Nonprofits が IRS の公開情報をもとにまとめた資料によると、2016 年度には 501(c) (3) 団体の数は、1, 425, 024 団体であり、うちパブリック・チャリティ(公益増進団体)(public charity)が 1, 298, 348 団体(91.9 パーセント)、プライベート・ファウンデーション(私立財団)(private foundation)が 126, 676(8.9 パーセント)団体だった(National Council of Nonprofits 2019)。

また、501(c) (3) 団体の数を年間収入規模別にまとめたのが、表 5 である(National Council

¹ IRS Publication 557(pp.69-70)(2023 年 1 月改訂版) <https://www.irs.gov/pub/irs-pdf/p557.pdf> (2023 年 5 月アクセス)

² Forbs America's Top 100 Charities 2022 参照 <https://www.forbes.com/lists/top-charities/> (2023 年 5 月アクセス)

of Nonprofits 2019)。ここには、2016 年度に IRS に対して年次報告書 (Form 990, Form 990-EZ, もしくは Form 990-N³) を提出した 501 (c) (3) 団体で、プライベート・ファウンデーションを除いたものが集計されている。この表から、Form 990-N を提出した団体 (基本的に、年間総収入 \$50,000 以下、700 万円 (1 ドル=140 円で計算、以下同様)) もしくは年間収入のない団体が、全体の半数以上 (55.3 パーセント) を占めることがわかる。さらに、全体のおよそ 3/4 (74.9 パーセント) が、年間収入 \$100,000 (1,400 万円) までの団体⁴であり、収入規模のうえでは、米国の非営利団体の多くが「小規模」団体といえる。

表 5 1 年間収入規模別 501 (c) (3) 団体数 (2016 年度)

収入規模	団体数	割合	累積割合
990-N or no expenses reported	498,565	55.3%	55.3%
Up to \$100,000	176,698	19.6%	74.9%
\$100,000 - \$250,000	75,694	8.4%	83.3%
\$250,000 - \$500,000	43,461	4.8%	88.2%
\$500,000 - \$1,000,000	33,365	3.7%	91.9%
\$1,000,000 - \$5,000,000	45,847	5.1%	96.9%
\$5,000,000 - \$10,000,000	10,449	1.2%	98.1%
Greater than \$10,000,000	17,127	1.9%	100.0%
合計	901,206	100.0%	

出典：National Council of Nonprofits (2019)より筆者作成

IRS は、IRS に登録された免税団体の情報を提供している。そのうち、「Exempt Organizations Business Master File Extract」⁵は、州ごと、あるいは地域⁶ごとの免税団体の情報が提供されている。ここからは、このデータを用いて、非営利団体、とりわけ小規模団体の特徴についてみていきたい。

表 6 は、「Exempt Organizations Business Master File Extract」の区分にしたがって、

³ Form 990-N の提出が認められる団体の詳細については、後述。通常の年間総収入が \$50,000 (700 万円) 以下の団体である。

⁴ 原文では、「Up to \$100,000」と表記されてるため、「未満」「以下」の区別がつきづらい。IRS が公開している他の情報を参考にここでは「未満」の場合が多い。ただし、同じ表に「Greater than」(より大きい)とあるため、この「Up to」は「以下」と考えることもできるため、「まで」とあいまいにした。

⁵ <https://www.irs.gov/charities-non-profits/exempt-organizations-business-master-file-extract-eo-bmf> (2023 年 5 月アクセス)情報は定期的に更新されるため、掲載されている団体数はデータ提供時期によって異なる。そのため、厳密な数よりも全体の傾向とらえることにした。今回の分析には、2023 年 5 月 8 日に更新されたデータを用いた。掲載されているデータは、概ね 2003 年 2 月までに IRS に提出されたものであるが、団体によって提出時期は異なる。データは、カンマ区切りの CSV ファイルで提供され、データのコーディングは、Information Sheet (2014 年 4 月版)を利用した (https://www.irs.gov/pub/irs-soi/eo_info.pdf)。

⁶ 地域は、Northeast Area, Mid-Atlantic and Great Lakes Areas, Gulf Coast and Pacific Coast Areas, International および Puerto Rico に分けられている。今回は、International と Puerto Rico を除く全米 50 州およびワシントン D.C. のデータを用いた。

免税団体を規模別に表したものである。さらに、免税団体のうち主として 501(c)(3) 団体のパブリック・チャリティが提出する Form 990, Form 990-EZ, および Form 990-N が求められる団体⁷, およびプライベート・ファウンデーションが提出する Form 990-PF が求められる団体の規模別数を示した。全体のうち, Form 990, Form 990-EZ, および Form 990-N 提出団体は 77.0 パーセント, Form 990-PF 提出団体は 7.5 パーセント, 合計で 84.5 パーセントを占めた⁸。

表 6 免税団体の規模別団体数(全体, および提出する Form 990 別)

年間収入規模 (ドル)	免税団体全体		
	団体数	割合	累積割合
0	1,189,294	64.3%	64.3%
1 to 9,999	58,106	3.1%	67.4%
10,000 to 24,999	35,148	1.9%	69.3%
25,000 to 99,999	146,482	7.9%	77.2%
100,000 to 499,999	211,965	11.5%	88.7%
500,000 to 999,999	63,570	3.4%	92.1%
1,000,000 to 4,999,999	88,985	4.8%	96.9%
5,000,000 to 9,999,999	21,437	1.2%	98.1%
10,000,000 to 49,999,999	25,691	1.4%	99.4%
50,000,000 to greater	10,241	0.6%	100.0%
合計	1,850,919	100.0%	

年間収入規模 (ドル)	Form 990/990-EZおよびForm 990-N提出団体			Form 990-PF提出団体		
	団体数	割合	累積割合	団体数	割合	累積割合
0	905,554	63.6%	63.6%	20,564	14.8%	14.8%
1 to 9,999	31,190	2.2%	65.8%	25,378	18.2%	33.0%
10,000 to 24,999	25,262	1.8%	67.5%	8,385	6.0%	39.0%
25,000 to 99,999	119,244	8.4%	75.9%	20,014	14.4%	53.4%
100,000 to 499,999	174,154	12.2%	88.1%	29,527	21.2%	74.6%
500,000 to 999,999	50,641	3.6%	91.7%	10,862	7.8%	82.4%
1,000,000 to 4,999,999	70,966	5.0%	96.7%	16,159	11.6%	94.0%
5,000,000 to 9,999,999	17,337	1.2%	97.9%	3,556	2.6%	96.5%
10,000,000 to 49,999,999	21,430	1.5%	99.4%	3,704	2.7%	99.2%
50,000,000 to greater	8,825	0.6%	100.0%	1,118	0.8%	100.0%
合計	1,424,603	100.0%		139,267	100.0%	

出典：Exempt Organizations Business Master File Extractのデータをもとに筆者作成

⁷ Form 990 および Form 990-EZ を用いるのは, 501(c)(3) 団体だけではないため, 厳密には 501(c)(3) 団体のパブリック・チャリティの数をあらわしたものではない。Form 990 および Form 990-EZ の提出が求められる免税団体の一覧は, IRS Publication 557「Organization Reference Chart」(pp.69-70)を参照。

<https://www.irs.gov/pub/irs-pdf/p557.pdf> (2023 年 5 月アクセス)

⁸ 残りのうち, 教会(church)が 268,229 団体(14.5 パーセント)を占めた。

表5で示した National Council of Nonprofits が IRS の公開情報(2016 年度)をまとめた 501(c)(3)団体の規模別団体数と比較すると, Form 990/990-EZ および Form 990-N 提出団体では, 年間収入\$100,000(1,400 万円)未満の団体が全体の 75.9 パーセントを占め, ほぼ同様の比率となっている。Form 990-PF 提出団体(プライベート・ファウンデーション)では, 年間収入\$100,000(1,400 万円)未満団体は全体 53.4 パーセント, 全体の約 3/4(74.6 パーセント)となるのは年間収入\$500,000(7,000 万円)と, より規模の大きい団体が多いことが示された。

続いて, 米国の免税団体がどのような法人格を有しているのか, 規模ごとの割合を確認したい。501(c)(3)団体として免税資格を得るためには, 非営利団体は, 法人(corporation), 信託(trust), 人格なき社団(unincorporated association)のいずれかである必要がある。

加えて, 有限責任会社(limited liability company : LLC)も法人として免税資格を申請できる。ここでは, Exempt Organizations Business Master File Extract に組織形態(type of organization)として区分された, 法人(corporation), 信託(trust), 人格なき社団(ここでは単に association)ごとにその分布を示した。表7には, Form 990/990-EZ および Form 990-N 提出団体(主として, パブリック・チャリティ)に抽出し, 規模別に組織形態をまとめたものである。

表7 免税団体の組織形態別・規模別団体数(Form 990/990-EZ, および Form 990-N 団体)

年間収入規模 (ドル)	法人		信託		人格なき社団		合計	
	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合
Form 990 / Form 990-EZ	379,977	84.5%	9,341	2.1%	60,450	13.4%	449,768	100.0%
Form 990-N	717,954	74.1%	6,383	0.7%	244,344	25.2%	968,681	100.0%
合計	1,097,931	77.4%	15,724	1.1%	304,794	21.5%	1,418,449	100.0%

年間収入規模 (ドル)	法人		信託		人格なき社団		合計	
	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合
0	656,418	72.8%	5,121	0.6%	240,350	26.6%	901,889	100.0%
1 to 9,999	27,343	88.0%	499	1.6%	3,217	10.4%	31,059	100.0%
10,000 to 24,999	21,418	85.1%	359	1.4%	3,385	13.5%	25,162	100.0%
25,000 to 99,999	98,315	82.8%	1,346	1.1%	19,085	16.1%	118,746	100.0%
100,000 to 499,999	148,562	85.6%	2,405	1.4%	22,503	13.0%	173,470	100.0%
500,000 to 999,999	43,806	86.8%	1,134	2.2%	5,499	10.9%	50,439	100.0%
1,000,000 to 4,999,999	62,096	87.8%	2,082	2.9%	6,552	9.3%	70,730	100.0%
5,000,000 to 9,999,999	15,048	87.3%	725	4.2%	1,471	8.5%	17,244	100.0%
10,000,000 to 49,999,999	18,009	85.4%	1,286	6.1%	1,793	8.5%	21,088	100.0%
50,000,000 to greater	6,916	80.2%	767	8.9%	939	10.9%	8,622	100.0%
合計	1,097,931	77.4%	15,724	1.1%	304,794	21.5%	1,418,449	100.0%

出典：Exempt Organizations Business Master File Extractのデータをもとに筆者作成

まず, 小規模団体向けの Form 990-N を提出する団体では, 74.1 パーセントと約 3/4 が法人となっている。残りの約 1/4 は人格なき社団である。また, Form 990/990-EZ および Form 990-N 提出団体では, 全体の 84.5 パーセントが法人であるものの一定の割合(13.4 パーセント)は人格なき社団である。

Form 990/990-EZ および Form 990-N 提出団体を合わせた団体を年間収入別でみると、年間収入のない団体を除いて、法人である団体が 8 割以上を占めているものの、人格なき社団も 1 割程度ある。また、年間収入のない団体だけをみると、法人は 7 割程度 (72.8%), 人格なき社団が 26.6 パーセントである⁹。

また、表 8 は、Form 990-PF 提出団体 (プライベート・ファウンデーション) を、規模別にその組織形態をまとめたものである。Form 990-PF 提出団体では、信託が 24.2 パーセントと全体の約 1/4 を占めるものの、全体では法人が 71.8 パーセントと最も多い。年間収入のない団体では、人格なき社団も相当数見られる (12.8 パーセント) が、全体では人格なき社団は限られる (4 パーセント) (が、ゼロではない)。また、年間収入規模が大きくなるにつれて、法人の割合が高くなる傾向が見受けられる。Form 990/990-EZ および Form 990-N 提出団体と比較すると、小規模団体でも人格なき社団の割合が低い。

表 8 免税団体の組織形態別・規模別団体数 (Form 990-PF 団体)

年間収入規模 (ドル)	法人		信託		人格なき社団		合計	
	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合
0	17,197	83.9%	669	3.3%	2,631	12.8%	20,497	100.0%
1 to 9,999	19,960	80.3%	3,993	16.1%	889	3.6%	24,842	100.0%
10,000 to 24,999	5,918	74.1%	1,728	21.6%	343	4.3%	7,989	100.0%
25,000 to 99,999	12,404	67.0%	5,594	30.2%	527	2.8%	18,525	100.0%
100,000 to 499,999	17,033	62.2%	9,892	36.1%	479	1.7%	27,404	100.0%
500,000 to 999,999	6,597	63.9%	3,575	34.6%	152	1.5%	10,324	100.0%
1,000,000 to 4,999,999	10,646	68.2%	4,787	30.6%	187	1.2%	15,620	100.0%
5,000,000 to 9,999,999	2,518	72.0%	943	27.0%	38	1.1%	3,499	100.0%
10,000,000 to 49,999,999	2,746	75.1%	870	23.8%	42	1.1%	3,658	100.0%
50,000,000 to greater	876	78.8%	230	20.7%	6	0.5%	1,112	100.0%
合計	95,895	71.8%	32,281	24.2%	5,294	4.0%	133,470	100.0%

出典：Exempt Organizations Business Master File Extractのデータをもとに筆者作成

最後に、表 9 は、Exempt Organizations Business Master File Extract にある免税団体から、Form 990/990-EZ および Form 990-N 提出団体、Form 990-PF 提出団体を抽出し、寄付者に対する寄付控除の有無によって団体数をまとめたものである。このうち、「条約によって寄付控除あり」という団体は、IRS に免税団体として登録された各州にある外国団体を表す。

この表からは、IRS に免税団体として登録された団体のうち、Form 990/990-EZ および Form 990-N、Form 990-PF 団体のほとんどが、自団体の免税だけではなく、寄付者の寄付控除が受けられることを示している。その割合は、Form 990/990-EZ 提出団体では、約 8 割 (79.6 パーセント)、Form 990-N 提出団体は 8 割以上 (83.6 パーセント)、そして Form 990-PF 提出団体では、そのほぼすべて (97.7 パーセント) となる。

⁹ Form 990-N の提出が認められる団体は年間収入以外の基準もあること、また、認められる団体であっても自主的に他のフォームを提出することができることから、年間収入規模が基準以下の団体であっても Form 990-N を提出しているとは限らない。

表 9 寄付控除の有無 (Form 990/990-EZ および Form 990-N, Form 990-PF 団体)

	寄付控除あり		寄付控除なし		条約により寄付控除あり		合計	
	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合
Form 990 / Form 990-EZ	357,358	79.6%	89,566	19.9%	45	0.01%	448,998	100.0%
Form 990-N	805,930	83.6%	152,776	15.8%	67	0.01%	964,448	100.0%
合計	1,163,288	82.3%	242,342	17.1%	112	0.01%	1,413,446	100.0%

	寄付控除あり		寄付控除なし		条約により寄付控除あり		合計	
	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合
Form 990-PF	132,399	97.7%	421	0.3%	12	0.01%	135,521	100.0%

出典：Exempt Organizations Business Master File Extractのデータをもとに筆者作成

ここまで、IRS の公表データやそれをまとめた報告にもとづいて、米国の非営利団体、特に免税団体についてその特徴を確認した。特に、小規模団体に注目すると、次のような特徴を指摘することができる。

- ・ 米国の非営利団体、特に免税団体はその規模において多様である。さらに、小規模団体が数の上では多くを占める。
- ・ 免税団体のうち、小規模団体の一定数は人格なき社団である（小規模な人格なき社団でも免税団体である）。
- ・ 小規模団体であっても、法人格を取得した団体が多数を占める（小規模団体であっても、法人格を取得して活動できる）。
- ・ 小規模団体であっても、寄付者に対する寄付控除が認められている（団体に対する免税だけではなく）。

この章の冒頭では、米国の非営利団体、あるいは免税団体の特徴として、規模の多様性を指摘した。特に小規模団体であっても、寄付者に対する寄付控除をはじめとして、さまざまな税制優遇が認められおり、実際、多くの小規模団体が免税団体として活動していることが、IRS の公表データからも裏付けされた。その背景には、団体の活動に必要な免税資格や非営利法人格を簡便なかたちで取得・維持することができる制度が存在する。ここからは、非営利団体の免税資格の取得、および非営利法人格の取得手続きについて、見ていきたい。

1.2.3 非営利団体の免税資格の取得

内国歳入法典 501(a) (IRC 501(a)) に規定された基準を満たす非営利団体は、IRS に適切な申請書類を提出し承認されることにより連邦所得税 (federal income tax) の免税団体となる。具体的な免税団体については、IRC 501(c) に列挙されており、免税資格に関する IRS の出版物 (Publication 557) には、免税資格を得ることができる団体の類型として 35 種類があげられて

いる¹⁰(表 10 参照)。また、その免税資格の申請手続きについて IRS のガイドライン(Publication 4220)が提供されている¹¹。

非営利団体が、IRS によって 501(c)(3)資格が認められると、連邦所得税の免税や寄付者に対する寄付控除のほか、雇用税(employment tax)の免税を受けられる。また、得(income)、事業売上(sales)、資産(property)にかかわる州税や地方税の免税にもつながる。

非営利団体は、IRC 501(c)(3)に定められた免税目的(exempt purpose)の一つ以上「だけ」(exclusively)のために、組織化され運営されると認められた場合、501(c)(3)団体つまり公益団体(charitable organization)として認められる¹²。これらの要件は、組織テスト(organizational test)、および運営テスト(operational test)として知られる。ここでは IRS Publication 4420 に沿って、あわせて Publication 557 を参照しながら、501(c)(3)団体としての免税資格の申請手続きについて、順を追って紹介したい。

免税目的(exempt purpose)

501(c)(3)にある「目的」は、次のものである。

- ・ 慈善(charitable)
- ・ 宗教(religious)
- ・ 教育(educational)
- ・ 学術(scientific)
- ・ 文学(literary)
- ・ 公共安全テスト(testing for public safety)
- ・ 国内外のアマチュアスポーツ競技の推進(fostering national or international amateur sports competition)
- ・ 児童・動物への虐待防止(preventing cruelty to children or animals.)

¹⁰ IRS Publication 557 “Tax-Exempt Status for Your Organization” (2023 年 1 月改定版)による。
<https://www.irs.gov/pub/irs-pdf/p557.pdf> (2023 年 5 月アクセス)

¹¹ IRS Publication 4220 “Applying for 501(c)(3) Tax-Exempt Status”(現在は 2018 年 3 月改訂版)。
<https://www.irs.gov/pub/irs-pdf/p4220.pdf> (2023 年 5 月アクセス)

¹² 例えばガイダンス(publication 4220)には、“(nonprofit) organization must be organized and operated exclusively for one or more exempt purposes”と記述されている(p.3)。

表 10 免税団体の種類 (IRS Publication 557 より抜粋)

Section of 1986 Code	Description of organization	General nature of activities	Application Form ¹	Annual return required to be filed	Contributions allowable
501(c)(1)	Corporations Organized under Act of Congress (including Federal Credit Unions)	Instrumentalities of the United States	No Form	None	Yes, if made for exclusively public purposes
501(c)(2)	Title Holding Corporation For Exempt Organization	Holding title to property of an exempt organization and distributing net income to it	1024	990 ² or 990-EZ ⁹	No ³
501(c)(3)	Religious, Educational, Charitable, Scientific, Literary, Testing for Public Safety, to Foster National or International Amateur Sports Competition, or Prevention of Cruelty to Children or Animals Organizations	Activities of nature implied by description of class of organization	1023, 1023-EZ	990 ² or 990-EZ ⁹ , or 990-PF	Yes, generally
501(c)(4)	Civic Leagues, Social Welfare Organizations; and Local Associations of Employees	Promotion of community welfare; charitable, educational, or recreational	Must provide notice on Form 8976; may also submit Form 1024-A	990 ² or 990-EZ ⁹	No, generally ^{3,4}
501(c)(5)	Labor, Agricultural, and Horticultural Organizations	Educational or instructive, the purpose being to improve conditions of work, and to improve products and/or efficiency	1024	990 ² or 990-EZ ¹	No ³
501(c)(6)	Business Leagues, Chambers of Commerce, Real Estate Boards, etc.	Improvement of business conditions of one or more lines of business	1024	990 ² or 990-EZ ⁹	No ³
501(c)(7)	Social and Recreational Clubs	Pleasure, recreation, social activities	1024	990 ² or 990-EZ ⁹	No ³
501(c)(8)	Fraternal Beneficiary Societies and Associations	Providing for payment of life, sickness, accident or other benefits to members within a lodge system	1024	990 ² or 990-EZ ⁹	Yes, if for certain Sec. 501(c)(3) purposes
501(c)(9)	Voluntary Employees Beneficiary Associations	Employee association providing for payment of life, sickness, accident, or other benefits to members	1024	990 ² or 990-EZ ⁹	No ³
501(c)(10)	Domestic Fraternal Societies and Associations	Earnings devoted to charitable, fraternal, and other specified purposes within a domestic lodge system. No benefits to members	1024	990 ² or 990-EZ ⁹	Yes, if for certain Sec. 501(c)(3) purposes
501(c)(11)	Teachers' Retirement Fund Associations	Teachers' association for payment of retirement benefits	1024 ⁷	990 ² or 990-EZ ⁹	No ³
501(c)(12)	Benevolent Life Insurance Associations, Mutual Ditch or Irrigation Companies, Mutual or Cooperative Telephone Companies, and Like Organizations	Activities of a mutual or cooperative nature	1024	990 ² or 990-EZ ⁹	No ³
501(c)(13)	Cemetery Companies	Burials and incidental activities	1024	990 ² or 990-EZ ⁹	Yes, generally
501(c)(14)	State-Chartered Credit Unions, Mutual Reserve Funds	Loans to members	1024 ⁷	990 ² or 990-EZ ⁹	No ³
501(c)(15)	Mutual Insurance Companies or Associations	Providing insurance to members substantially at cost	1024	990 ² or 990-EZ ⁹	No ³
501(c)(16)	Cooperative Organizations to Finance Crop Operations	Financing crop operations in conjunction with activities of a marketing or purchasing association	Form 1120-C, 1024 ⁷	990 ² or 990-EZ ⁹	No ³
501(c)(17)	Supplemental Unemployment Benefit Trusts	Provides for payment of supplemental unemployment compensation benefits	1024	990 ² or 990-EZ ⁹	No ³
501(c)(18)	Employee Funded Pension Trust (created before June 25, 1959)	Payment of benefits under a pension plan funded by employees	1024 ⁷	990 ² or 990-EZ ⁹	No ³
501(c)(19)	Post or Organization of Past or Present Members of the Armed Forces	Activities implied by nature of organization	1024	990 ² or 990-EZ ⁹	No, generally ⁸
501(c)(21)	Black Lung Benefit Trusts	Funded by coal mine operators to satisfy their liability for disability or death due to black lung diseases	1024 ⁷	990	No ⁵

表 10 免税団体の種類(続き)

Section of 1986 Code	Description of organization	General nature of activities	Application Form ¹	Annual return required to be filed	Contributions allowable
501(c)(22)	Withdrawal Liability Payment Fund	To provide funds to meet the liability of employers withdrawing from a multi-employer pension fund	1024 ⁷	990 ² or 990-EZ ⁹	No ⁶
501(c)(23)	Veterans' Organization (created before 1880)	To provide insurance and other benefits to veterans	1024 ⁷	990 ² or 990-EZ ⁹	No, generally ⁸
501(c)(25)	Title Holding Corporations or Trusts with Multiple Parent Corporations	Holding title and paying over income from real property to 35 or fewer parents or beneficiaries	1024	990 ² or 990-EZ ⁹	No
501(c)(26)	State-Sponsored Organization Providing Health Coverage for High-Risk Individuals	Provides health care coverage to high-risk individuals	1024 ⁷	990 ² or 990-EZ ⁹	No
501(c)(27)	State-Sponsored Workers' Compensation Reinsurance Organization	Reimburses members for losses under workers' compensation acts	1024 ⁷	990 ² or 990-EZ ⁹	No
501(c)(28)	National Railroad Retirement Investment Trust	Manages and invests the assets of the Railroad Retirement Account	1024	990 ¹²	No ¹²
501(c)(29)	CO-OP health insurance issuers	A qualified health insurance issuer which has received a loan or grant under the CO-OP program	1024 and Form 8718 ¹⁵	990 ²	No ¹⁴
501(d)	Religious and Apostolic Associations	Regular business activities; Communal religious community	1024	1065 ¹⁰	No ³
501(e)	Cooperative Hospital Service Organizations	Performs cooperative services for hospitals	1023	990 ² or 990-EZ ⁹	Yes
501(f)	Cooperative Service Organizations of Operating Educational Organizations	Performs collective investment services for educational organizations	1023	990 ² or 990-EZ ⁹	Yes
501(k)	Child Care Organizations	Provides care for children	1023	990 ² or 990-EZ ⁹	Yes
501(n)	Charitable Risk Pools	Pools certain insurance risks of sec. 501(c)(3) organizations	1023	990 ² or 990-EZ ⁹	Yes
501(q)	Credit Counseling Organization	Credit counseling services	1023	990 ¹³	No
521(a)	Farmers' Cooperative Associations	Cooperative marketing and purchasing for agricultural procedures	1028 or 1024	1120-C	No
527	Political organizations	A party, committee, fund, association, etc., that directly or indirectly accepts contributions or makes expenditures for political campaigns	8871	1120-POL ¹¹ 990 ² or 990-EZ ⁹	No

¹ Most 501(c) organizations, other than those described in sections 501(c)(3) (exceptions apply), (9), and (17), may, but are not required to, submit an application for recognition of tax-exempt status from the IRS. These organizations may self-declare their tax exempt status by operating within the requirements of the applicable code section and filing the required annual returns or notices.

² For exceptions to the filing requirement, see chapter 2 and the form instructions. Note: For annual tax periods beginning after 2006, most tax-exempt organizations, other than churches, are required to file an annual Form 990, 990-EZ, or 990-PF with the IRS or to submit an annual electronic notice, Form 990-N (e-Postcard), to the IRS. Tax-exempt organizations failing to file an annual return or submit an annual notice as required for 3 consecutive years will automatically lose their tax-exempt status. See form instructions as to which 990 series, and other series, forms, after the Taxpayer First Act, are required to be filed electronically.

³ An organization exempt under a subsection of section 501 other than 501(c)(3) can establish a charitable fund, contributions to which are deductible. Such a fund must itself meet the requirements of section 501(c)(3) and the related notice requirements of section 508(a).

⁴ Contributions to volunteer fire companies and similar organizations are deductible, but only if made for exclusively public purposes.

⁵ Deductible as a business expense to the extent allowed by section 192.

⁶ Deductible as a business expense to the extent allowed by section 194A.

⁷ Reserved

⁸ Contributions to these organizations are deductible only if 90% or more of the organization's members are war veterans.

⁹ For limits on the use of Form 990-EZ, see chapter 2 and the general instructions for Form 990-EZ (or Form 990).

¹⁰ Although the organization files a partnership return, all distributions are deemed dividends. The members aren't entitled to *pass through* treatment of the organization's income or expenses.

¹¹ Form 1120-POL is required only if the organization has taxable income as defined in section 527(c).

¹² Only required to annually file so much of the Form 990 that relates to the names and addresses of the officers, directors, trustees, and key employees, and their titles, compensation, and hours devoted to their positions (Part VII of Form 990), and to complete Item I in the Heading of Form 990 to confirm its tax-exempt status under section 501(c)(28).

¹³ See section 501(q) if the organization provides credit counseling services and seeks recognition of exemption under section 501(c)(4). Use Form 1024-A if applying for recognition under section 501(c)(4).

¹⁴ See section 501(c)(29) for details.

¹⁵ See Rev. Proc. 2015-17, sec. 4.01, 2015-7 I.R.B. 599, as modified and superseded by Rev. Proc. 2023-8, for details.

なお、このリストの最初にある「慈善(charitable)」は、リストに掲げられた8つの目的のひとつに過ぎないものの、他の目的を包含するような包括的な概念、法的に一般的に妥当とされる概念(generally accepted legal sense)として捉えられる。そのため、ガイダンスには「慈善(charitable)」の具体例が提示されている。

- ・ 貧困、困窮、被差別の救済(relief of the poor, the distressed or the underprivileged)
- ・ 宗教の振興(advancement of religion)
- ・ 教育・学術の振興(advancement of education or science)
- ・ 公共の建築物、記念碑、製作物の建立維持(erection or maintenance of public buildings, monuments or works)
- ・ 政府負担の軽減(lessening the burdens of government)
- ・ 近隣の緊張緩和(lessening neighborhood tensions)
- ・ 偏見および差別の排除(eliminating prejudice and discrimination)
- ・ 法的に保障された人権・市民権の擁護(defending human and civil rights secured by law)
- ・ コミュニティ崩壊、青少年非行との闘い(combating community deterioration and juvenile delinquency)

組織テスト(organizational test)

すでに紹介したように、非営利団体が公益増進団体として免税資格を認められるためには、免税目的(の一つ以上のだけのために組織化され運営されなければならない。この「組織化され」にかかわるのが組織テストである。

501(c)(3)団体は、法人(corporation)、信託(trust)、もしくは人格なき社団(unincorporated association)として組織化されている必要がある。「組織化されている」とは、基本定款(articles of organization)によって設立され、また、付属定款(bylaw)によって運営されていることによって判断される。したがって、基本定款(団体の種類によって、例えば、articles of incorporation, trust documents,あるいはarticles of association)には、次の事項が明記されていなければならない¹³。

- ・ 基本定款にある目的が、IRC 501(c)(3)に列挙されたものに限定されること
- ・ その免税目的の増進にかかわることのない活動を明白に(expressly)容認しないこと
- ・ 団体の資産を永続的に免税目的に提供すること

組織テストでは、基本定款が上記を満たしていることが求められる。したがって、これらの制限事項が、付属定款やその他の規程だけに明記されている場合は、組織テストの要件を満たしているとはみなされない。また、団体職員(officer)の言説や、実際の活動が免税目的に合致しているという事実では、組織テストを満たしていることにはならない。

¹³ この章では、articles of incorporation, trust documents,あるいはarticles of associationをすべて「基本定款」として表記している。また bylaw は「付属定款」としている。

「団体の資産を永続的に免税目的に提供すること」とは、残余財産にかかわるものである。つまり、団体が解散するときには、その残余財産は、IRC 501(c)(3)に示された免税目的のために、あるいは連邦政府、州政府、地方自治体に帰属しなければならない、という残余財産の処分規定である。残余財産が、会員など私的な個人やその他の目的に分配される可能性がある場合には、組織テストを満たすことはできない。

運営テスト(operational test)

501(c)(3)団体は、その活動の相当な部分(substantial portion)が、団体が定めた免税目的を増進するものでなければならない。したがって、目的以外の活動は禁止されたり制限されたりする。

- ・ 地方、州、連邦のいかなるレベルでも、候補者の政治運動への参加を行ってはならない¹⁴
- ・ ロビー活動は、団体全体の活動の取るに足りない(insubstantial)部分に制限されなければならない
- ・ 団体の収益が、いかなる私的な利害関係者や個人に対する便益の保証とならないよう、明確にしなければならない
- ・ 例えば設立者の便益のように、私的な利益のために運営されてはならない
- ・ 団体の免税目的に関連しない取引もしくは収益事業(trade or business)を行うことを一義的な目的として運営してはならない
- ・ 違法、あるいは公序を脅かす目的や活動を持ってはならない

501(c)(3)団体が免税目的として認められた目的だけにその資産を使用することが求められる。そのため、「取るに足りない」以上の部分の活動をその免税目的の増進ではない活動に充てている場合、免税団体とは認められない。

「目的」と「活動」の関係は、この運営テストにおいて、重要な判断基準となる。例えば、その団体の活動の主要な部分として取引もしくは収益事業を行っている団体も、免税団体として認められる可能性がある。反対に、同じ活動を行っていても、取引もしくは収益事業が団体の主要な目的の場合は免税団体としては認められない。つまりここでの要点は、取引もしくは収益事業が、団体の免税目的の増進に寄与しているかどうかであって、取引もしくは収益事業が団体の活動全体のどの程度を占めているか、ではないのである。

団体が、一つ以上の免税目的のためだけに活動している、とはみなされない例として、アクション団体(action organization)がある。具体的には、その活動の大部分(substantial part)が立法過程(legislation)に対して影響力を行使するものである団体をさす。ここでいう立法過程には、連邦、州、地方自治体によるもののほか、国民投票、住民投票、憲法改正などの手続きが含まれる。逆に、団体の活動全体の一部(insubstantial part)をアドボカシーや法令への賛成・反対を表明する活動を行っただけでは、運営テストを満たさないということにはならない。

¹⁴ 原文は、”must absolutely refrain from”と、非常に強い表現で政治運動(political campaigns of candidates)への禁止を示している。

免税資格申請手続き

IRS に対する免税資格の申請は、決められた申請書を提出することによってなされる。前掲の表 10 には、免税団体の種類とともに必要な申請書類(フォーム)がまとめられている。501(c)(3)団体として免税資格を申請する非営利団体は、Form 1023 の提出が求められる。また、小規模団体については、簡易版の Form 1023-EZ で代用することも可能である。ここでいう「小規模団体」とは、次のすべてを満たすものである。

1. 向こう 3 年間(申請年度および次の 2 年間)の年間総収入が、いずれの年度においても \$50,000 (700 万円)以下と予想される
2. 過去 3 年間の年間総収入が \$50,000 (700 万円)以下だった
3. 総資産の適正市場価値が、\$250,000 (3,500 万円)を超えない

これらの条件に加え、IRS から提供されている Form 1023-EZ 向け説明資料¹⁵には、適格性を確認するためのリストが提供されており、質問は上記 3 つとあわせて合計 30 ある。そのすべてにあてはまらないのみ(「No」と回答できる場合のみ)、Form 1023-EZ による申請が可能である(ひとつでも「Yes」があれば、Form 1023-EZ ではなく Form 1023 を用いて申請しなければならない)。

4. 米国以外の国の法により設立
5. 郵送の宛先が外国
6. テロリスト組織に関連する団体
7. 法人、人格なき社団、信託以外の団体¹⁶
8. 営利団体として設立
9. 営利団体の後継団体
10. 免税資格を取り消された団体、その後継団体
11. IRC 501(a)の他の項目の免税団体
12. 教会その他(170(b)(1)(A)(i))
13. 学校その他(170(b)(1)(A)(ii))
14. 病院その他(170(b)(1)(A)(iii)、もしくは 501(r)(2)(A)(i))
15. 農業調査団体(170(b)(1)(A)(ix))
16. 医療協同組合(cooperative hospital service organization)(501(e))
17. 教育協同組合(cooperative service organization of operating educational organizations)(501(f))
18. 適格公益リスクプール(qualified charitable risk pool)
19. サポート組織(supporting organization)(509(a)(3))

¹⁵ Instruction for Form 1023-EZ, 現在提供されているのは 2023 年 1 月改訂版。
<https://www.irs.gov/pub/irs-pdf/i1023ez.pdf> (2023 年 5 月アクセス)

¹⁶ 具体的には、有限責任会社(LLC)が想定されている。

20. 個人向け金融支援組織
21. 総資産の 5 パーセント以上を未公開証券・基金へ投資
22. 501(c)(3) 団体以外の団体との損失を共有するようなパートナーシップへの参加
23. 二酸化炭素排出権もしくはオフセット(carbon credits or carbon offsets)の販売
24. ヘルス・メンテナンス組織(Health Maintenance Organization)
25. アカウンタブル・ケア組織(Accountable Care Organization)
26. ドナー・アドバイズド・ファンド(donor advised fund)の維持
27. 509(a)(4)にもとづく公衆安全テスト
28. 事業型私立財団(private operating foundation)
29. 財団区分の変更
30. 自動取り消し後の免税資格の回復のための申請

Form 1023 と Form 1023-EZ との比較

小規模団体に認められる Form 1023-EZ は、通常の Form 1023 と比較して、簡便な様式となっている。現在、Form 1023-EZ は電子申請でのみ受け付けられており、2021 年 4 月版が最新である。なお、Form 1023 の最新版は 2020 年 1 月版である¹⁷。

Form 1023 と Form 1023-EZ の項目の違いを、表 11 にまとめた。Form 1023 は、Part I から Part X まであり、本文 18 ページ、別表等を含めた総ページ数 40 ページにも及ぶ。それに対して、Form 1023-EZ は、Part I から Part VI までの本文のみで別表はなく、総ページ数 3 ページである。Form 1023-EZ では、申請団体および申請者情報(Part I)、およびミッションまたは最も重要な活動の説明(250 単語以内)(Part III)以外は、チェックリストにチェックするだけである。また、Form 1023 は、申請書に加えて基本定款や付属定款、その他必要に応じた書類を添付する必要があるのに対して、Form 1023-EZ を用いる場合は、申請時に提出する書類は申請書(Form 1023-EZ)のみである。この場合、501(c)(3) 団体としての免税資格を満たすために必要な組織テストや運営テストにかかわる項目については、申請団体が基本定款などの記載を確認し自ら適性であると宣言(attest)するためのチェックボックスにチェックすることで、これらのテストを満たしたことになる。

参考までに、表 12 には、Form 1023 の項目の変化をまとめた。現行の 2020 年 1 月版はその前の 2017 年 12 月版と比較して、本文および別表を加えた総ページ数でも大幅に分量が増えている。ちなみに、Form 1023-EZ については、前バージョン(2014 年 6 月版)と比較してもその分量・記載事項に変更はなかった。

¹⁷ Form 1023-EZ および Form 1023 の最新版は、Pay.gov サイト(<https://www.pay.gov/public/home>) から、それぞれ Form 1023-EZ、Form 1023 と検索することで、サンプルフォームとして入手できる。

表 11 Form 1023 および Form 1023-EZ の項目の比較 (日本語訳および原文)

	Form 1023 (2020年1月版)		Form 1023-EZ (2021年4月版)
Part I	申請者情報	Part I	申請者情報
Part II	組織形態	Part II	組織形態
Part III	定款上の必要規定事項		
Part IV	活動		
Part V	報酬およびその他資金手当て		
		Part III	特定の活動
Part VI	財務データ		
Part VII	財団の分類	Part IV	財団の分類
Part VIII	認定期日		
Part IX	年次報告書		
		Part V	自動取り消し後の回復
Part X	署名	Part VI	署名

	Form 1023 (January 2020)		Form 1023-EZ (April 2021)
Part I	Identification of Applicant	Part I	Identification of Applicant
Part II	Organizational Structure	Part II	Organizational Structure
Part III	Required Provisions in Your Organizing Document		
Part IV	Your Activities	Part III	Your Specific Activities
Part V	Compensation and Other Financial Arrangements		
Part VI	Financial Data		
Part VII	Foundation Classification	Part IV	Foundation Classification
Part VIII	Effective Date		
Part IX	Annual Filing Requirements		
		Part V	Reinstatement After Automatic Revocation
Part X	Signature	Part VI	Signature

頁数	本文18ページ、別表を含め総頁数40ページ		本文 (総頁数) 3ページ
----	-----------------------	--	---------------

パブリック・チャリティとプライベート・ファウンデーション

501(c)(3) 団体は、IRS に認められない限り、プライベート・ファウンデーション (private foundation) と推定される。寄付者に対する寄付控除を含めて税制上の優遇措置をフルに享受するためには、IRC 509(a) に示される要件にしたがって、パブリック・チャリティであることを示す必要がある。特に、509(a)(1) もしくは 509(a)(2) で示されるパブリック・サポート・テストの基準を満たすことが、501(c)(3) 団体がプライベート・ファウンデーションではなくパブリック・チャリティとして認められるために求められる基準である。

Form 1023 では Part VII 「Foundation Classification」の「1」に列挙された項目の回答することにより、パブリック・チャリティかプライベート・ファウンデーションであるかを判定する。また、パブリック・チャリティとみなされる場合は、申請団体が該当する団体類型にしたがって、別表を記入することになる。もし申請団体が、パブリック・チャリティではなくプライベート・ファウンデーションであるとみなされる場合は、さらに、事業型私立財団 (private operating foundation) であるかどうか判定される。パブリック・チャリティである場合には、Part VII 「Foundation Classification」の「2」で、パブリック・チャリティとして認められるために必要な条件に対する事実を具体的に記述することが求められる。

表 12 Form 1023 の比較(日本語訳および原文) (2020 年 1 月版および 2017 年 12 月版)

	Form 1023 (January 2020)		Form 1023 (December 2017)
Part I	申請者情報	Part I	申請者情報
Part II	組織形態	Part II	組織形態
Part III	定款上の必要規定事項	Part III	定款上の必要規定事項
Part IV	活動	Part IV	活動の説明
Part V	報酬およびその他資金手当て	Part V	執行役員、理事、従業員、および個人事業主に対する報酬およびその他資金的手当て
		Part VI	利益を受ける社員およびその他個人、組織
		Part VII	団体の経緯
		Part VIII	特定の活動
Part VI	財務データ	Part IX	財務データ
Part VII	財団の分類	Part X	パブリック・チャリティ資格
Part VIII	認定期日		
Part IX	年次報告書		
Part X	署名	Part XI	利用料情報および署名

	Form 1023 (January 2020)		Form 1023 (December 2017)
Part I	Identification of Applicant	Part I	Identification of Applicant
Part II	Organizational Structure	Part II	Organizational Structure
Part III	Required Provisions in Your Organizing Document	Part III	Required Provisions in Your Organizing Document
Part IV	Your Activities	Part IV	Narrative Description of Your Activities
Part V	Compensation and Other Financial Arrangements	Part V	Compensation and Other Financial Arrangements With Your Officers, Directors, Trustees, Employees, and Independent Contractors
		Part VI	Your Members and Other Individuals and Organizations That Receive Benefits From You
		Part VII	Your History
		Part VIII	Your Specific Activities
Part VI	Financial Data	Part IX	Financial Data
Part VII	Foundation Classification	Part X	Public Charity Status
Part VIII	Effective Date		
Part IX	Annual Filing Requirements		
Part X	Signature	Part XI	User Fee Information and Signature

頁数	本文18ページ、別表を含め総頁数40ページ		本文11ページ、別表を含め総頁数28ページ
----	-----------------------	--	-----------------------

Form 1023-EZ では Part IV「Foundation Classification」の 2a から 2c の記述のいずれかを満たすことにより、パブリック・チャリティであると判断される。ちなみに、Form 1023-EZ では Part IV「Foundation Classification」の「1」は、本来 Form 1023-EZ を用いた申請することができない教会、学校、病院ではないことを確認する設問である。また、「3」は申請団体がパブリック・チャリティとして認められずプライベート・ファウンデーションであるとみなされる場合の免税範囲を決めるために、基本定款の記載を確認する設問である(表 13 参照)。

小規模団体が利用できる Form 1023-EZ Part IV 「2」にある a, b および c の項目は、パブリック・サポート・テストにかかわるものである。パブリック・サポート・テストでは、政府機関や多様な個人・団体からの支援を一定以上の割合で受けていることが求められる¹⁸。

¹⁸ パブリック・サポート・テストについての詳細は、雨宮孝子(2000)「NPO の法と政策 ―米国税制のパブリック・

表 13 Form 1023-EZ (2021 年 4 月版) Part IV (原文)

Part IV Foundation Classification	
Part IV is designed to classify you as an organization that is either a private foundation or a public charity. Public charity status is a more favorable tax status than private foundation status.	
1	Are you applying for recognition as a church, school, or hospital (described in section 170(b)(1)(A)(i), (ii), or (iii) of the Internal Revenue Code)? If yes, stop. Do not file Form 1023-EZ. See Instructions. ☐ Yes ☐ No
2	If you qualify for public charity status, check the appropriate box (2a - 2c below) and skip to Part V below.
a	☐ Select this box to attest that you normally receive at least one-third of your support from public sources or you normally receive at least 10 percent of your support from public sources and you have other characteristics of a publicly supported organization. Sections 509(a)(1) and 170(b)(1)(A)(vi).
b	☐ Select this box to attest that you normally receive more than one-third of your support from a combination of gifts, grants, contributions, membership fees, and gross receipts (from permitted sources) from activities related to your exempt functions and normally receive not more than one-third of your support from investment income and unrelated business taxable income. Section 509(a)(2).
c	☐ Select this box to attest that you are operated for the benefit of a college or university that is owned or operated by a governmental unit. Sections 509(a)(1) and 170(b)(1)(A)(iv).
3	If you are not described in items 2a - 2c above, you are a private foundation. As a private foundation, you are required by section 508(e) to have specific provisions in your organizing document, unless you rely on the operation of state law in the state in which you were formed to meet these requirements. These specific provisions require that you operate to avoid liability for private foundation excise taxes under sections 4941-4945.
	☐ Select this box to attest that your organizing document contains the provisions required by section 508(e) or that your organizing document does not need to include the provisions required by section 508(e) because you rely on the operation of state law in your particular state to meet the requirements of section 508(e). (See the instructions for explanation of the section 508(e) requirements.)

Form 1023-EZ による小規模団体のパブリック・サポート・テスト

Form 1023-EZ Part IV にあるパブリック・サポート・テストにかかわる項目については、IRS の Form 1023-EZ 向けガイダンスに、この項目に記述された用語の説明やそれぞれの項目をチェックするために必要なステップ(計算方法を含めた)が記載されている。

なお、判断にあたって「通常(normally)」という表現がある。これは、パブリック・サポート・テストに必要な計算にあたって当該年度および過去 4 年、合計 5 年間の収入の合計で計算することを示す。また、新設の団体については、設立してから現在までに実際に受け取った収入額に加えて、設立から 5 年間で受け取る収入額を予想して計算する。その際、設立者や団体関係者ではない者からの、今後は期待できない 1 回限りの特別補助金(unusual grant)は除外される。

ここからは、それぞれの項目の内容を、ガイダンスにしたがって確認する。

2a¹⁹は、申請団体が、全体の 1/3 以上を政府機関や広く個人や民間企業・財団のサポート、つまり公共の資源(public sources)から得ているか、という観点からの判断項目である(509(a)(1))。さらに、1/3 に満たない場合は、10 パーセント以上を公共の資源から得ておりかつ別に規定する公共に支援された団体(publicly supported organization)としての性格を有しているから判断され、これは事実および状況基準(facts and circumstances test)と呼ばれる。

サポート・テストと悪用防止の中間的制裁制度ー」『三田学会雑誌』92 巻 4 号 pp. 753(91)–773(111)参照。

¹⁹ a Select this box to attest that you normally receive at least one-third of your support from public sources or you normally receive at least 10 percent of your support from public sources and you have other characteristics of a publicly supported organization. Sections 509(a)(1) and 170(b)(1)(A)(vi).

- ステップ 1 すべての補助金, 助成金および寄付²⁰(政府機関およびパブリック・チャリティからのものを含む)を合算する。ただし, 免税事業からの収入(exempt-activity revenue)および特別補助金は除外する。
- ステップ 2 ステップ 1 で計算された合計の 2 パーセントの値を求める。この値が, 団体の 2 パーセント限度額である。政府機関およびパブリック・チャリティ以外の個別の個人・団体からの補助金, 助成金もしくは寄付は, この 2 パーセント限度額の範囲内でパブリック・サポートとして認められる。
- ステップ 3 政府機関およびパブリック・チャリティからの補助金, 助成金および寄付を除いて, それぞれの個人・団体についてステップ 2 で計算された 2 パーセント限度額を超える部分を合算する。
- 例えば, ステップ 1 で計算された合計額が\$150,000 とすると, 2 パーセント限度額は\$3,000 となる。5 年間に, ある個人が\$4,000 の寄付を, 別の個人が\$3,250 の寄付をした。その他は, \$3,000 以下の寄付だった。この場合, ステップ 3 で計算される額は, \$1,250 である $((4,000-3,000)+(3,250-3,000)=1,250)$ 。
- ステップ 4 ステップ 1 の額からステップ 3 の額を除外する。これがパブリック・サポート(public support)の額となる。
- ステップ 5 非関連取引からの収入(unrelated trade of business revenues)および投資収益(investment income)を足す。ただし, 免税事業からの収入および特別補助金は含まれない。
- ステップ 6 ステップ 1 の額とステップ 5 の額を足す。これが, 合計サポート(total support)の額となる。
- ステップ 7 ステップ 4 のパブリック・サポートの額をステップ 6 の合計サポートの額で割り, パブリック・サポートの割合を求める。

2a の基準では, 免税活動から得られた収入はパブリック・サポートの計算の分子にも分母にも含まれない。そのため, 免税活動以外の活動がなく収入のほとんどをその活動に依存しているような小規模団体は, この基準ではパブリック・サポート・テストを満たすことが難しいことが予想される。その場合, つまり収入の大部分を免税活動に依存している場合でも, 2b²¹の基準によりパブリック・サポート・テストを満たす場合がある(509(a)(2))。

2b の基準は, 通常, 1/3 以上のサポートを, 補助金, 助成金, 寄付, 会費, および免税機能に関連した活動から得ており, かつ, 通常, 1/3 以上のサポートを投資収益および非関連事業からの課税対象収入から得ていない, というものである。

²⁰ 「補助金, 助成金, 寄付」とは, 「gifts, grants, contributions」の訳である。

²¹ Select this box to attest that you normally receive more than one-third of your support from a combination of gifts, grants, contributions, membership fees, and gross receipts (from permitted sources) from activities related to your exempt functions and normally receive not more than one-third of your support from investment income and unrelated business taxable income. Section 509(a)(2).

- ステップ 1 団体に支払われ、あるいは団体のために使われたというかたちで団体に交付された税額、および政府機関によって無償で提供されたサービスや施設のお対価の額を合算する。ただし、政府機関が、補助金、寄付、もしくは免税事業の対価として支払ったものは含まれない。
- ステップ 2 すべての補助金、助成金、寄付および免税対象収入を合算する。ステップ 1 で計算された額は含まれない。また、特別補助金は除外する。
- ステップ 3 ステップ 1 およびステップ 2 の額に、投資収益および非関連事業からのすべての収入を加える。簡略化された計算のため、非関連事業課税所得 (unrelated business taxable income : UBTI) を生じさせる非関連活動収入と UBTI から除外される収入とを区別しない。これが、(509(a)(2)の)合計サポート額である。
- ステップ 4 家族(全体)を「いち」寄付者(contributor)、それを支配する事業体もしくは個人を「いち」寄付者として扱い、欠格者(disqualified person)を特定する。そして、欠格者からの寄付の合計額を、その額にかかわらず計算する。
- ステップ 5 その額にかかわらず、免税事業収入を得ている欠格者を特定する。そのうえで、欠格者から得た免税事業収入額の合計を計算する。
- ステップ 6 欠格者以外で、免税事業からの収入が、いずれの年度かでステップ 3 で求めた合計サポート額の 1 パーセントを超えるか、当該年度で\$5,000 を超える支払者を特定する。この合計サポート額の 1 パーセントを超える額、および\$5,000 を超える額を、それぞれの年度で合算する。この計算は、5 年間合計ではなく、年度ごとに行う。
- ステップ 7 ステップ 4、ステップ 5、ステップ 6 の合計額を、ステップ 2 で計算された額から差し引く。その額をステップ 1 の額に加える。これが、(509(a)(2)の)パブリック・サポート額となる。
- ステップ 8 ステップ 8 で計算されたパブリック・サポート額をステップ 3 の合計サポート額で割る。この割合が、1/3 に満たない場合、(509(a)(2)の)パブリック・サポート・テストの基準は満たさない。割合が 1/3 以上の場合、ステップ 9 に進む。
- ステップ 9 ステップ 8 に加え、合計サポート額の 1/3 以上を、投資収益および免税事業に関連しない活動から得ていないことが求められる。投資収益と非関連活動からの収入を合算する。それを合計サポート額で割った値が、1/3 未満(less than)なら、(509(a)(2)の)パブリック・サポート・テストを満たすことになる。

2b の計算では、「欠格者(disqualified person)」の特定が重要である。団体が免税関連事業から収益を得ていたとしても、その対象は、団体に関連する欠格者以外でなければならない。これは、サービス提供を行うような団体が、団体に関連する特定の人たちではなく、広く一般を対象としているかどうか、を確認するものと理解できる。なお、Form 1023-EZ のガイダンス

には、欠格者として次の 9 種類の個人・団体が示されている。

1. 重要寄付者(substantial contributor)

団体の設立から(あるいは、免税資格を認められた時点から)合計\$5,000 以上を寄付した個人・団体

2. 執行役、理事もしくはその他同様の権限や責任を有する者

3. 重要寄付者である法人に対して 20 パーセント以上の議決権を有する個人

4. 重要寄付者であるパートナーシップに対して 20 パーセント以上の利益権を持つ個人

5. 重要寄付者である信託または財産に対して 20 パーセント以上の受益権を持つ個人

6. 上記 1, 2, 3, 4, 5 で示された個人の家族

7. 上記 1, 2, 3, 4, 5, 6 で示された個人が 35 パーセント以上の投票権を持つ法人

8. 上記 1,2,3,4,5,6 で示された個人が 35 パーセント以上の受益権を持つ信託または財産

9. 上記 1, 2, 3, 4, 5, 6 で示された個人が 35 パーセント以上の利益権を持つパートナーシップ

2c²²は、前述の 2a で示されたパブリック・サポート・テストを満たしたうえで、さらに、州立あるいは自治体が設立する短大・大学(college or university)に対して事業を行う団体向けの記述である。

この節では、非営利団体の免税資格の取得について、IRS に対する手続きを中心に確認した。特に、年間収入\$50,000 以下かつ総資産\$25,000 以下の小規模団体に対しては、通常の Form 1023 に代わって簡略された Form 1023-EZ を用いることにより、免税資格取得にかかわる負担が大幅に軽減されている。なお、Form 1023 および Form 1023-EZ 申請は、連邦政府が運営するサイト、Pay.gov によって受け付けられている。書類提出にかかわる手数料は、Form 1023 は \$600(84,000 円)、Form 1023-EZ は\$265(37,100 円)である。

一方、小規模団体といえども、501(c)(3)団体として寄付者に対する控除を含めた広範な税制優遇を享受できるパブリック・チャリティとなるためには、パブリック・サポート・テストを満たす必要があるのは、小規模団体以外の非営利団体と同様である。ただ、前節で示したように小規模団体の多くがパブリック・チャリティとして認められている現状からは、この Form 1023-EZ による免税資格の取得手続きや、その後の Form 990 シリーズによる年次報告が、小規模団体に対する過度な負担とはならず機能していることがうかがえる。

1.2.4 非営利団体の法人格の取得

内国歳入庁(IRS)により 501(c)(3)団体として免税資格を認められるのは、法人(corporation)、有限責任会社(limited liability company : LLC)、信託(trust)、人格なき社団(unincorporated association)のいずれかである必要がある。法人、つまり非営利法人

²² Select this box to attest that you are operated for the benefit of a college or university that is owned or operated by a governmental unit. Sections 509(a)(1) and 170(b)(1)(A)(iv).

表 14 基本定款の例(法人の場合) (IRS Publication 557 より抜粋)

Articles of Incorporation of the undersigned, a majority of whom are citizens of the United States, desiring to form a Non-Profit Corporation under the Non-Profit Corporation Law of _____, do hereby certify:

First: The name of the Corporation shall be _____.

Second: The place in this state where the principal office of the Corporation is to be located is the City of _____, _____ County.

Third: Said corporation is organized exclusively for charitable, religious, educational, and scientific purposes, including, for such purposes, the making of distributions to organizations that qualify as exempt organizations under section 501(c)(3) of the Internal Revenue Code, or the corresponding section of any future federal tax code.

Fourth: The names and addresses of the persons who are the initial trustees of the corporation are as follows:
Name _____, Address _____

Fifth: No part of the net earnings of the corporation shall inure to the benefit of, or be distributable to its members, trustees, officers, or other private persons, except that the corporation shall be authorized and empowered to pay reasonable compensation for services rendered and to make payments and distributions in furtherance of the purposes set forth in Article Third hereof. No substantial part of the activities of the corporation shall be the carrying on of propaganda, or otherwise attempting to influence legislation, and the corporation shall not participate in, or intervene in (including the publishing or distribution of statements) any political campaign on behalf of or in opposition to any candidate for public office. Notwithstanding any other provision of these articles, the corporation shall not carry on any other activities not permitted to be carried on (a) by a corporation exempt from federal income tax under section 501(c)(3) of the Internal Revenue Code, or the corresponding section of any future federal tax code, or (b) by a corporation, contributions to which are deductible under section 170(c)(2) of the Internal Revenue Code, or the corresponding section of any future federal tax code.

If reference to federal law in articles of incorporation imposes a limitation that is invalid in your state, you may wish to substitute the following for the last sentence of the preceding paragraph: "Notwithstanding any other provision of these articles, this corporation shall not, except to an insubstantial degree, engage in any activities or exercise any powers that aren't in furtherance of the purposes of this corporation."

Sixth: Upon the dissolution of the corporation, assets shall be distributed for one or more exempt purposes within the meaning of section 501(c)(3) of the Internal Revenue Code, or the corresponding section of any future federal tax code, or shall be distributed to the federal government, or to a state or local government, for a public purpose. Any such assets not so disposed of shall be disposed of by a Court of Competent Jurisdiction of the county in which the principal office of the corporation is then located, exclusively for such purposes or to such organization or organizations, as said Court shall determine, which are organized and operated exclusively for such purposes.

In witness whereof, we have hereunto subscribed our names this _____ day of _____, 20____.

(nonprofit corporation)の場合、州法によって法人格が付与される。IRS に対して免税資格を申請する際には、必要事項を網羅した適切な基本定款を持たなければならない。免税資格に関する IRS の出版物(Publication 557)には、法人と信託の基本定款例が掲載されている。例えば、法人による場合、申請者は、空欄に次の事項を記入するだけでよい(表 14)。

- ・ 法人を設立する州
- ・ 法人の名称
- ・ 法人の主たる事務所の所在地(市・郡名のみ)
- ・ 設立理事の氏名・住所
- ・ 署名年月日

非営利法人格にかかわる州法

米国における非営利団体の非営利法人格の取得は、各州の非営利法人にかかわる法制度による。つまり、米国には 50 州＋ワシントン D. C. にそれぞれ非営利法人制度が存在することになる。しかしながら、各州がそれぞれ個別の法制度を独自に構築している訳ではなく、米国法曹協会 (American Bar Association : ABA) による模範非営利法人法 (Model Nonprofit

Corporation Act : MNCA) を、何らかのかたちで採用している州もある。さらに、非営利法人、営利法人を含む一般の法人法を制定している州もある。米国法曹協会による模範非営利法人法は、1952 年版から始まり、1987 年版、2008 年版と改訂されてきた。さらに、2016 年には模範事業法人法(Model Business Corporation Act)が全面改訂されたのを受けて模範非営利法人法の改訂も進められ、2021 年第 4 版としての模範非営利法人法が提示されている。この模範非営利法人法は、各州において、非営利法人の設立や運営を規制するために採用される。模範非営利法人法では、州への登録(登記)要件、基本定款および付属定款への記載条項について規定されている。

2008 年度版改訂模範非営利法人法については、少なくとも一部を採用している州は 37 州である。うち、全面採用しているのは、アーカンソー州、インディアナ州、ミシシッピ州、モンタナ州、ノースカロライナ州、サウスカロライナ州、テネシー州、ワシントン州である。また、非採用州のうち、州の営利法人法を適用が非営利法人にも適用されるの州として、フロリダ州、イリノイ州、ニューヨーク州、ペンシルベニア州がある。また、ワイオミング州、ジョージア州、オハイオ州の各州は、模範非営利法人法ではなく独自の非営利法人法を制定している。

非営利法人の機関²³

非営利法人の設立要件として重要となるのが、その機関設計である。特に、小規模団体の場合には、限られた人員で法人を運営しなければならない。ここでは、一般的に非営利法人に求められる機関として、理事(director)、執行役(officer)、社員(会員)(member)があげられる。

理事(director)は、理事会の構成員となり、非営利法人の管理運営に責任を持つ存在である。必要な理事の最低人数については、州ごとに異なる。最低 1 名の州もあれば 3 名の州もある。また、年齢制限を設けていない州がほとんどであるものの、18 歳以上あるいは成人との制限を設けている州もある。最低人数については、各州で異なるものの、IRS では 501(c)(3) 団体については、最低 3 名の理事が必要との見解を示している²⁴。

理事の任期、理事会での議決方法などは、各州の非営利法人法で規定される。理事や理事会についての具体的な規定は、それぞれの団体の付属定款による。

執行役(officer)は、法人の日常的な業務に対して責任を持つ。州によって異なるものの、多くの州では、経営責任者(president)、事務長(secretary)、会計(treasurer)を置くことが求められる。これらの執行役のうち州法にもとづいて必置となっているもののほかに、法人の基本定款や付属定款、あるいは理事会の決議によって執行役の設置を定めている州もある。また、これらの執行役に加え、1 名以上の副経営責任者(vice-president)を求めたり、理事会から任

²³ 各州における非営利法人の機関の要件については、<https://www.harborcompliance.com/nonprofit-governance-by-state> の記述をまとめた(2023 年 5 月アクセス)。

²⁴ 例えば、<https://www.jameshsuilaw.com/blog/directors-needed-nonprofit-501c3-board/> (2023 年 5 月アクセス)、<https://www.financestrategists.com/tax/501c3/how-many-board-members-does-a-501c3-need/> (2023 年 5 月アクセス)参照。

命された他の執行役を認めたりしている場合もある。なお、執行役の兼任を認めるかどうかは、州によって異なるものの、多くの州で兼任が認められている。

表 15 各州の非営利法人法における理事, 執行役

州	非営利法人法	理事 (director)	執行役 (officer)
アラバマ	1952年模範非営利法人法	3名以上	経営責任者、1名以上の副経営責任者、事務長、会計、および必要に応じてその他の執行役および補助執行役が必須。執行役の兼任可、ただし経営責任者および事務長を除く。
アラスカ州	1988年改訂模範非営利法人法	3名以上、19歳以上	経営責任者、付属定款に規定された1名以上の副経営責任者、事務長および会計が必須。執行役の兼任可、ただし経営責任者および事務長を除く。
アリゾナ州	1988年改訂模範非営利法人法	1名以上	基本定款もしくは付属定款の定義による。執行役の兼任可。
アーカンソー州	1988年改訂模範非営利法人法	3名以上	経営責任者、事務長、会計、および理事会によって任命されるその他の執行役。執行役の兼任可。
カリフォルニア州	1998年改訂模範非営利法人法をモデル	1名以上	付属定款の規定により、理事会長もしくは経営責任者のいずれか、あるいは両方、事務長、会計もしくは会計責任者のいずれかあるいは両方、その他いかなる肩書や責務の執行役も持つことができる。執行役の兼任可。ただし、経営責任者が事務長もしくは会計を兼任するのを除く。
コロラド州	1988年改訂模範非営利法人法	1名以上	経営責任者、事務長、会計、および理事会によって指名されるその他の執行役。18歳以上の個人。執行役の兼任可。
コネチカット州	1988年改訂模範非営利法人法	3名以上	基本定款もしくは付属定款の定義による。執行役の兼任可。
デラウェア州	デラウェア一般会社法	1名以上	付属定款の定義もしくは理事会決議による。執行役の兼任可。
フロリダ州	会社法にもとづく非営利法人法	3名以上、18歳以上	基本定款もしくは付属定款の定義による。理事会による選任。執行役の兼任可。
ジョージア州	1988年改訂模範非営利法人法	1名以上、18歳以上	基本定款もしくは付属定款の定義による。執行役の兼任可。
ハワイ州	1988年改訂模範非営利法人法	3名以上	基本定款もしくは付属定款の定義による。執行役の兼任可。
アイダホ州	1988年改訂模範非営利法人法	3名以上、ただし宗教法人は1名以上	経営責任者、事務長、会計、および理事会で任命された他の執行役。宗教法人を除いて、2つ以上の執行役の兼任可、ただし経営責任者および事務長を除く。宗教法人は、執行役をおく必要はない。
イリノイ州	イリノイ会社法にもとづく非営利法人法	3名以上	基本定款もしくは付属定款の定義による。付属定款の規定により、執行役の兼任可。
インディアナ州	1988年改訂模範非営利法人法	3名以上	経営責任者、事務長、会計、および理事会によって任命されるその他の執行役。執行役の兼任可。
アイオワ州	1952年模範非営利法人法	1名以上	経営責任者、事務長、会計、および理事会によって任命されるその他の執行役。執行役の兼任可。
カンザス州	デラウェア一般会社法にもとづく	1名以上	付属定款の定義もしくは理事会の決議による。執行役の兼任可。
ケンタッキー州	1952年模範非営利法人法	3名以上	付属定款の定義もしくは理事会の決議による。執行役の兼任可。
ルイジアナ州	ルイジアナ会社法にもとづく非営利法人法	3名以上、3名以下の場合会員の最低数と同数以上	経営責任者、事務長、会計、任意で1名以上の副経営責任者。執行役は理事である必要はない。会計は法人も可。
メイン州	1988年改訂模範非営利法人法	3名以上	経営責任者、事務長もしくは事務員、会計、および執行役および補助執行役が必要に応じて。執行役の兼任可。
メリーランド州	メリーランド一般会社法	1名以上	経営責任者、事務長、会計が必須。付属定款の規定により、執行役の兼任可。ただし、経営責任者と副経営責任者を除く。
マサチューセッツ州	マサチューセッツ非営利法人法（会社法への参照あり）	1名以上	経営責任者、会計、事務員が必須。経営責任者は理事でなければならない。事務員はマサチューセッツ州の住民。
ミシガン州	ミシガン会社法にもとづく非営利法人法	3名以上、16歳もしくは17歳は1/2以下	経営責任者、事務長、会計が必須。執行役の兼任可。
ミネソタ州	1988年改訂模範非営利法人法	3名以上、過半数以上が成人であること	1名以上の自然人が経営責任者および会計職として機能。執行役の兼任可。

表 15 各州の非営利法人法における理事, 執行役(続き)

州	非営利法人法	理事 (director)	執行役 (officer)
ミシシッピ州	1988年改訂模範非営利法人法	最低人数の制限は、定款もしくは規程による。寄付控除を求める場合、3名以上	基本定款もしくは付属定款の定義による。執行役の兼任可。
ミズーリ州	1988年改訂模範非営利法人法	3名以上	会長もしくは経営責任者、もしくは会長と経営責任者の両方、事務長、会計、および理事会によって任命されたその他の執行役。執行役の兼任可。
モンタナ州	1988年改訂模範非営利法人法	3名以上	経営責任者、事務長、および会計が必須。執行役の兼任可。
ネブラスカ州	1988年改訂模範非営利法人法	3名以上	経営責任者、事務長、および会計が必須。執行役の兼任可。
ネバダ州	「私法人法」にもとづく非営利法人法	1名以上	経営責任者、事務長、会計が必須。執行役の兼任可。
ニューハンプシャー州	ボランティア法人法	5名以上	基本定款もしくは付属定款の定義による。執行役の兼任可。
ニュージャージー州	1952年模範非営利法人法	3名以上、18歳以上	経営責任者、事務長、会計が必須。執行役の兼任可。
ニューメキシコ州	1952年模範非営利法人法	3名以上	付属定款の定義もしくは理事会決議による。付属定款の規定により、執行役の兼任可。
ニューヨーク州	ニューヨーク会社法にもとづく非営利法人法	3名以上、18歳以上	経営責任者、1名以上の副経営責任者、事務長および会計。経営責任者および事務長を除く執行役の兼任可。
ノースカロライナ州	1988年改訂模範非営利法人法	1名以上	基本定款もしくは付属定款の定義による。執行役の兼任可。
ノースダコタ州	1988年改訂模範非営利法人法	3名以上	経営責任者および事務長が必須。18歳以上。
オハイオ州	1952年模範非営利法人法	3名以上	経営責任者、事務長、会計が必須。理事である必要はない。執行役の兼任可。
オクラホマ州	オクラホマ一般会社法（非営利の条項あり）	1名以上	付属定款の定義もしくは理事会の決議による。執行役の兼任可。
オレゴン州	1988年改訂模範非営利法人法	相互利益法人、宗教法人の場合1名以上、公益法人の場合3名以上	経営責任者、事務長、会計が必須。執行役の兼任可。
ペンシルベニア州	ペンシルベニア会社法にもとづく非営利法人法	1名以上、通常3名	経営責任者、事務長、会計が必須。経営責任者および事務長は自然人。会計は法人もしくは自然人。執行役の兼任可。
ロードアイランド州	1952年模範非営利法人法	3名以上	経営責任者、事務長、会計が必須。執行役の兼任可、ただし経営責任者および事務長を除く。
サウスカロライナ州	1988年改訂模範非営利法人法	3名以上	会計、事務長、会計が必須。執行役の兼任可。
サウスダコタ州	1952年模範非営利法人法	3名以上	経営責任者、1名以上の副経営責任者、事務長および会計が必須。付属定款の規定により執行役の兼任可、ただし経営責任者および事務長を除く。
テネシー州	1988年改訂模範非営利法人法	3名以上	経営責任者および事務長が必須。執行役の兼任可、ただし経営責任者および事務長を除く。
テキサス州	1952年模範非営利法人法	3名以上	経営責任者および事務長が必須。執行役の兼任可、ただし経営責任者および事務長を除く。
ユタ州	1988年改訂模範非営利法人法	3名以上、18歳以上	付属定款の定義もしくは理事会の決議による。18歳以上の自然人。理事となる必要はない。執行役の兼任可。
バーモント州	1988年改訂模範非営利法人法	3名以上	経営責任者、事務長、および会計が必須。執行役の兼任可、ただし経営責任者と事務長を除く。
バージニア州	1952年模範非営利法人法	1名以上	付属定款の定義もしくは理事会決議による。執行役の兼任可。
ワシントン州	1952年模範非営利法人法	1名以上	経営責任者、1名以上の副経営責任者、事務長および会計が必須。経営責任者および事務長を除く執行役の兼任可。
ウェストバージニア州	ウェストバージニア一般会社法	3名以上	付属定款の定義もしくは理事会決議による。執行役の兼任可。
ウィスコンシン州	1952年模範非営利法人法	3名以上	基本定款もしくは付属定款で定義されない限り、経営責任者、事務長、会計。執行役の兼任可。
ワイオミング州	1988年改訂模範非営利法人法	3名以上	経営責任者、事務長、会計および理事会により任命された他の執行役。執行役の兼任可。
ワシントンDC	1952年模範非営利法人法	3名以上	最低2名の執行役。1名は法人の管理責任者、もう一人は会計責任者。執行役の兼任可。

社員(会員)(member)制度については、多くの州で任意となっている。全米 50 州+ワシントン D.C. のうち、42 州およびワシントン D.C. (合計 43) では社員制度を任意としている。さらに、ミネソタ州、ニューハンプシャー州、ノースダコタ州の 3 州では、社員制度をもたないことが既定(default)となっている。また、社員制度が求められることが明示されているのはデラウェア州およびデラウェア州に倣って一般法人制度の中に非営利法人制度をもつカンザス州である。残りのメリーランド州、マサチューセッツ州、オクラホマ州、オハイオ州、ペンシルベニア州、ルイジアナ州では、社員制度がない場合には理事を社員とみなしたうえで、年次社員総会や議決方法の規定がある。

社員(会員)制度については、米国各州の非営利法人制度では必須とはなっていない。社員制度を持たない法人では、日本の社団法人のような二階層ではなく、理事のみの一階層の法人運営となり、人的資源が限られる小規模法人ではよりシンプルな経営が可能となる。なお、法的に規定された社員制度を持たない場合でも、任意の会員制度を持つことは可能である。

米国における非営利法人制度を小規模法人の視点からまとめると、理事の必要人数は、IRS への 501(c)(3) による免税資格の取得を踏まえると、3 名となる。執行役として、経営責任者(president)、事務長(officer)、会計(treasurer)の 3 名となる(ただし、州によっては兼任も可、また副経営責任者(vice-president)が必要な場合もある)。そして法的に規定された会員制度を持たなければ、理事および執行役だけで必要な法人機関を設置したうえで、一階層の意思決定機関からなる免税資格のある非営利法人として活動できることになる。

1.2.5 まとめ

この章では、米国における非営利団体にかかわる法制度について、特に小規模団体に注目しながらその対策について紹介した。IRS が提供しているデータの分析からは、多くの小規模非営利団体が、法人格を取得し、あるいは、法人格を取得しないまま、免税資格のある公益増進団体として活動していることが、データの上からも明らかになった。この事実は、今回の調査で訪問した小規模団体が、それぞれのミッションに従って、寄付やボランティア、あるいは自治体や企業の支援など地域のさまざまな資源を活用しながら、自由に活動している姿と一致するものである。それを支える法制度として、連邦レベルでは小規模団体に対する簡略化された免税資格の申請手続き、州レベルでは必ずしも会員制度を必要としない最低限の人員によるシンプルな組織構造による法人の設立・運営など、団体の規模や活動の実態におうじて組織や事業運営を柔軟に選択できる法制度があることがわかった。

文 献

雨宮孝子(2000)「NPO の法と政策 ―米国税制のパブリック・サポート・テストと悪用防止の中間的制裁制度―」『三田学会雑誌』92 巻 4 号 pp. 753(91)-773(111)

雨嫌孝子, 石村耕治, 中村昌美, 藤田祥子(2000)『全訳カリフォルニア非営利公益法人法』信山社

ジョディ・ブレイゼック(1992)財団法人朝倉育英会(編)朝倉治雄, 奥村眞吾(訳)『アメリカにおける非営

利法人の設立手続きと税務』ダイヤモンド社(Blazek, Jody (1990) Tax and Financial Planning for Tax-Exempt Organizations: Forms, Checklists, Procedures, Wiley Law Pubns)

Forbs (2022) Forbs America's Top 100 Charities 2022
<https://www.forbes.com/lists/top-charities/>(2023 年 5 月アクセス)

Hopkins, Bruce R. (2019) The Law of Tax-Exempt Organizations 12th Edition, Wiley

Inland Revenue Service (2023) Tax-Exempt Status for Your Organization (Rev. January 2023) (Publication 557), Inland Revenue Service, Department of the Treasury

Inland Revenue Service (2023) Instruction for Form 1023-EZ (Rev. January 2023), Inland Revenue Service, Department of the Treasury

Inland Revenue Service (2020) Instruction for Form 1023 (Rev. January 2020), Inland Revenue Service, Department of the Treasury

Inland Revenue Service (2018) Applying for 501(c)(3) Tax-Exempt Status (Rev. 3-2018) (Publication 4220), Inland Revenue Service, Department of the Treasury

Inland Revenue Service (2014) Exempt Organizations Business Master File Extract (EO BMF) , Inland Revenue Service, Department of the Treasury

National Council of Nonprofits (2019) Nonprofit Impact Matters: How America's Charitable Nonprofits Strengthen Communities and Improve Lives, National Council of Nonprofits

1.3 非営利法人における Form990(財務情報を中心として)

脇坂誠也

1.3.1 はじめに

今回、米国の様々な団体を訪問する機会をいただいた。今回の訪問において非常に驚いたこととして、米国の 501(c)(3) 団体において、Form990 が非常に重要な役割を果たしていることである。

Form990 は、501(c)(3) として認定された団体が、その団体の情報を一般に提供する IRS(米国内国歳入庁)のフォームである。わが国の公益法人における定期提出書類に相当するものであるが、その役割は、定期提出書類よりもはるかに大きい。Form990 は、IRS に提出されるだけでなく、一般にも公開されるもので、この Form990 に記載された資料を基にして、様々な団体が非営利団体の評価を行うなど、多様な役割を果たしている。

また、Form990 には、財務情報も掲載されている。米国には、FASB(米国財務会計基準審議会)の基準に沿った財務諸表を作成している団体があるが、小～中規模団体では、FASB の基準に基づく財務諸表を作成していないところも多く、そのような団体は、Form990 に掲載する財務情報が、実質的に財務諸表の役割を果たしている²⁵。

この章では、Form990 について、主に財務情報の部分を中心にして紹介し、わが国の公益法人会計基準との違いを説明する。また、財務情報以外に、Form990 ではどのような情報が重視されているのかについても、いくつか触れていきたいと思う。²⁶

1.3.2 Form990 の概要

米国の 501(c)(3) 団体は、毎事業年度終了後 5 か月目の 15 日までに Form990 を IRS に提出する必要がある²⁷。Form990 は、その法人の規模によって、以下のように異なっている。

(1) Form990

課税年度末に総収入金額が 20 万ドル以上、または総資産が 50 万ドル以上である場合には Form990 を提出しなければならない。

Form990 は全部で 12 ページで作成されている。また、Form990 の Part IV に、「必要な Schedule のチェックリスト」があり、そのチェックリストに Yes と答えた場合には、Schedule と呼ばれる、Form990 に記載した項目を補足、強化、明確化する書類を提出する。Schedule は A から R までであるが、このすべてを記載する団体はほとんどなく、それほど規模が大きい団体は、この Schedule の中で、数個を記載すれば足りるところもある。

(2) Form990-EZ

²⁵ 今回の訪問先でも、FASB の基準に基づく財務諸表を作成しているかどうかを尋ねたが、Form990 に掲載する財務情報以外のものは作成していないと答えた訪問先がいくつもあった。

²⁶ この章の途中及び最後に、Form990-EZ 及び Form990 を米国の書式に合わせた上で日本語に訳したものを掲載している。筆者が日本語訳をしたものであり、誤訳等がある可能性があることもご了解いただきたいと思う。

²⁷ Form990 を 3 年連続不申告の場合、自動的に免税資格は失効する。

総収入金額が 20 万ドル未満で、課税年度末の総資産が 50 万ドル未満の団体は、Form990 の代わりに Form990-EZ (Short Form Return of Organization Exempt From Income Tax) を提出することが可能である。

Form990-EZ は、全部で 4 ページであり、Form990 を簡略化したものである。Form990 のような「必要な Schedule のチェックリスト」はないが、必要に応じて、Schedule に補足情報等を記載する必要がある。

(3) Form990-N

総収入金額が 5 万ドル以下の団体は、Form990 または Form990-EZ を提出しないことを選択した場合、Form990-N, (Electronic Notice (e-Postcard) for Tax-Exempt Organizations Not Required To File Form 990 or 990-EZ) を提出しなければならない。

Form990-N に記載するのは、その団体の基本情報のみであり、財務情報も、Schedule の提出も不要である。

IRS のサイトによると、Form990, Form990EZ, Form990-N を提出している団体数及びこれらの書類の作成に費やす時間等は表 16 のとおりである²⁸。

表 16 Form990 の提出団体数と書類作成時間

	Form990	Form990-EZ	Form990-N
総収入金額(総資産額が 50 万ドル以上の場合には、Form990 を提出)	20 万ドル以上	5 万ドル未満	5 万ドル以下
IRS への申告件数の見通し	333,400 件	245,200 件	743,800 件
平均総時間の見積もり	107 時間	64 時間	5 時間
平均的な自己負担額(Out-of-Pocket Costs)の見積もり	2,600 ドル	500 ドル	20 ドル
平均的な金銭的負担額(Monetized Burden)の見積もり	8,700 ドル	1,400 ドル	90 ドル

「2023 年度 Form990 シリーズの税務コンプライアンスコストの見積もり」一部加筆²⁹

提出する Form990 の種類によって、それに費やす時間も、費用も大きく違ってくる。米国では、大規模な団体は、詳細な報告を求めるが、規模が小さくなるにつれ、段階的に、提出する書類や情報を簡便化しているということがわかる。

Form990 の種類別の IRS への申告件数をグラフにすると、図 7 のようになる。

過半数の団体が Form990-N を提出していること、一番詳しく記載する Form990 を提出してい

²⁸ 501(c)(3) の団体には、パブリックチャリティ(Public Charity)とプライベートファンデーション(Private Foundation)がある。プライベートファンデーションに分類される団体は、Form990-PF を提出するが、今回は、プライベートファンデーションについては訪問先にもなく、パブリックチャリティーの団体を前提に説明をする。

²⁹ Instructions for Form 990 Return of Organization Exempt From Income Tax (2022)
Part XII. Financial Statements and Reporting
<https://www.irs.gov/instructions/i990> 2022 年 12 月 22 日アクセス

る団体は 4 分の 1 程度であることがわかる。

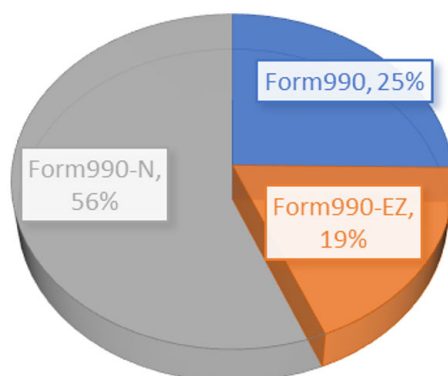


図 7 Form990 の種類別申告件数

また、それぞれの書類の作成に費やす時間をグラフにすると、図 8 のようになる。

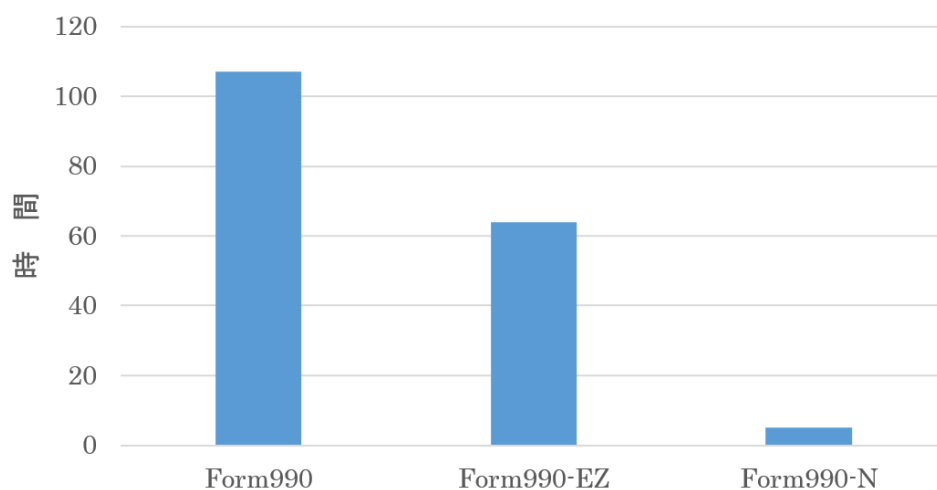


図 8 Form990 の種類別作成時間

過半数の団体が提出する Form990-N は、作成に費やす時間が圧倒的に少ない。一方で、Form990-EZ は、Form990 の半分程度である。

Form990 や 990-EZ については、補足資料である Schedule の作成がどれくらい必要であるかによって、作成に係る時間が大きく異なることが推測される。

次節以降、Form990-N、Form990-EZ、Form990 の順で詳細を見ていくことにする。

1.3.3 Form990-N

(1) Form990-N の記載項目

Form990-N は、電子通知(e-ポストカード)でのみ提出することが可能であり、そこに記載する項目は以下である。

1. 納税者番号 (TIN) と呼ばれる雇用主識別番号 (EIN)。
2. 課税年度

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">3. 正式な名前と郵送先住所4. 団体が使用するその他の名前5. 代表者の氏名及び住所6. Web サイトのアドレス7. 団体の年間総収入 が \$50,000 以下であることの確認8. 該当する場合, 団体が終了した, または終了する (廃業する) という声明 |
|--|

Form990-N は, 上記の通り, 記載する項目も少なく, 作成するのに時間も費用もほとんどかからない。

(2) Form990-N が導入された背景

Form990 は, 1941 年にできた制度で, 80 年以上の歴史があるが, Form990-N は, 2008 年と比較的最近導入されたものである。2008 年以前は, 年間収入が, 25,000 ドル以下の小規模な 501(c)(3) の団体は Form990 の提出義務がなかった。それをすべての 501(c)(3) の団体に Form990 を提出するように義務付けるためにできたのが, Form990-N である。そして, Form990-N の導入時に, 提出する団体の収入規模が 5 万ドル以下になった。

Form990-N の提出を義務付けることで, 3 年以上未提出の団体の免税資格を取り消すことができることとしたことが大きかった。

(3) パブリックサポート及び税制優遇

Form990 および Form990-EZ の団体は, Schedule A(Public Charity Status and Public Support)で公益性を証明する必要がある。Public Support は, 我が国における, 認定特定非営利活動法人になるための要件であり, 公益法人等が税額控除団体になるための要件であるパブリックサポートテストと同様の要件である³⁰。

しかし, Form990-N の団体には, Schedule A の提出義務はなく, Public Support の要件を求められることもない。しかしながら寄付税制等の優遇措置は, Form990-N の団体も, Form990-EZ, Form990 の団体も違いがない³¹。

我が国では, 小規模な法人でも大規模な法人でも同じ税制優遇を受けるのであれば, 同じような基準で審査をし, 書類の提出を求められる。その結果, 事務能力に長けた専門的な知識を持った職員等を雇用することが難しい法人は, 公益法人になるための認定申請をすることができなかったり, あるいは, 認定申請をしても, 些細な問題を指摘されて, 認定を取り下げるという例が後を絶たない。

³⁰ 我が国のパブリックサポートテストは, 米国の制度を参考にして導入した制度であるが, 計算方法は異なり, 我が国にある絶対値基準(3,000 円以上の寄付をした者が 100 人以上いる等)は米国には存在しない。

³¹ このような取り扱いは英国でも同様である。英国では, 年間収入が 25,000 ポンド未満の団体は, チャリティ委員会(英国における公益認定等委員会に相当する機関)へ, 会計報告書を含む年次報告書(Annual Report)の提出は不要であり, 10,000 ポンド未満の団体は, 年次申告書(Annual Return)の提出も不要である(団体情報の更新は必要)。しかし, そのような団体でも, ギフトエイドなど税制優遇措置の取り扱いに変わりはない。

米国では、過半数の団体は Form990-N の簡易な報告をしており、小規模な団体では、このようなことはほとんどない。米国と日本の両方で NPO を立ち上げた経験のある方から、以下のようなコメントをいただいた。

米国では、非営利団体の立ち上げ、運営について、IRS や州などの行政機関へのストレスを感じることはほとんどないが、日本では、社会のために良いことをしようとしているにもかかわらず、あまりに細かいことまでの指摘が多い。

NY de Volunteer

(4) Form990-N における財務情報

Form990 及び Form990-EZ には、定型化された財務情報のフォームがあるが、Form990-N で提出する場合には、定型化された財務情報のフォームはなく、Form990-N 以外に、書類の提出も求められていない。

しかし、助成団体から助成を得ようとする場合には、小規模で、本来は Form990-N で提出すればいい団体でも、Form990-EZ や Form990 の形式での書類の提出を求められることもある。

Form990-N は、住所と名前だけの非常にシンプルな書類である。私たちは小さな団体なので、あまり多くのものを受け取っているわけではなく、IRS はあまり細かいことを言わない。しかし、団体や財団によっては、Form990 を提出するよう求められることもある。例えば、今、ある団体に「女性のための生活資金」を借りに行ったが、その団体は Form990-N ではなく、Form990 を要求された。

Home Roots Foundation

1.3.4 Form990-EZ

(1) Form990-EZ の概要

Form990-EZ は、総収入が 20 万ドル未満で、課税年度末の総資産が 50 万ドル未満の団体が提出することができ、501(c)(3) 団体³²の約 2 割が、この Form990-EZ で提出をしている。

Form990-EZ は全部で 4 ページで構成される。

まず、最初に、団体の基本情報を記載したうえで、以下のような項目で構成されている。

Part I	収入、支出、純資産または基金残高の変動 (Page1, 下後半)
Part II	貸借対照表 (Page2, 前半)
Part III	プログラム・サービスの成果に関する説明書 (Page2, 中盤)
Part IV	役員、取締役、評議員、主要な従業員のリスト (Page2, 後半)
Part V	その他の情報 (Page3~Page4)

前半部分は、主に財務情報であり、中盤から、役員等の情報を掲載する。3 ページ目と 4 ページ目は、「その他の情報」であるが、3 ページ目は、団体の補足情報で、必要に応じて、Schedule

³² プライベートファンデーションは除く

への記載が求められる。4 ページ目は、主に、高額給与を受け取った者や業務委託先の情報である。

この章の終わりに、Form990-EZ を米国の形式に合わせて日本語に訳したものを掲載する。

この Form990-EZ の、財務情報の部分及び役員等や高額給与を受け取った者の情報の部分を見ていくことにする。

(2) Form990-EZ における財務情報

① Form990-EZ の財務情報の概要

前述のとおり、Form990-EZ は、総収入金額が 20 万ドル未満で、課税年度末の総資産が 50 万ドル未満の団体が提出することができるものである。

今回の訪問先には Form990-EZ で提出している団体もいくつかあったが、これらの団体は、財務情報としては、この Form990-EZ 以外の書類は作成していないということであった。

従って、米国では小規模の NPO 団体が作成している財務情報に関する様式は、大部分がこの Form990-EZ あるいはそれに相当する書類であると考えられる。

② 収入、支出、純資産または基金残高の変動

まずは、Part I の収入、支出、純資産または基金残高の変動の欄 (Revenue, Expenses, and Changes in Net Assets or Fund Balances) である。

(イ) 収益の部の表示

収益については、大分類として 8 つに分類されており、一部の科目についてはさらに細かく表示がされている。

公益法人会計基準の一般正味財産増減の部の勘定科目³³と比較して、どのような違いがあるのかを図 18 に示す。細かいところで違いがあるが、大科目の分類数もほぼ同じである。

Form990-EZ には、「5 棚卸資産以外の資産の売却による収入」、「6 ゲーミング及びファンドレイジングイベント」、「7 棚卸資産の総売上高から返品および引当金を控除した金額」について、収益から売上原価を引いた中科目が表示され、粗利益が収益として表示されている点は、公益法人会計基準とは異なる。

また、公益法人会計基準の場合には、中科目として、例えば、「基本財産運用益」であれば、「基本財産受取利息」、「基本財産受取配当金」、「基本財産受取賃借料」に分けて表示されるなど、さらに細かく表示はされている。つまり、大科目の違いはほとんどないが、中科目については、公益法人会計基準の方がかなり細かい表示になっているということと、Form990-EZ の場合には、一部の収益については、中科目で原価等を表示して、粗利益相当額を表示しているということが違いということが言える。

表 17 Form990-EZ の収入、支出、純資産または基金残高の変動の申告欄

³³ 「公益法人会計基準」の運用指針(2)正味財産増減計算書に係る科目及び取扱要領より。

Part I 収入、支出、純資産または基金残高の変動 (PartIの説明を参照)											
このPartIのいずれかの質問に答えるために、ScheduleOを使用したかどうかをチェックしてください。 ☐											
収 益	1	寄付金、助成金、その他これらの類似の収益							1		
	2	行政及び民間のプログラム収益							2		
	3	会費及び分担金							3		
	4	投資収益							4		
	5a	棚卸資産以外の資産の売却による収入						5a			
	b	控除：売上原価及びその他の販売費						5b			
	c	棚卸資産以外の資産の売却損益 (5a行目から5b行目を引く)							5c		
	6	ゲーミング及びファンドレイジングイベント									
	a	ゲームからの総収入 (15,000ドルを超える場合は、Schedule Gを添付してください。)						6a			
	b	ファンドレイジングイベントからの総収入 (1行目に報告されたファンドレイジングイベントからの寄付金のうち、\$ を含まない)						6b			
	(所得金額と寄付金額の合計が15,000ドルを超える場合は、ScheduleGを添付してください)						6b				
	c	控除：ゲームおよびファンドレイジングイベントからの直接費用						6c			
	d	ゲームおよびファンドレイジングイベントからの純利益または (損失) (6aおよび6b行を加算し、6c行を減算する。)							6d		
	7a	棚卸資産の総売上高から返品および引当金を控除した金額						7a			
b	控除：売上原価						7b				
c	棚卸資産の売上総利益または (損失) (7a行目から7b行目を引く)							7c			
8	その他の収益 (ScheduleOに記載)							8			
9	総収益 1、2、3、4、5c、6d、7c、8行目を合計する。							9			
費 用	10	助成金および同様の支払額							10		
	11	会員に対してあるいは会員のために支払われるベネフィット							11		
	12	給与、その他の報酬、従業員福利厚生							12		
	13	専門家への資金調達費用							13		
	14	入居費、家賃、光熱費、管理費							14		
	15	印刷物、出版物、郵便物、配送料							15		
	16	その他の費用 (ScheduleOに記載)							16		
	17	経費の合計 10行目から16行目を合計							17		
資 金 残 高	18	事業年度の超過額または (不足額) (9行目から17行目を引く)。							18		
	19	純資産または基金の期首残高 (27行目の(A)から) (前年度申告の期末残高と一致する必要があります。)							19		
	20	その他の純資産または基金残高の変動 (ScheduleOに記載)。							20		
	21	期末の純資産または基金残高。18行目から20行目までを合算する							21		

表 18 Form990-EZ と公益法人会計基準の収益の部の表示方法の比較

Form990-EZ	公益法人会計基準
1 寄付金、助成金、その他これらの類似の収益	基本財産運用益
2 行政及び民間のプログラム収益	特定資産運用益
3 会費及び分担金	受取入会金
4 投資収益	受取会費
5 棚卸資産以外の資産の売却による収入	事業収益
6 ゲーミング及びファンドレイジングイベント	受取補助金等
7 棚卸資産の総売上高から返品および引当金を控除した金額	受取負担金
8 その他の収益	受取寄付金
	為替差益
	雑収益

(ロ)費用の部の表示

続いて、費用の部の表示について見ていく。

表 19 Form990-EZ と公益法人会計基準の費用の部の表示方法の比較

Form990-EZ	公益法人会計基準
10 助成金および同様の支払額 11 会員に対してあるいは会員のために支払われるベネフィット 12 給与, その他の報酬, 従業員福利厚生 13 専門家への資金調達費用 14 入居費, 家賃, 光熱費, 管理費 15 印刷物, 出版物, 郵便物, 配送料 16 その他の費用	事業費 給料手当 臨時雇賃金 退職給付費用 福利厚生費 旅費交通費 通信運搬費 減価償却費 消耗什器備品費 消耗品費 修繕費 印刷製本費 燃料費 光熱水料費 賃借料 保険料 諸謝金 租税公課 支払負担金 支払助成金 支払寄付金 委託費 有価証券運用損 為替差損 雑費 管理費 役員報酬 給料手当 ・・・(以下省略)

公益法人会計基準では、経常費用の部を、事業費と管理費に区分けしたうえで、さらに事業費、管理費について 20 以上の科目に分類されている。

一方で、Form990-EZ は、費用の部は、事業費と管理費の分類もなく、勘定科目はわずか 5 つである。つまり、費用の部は、5 つに分類するということを行えばいいだけということになる。

Form990-EZ の PartⅢで、その団体の代表的な 3 つのプログラムについて費用を記載することになっているので、複数のプログラムを実施している場合には、プログラムごとの費用の把握は必要になってくるが、事業費と管理費の区分けは不要であり、勘定科目も非常にシンプルである。当然、配賦計算なども不要であり、会計処理として、収益は 8 つの勘定科目、費用は 5

つの勘定科目に分ければいいだけであり、難易度は低い。

Form990-EZ で提出をしている団体からは、下記のようなコメントがあった。

私たちはほとんど経費を使いません。多少はありますよ。会計士に支払わなければなりません。最近、免税ステータスを更新するために弁護士にお金を払わなければなりません。ウェブサイトの制作費もありますが、それほど多くの経費はかかりません。申告はとても簡単です。990-EZ を提出するだけです。

もし他の政府補助金を得ていたなら、追加の財務書類を作成する必要があったかもしれませんが、この5年間はありませんでした。私たちは990-EZ を提出しているだけです。

Friends of Georgetown Waterfront Park

プログラムごとの費用は、表 20 のような形で記載する。

表 20 Form990-EZ のプログラム・サービスの成果に関する説明書

Part III プログラム・サービスの成果に関する説明書 (PartIIIの説明書を参照)													費用
PartIIIのいずれかの質問に回答するために、ScheduleOを使用した場合、チェックを入れてください。・・・□													
組織の主な免除目的は何ですか。													(501(c)(3)および501(c)(4)の組織では必須、その他の組織では任意)
組織の3大プログラム・サービスのそれぞれについて、実績を記述する。各プログラムについて、提供したサービス、恩恵を受けた人の数、その他の関連情報を明確かつ簡潔に記述する。													
28													
	(助成金 \$) 海外からの助成金が含まれている場合、チェックを入れてください。→□												28a
29													
	(助成金 \$) 海外からの助成金が含まれている場合、チェックを入れてください。→□												29a
30													
	(助成金 \$) 海外からの助成金が含まれている場合、チェックを入れてください。→□												30a
31	その他のプログラムサービス (ScheduleOに記述)												
	(助成金 \$) 海外からの助成金が含まれている場合、チェックを入れてください。→□												
													31a
32	プログラム・サービス費用の合計 (28a行目から31a行目を合計する)												→ 32

③ 貸借対照表

貸借対照表はさらに簡便である。

表 21 の通り、資産の部は、「現金預金及び投資資産」、「土地及び建物」、「その他の資産」の3分類であり、負債の部は、「総負債」として合計金額だけを記載する。この金額を、期首と期末に記載するだけである。

表 21 Form990-EZ の貸借対照表

Part II 貸借対照表 (Balance Sheet) (Part II の説明書を参照)												
Part II のいずれかの質問に回答するために、Schedule O を使用した場合、チェックを入れてください。..... ☐												
										(A)		(B)
										期首		期末
22 現金・預金および投資資産											22	
23 土地及び建物											23	
24 その他の資産 (Schedule O に記載)											24	
25 総資産											25	
26 総負債 (Schedule O に記載)											26	
27 純資産または資金残高 ((B) 欄の 27 行目は 21 行目と一致すること。)											27	

(3) Form990-EZ における役員や職員の情報

Form990-EZ では、4 ページあるうちの 1 ページ以上を役員や高額な給与を支払う職員、独立請負人の情報の記載に費やしている。Form990-EZ は、一般に公開される情報であり、私たちのような外国人でも簡単に入手することができる。このような誰でも入手できる Form990-EZ に、役員や高額な給与を支払う職員、独立請負人の情報を詳細に記載することは、驚きである。

以下, 具体的に見ていくこととする。

表 22 Form990-EZ の役員、取締役、評議員、主要な従業員のリスト

[illegible]

① 役員、取締役、評議員、主要な従業員のリスト

まずは、Part IVの「役員、取締役、評議員、主要な従業員のリスト」である。

以下に Form 990-EZ の様式を紹介する。

(イ) リストに記載する人

このリストに掲載する人は、以下の人である。

<Officer> : 団体の日常業務を管理するために選出または任命された者

<Director と Trustee> : 団体の統治機関のメンバー。統治機関とは、州法に基づき、団体を代表して統治に関する決定を行う権限を有する者の集団である。または信託の評議員会(単に管財人、受託者と呼ばれることもある)である。

<Key employee> : Officer, Director, trustee と同様の責任や権限を持つ者または受託者に相当する責任または権限を有する者をいう。団体の最高経営責任者、管理責任者(執行役員、理事長など)も含まれる。最高財務責任者(CFO)と管理部門またはプログラム運営の責任者(Officer)を管理する権限を持っている場合は、いずれも重要な従業員(Key Employee)である。

(ロ) 記載項目

各人別に、以下の項目を記載する。

(a) 氏名、役職

(b) 平均労働時間 : その人が 1 年間に団体のために費やした 1 週間あたりの平均時間を記載する。

(c) 報告対象報酬

<Officer, Key employee> : Form W-2³⁴のボックス 1 または 5 で報告する必要がある金額

<Director, individual trustee> : 団体に対する理事業務およびその他の独立請負業務について、Form 1099³⁵-NEC の 1 欄または Form 1099-MISC の 6 欄に報告する必要がある金額、もし、Officer, Employee として報酬を受けた場合には、Form W-2 のボックス 1 または 5 で報告する必要がある金額

<institutional trustee(銀行や信託会社など)> : 支払われたサービスに対する手数料

(d) 健康給付金 従業員福利厚生制度への拠出および繰延報酬

雇用主による適格確定拠出年金への税制上の拠出金等

(e) その他の報酬の見積り額

課税対象および非課税のフリンジベネフィットの両方を記入する。ただし、(c) 欄または (d) 欄で報告された報酬は含めない。

② 高額な給与を支払う従業員のリスト

さらに、上記の Officer, Director, Trustee, Key employee 以外でも、10 万ドル以上の報酬を受け取ったもっとも報酬の高い従業員 5 名については、同様に、その氏名と労働時間、報酬額、

³⁴ 雇用主が被雇用者に発行する年間給与合計表で、我が国の源泉徴収票に相当するもの。

³⁵ 事業主が支払先に対して一定の支払いを行った場合に発行する我が国の支払調書に相当するもの。

適格確定拠出年金への拠出額, その他の報酬の見積額などを記載する必要がある。また, もし 10 万ドル以上の給与を受けたその他の従業員がいる場合には, その人数も記載する。それが表 23 である。

表 23 Form990-EZ の高額な給与を支払う従業員のリスト

50 この表は, 組織から 10 万ドル以上の報酬を受け取った, 組織の最も報酬の高い 5 人の従業員 (役員, 取締役, 評議員および主要な従業員を除く) について記入してください。該当者がいない場合は, "No" と記入してください。

(a) 各従業員の氏名と役職	(b) 週当たり業務に従事する平均時間	(c) 報告対象報酬 (Form W-2/1099-MISC/1099-NEC)	(d) 健康給付金 従業員福利厚生制度への拠出および 繰延報酬	(e) その他の報酬の見積り額
f. 10 万ドル以上の給与を支払っているその他の従業員の総数				

③ 独立請負者のリスト

それに加え, 団体から 10 万ドル以上の報酬を受けた独立した請負業者のうち最も高い報酬を受けた 5 名について, その氏名, 事業所の所在地, サービスの種類, 報酬を記載することとなっている。

表 24 Form990-EZ の独立請負者のリスト

51 この表は, 組織から 10 万ドル以上の報酬を受けた独立した請負業者のうち, 最も高い報酬を受けた 5 人について記入してください。該当者がいない場合は, "No" と記入してください。

(a) 各独立契約者の氏名および事業所所在地	(b) サービスの種類	(c) 報酬
d. 10 万ドル以上を受け取っている他の独立した請負業者の総数		

Form990-EZ は, 全部で 4 ページの非常に簡略な書類であるが, そのうちほぼ 1 頁を, 役員や高額な給与を得ている職員, 独立請負人などの情報を記載する欄にあてている。Form990 は全

部で 12 ページあるが、この役員や高額給与等を得ている職員の報酬に関する記載項目は、Form990 と Form990-EZ でほぼ違いがなく、この情報がいかに重視されているのかがわかる。

このように、役員や職員の給与まで開示をしなければいけないことについて、当事者たちはどのように思っているのか、今回訪問した団体にインタビューをしている。

代表的な回答を表示することとする。

- 米国の非営利団体にとって、情報を開示することは不可欠であることである。なぜなら、非営利団体に寄付をしようとする人たちや、非営利団体と一緒に仕事をしようとする人たちが、潜在的な利益相反を理解するのに役立つからである
- 米国では、非営利団体のほとんどのボードメンバーは、ボードメンバーとしての報酬を受け取っていないが、もし受け取っているのであれば財務諸表の利用者は、それを知りたいと思うはずである。
- 役員に対する報酬や、主要な職員に対する報酬についての情報を報告することで、ユーザーや非営利団体に興味を持つ人が、自分たちのお金がどこに使われているのかを知ることができる。例えば、2,3 人のスタッフに多くの資金が使われていることが分かれば、その非営利団体がきちんと運営されているかどうか、寄付をしたい団体かどうかを判断することができる。少なくとも主要なスタッフや役員にどのような報酬が支払われているかを知することは、非営利団体の貢献者にとって非常に有益なことだと思う。

US-Japan Council

- 個人によっては、自分の報酬が公開されることを望まないかもしれない。しかし、寄付をする側の立場に立って考えてみると、寄付をする人は、集めた資金のかなりの部分が高い報酬を得ている役員に使われていることを知りたいと思うかもしれないし、それによって、寄付をするかしないかの決断をする人がいるかもしれない。
- 寄付者から、私たちの報酬について質問されることがある。「CEO にこれだけの報酬を支払っているのを見たが、なぜあなたに寄付をしなければならないのか」と言うのである。賛否両論あるが、私は公益事業として、透明性を確保することは有用だと考えている。

World Food Program USA

何人かの人々から「私はここに私の名前と私の給料を入れなければなりませんか？」というのを聞かれた。「税法なのでそうしなければなりません」と答えるが、不快な人もいよう。重要なのは、寄付者のニーズにあり、それは個人のプライベートのニーズよりも高く、それは難しいバランスである。個人的には必要であると考え。以前はドイツで働いていたが、EU では、個人のプライバシーについて、米国よりもはるかに強いと思う。

Médecins Sans Frontières

(4) 小規模な非営利団体

米国では、Form990-EZ の提出が認められている総収入が 20 万ドル未満で、課税年度末の総資産が 50 万ドル未満の団体 (Form990-N を提出する団体を除く) は、会計処理は公益法人会計基準と比較しても非常に簡易である。一方で、役員や高額な給与を支払う職員の給与等を開示しなければならない。公益法人ではこのような情報を外部に公表することは求められない。米国では、細かい会計情報の開示以上にこれら役員報酬等の情報開示が重視されていることが窺える。

1.3.5 Form990

(1) Form990 の概要

Form990 は、課税年度末に総収入が 20 万ドル以上、または総資産が 50 万ドル以上である場合に提出しなければならない。もし、総収入が 20 万ドル未満で総資産が 50 万ドル未満であっても、Form990 を提出してもかまわない。

Form990 についても、この章の終わりに日本語に訳したものを掲載している。

Form990 の構成は、以下のとおりである。

団体の基本情報 (団体名、住所、電話番号等)	
Part I	概要 (Page1)
Part II	署名 (Page1)
Part III	プログラム・サービスの成果に関する説明書 (Page2)
Part IV	必要な Schedule のチェックリスト (Page 3 ~Page4) 1 ~38 までのチェックリスト
Part V	その他の国税庁への届出及び税務コンプライアンスに関するステートメント (Page4~Page5)
Part VI	ガバナンス、経営、情報開示 (Page6) Section A 運営組織とマネジメント Section B ポリシー Section C ディスクロージャー
Part VII	役員、取締役、評議員、主要な従業員、最も高い報酬を受ける従業員及び独立請負人の報酬 (Page7~Page8) Section A 役員、取締役、評議員、主要な従業員及び最も高い報酬を受ける従業員 Section B 独立した請負業者
Part VIII	収益計算書 (Page9)
Part IX	機能別費用計算書 (Page10)
Part X	貸借対照表 (Page11)
Part XI	正味財産の調整 (Page12)
Part XII	財務諸表と報告 (Page12)

このうち、Part I の概要の大部分は、財務情報の概要である。

また、Part VIII ~Part XII までは財務情報で、12 ページのうち 4 ページを占める。

これ以外では、Form990-EZ にもある、役員や独立請負人の報酬で 2 ページを占めてお

り,PartⅥでは,ガバナンスや経営,情報開示などに1ページを割いている。

そして,Form990の特色として,PartⅣで,「必要なScheduleのチェックリスト」があり,ここにチェックマークがついた場合には,さらにScheduleを作成することになる。

Scheduleは,以下のものがあり,Schedule Aはパブリックサポートを計算するものである。また,Schedule 0は,補足情報を記載するところで,Form990及び990-EZを提出する団体のすべては作成する。それ以外のScheduleは,チェックリストにYesがついた場合のみ作成することになる。

Schedule A : 公益法人としての地位(public charity status)と公的支援(public support)
Schedule B : 寄付者に関するSchedule
Schedule C : 政治的なキャンペーンやロビー活動
Schedule D : 財務諸表補足説明書
Schedule E : 学校
Schedule F : 米国外での活動に関する声
Schedule G : 募金活動やゲーム活動に関する補足的な情報
Schedule H : 病院
Schedule I : 組織への助成金およびその他の援助
Schedule J : 報酬の情報
Schedule K : 非課税社債に関する補足情報
Schedule L : 利害関係者との取引
Schedule M : 現物寄付
Schedule N : 清算,終了,解散,または資産の重要な処分
Schedule O : 補足資料
Schedule R : 関連団体と非関連パートナーシップ

(2) 概要

Form990では,Page1で,団体の基本情報を記載した後,PartⅠとして「概要」を示している。

「概要」は「活動内容・ガバナンス」,「収益」,「費用」,「資金残高」の4つから構成され,団体の大枠を理解するには,有益である。

「収益」,「費用」の部分は,Form990-EZをさらに簡略化したものであり,「収益」は「寄付と助成金」,「プログラムサービス収入」,「投資収益」,「その他の収益」の4分類であり,費用は,「助成金及び同様の支払額」,「会員に対してあるいは会員のために支払われるベネフィット」,「給与,その他の報酬,従業員福利厚生費」,「専門家への資金調達費用」,「その他の費用」の5分類である。

表 25 Form990 の組織概要

Part I 概要			
活動内容・ガバナンス	1 組織の使命または最も重要な活動について簡単に説明します。		
	2 このチェックボックスをオンにします▶ ☐ 組織が事業を中止した場合、または純資産の25%以上を処分した場合		
	3 統治機関の投票メンバーの数 (Part VI, line 1a) .	3	
	4 統治機関の独立投票メンバーの数 (Part VI, line 1b) .	4	
	5 2020年に雇用された個人の総数 (Part V, line 2a) . .	5	
	6 ボランティアの総数 (必要に応じて見積もります)	6	
	7 a Part VIII, column (C), line 12からの関連のない事業収益 (unrelated business revenue) の合計。	7a	
	b Form 990-T, Part I, line 11 からの関連のない事業課税所得	7b	
収益	8 寄付と助成金 Contributions and grants (Part VIII, line 1h)	前期	今期
	9 プログラムサービス収入 Program service revenue (Part VIII, line 2g)		
	10 投資収益 Investment income (Part VIII, column (A), lines 3, 4, and 7d)		
	11 その他の収益 Other revenue (Part VIII, column (A), lines 5, 6d, 8c, 9c, 10c, and 11e)		
	12 総収入—8行目から11行目を合計します (must equal Part VIII, column (A), line 12)		
	費用	13 助成金および同様の支払額 Grants and similar amounts paid (Part IX, column (A), lines 1-3)	
14 会員に対してあるいは会員のために支払われるベネフィット Benefits paid to or for members (Part IX, column (A), line 4)			
15 給与、その他の報酬、従業員福利厚生 Salaries, other compensation, employee benefits (Part IX, column (A), lines 5-10)			
16a 専門家への資金調達費用 Professional fundraising fees (Part IX, column (A), line 11e)			
17 その他の費用 Other expenses (Part IX, column (A), lines 11a-11d, 11f-24e)			
18 総経費。13~17行目を合計します (must equal Part IX, column (A), line 25)			
19 収入から経費を差し引いたもの 12行目から18行目を引きします。			
資金残高		20 資産合計 Total assets (Part X, line 16)	期首
	21 負債合計 Total liabilities (Part X, line 26)		
	22 純資産または資金残高 Net assets or fund balances. Subtract line 21 from line 20		

(3)Form990 における財務情報

Form990 における財務情報としては、PartⅧの「収益計算書」、PartⅨの「機能別費用計算書」、PartⅩの「貸借対照表」がある。それぞれ、公益法人会計基準と比較しながら見ていくことにする。

① 収益計算書

まず、収益を「寄付金・助成金その他の収益」、「プログラム収益」、「その他の収益」、「雑収益」に分類し、その上で、さらに細かく収益を分類している。

これを、公益法人会計基準の大科目、中科目と比較してみることにする。

表 26 Form990 の収益計算書

Part VIII 収益計算書 (Statement of Revenue)

Schedule Oに、このPart VIIIのいずれかの行に対する回答または注記が含まれている場合にはチェックしてください。 ☐

				(A) 総収益金額	(B) 免税目的に関連する 収益	(C) 目的と無関係な事業収 益	(D) Section 512-514のも と、無関係な事業収益
寄付金、助成金その他の 他の収益	1a 連動キャンペーン	1a					
	b 会費	1b					
	c 資金調達イベント	1c					
	d 関連団体	1d					
	e 政府補助金 (拠出金)	1e					
	f その他寄付金、助成金、および上記に含ま れない類似の金額	1f					
	g 1a-1f行に含まれる非現金拠出額	1g	\$				
	h 合計 1a-1f 行を合計	→					
P r o f i t a b l e r e v e n u e		ビジネスコード					
	2a						
	b						
	c						
	d						
	e						
	f その他のプログラムサービス収益						
g 合計 2a-2f 行を合計	→						
そ の 他 の 収 益	3 投資収益 (配当金、利息、およびこれに類する金額を含む)	→					
	4 非課税公社債の運用による収入	→					
	5 ロイヤリティ	→					
	6a 賃料	6a	(i) 不動産	(ii) 動産			
	b 控除: 賃貸費用	6b					
	c 賃貸料収入または (損失)	6c					
	d 純賃貸利益または (損失)	→					
	7a 棚卸資産以外の資産の売却収入	7a	(i) 有価証券	(ii) その他			
	b 控除: 売上原価その他販売費	7b					
	c 利益または (損失)	7c					
	d 純利益または (損失)	→					
	8a フォンドレイジングイベントからの総収入 (1cで寄付と報告 されている \$ は含まれません。Part IVの18行目を参照)	8a					
	b 控除: 直接経費	8b					
	c 資金調達イベントからの純利益または (損失)	→					
	9a ゲーミング活動からの総収入 (Part IVの19行目を参照)	9a					
b 控除: 直接経費	9b						
c ゲーミング活動からの純利益または (損失)	→						
10a 棚卸資産総売上高 (返品控除後)	10a						
b 控除: 商品販売による原価	10b						
c 棚卸資産販売による純利益または (損失)	→						
雑 収 益		ビジネスコード					
	11a						
	b						
	c						
	d その他の収益						
e 合計 11a~11d行を合計	→						
12 収益合計	→						

表 27 Form990 と公益法人会計基準の収益の部の表示方法の比較

Form990 の収益計算書		公益法人会計基準の一般正味財産増減の部の経常収益 ³⁶	
大科目	中科目	大科目	中科目
寄付・助成金収益	連動キャンペーン 会費 資金調達イベント 関連団体 政府補助金 その他寄付金等 上記のうち非現金拠出額	基本財産運用益 特定資産運用益	基本財産受取利息 基本財産受取配当金 基本財産受取賃貸料 特定資産受取利息 特定資産受取配当金 特定資産受取賃貸料
プログラム収益	投資収益 非課税公社債の運用収益 ロイヤリティ 賃料 棚卸資産以外の資産売却益 ファンドレイジングイベント 収益	受取入会金 受取会費 事業収益 受取補助金等	受取入会金 正会員受取会費 特別会員受取会費 賛助会員受取会費 〇〇事業収益 受取国庫補助金 受取地方公共団体補助金 受取民間補助金 受取国庫助成金 受取地方公共団体助成金 受取民間助成金 受取補助金等振替額
その他の収益	ゲーミング収益 棚卸資産収益	受取負担金 受取寄付金 雑収益	受取負担金 受取負担金振替額 受取寄付金 募金収益 受取寄付金振替額 受取利息 有価証券運用益 雑収益

³⁶ 「公益法人会計基準」の運用指針「12.財務諸表の科目」「(2)正味財産増減計算書に係る科目および取扱要領」

Form990 は、大科目の数が 4 つと非常にシンプルであるが、公益法人会計基準は大科目が 9 つと非常に多い。

また、Form990 は、対価性のない収益を「寄付・助成金収益」としたうえで、それを中科目で 6 分類しているのに対して、公益法人会計基準は、対価性のない収益が、大分類で「受取入会金」、「受取会費」、「受取補助金等」、「受取負担金」、「受取寄付金」と 5 つに分かれ、さらにそれが中科目で細分化されている。公益法人会計基準の方が科目数は多くなるが、対価性のない収益がまとまって表示がされていないところは見にくいのではないだろうか。

また、Form990 では、「その他収益」として、「投資収益」、「非課税公社債の運用収益」、「ロイヤリティ」、「賃料」、「棚卸資産以外の資産売却益」、「ファンドレイジングイベント収益」、「ゲーミング収益」、「棚卸資産収益」と 8 つに分類し、さらに「賃料」、「棚卸資産以外の資産売却益」、「ファンドレイジングイベント収益」、「ゲーミング収益」、「棚卸資産収益」については、収入と原価を両方表示をした細かい情報を掲載している。

もう一つ意外なことは、Form990 では、収益を「免税目的に関連する収益」、「目的と無関係な事業収益」、「Section512-514 のもと、無関係な事業収益」に分類しており、これは税務目的の分類になっており、使途制約による分類はしていない。

公益法人会計基準では、一般正味財産増減の部と指定正味財産増減の部に分けて、使途制約のある寄付や補助金等は分けて表示をするが、Form990 にはこの分類をする箇所はない。これは、Form990 が IRS という税務機関に提出するものであることが関係しているのであろう。今回の訪問先でも、大規模な団体は、Form990 以外に、FASB(米国財務会計基準審議会)の基準に沿った財務諸表を作成している団体が大部分であったが、FASB に基づく財務諸表には、使途制約の有無による分類がされている³⁷。

しかし、作成する財務情報は Form990 に記載するものだけである団体もあり、そのような団体は使途制約による区分は行っていないようである。

② 機能別費用計算書

続いて、費用の部について詳しく記載している「機能別費用計算書」である。

「勘定科目」と、「事業費」「管理費」「ファンドレイジング費」の分類について分けてみていく。

³⁷ FASB の基準に基づく財務諸表と Form990 に掲載される決算書には、使途制約の記載方法の違い以外にもいくつか違いがある。FASB の基準に基づく財務諸表には、運送会社から提供されている倉庫の無償供与や専門家からの無償のサービスを財務諸表に反映できるが、Form990 には、そのような無償のサービスを計上することはできない。また、FASB の財務諸表には、高い給与を支払っている 5 人の給与は書かれない。

表 28 Form990 の機能別費用計算書 (i) 勘定科目

Part VIII 機能別費用計算書 (Statement of Functional Expenses)				
セクション501(c)(3)および501(c)(4)の組織は、すべての欄を記入する必要があります。その他の組織は、(A)欄に記入する必要があります。				
Schedule OがこのPart IXのいずれかの行に対する回答または注記を含んでいる場合にはチェックしてください。..... ☐				
Part VIII の 6b, 7b, 8b, 9b, 10b で報告された金額は含めないでください。	(A) 総費用金額	(B) プログラム・サービス費用	(C) 一般管理費	(D) フロンティア・費用
1 国内機関および国内政府に対する助成金およびその他の援助および国内政府に対する助成金およびその他の援助				
2 国内個人への助成金や支援金				
3 外国機関や外国政府、外国個人への助成金や支援金				
4 会員のために支払われる給付金				
5 現在の役員、取締役、評議員および主要な従業員への報酬				
6 上記以外の報酬で、資格のない者(セクション4958(f)(1)に定義される者)および Section 4958(c)(3)(B)に記載されている者への報酬				
7 その他の給与・賞金				
8 年金制度の発生および拠出(以下を含む Section 401(a)および403(b)の雇用者拠出金を含む)				
9 その他の従業員給付				
10 給与税				
11 役務の対価(非従業員)				
a マネジメント				
b 法律				
c 会計				
d ロビー活動				
e 専門的な資金調達サービス				
f 投資運用報酬				
g その他(11g行の金額が25行目の(A)欄の10%を超える場合、11g行の費用を Schedule Oに記載する。)				
12 広告宣伝費				
13 事務費				
14 情報技術				
15 ロイヤリティ				
16 施設使用料				
17 旅費交通費				
18 連邦政府または州政府または地方政府の公務員の旅費または接待費の支払い				
19 会議、大会、ミーティング				
20 利息				
21 関連会社に対する支払額				
22 減価償却費				
23 保険料				
24 上記に含まれない費用を列挙する。(24a行目に経費を記載します。もし24a行の金額が25行目の(A)欄の10%を超える場合は、24a行目の経費を Schedule Oに記載する。)				
a				
b				
c				
d				
e 他のすべての費用				
25 機能的経費の合計。1行目から24e行目までを足す				
26 共同コスト。この行は、教育キャンペーンと基金活動を組み合わせてB欄に報告した場合のみ記入します。SOP 98-2 (ASC 958-720)に従っている場合、チェックを入れてください。 ☐				

勘定科目は全部で 24 である。これを公益法人会計基準の勘定科目と比較してみる。

表 29 Form990 と公益法人会計基準の費用の部の表示方法の比較

Form990	公益法人会計基準
1. 国内機関等への助成金等	給料手当
2. 国内個人への助成金や支援金	臨時雇賃金
3. 外国機関等への助成金等	退職給付費用
4. 会員のために支払われる給付金	福利厚生費
5. 役員等, 主要な従業員への報酬	旅費交通費
6. 上記以外の報酬で, 資格のない者への報酬	通信運搬費
7. その他の給与・賃金	減価償却費
8. 年金制度の発生および拠出	消耗什器備品費
9. その他の従業員給付	消耗品費
10. 給与税	修繕費
11. 役務の対価(非従業員)	印刷製本費
a. マネジメント	燃料費
b. 法律	光熱水料費
c. 会計	賃借料
d. ロビー活動	保険料
e. 専門的な資金調達サービス	諸謝金
f. 投資運用報酬	租税公課
g. その他	支払負担金
12. 広告宣伝費	支払助成金
13. 事務費	支払寄付金
14. 情報技術	委託費
15. ロイヤリティ	有価証券運用損
16. 施設使用料	為替差損
17. 旅費交通費	雑費
18. 接待費	
19. 会議, 大会, ミーティング	
20. 利息	
21. 関連会社に対する支払額	
22. 減価償却費	
23. 保険料	
24. 雑費	

勘定科目数はそれぞれ 24 と全く同じ数である。

勘定科目の内容も, 大きな違いはないように思うが, Form990 の場合には, 最初の 4 つの勘定科目が助成金や支援金などである。公益法人会計基準にも, 「支払助成金」「支払寄付金」の科目があるが, いずれも下の方にあり, 助成金や寄付金の内容も不明確であるのに対して, Form990 では, 「国内機関等への助成金等」, 「国内個人への助成金等」, 「外国機関等への助成金等」, 「会員のために支払われる給付金」の 4 つに分かれており, かなり細かく表示

されているうえ、費用の科目の一番最初に記載されており、重視されていることがわかる。

また、5,000 ドルを超える助成金等を支出した場合には、「Schedule I」にその支出した団体の名称、住所、EIN 番号、支給額、援助の目的等を記載することとされている。今回の訪問先のインタビューの中で、IRS が、NPO を監視する際に、一番重視していることは、NPO への資金が、マネーロンダリングなどに使われていないのか、ということである、という話があった。

米国で特に強調された事は IRS が日常 NPO からの資金が、マネーロンダリングなどの不正目的に使われていないかということに異常なほど神経過敏となっている。IRS は、過去に、NPO からの資金がマフィアやテロ組織などに渡るなど幾多の痛い目に遇ってきたことで、現在は助成金の贈り先も原則として 501(c)(3) の団体のみに限定され、それ以外の一般団体や個人に送ることは基本的に規制されている。

Japanese Medical Support Network-US

また、Form990 の「11. 役務の対価(非従業員)」は、さらに「マネジメント」、「法律」、「会計」、「ロビー活動」、「専門的な資金調達サービス」、「投資運用報酬」に分けられている。このような区分は、公益法人会計基準にはない。今回のインタビューでも、IRS には、「謝金」というような曖昧な支払い方は許されず、プロフェッショナルなサービスまた役務に対するフィーのみが認められ、各イベントの会計報告書の中では、いつ、どこで、誰が、何をしたかの詳細な説明の明示が常に義務付けられているという話があった。Form990 の科目でもそのことを明確に求めている。

(ロ) 事業費、管理費、ファンドレイジング費

さらに、費用の部については、下記のように、「プログラムサービス費用」(Program service expenses)、一般管理費(Management and general expenses)、およびファンドレイジング費(Fundraising expenses)の3つに分かれている。

それぞれの費用は、IRS のホームページでは、下記のように説明されている³⁸。

プログラムサービス費用 (Program service expenses)	プログラムサービスとは、主に、組織の免除目的を促進する活動を指す。組織の目的の一つが寄付の勧誘であるにもかかわらず、募金活動費をプログラムサービス費として報告すべきではない。 ロビー活動が組織の免除目的に直接関連している場合、この欄にロビー活動費を含める。 プログラムサービスには、組織の無関係な取引や事業活動も含めることができる。雑誌の発行は、その雑誌に、組織の免税目的を推進する社説や記事と、無関係な事業所得として課税される広告の両方が含まれていても、プログラムサービスに該当する。 また、助成金や契約を獲得し、研究、物品生産、プログラムサービスを実施するための費用も、その活動が助成金提供者やその他の契約当事者の特定のニー
---	---

³⁸ Instructions for Form 990 Return of Organization Exempt From Income Tax (2021) Part IX. Statement of Functional Expenses <https://www.irs.gov/instructions/i990> 2022 年 12 月 10 日アクセス

	ズを満たすために行われる場合は、含める。これらの費用を(D)欄の資金調達費用として報告してはならない。一般市民へのサービス提供のために用途指定または無制限の補助金を募るための費用は、(D)欄で報告する必要がある。
一般管理費 (Management and general expenses)	資金調達活動やプログラムサービスではなく、組織の全体的な運営と管理に関連する経費を報告する場合は、(C)欄を使用する。 経営全般には、通常、組織の最高経営責任者とそのスタッフの給与と経費が含まれるが、彼らの時間の一部が、プログラムサービスや資金調達活動の監督に直接費やされている場合は、その限りでない。この場合、最高経営責任者の給与と経費は、経営、資金調達、プログラムサービスの間で配分されなければならない。 投資管理のために発生した費用は、(C)欄に報告しなければならない。ロビー活動費は、組織の免除目的に直接関係しない場合、この欄で報告する必要がある。 理事会、委員会、職員会議の費用(特定のプログラムサービスや募金活動に関わるものを除く)、一般的な法務サービス、会計(患者会計や請求書を含む)、一般責任保険、事務管理、監査、人事、その他の集中管理サービス、年次報告書の作成、発行、配布、投資の管理も、(C)欄に計上しなければならない。 ただし、プログラム関連収入の生成に関連する経費は(B)欄に、賃貸収入の生成に関連する経費はパート VIII, 6b 行目に報告する。組織のオフィススペースや施設のために発生した賃貸費用は、16 行目に報告する。 資金調達や特定のプログラムサービスに関連する特別な会合などの費用を報告するために、この欄を使用しない。
ファンドレイジング費 (Fundraising expenses)	ファンドレイジング費とは、現金および現金以外の寄付、ギフト、助成金を勧誘するために発生した費用である。 (a) 資金調達キャンペーンの広報と実施 (b) 個人、財団、他の組織、政府組織からの遺贈と補助金の勧誘(パート VIII, 1 行目に計上)に要したすべての経費(配賦可能な間接費を含む)を資金調達費用として報告する。これには、連合体の募金活動への参加、募金活動のマニュアルや指示書、その他の資料の作成と配布、寄付の勧誘または受領の準備に要した費用が含まれる。資金調達イベントの直接経費は、パート IX の(D)欄ではなく、パート VIII の 8b 行目に報告する。ただし、特定の広告費などの募金活動の間接費用は、パート VIII の 8b ではなく、パート IX の(D)欄で報告する。

公益法人会計基準では、費用の部は、「事業費」、「管理費」の2区分であるが、Form990 では、「事業費」、「管理費」以外に「ファンドレイジング費」の区分がある。これは、FASB の基準に基づく財務諸表でも同様である。

「事業費」、「管理費」の定義はほとんど同じであるので、「ファンドレイジング費」が区分にあることが公益法人会計基準との違いになる。

この3つの費用の区分の難しさについては、以下のようなコメントがあった。

3つの費用の区分には、多くのグレーゾーンが存在する。最も重要なことは、方法論を確立し、その方法論をすべての取引に適用することである。私たちは、典型的なコストは何か、そのコストをどのように扱うか、ということを検討し、分析した。そして、監査人は、私たちが作成した方針に納得していることを確認し、私たちがその方針に従っているかどうかを確認するために取引を見直すのである。

非営利団体には、方法論の策定において多くの柔軟性がある。各非営利団体は少しずつ異なるので、柔軟性がある。重要なのは、自分たちの方針をよく考え、それを書き留め、それに従うことである。しかし、共通費用については、非常に厄介なことになる。このような種類の経費が発生する場合は、特に注意しなければならない。

World Food Program USA

この3つの費用の区分は、米国の会計では非常に重視されている。以下のようなインタビューがあった。

助成金を得ようとする多くの団体は、チャリティ・ナビゲーター³⁹のようなものを見て、その評価を確認する。チャリティ・ナビゲーターが行っているのは、プログラムに使われる資金の割合と、募金活動や一般的な運営に使われる資金の割合を報告することである。チャリティ・ナビゲーターは、資金が、特に給与ではなく、その他の費用に費やされているか、また、その資金のかなりの割合がプログラム費用に費やされているか、さらにミッションに貢献しているか、単に私腹を肥やして与えられた資金を乱用していないか、一定の基準で判断している。多くの寄付者は、プログラムをより多く、資金調達をより少なく、管理をより少なくしたいと考えている。

US-Japan Council

給与、コンサルタント、家賃など、一般的にお金を使う分野にいくら使ったかということに加えて、プログラムのためにいくら使ったか、資金調達のためにいくら使ったか、管理活動のためにいくら使ったか、ということが要求される。そうすることで、寄付者は、団体が支出した1ドルのうち、どれだけが慈善活動の目的のために使われたのか、どれだけが募金活動や管理運営のために使われたのか、その割合を確認することができる。つまり、慈善団体が慈善活動のために使うお金の比率は、本当に重要な統計である。

World Food Program USA

公益法人会計基準には、ファンドレイジング費の区分はないが、これは、我が国の公益法人では、寄付などの資金調達をするための活動に多額の費用を使うことは一般的ではなく、その

³⁹ チャリティ・ナビゲーターは、米国に拠点を置く数十万の慈善団体を評価する慈善団体であり、非営利団体の財務の安定性、説明責任と透明性の両方のベストプラクティスの順守、および結果の報告に関する洞察を提供している。

区分けの必要性をそれほど感じていないということもあるかと思う。寄付などの資金調達の重要度が高まれば、我が国でもファンドレイジング費用の区分が求められてくることも考えられる。

一方で、事業費と管理費の区分は、公益法人会計基準と、Form990 は同じである。それでは、何か違いがあるのであろうか。

(a) 公益目的事業、収益事業、法人会計の区分

公益法人会計基準では、「正味財産増減計算書内訳表」を作成し、そこには、「公益目的事業会計」、「収益事業等会計」、「法人会計」の3つに区分することになる。

さらに、公益目的事業を複数行っている場合には、さらに公益目的事業ごとの区分けが必要になってくる。

Form990 には、このような事業区分はない。FASB の基準で財務諸表を作成する場合には、事業ごとの表示をすることがあるが、その区分けの仕方については、法人の任意であり、あくまでも寄付者などの支援者に自分たちの活動を理解してもらうために作成するものであり、法律的に強制された区分ではない⁴⁰。

(b) 会計区分をする目的

公益法人会計基準では、正味財産増減計算書内訳表を作成し、どのような場合にどの区分の収益、費用に計上するなどが決められている。これは、会計区分をすることの目的が「収支相償」の金額の算定等、公益法人の認定制度と密接に関連しているからである。

しかし、501(c)(3)の団体として認定されるかどうかについては、収支相償のような考え方はない。会計区分は、あくまでも法人の経営管理及び支援者への説明のために行うものである。

事業費、管理費、ファンドレイジングコストの区分については、以下のようなインタビューがあった。

Form990 では、「Program service expenses」（事業費）、「Management and general expenses」（管理費）、「Fundraising expenses」（ファンドレイジング費）の3つの区分が求められる。

費用がどのプログラムに使われているのかを区分けすることは、IRS から求められているか否かに関わらず、助成金の申請などでも重要であり、職員にも使った費用をどのプログラムに使ったのかをしっかりと報告することを求めている。プログラムに共通する必要などは今まで管理費（マネジメントコスト）に入っていたが、それをプログラムに振り分けるようにしている。

NY de Volunteer

⁴⁰ Form990 では、収益計算書において、「免税目的に関連する収益」、「目的と無関係な事業収益」、「Section512-514 のものと、無関係な事業収益」の区分が必要になる。

表 30 公益法人会計基準における正味財産増減計算書内訳表

正味財産増減計算書内訳表											
平成 年 月 日から平成 年 月 日まで											
(単位:円)											
科 目	公益目的事業会計				収益事業等会計				法人 会計	内部 取引 消去	合計
	A事 業	B事 業	共通	小計	a事 業	b事 業	共通	小計			
I 一般正味財産増減の部											
1. 経常増減の部											
(1) 経常収益											
基本財産運用益											
中科目別記載											
特定資産運用益											
中科目別記載											
受取会費											
中科目別記載											
事業収益											
中科目別記載											
受取補助金等											
中科目別記載											
受取負担金											
中科目別記載											
受取寄付金											
中科目別記載											
.....											
経常収益計											
(2) 経常費用											
事業費											
中科目別記載											
.....											
管理費											
中科目別記載											
.....											
経常費用計											
評価損益等調整前当期経常増減額											
基本財産評価損益等											
特定資産評価損益等											
投資有価証券評価損益等											
評価損益等計											
当期経常増減額											

④ 貸借対照表

続いて Form990 の貸借対照表を見ていくことにする。

表 31 Form990 の貸借対照表

Part X 貸借対照表 (Balance Sheet)				
Schedule OがこのPart Xのいずれかの行に対する回答または注記を含んでいる場合にはチェックしてください。..... ☐				
		(A)		(B)
		期首		期末
資 産	1 無利息現金・預金および現金同等物		1	
	2 貯蓄および一時的な現金投資		2	
	3 寄付や助成金の未収金		3	
	4 売掛金		4	
	5 現在または過去の役員、取締役、受託者、主要な従業員、創始者、実質的な貢献者、または35%の出資者に対する貸付金およびその他の債権		5	
	6 他の要件をもっていない者(セクション4958(f)(1)に定義される)からの貸付金およびその他の債権		6	
	7 受取手形および貸付金(純額)		7	
	8 販売用または使用目的の棚卸資産		8	
	9 前払費用および繰延費用		9	
	10a 土地、建物、設備:原価またはその他の基準。Schedule DのPart VIを完成させる。	10a		
	b 控除:減価償却累計額	10b		10c
	11 投資-公社債		11	
	12 投資-その他の有価証券 Part IVの11行目を参照		12	
	13 投資-プログラム関連 Part IVの11行目を参照		13	
	14 無形固定資産		14	
	15 その他の資産 Part IVの11行目を参照		15	
16 総資産額。1行目から15行目までを足す(33行目と同じでなければならない)		16		
負 債	17 買掛金および未払費用		17	
	18 未払助成金		18	
	19 繰延収益		19	
	20 非課税債券債務		20	
	21 エスクローまたはカストディアン口座の負債 Schedule DのPart IVを完成させる		21	
	22 現在または過去の役員、取締役、受託者、主要な従業員、創始者、実質的な貢献者またはその35%に対する貸付金およびその他の支払債務。		22	
	23 関連性のない第三者に対する担保付抵当権および支払手形		23	
	24 関連性のない第三者に対する無担保の支払手形および借入金		24	
	25 その他の負債(連邦所得税、関連する第三者への支払い、および17-24行目に含まれないその他の負債を含む)。Schedule DのPart Xを完成させる。		25	
	26 負債合計 17行目から25行目を追加		26	
純 資 産 及 び 資 金 収 支	FASB ASU 088に準拠している組織は、ここをチェックしてください。⇒☐ そして、27、28、32、33 行目を記入してください。			
	27 寄付金による制限を受けない純資産		27	
	28 寄付金による制限のある純資産		28	
	FASB ASU 088に準拠していない組織は、ここにチェックを入れてください。⇒☐ そして29行目から33行目までを記入してください。			
	29 資本金または信託元本、または流動資金		29	
	30 払込剰余金、資本剰余金、または土地、建物、設備資金		30	
31 利益剰余金、寄付金、利益剰余金、その他の資金		31		

貸借対照表の Form990 と公益法人会計基準の比較を見ていくことにする⁴¹。

表 32 Form990 と公益法人会計基準の貸借対照表の表示方法の比較

	Form990	公益法人会計基準
資 産 の 部	1 無利息現金・預金および現金同等物	1 流動資産
	2 貯蓄および一時的な現金投資	現金預金
	3 寄付や助成金の未収金	受取手形
	4 売掛金	未収会費
	5 現在または過去の役員, 取締役, 受託者, 主要な従業員, 創始者, 実質的な貢献者, または 35% の出資者に対する貸付金およびその他の債権	未収金
	6 他の要件をもっていない者からの貸付金およびその他の債権	前払金
	7 受取手形および貸付金	有価証券
	8 販売用または使用目的の棚卸資産	貯蔵品
	9 前払費用および繰延費用	2 固定資産
	10 土地, 建物, 設備	(1) 基本財産
	11 投資-公社債	土地
	12 投資-その他の有価証券	投資有価証券
	13 投資-プログラム関連	(2) 特定資産
	14 無形固定資産	退職給付引当資産
	15 その他の資産	〇〇積立資産
負 債 の 部	17 買掛金および未払費用	(3) その他固定資産
	18 未払助成金	建物
	19 繰延収益	構築物
	20 非課税債券債務	車両運搬具
	21 エスクローまたはカストディアン口座の負債	什器備品
	22 現在または過去の役員, 取締役, 受託者, 主要な従業員, 創始者, 実質的な貢献者またはその 35% に対する貸付金およびその他の支払債務。	土地
	23 関連性のない第三者に対する担保付抵当権および支払手形	建設仮勘定
	24 関連性のない第三者に対する無担保の支払手形および借入金	借地権
	25 その他の負債	電話加入権
		敷金
		保証金
		投資有価証券
		子会社株式
		関連会社株式
負 債 の 部	17 買掛金および未払費用	1 流動負債
	18 未払助成金	支払手形
	19 繰延収益	未払金
	20 非課税債券債務	前受金
	21 エスクローまたはカストディアン口座の負債	預り金
	22 現在または過去の役員, 取締役, 受託者, 主要な従業員, 創始者, 実質的な貢献者またはその 35% に対する貸付金およびその他の支払債務。	短期借入金
	23 関連性のない第三者に対する担保付抵当権および支払手形	1 年以内返済予定長期借入金
	24 関連性のない第三者に対する無担保の支払手形および借入金	賞与引当金
	25 その他の負債	2 流動負債
		長期借入金
		退職給付引当金
		役員退職慰労引当金
		受入保証金

⁴¹ 「公益法人会計基準」の運用指針(内閣府公益認定等委員会)12.財務諸表の科目(1)貸借対照表に係る科目及び取扱要領」より

正 味 財 産 の 部	26	FASB ASC 958 に準拠している団体は、ここをチェックしてください。→□ そして、27, 28, 32, 33 行目を記入してください。	1 指定正味財産 国庫補助金 地方公共団体補助金 民間補助金 寄付金 (うち基本財産への充当額) (うち特定資産への充当額)
	27	寄付金による制限を受けない純資産	
	28	寄付金による制限のある純資産 FASB ASC 958 に準拠していない団体は、ここにチェックを入れてください。→□ そして 29 行目から 33 行目までを記入してください。	2 一般正味財産 一般正味財産 (うち基本財産への充当額) (うち特定資産への充当額)
	29	資本金または信託元本、または流動資金	
	30	払込剰余金、資本剰余金、または土地、建物、設備資金	
	31	利益剰余金、寄付金、利益剰余金、その他の資金	

正味財産の部では、Form990 では、FASB の基準に準拠している団体は、使途が制約されている正味財産と使途が制約されていない正味財産に区分することが求められ、FASB の基準に準拠していない団体には、そのような区分は求められない。今回の訪問先でも、Form990 で提出している団体は、FASB の基準に準拠している団体として、使途が制約されている正味財産と制約されていない正味財産の区分は、貸借対照表上で行っていた。

PartⅧの「収益計算書」と PartⅨの「機能別費用計算書」では、公益法人会計基準における「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」の区分のような、使途制約による区分は求められないが、PartⅩの「貸借対照表」では、FASB の基準に準拠している法人は、正味財産の表示では使途制約による区分は求められている。

⑤ Form990 と公益法人会計基準の違いのまとめ

公益財団法人公益法人協会が実施した、「公益法人・一般法人の運営及び寄付等に関するアンケート調査結果」報告書(2018 年 8 月実施分)では、「会計制度について不便とを感じる理由」について、たくさんの記載がある(P157～169)。具体的な記述について、いくつか抜粋する。

- ・区分会計ごとの収支がそれぞれ大幅に乖離しており、赤字要因、黒字要因の分析が困難であるし意味を感じない。
- ・会計規模に比して、法人と事業等への按分、仕訳による事務の煩雑さ。
- ・配賦処理にかかる事務負担が大きい。
- ・人件費の配賦等、会計処理の工数が多すぎる。また、役員に説明しても理解し辛い会計制度である。
- ・公益事業支出が細分化され、さらに収益事業会計・法人会計と会計処理が複雑。
- ・会計上の必要からではなく、制度上で必要な書類を作成しなければならないこと。
- ・一つの科目を公益目的事業会計と法人会計に配賦して取り扱う考え方。収支相償を合理的に算出するためだと思うが、煩雑である。

上記報告書の P19 では、アンケート結果を、以下のようにまとめている。

(1) 会計基準に対する意識

表 22 は、公益法人の会計基準「平成 20 年公益法人会計基準」に対する意識について示したものである。表によると、8 割を超える法人は「不便を感じない」と回答しているものの、「不便を感じる」と回答した法人も 18.4% (450 件) が認められる。

記述回答では、事業費と管理費、さらには事業別の按分・仕訳などが必要であり、このことが事務の煩雑さを招いているとする記述が一定数みられた。また、「小規模法人のものについては、企業会計基準に補足説明等の方法の選択があってもよいと思われる。一般の会計基準と異なる点が多いため、会員や職員の理解を得るのに困難である」といった記述があり、このことは、小規模法人が大多数を占める公益法人、一般法人といった市民社会組織にとって大きな課題となっている。

さらには、「区分会計ごとの収支が、それぞれ大幅に乖離しており、赤字要因、黒字要因の分析が困難であるし、意味を感じない」，「会計基準の内容が非常に複雑である。現場で利用する立場のことを考えて欲しい」，「事業費と管理費が分かれており、経費按分を年度末に行うため(毎月行うのは事務負担大)月次科目別実績進捗管理がしにくい」といった記述がみられ、規制側の都合で設計するのではなく、利用者(現場・経営側)の視点での設計を望む現場の声が数多くみられる。

(下線は筆者が記載)

今回、訪問先の団体において、どのような会計ソフトを使って決算書を作成しているのかを聞いてみたが、多くの団体が、QuickBooks という営利企業用の会計ソフトを使用して決算書類を作成していると答えていた。このようなことができるのは、米国においては、非営利団体の会計と営利団体の会計に大きな違いがないからである。

QuickBooks というアカウティングのアプリケーションを使っています。データを入れれば、profit and loss とか、Balance Sheet など、すぐ出てきますし、詳しいプログラムごとの収支も出てくるので、入力の手方をちゃんとセットアップしておけば、レポートはもうすぐできる。QuickBooks の NPO 版というのはないが、企業でやっている経理ができれば、非営利団体でも使うことができる。

NY de Volunteer

アメリカの非営利団体の財務諸表は、営利団体と非常によく似ているが、資本のセクションが少し違う。もちろん、非営利団体には資本がないから、制限付き資金や制限付きでない資金として表示する。しかし、それ以外は、非営利団体ではない他の組織が作成するものとほぼ同じである。

US-Japan Council

Form990 及び FASB の基準に基づく財務諸表を作成する米国団体は、必ずしも公益法人会計基準よりも明らかに簡略であるわけではないが、使途制約があることや、事業費、管理費、ファンデレイジング費用の区分があることなどを除けば、営利企業の会計と大きな違いがなく、会計ソフトも営利企業が使うものと同じものを使うことが大部分で、非営利団体の会計に対するハードルが低い。それに対して、公益法人会計基準では、公益法人会計についての専門的な知識がないと会計処理が難しく、また、公益法人専用の会計ソフトを使わないと財務諸表を作成することが難しいので、企業会計の経験者であってもハードルが高い。

また、公益法人会計基準では、法人の実態を支援者などに理解してもらうためではなく、「収支相償」などの規制側の目的のために複雑な会計区分を求められ、会計情報の利用者にとっても、ハードルが高い。

利用者のための会計というよりも、規制側の視点から複雑な会計を求められているということに、会計担当者としても徒労感を感じるころではないか。

(4)Form990 におけるその他の情報

Form990 では、財務情報以外にも様々な情報が掲載されている。「PartⅢ プログラムサービスの成果に関する説明書」や、「PartⅦ 役員、取締役、評議員、主要な従業員、最も高い報酬を受ける従業員及び独立請負人の報酬」は、Form990-EZ にも掲載されている情報をより詳しく記載するものであるが、Form990-EZ にはないものもある。例えば、「PartⅣ 必要な Schedule のチェックリスト」や「PartⅤ その他の国税庁への届出及び税務コンプライアンスに関するステートメント」、 「PartⅥ ガバナンス、経営、情報開示」などがある。

ここでは、「PartⅥ ガバナンス、経営、情報開示」の部分について紹介をする。

Form990 は、その歴史は、1941 年にまで溯り、80 年以上の歴史がある。当初は 2 ページであったが、それが段々増えていき、現在は 12 ページになった。Form990 の一番大きな改正は、2007 年の改正である。この改正で、団体のガバナンスの開示が義務付けられ、団体による自主規制を図ることができる書式になった。

表 33 Form990 のガバナンス, 経営, 情報開示

Part VI ガバナンス, 経営, 情報開示				
以下の2行目から7行目までの「Yes」の回答、および8a、8b、10b行目の「No」の回答について、ScheduleOに状況または変更を記述してください。ScheduleOがこのPartVIのいずれかの行に対する回答または注釈を含んでいる場合はチェックしてください。 ☐				
Section A. 運営組織とマネジメント				
	1a	1b	Yes	No
1a 事業年度末の運営組織の議決権者数を記入する				
運営組織のメンバー間で議決権に重大な差がある場合、または運営組織が執行委員会または同様の委員会に広範な権限を委譲した場合、ScheduleOで説明する。				
b 上記1a行に含まれる議決権を持つメンバーのうち、独立したメンバーの数を記入する。				
2 役員、理事、評議員または主要な従業員が、他の役員、理事、評議員または主要な従業員と家族関係または取引関係を持っていたか？			2	
3 役員、取締役、評議員、または直接の監督者の下で慣習的に行われている経営業務の管理を委任していましたか？			3	
4 前回のForm990の提出以降、組織の運営に関する文書に重要な変更を加えましたか？			4	
5 その年度中に、組織の資産が著しく流用されていることに気づきましたか？			5	
6 会員または株主がいましたか？			6	
7a 会員、株主、または1名以上の運営組織のメンバーを選出または任命する権限を持つその他の人物を擁護していましたか？			7a	
b 統治に関する決定は、会員に留保されているか(または会員の承認が必要であるか)？			7b	
8 以下の者がその年に開催した会議または実施した措置を文書化したかを同時記録したか？				
a 運営組織？			8a	
b 運営組織を代表して行動する権限を持つ各委員会？			8b	
9 Part VII Section Aに記載されている役員、理事、評議員、重要な従業員で、組織の郵便先住所に連絡が取れない者はいるか？			9	
Section B. ポリシー(このSection B では、国内歳入法で義務づけられていないポリシーに関する情報を要求しています)。				
			Yes	No
10a 地方支部、支社、または関連会社を有していましたか？			10a	
b 「Yes」の場合、その運営が組織の免除目的に合致していることを確認するために、そのような支部、系列会社、支部の活動を管理するための方針および手続きを文書化しましたか？			10b	
11a Form990を提出する前に、その運営組織の全構成員にこのForm990の完全なコピーを提供しましたか？			11a	
b このForm990を確認するために使用したプロセスがある場合、ScheduleOに記述してください。				
12a 利益相反に関する方針を文書化していましたか？「No」の場合、13行目へ			12a	
b 役員、理事、評議員、主要な従業員は、利益相反を生じさせる可能性のある利害関係を毎年開示するよう求められましたか？			12b	
c 定期的かつ一貫して、方針の遵守を監視し、実施していましたか。「Yes」の場合は、その方法をScheduleOに記述してください。			12c	
13 書面による内部告発者保護方針を定めていましたか？			13	
14 文書による文書の保持と破棄に関する方針を持っていましたか？			14	
15 以下の人物の報酬を決定するプロセスには、独立した人物による審査と承認、比較可能なデータ、および審査と決定の同時的な裏付けが含まれていましたか？				
a CEO、エグゼクティブ・ディレクター、または最高経営責任者			15a	
b 他の役員または主要な従業員			15b	
15a 行目または 15b 行目に「Yes」と答えた場合、その過程をSchedule O に記述してください。				
16a その年度に、課税対象組織への投資、資産の拠出、またはジョイント・ベンチャーもしくは同様の取り決めに参加したか？			16a	
b 「Yes」の場合、適用される連邦税法に基づいて合併事業への参加を評価し、また、そのような取り決めに關して、組織の免稅状態を保護するための手段を講じたか？			16b	
Section C. ディスクロージャー				
17 このForm990のコピーの提出が義務付けられている州を列挙すること ➡				
18 セクション6104では、組織がフォーム1023(該当する場合は1024または1024-A)、990、990-T(セクション501(c)(3)のみ)を公開することが義務付けられています。どのように公開したかを示してください。該当するものをすべてチェックしてください。				
	☐ 自社のウェブサイト ☐ 他の会社のウェブサイト ☐ 請求があった場合 ☐ その他(ScheduleOに記述すること)			
19 統治文書、利益相反方針、財務諸表を公開しているかどうか(公開している場合、その方法を)ScheduleOに記述してください。帳簿および記録を保有する人物の氏名、住所、電話番号を明記する。 ➡				
20				

2007 年の改正で、よいパブリックイメージを持ちたい団体は、適切なボックスにチェックを入れることで、自分たちがしっかり統治されていることを示せるようになった。2007 年の改正の主な影響は、団体自身による自己規制と優れた実践の問題であったと言えるでしょう。

グッドプラクティスに関心がない団体もあるでしょう。そのような団体はまったく気にしないので、この種のことはあまり関与しません。しかし、大半の団体は、Form990 を通じて自分たちがどのように認識されているのかを気にしていると思います。

International Center for Not-for-Profit Law

Form990 には、ガバナンスに関する開示がいくつかあり、要求されている。あるいはベストプラクティスと考えられている特定のポリシーを持っているかどうかについての開示がある。この開示項目がすべてではないが、組織がよく管理されているか、よく統治されているかを示す指標となる。もし「いいえ」と答えたら、おそらくその組織が必要とする強固なインフラやガバナンスサポートの枠組みを持っていないことを示すことになる。

US-Japan Council

我が国の公益法人の場合には、定期提出書類を毎年提出する必要があるが、この書類は、行政庁のチェックにのみ使われているものであり、一般には公開されていない。従って、これらの書類により、法人のパブリックイメージの向上等につながることはない。米国において、行政庁が指導監督するのではなく、行政庁にとっても、一般の市民にとっても、団体のガバナンス力の向上にとっても有用という観点から Form990 を設計し、様々な用途で Form990 が使われているということは、わが国の制度でも大いに参考にすべきことではなかろうか。

1.3.6 まとめ

ここまで、Form990-N, Form990-EZ, Form990 について、主に財務情報を中心に、それ以外の点も補足しながら見てきた。最後にまとめとして、米国において、非営利団体の透明性の確保と、団体の規模ごとの規制について触れて終わりたいと思う。

(1) 非営利団体の透明性の確保

米国においては、非営利団体の透明性というものが非常に重視されており、その透明性を担保するための中心に位置しているのが、Form990 である。

米国において非営利団体の透明性がこれだけ重視されている歴史的な背景を聞くことができた。

第二次世界大戦が終わり、冷戦が始まり、いたるところで共産主義への疑念が生まれました。人々は、いたるところで共産主義者を見つけました。映画製作者、財団、教授、軍など、あらゆる分野で共産主義者を探していましたし、さまざまな団体の間に大きな不信感が生まれました。非営利団体も例外ではありませんでした。ウィスコンシン州出身のタカ派の上院議員、ジョセフ・マッカーシーという人がいました。彼は、コックス委員会と呼ばれる委員会を立ち上げました。コックス委員会は、さまざまな団体、さまざまなセクターのリーダーを呼び寄せて、その場で尋問をするのです。ロック

フェローやカーネギーなど、当時のトップクラスの財団を招いた公聴会もありました。そして、「私たちは社会に福祉をもたらそうとしているのであって、このような不当な詮索を受けるべきでない」と言いました。

そして、自分たちが精査されている理由は、この部門が透明でないからだとわかったのです。政府は、この部門が実際に何をしているのか知らない。国民も知らない。このセクターはかなり裕福なのに、国民はこのセクターで何が起きているのか知らないのです。そして、このセクターは双方向の関係であることを理解したのです。双方で透明性を確保しなければならない。また、彼ら自身も透明性を高めなければならないでしょう。

そこで、アメリカの非営利団体に関連する法律が制定されたのですが、それが 1969 年の税制改革です。これは、非営利団体のすべての財団に義務付けられているものです。つまり、税金の申告書に、その年度に行ったことをほとんどすべて開示することで、誰もが自分たちが何をしたかを知り、隠すことがないようにし、セクター全体が透明化されるのです。なぜなら、彼らは一般の人々から、さまざまな団体や政府からの資金も含めて、すべての寄付を受けているからです。そのお金がどのように使われたのか、誰もが知る権利を持っています。

一番大事なことは、このセクターの透明性を確保することです。なぜなら、透明性というのは、あなたが信じているように、多くの物事の基礎となるものだからです。透明性がなければ、効率は上がりません。効率性がなければ、成功もないでしょう。私たちのアプローチ、私たちの視点は、透明性がすべての根幹をなすということです。

Candid

1969 年の税制改革とは、米国における 501(c)(3)の団体が、Public Charity と Private Foundation に区分され⁴²た大改革であったが、同時に、報告要件の強化なども行われている。米国の非営利団体において、透明性というものがいかに重視されているのか、ということがよくわかる。そして、その透明性を担保する最大のツールになっているのが、Form990 である。

Form990 は公開されており、誰でも入手することができる。チャリティ・ナビゲーターのような団体もあり、NPO の管理業務の質に基づいて追跡・格付けしている。ある非営利団体が他の非営利団体と提携する場合、まず最初に相手の団体の Form990 を調べ、両者の目標が一致していることを確認する。

Peace Winds America

Form990 は透明性を提供している。それが正しく行われれば、公益事業に関する透明性を提供することになる。

Form990 は、実に有用で興味深い情報が記載された多様な書式であり、非営利団体がどのように資源を使うかについて、アメリカ国民が持っている最良の情報源である。

World Food Program USA

⁴² Public Charity は、一般大衆または政府機関から財政支援の大部分を受け取り、大衆との交流を深める。一方、Private Foundation は通常、家族のメンバーまたは少数の個人グループによって管理されており、少数の資金源と投資収入から多くの支援を受ける。Private Foundation は公の目にさらされていないため、さまざまな運営上の制限を受け、税制上の取扱いも異なる。

一方で、我が国の公益法人における定期提出書類はどうであろうか。非常に細かい情報を記載する必要があり、その労力は Form990 を作成するにも劣らないのではないだろうか。しかし、その書類は、所轄官庁のチェックや指導にのみ使われ、一般市民にはまったく公開されていない。その記載項目も、公益法人の認定要件を満たしているかどうかのチェックであり、パブリックイメージの向上などの視点はまったくない。

公益法人の定期提出書類について、可能な限り公開し、公益法人の透明性の確保及びそれに伴う信頼性の向上という視点から、再構築してはどうであろうか。

(2) 団体の規模ごとの規制

また、Form990 における規模による記載項目の違いも我が国とは違う大きな特色である。その数が半数以上を占める、収入規模が 5 万ドル以下の 501(c)(3) 団体が提出する Form990-N は、基本情報のみを記載し、非常にシンプルなものである。規模に応じて、Form990-EZ、Form990 と記載する項目が増えていく。

Form990-N はあまりに簡易すぎるのではないか、という質問をしたが、以下のような回答があった。

さまざまな非営利団体がたくさんあることが、どれだけ社会に役立つと考えるかにもよります。非営利団体の多くは非常に小規模です。非営利団体が社会にとってどのような利益をもたらすかによって、非営利団体を設立したり、創設したりする際の参入障壁が変わってくると思います。アメリカでは、多ければ多いほどいいと考えられているようです。

私たちのコミュニティのために良いことができると思うのであれば、ぜひやってください。私たちは、あなたのスタート地点を本当に簡単にします。あなたが成長するにつれ、説明責任のレベルも上がっていきますが、私たちはあなたができるだけ簡単に結成できるようにします。それが、この国の哲学なのでしょう。

Candid

我が国の公益法人は、2021 年 12 月 1 日現在で、公益社団法人は 4,175 法人、公益財団法人は 5,439 法人、合計で 9,614 法人で、米国の 501(c)(3) 団体の 100 分の 1 にも満たない。さらに、前年比では 33 法人であり、公益財団法人は 29 法人の増加、公益社団法人に至っては、わずか 2 法人の増加である。

公益法人が世の中にその存在感を高め、社会的に大きな役割を果たしていくためには、その数が増えていくことが重要ではないだろうか。そのためには、スタートアップ期などの規模が小さい法人には過度な規制をかけずに、書類も容易に作成できるようにし、会計処理も簡易にするという米国のやり方は、大いに参考になるのではなかろうか。

参考1 Form990EZ

フォーム990-EZ	所得税免税事業者申告書(ショートフォーム) 内国歳入庁のセクション501(c), 527, または4947(a)(1)に基づくもの(私的財団を除く)。 ▶ 社会保障番号は公表される可能性があるため、記入しないでください。		2021
内国歳入庁			公衆の閲覧に供すること
A 2021年事業年度 期首 期末			
B 該当する場合はチェック ☐ 住所変更 ☐ 名称変更 ☐ 初年度報告 ☐ 最終報告、終了 ☐ 修正申告 ☐ 申請中	C 組織名	D 雇用者ID番号	
	番号、番地	E 電話番号	
	都市、州、国、ZIP番号	F グループ免除番号	
G 会計方法 ☐ 現金主義 ☐ 発生主義 ☐ その他 ➡		H ☐ (Form990(ScheduleBを添付する必要がない場合はチェック	
I ウェブサイト			
J 非課税ステータス(一つだけ記載) ☐ 501(c)(3) ☐ 501(c) ()←記載 ☐ 4947a(1) ☐ 527			
K 組織形態 ☐ 株式会社 ☐ 信託 ☐ 連合(Association) ☐ その他			
5b, 6c, 7b行を9行に加え、総収入を決定します。総収入が\$200,000以上の場合、または総資産(PartII, (B)欄)が\$500,000以上の場合、Form 990-EZ の代わりにForm 990 を提出すること			
Part I 収入、支出、純資産または基金残高の変動(PartIの説明を参照) このPartIのいずれかの質問に答えるために、ScheduleOを使用したかどうかをチェックしてください。***** ☐			
収 益	1 寄付金、助成金、その他これらの類似の収益	1	
	2 行政及び民間のプログラム収益	2	
	3 会費及び分担金	3	
	4 投資収益	4	
	5a 棚卸資産以外の資産の売却による収入	5a	
	b 控除: 売上原価及びその他の販売費	5b	
	c 棚卸資産以外の資産の売却損益(5a行目から5b行目を引く)	5c	
	6ゲーミング及びファンドレイジングイベント		
	a ゲームからの総収入(15,000ドルを超える場合は、Schedule Gを添付してください。)	6a	
	b ファンドレイジングイベントからの総収入(1行目に報告されたファンドレイジングイベントからの寄付金のうち、\$ を含まない)	6b	
(所得金額と寄付金額の合計が15,000ドルを超える場合は、ScheduleGを添付してください。)	6c		
c 控除: ゲームおよびファンドレイジングイベントからの直接費用	6c		
d ゲームおよびファンドレイジングイベントからの純利益または(損失)(6aおよび6b行を加算し、6c行を減算する。)	6d		
7a 棚卸資産の総売上高から返品および引当金を控除した金額	7a		
b 控除: 売上原価	7b		
c 棚卸資産の売上総利益または(損失)(7a行目から7b行目を引く)	7c		
8 その他の収益(ScheduleOに記載)	8		
9 総収益 1, 2, 3, 4, 5c, 6d, 7c, 8行目を合計する。	➡	9	
費 用	10 助成金および同様の支払額	10	
	11 会員に対してあるいは会員のために支払われるベネフィット	11	
	12 給与、その他の報酬、従業員福利厚生	12	
	13 専門家への資金調達費用	13	
	14 入居費、家賃、光熱費、管理費	14	
	15 印刷物、出版物、郵便物、配送料	15	
	16 その他の費用(ScheduleOに記載)	16	
17 経費の合計 10行目から16行目を合計	➡	17	
資 金 残 高	18 事業年度の超過額または(不足額)(9行目から17行目を引く)	18	
	19 純資産または基金の期首残高(27行目の(A)から)(前年度申告の期末残高と一致する必要があります。)	19	
	20 その他の純資産または基金残高の変動(ScheduleOに記載)	20	
	21 期末の純資産または資金残高。18行目から20行目までを合算する	➡	21

Part II のいずれかの質問に回答するために、Schedule O を使用した場合、チェックを入れてください。..... ☐

Part III プログラム・サービスの成果に関する説明書 (Part IIIの説明書を参照)

費用

(501(c)(3)および501(c)(4)の組織では必須、その他の組織では任意)

Part IV 役員、取締役、監査員、主要な従業員のリスト (報酬がない場合もそれぞれ記載すること。Part IV の説明を参照のこと)

77

Part V その他の情報 (Part V の説明書の Schedule A と Personal Benefit Contract Statement の要件に注意してください)

このPartVのいずれかの質問に回答するために、ScheduleOを使用したかどうかをチェックしてください。.....

☐

	Yes	No
33 以前にIRSに報告されていない重要な活動に従事しましたか? 「Yes」の場合、各活動の詳細をSchedule Oに記入してください。各活動の詳細な説明をScheduleOに記入してください。	33	
34 組織または運営に関する文書に重要な変更がありましたか? 「Yes」の場合、組織名の変更を反映した修正書類のコピーを添付してください。そうでない場合は、Schedule Oで変更点を説明してください。	34	
35a その年に事業活動(特に2行目、6a行目、7a行目に報告されたものなど)1,000ドル以上の無関係な事業総収入を得ましたか。	35a	
b 35a行目が「Yes」の場合、その年にForm990-Tを提出しましたか? 「No」の場合、ScheduleOに説明を記入すること。	35b	
c Section501(c)(4)、501(c)(5)、または501(c)(6)で、Section6033(a)の通知の対象となる組織、その年に代理人税が必要な組織ですか? 「Yes」の場合、Schedule C、Part IIIに記入します。	35c	
36 その年度に、清算、解散、終了、または純資産の重要な処分を受けましたか? 「Yes」の場合、ScheduleNの該当箇所を記入します。	36	
37a 説明書に記載されているように、直接または間接的な政治支出の金額を記入します。	37a	
b 今年度、Form 1120-POLを提出しましたか?	37b	
38a 役員、理事、受託者、または主要な従業員から借入を行いましたか? またはそれらに対して貸付を行いましたか? あるいは、前年度にそのような貸付が行われ、この申告書の対象となる年度の末にまだ残っていますか?	38a	
b 「Yes」の場合、Schedule L、Part IIに記入し、関係する合計金額を記入すること。	38b	
39 501(c)(7)団体は入力		
a 9行目に含まれる初期費用および資本貢献	39a	
b クラブ施設の一般利用に伴う総収入(9行目に記載)。	39b	
40a Section501(c)(3)の組織。以下の年度に組織に課された税額を記入する。		
Section4911 Section4912 Section4955		
b Section501(c)(3)、501(c)(4)、および501(c)(29)の組織。その年に、以前のForm990,990EZで報告されていないSection4958の超過利益取引に関与したか? または、過年度に超過給付取引を行ったか? 「Yes」の場合、Schedule L、Part Iを記入してください。	40b	
c Section501(c)(3)、501(c)(4)、および501(c)(29)の組織。第4912条、第4932条、第4932条の規定に基づき		
d Section501(c)(3)、501(c)(4)、および501(c)(29)の組織。40c行に払い戻された税額を記入する。		
e すべての組織、事業年度中のある時点で、組織が禁止されているタックスシェルフター取引の当事者であったか? 「Yes」の場合、フォーム 8886-T を記入してください。	40e	
41 この申告書の写しを提出した州を列挙する。		
同団体の書簿は、以下の場所に保管されています。		
42a 住所 ZIP番号		
b 暦年中のいずれかの時点で、組織は、外国にある金融口座(銀行口座、証券口座、その他の金融口座など)に対して利害関係を持ち、署名またはその他の権限を有していましたか? 「Yes」の場合、外国の名称を記入してください。	42b	
FinCEN Form 114, Report of Foreign Bank and Financial Accounts (FBAR)の例外と提出要件については、説明書をご覧ください。		
c 暦年中のどの時期においても、米国外に事務所を維持していましたか?	42c	
「Yes」の場合、外国の名称を記入してください。		
43 Section4947(a)(1)の非課税慈善信託が、Form1041の代わりにForm990-EZを提出する場合、ここをチェックする。		☐
その事業年度中に受け取った、または発生した非課税利子の金額を入力します。	43	
44a その年度に、ドナー・アドバンスト・ファンドを維持しましたか? 「Yes」の場合、Form 990-EZの代わりにForm 990を提出しなければなりません。	44a	
b その年度に1つまたは複数の病院施設を運営しましたか? 「Yes」の場合、Form 990-EZの代わりにForm 990を提出しなければなりません。	44b	
c その年度に屋内日焼けサービスに対して何らかの支払いを受けましたか?	44c	
d 44c行目に「Yes」と答えた場合、これらの支払いを報告するためにForm 720を提出しましたか。 「No」の場合、ScheduleOに説明を記入してください。	44d	
45a Section512(b)(13)において、支配される事業体を持っていましたか?	45a	
b Section512(b)(13)における支配している組織から何らかの支払いを受け、またはその組織と何らかの取引をしましたか? 「Yes」の場合、Form990-EZの代わりにForm990とSchedule Rを記入する必要があります。	45b	

46

直接的または間接的に、公職の候補者のために、または公職に反対する政治的キャンペーン活動に関与しましたか? 「Yes」の場合、Schedule CのパートDを記入。

46		

Part V Section 501(c)(3)団体のみ

すべてのSection 501(c)(3)の組織は、質問47-49bと52に回答し、50行目の表に記入しなければなりません。

このPart VI のいずれかの質問に回答するためにSchedule O を使用した場合は、チェックを入れてください。

☐

	Yes	No
47 事業年度中に、ロビー活動を行いましたか?あるいは501条(b)項を適用しましたか? 「Yes」の場合、Schedule C、Part IIIに記入します。	47	
48 Section 170(b)(1)(A)(ii)に記述されている学校ですか? 「Yes」の場合、Schedule Eに記入します。	48	
49a 免除される非慈善団体関連組織への譲渡を行いましたか?	49a	
b 「Yes」の場合、関連団体はSection 527の団体でしたか?	49b	

50 この表は、組織から10万ドル以上の報酬を受け取った、組織の最も報酬の高い人の従業員(役員、取締役、評議員および主要な従業員を除く)について記入してください。該当者がいない場合は、「No」と記入してください。

(a) 各従業員の氏名と役職	(b) 週当たり業務に従事する平均時間	(c) 報告対象報酬 (Form W-2/1099-MISC/1099-NEC)	(d) 健康給付金 従業員福利厚生制度への拠出および繰延報酬	(e) その他の報酬の見積り額

f 10万ドル以上の給与を支払っているその他の従業員の総数

=

51 この表は、組織から10万ドル以上の報酬を受けた独立した請負業者のうち、最も高い報酬を受けた5人について記入してください。該当者がいない場合は、「No」と記入してください。

(a) 各独立契約者の氏名および事業所所在地	(b) サービスの種類	(c) 報酬

d 10万ドル以上を受け取っている他の独立した請負業者の総数

=

52 Schedule Aを記入しましたか。注: Section 501(c)(3)のすべての組織は、記入済みのSchedule Aを添付しなければなりません。

☐ Yes☐ No

私は、偽証罪に問われることを覚悟の上で、この申告書(添付の明細書を含む)を精査し、私の知識と信念の及ぶ限り、この申告書が真実かつ完全であることを宣言します。

ここに署名	役員の署名				日付	
	名前とタイトルを入力または印刷する					
有償の作成者のみ使用	作成者の名前を印刷・入力する	作成者の署名		日付	☐ 自営業の場合 チェック	PTIN
	会社名				会社のEIN	
	会社の住所				電話番号	

国税庁 (IRS) は、この申告書を上記の作成者と相談してもよいですか。説明書をご覧ください。

☐ はい ☐ いいえ

参考2 Form990

フォーム990	所得税免税事業者申告書 内国歳入庁のセクション501(c), 527, または4947(a)(1)に基づくもの(私的財産を除く)。 ▶ 社会保障番号は公表される可能性があるため、記入しないでください。		2021 公衆の閲覧に供すること	
内国歳入庁				
A 2021年事業年度	期首	期末		
B 該当する場合はチェック	C 組織名	D 雇用者ID番号		
☐ 住所変更	行っているビジネス			
☐ 名称変更	番号、番地	E 電話番号		
☐ 初年度報告	都市、州、国、ZIP番号			
☐ 最終報告、終了		G 総収益金額		
☐ 修正申告	F 主要な理事の住所	H(a) グループの一員ですか? ☐ はい ☐ いいえ		
☐ 申請中		H(b) すべてのグループ組織が含まれていますか? ☐ はい ☐ いいえ		
I 非課税ステータス ☐ 501(c)(3) ☐ 501(c)()-記載 ☐ 4947(a)(1) ☐ 527	H(c) 非課税になるグループの数			
J ウェブサイト				
K 組織形態 ☐ 株式会社 ☐ 信託 ☐ 連合 (Association) ☐ その他	L 設立年	M 本店が所在する州		
Part I 概要				
1 組織の使命または最も重要な活動について簡単に説明します。				
2 このチェックボックスをオンにします▶ ☐ 組織が事業を中止した場合、または純資産の25%以上を処分した場合				
活動内容・ガバナンス	3 統治機関の投票メンバーの数 (Part VI, line 1a) .	3		
	4 統治機関の独立投票メンバーの数 (Part VI, line 1b) .	4		
	5 2020年に雇用された個人の総数 (Part V, line 2a) . .	5		
	6 ボランティアの総数(必要に応じて見積もります)	6		
	7 a Part VIII, column (C), line 12からの関連のない事業収益 (unrelated business revenue) の合計。	7a		
	b Form 990-T, Part I, line 11 からの関連のない事業課税所得	7b		
収益	8 寄付と助成金 Contributions and grants (Part VIII, line 1h)	前期	今期	
	9 プログラムサービス収入 Program service revenue (Part VIII, line 2g)			
	10 投資収益 Investment income (Part VIII, column (A), lines 3, 4, and 7d)			
	11 その他の収益 Other revenue (Part VIII, column (A), lines 5, 6d, 8c, 9c, 10c, and 11e)			
	12 総収入= 8行目から11行目を合計します (must equal Part VIII, column (A), line 12)			
	費用	13 助成金および同様の支払額 Grants and similar amounts paid (Part IX, column (A), lines 1-3)		
14 会員に対してあるいは会員のために支払われるベネフィット Benefits paid to or for members (Part IX, column (A), line 4)				
15 給与、その他の報酬、従業員福利厚生 Salaries, other compensation, employee benefits (Part IX, column (A), lines 5-10)				
16a 専門家への資金調達費用 Professional fundraising fees (Part IX, column (A), line 11e)				
17 その他の費用 Other expenses (Part IX, column (A), lines 11a-11d, 11f-24e)				
18 総経費。13~17行目を合計します (must equal Part IX, column (A), line 25)				
資金残高	19 収入から経費を差し引いたもの 12行目から18行目を引きます。			
	20 資産合計 Total assets (Part X, line 16)	期首	期末	
	21 負債合計 Total liabilities (Part X, line 26)			
	22 純資産または資金残高 Net assets or fund balances. Subtract line 21 from line 20			
Part II 署名				
私は、偽証罪に問われることを覚悟の上で、この申告書(添付の明細書を含む)を精査し、私の知識と信念の及ぶ限り、この申告書が真実かつ完全であることを宣言します。				
ここに署名	役員の署名		日付	
	名前とタイトルを入力または印刷する			
有償の作成者のみ使用	作成者の名前を印刷・入力する	作成者の署名	日付	☐ 自営業の場合 チェック PTIN
	会社名	会社のEIN		
	会社の住所	電話番号		
国税庁 (IRS) は、この申告書を上記の作成者と相談してもよいですか。説明書をご覧ください。 ☐ はい ☐ いいえ				

Part III プログラム・サービスの成果に関する説明書

スケジュールOがこのPartIIIのいずれかの行に対する回答または注記を含んでいる場合はチェックを入れてください。

☐

1 組織のミッションについて簡単に説明してください。

2 前年度のフォーム990または990-EZに記載されていない重要なプログラム・サービスを、その年度に実施しましたか？

☐

3 組織が何らかのプログラム・サービスの実施を中止した、あるいは実施方法に重大な変更を加えましたか。

☐

はい」の場合、これらの変更をスケジュールOに記述してください

4 費用の上位3つのプログラム・サービスのそれぞれについて、その実績を記述する。

セクション501(c)(3)および501(c)(4)の組織は、プログラムごとの助成金の額、収益、費用を報告することが義務付けられている。

4a (Code) (費用 \$ うち助成金 \$) (収益 \$)

4b (Code) (費用 \$ うち助成金 \$) (収益 \$)

4c (Code) (費用 \$ うち助成金 \$) (収益 \$)

4d 他のプログラムサービス

(費用 \$ うち助成金 \$) (収益 \$)

4e プログラムサービス費用の合計

⇒

Part IV 必要なスケジュールのチェックリスト

		Yes	No
1	セクション501(c)(3)または4947(a)(1)(民間財団以外)の組織ですか? Yesの場合はScheduleAを記載してください。	1	
2	「寄付者の一覧表」であるScheduleBを記入する必要がある組織ですか? 説明書を見てください。	2	
3	公職の候補者のために、または公職に反対するために、直接的または間接的な政治運動活動を行いましたか? Yesの場合はScheduleCのPart I を記載してください。	3	
4	セクション501(c)(3)の組織。課税年度中にロビー活動を行いましたか?、または、501(h) 選びましたか? Yesの場合はScheduleCのPart II を記載してください。	4	
5	セクション501(c)(4)、501(c)(5)、または501(c)(6)の組織で、会費、分担金、または同様の金額を受け取っていますか? あるいは、Rev. Proc. 98-19に定義されている、会費、分担金、または同様の金額を受け取る組織ですか? Yesの場合、Schedule C, Part III を記入してください。	5	
6	寄付者が支援先、投資先などにアドバイスをする権利があるドナーアドバイズドファンドあるいは似たような基金がありますか? Yesの場合はScheduleDのPart I を記載してください。	6	
7	空地、自然環境、歴史的地域、または歴史的建造物を保護するための地役権を含む、保全地役権 (conservation easement) を取得または保持しましたか? Yesの場合、ScheduleD、PartIIを記載ください。	7	
8	美術品、歴史的財宝、その他同様の資産のコレクションを維持していましたか。Yesの場合、ScheduleD、PartIIIを記載ください。	8	
9	PartXの21行目に記載のあるエスクローまたはカストディアル口座 (escrow or custodial account liability) として金額を報告し、あるいはPartXIに記載されていない金額のカストディアルを保持し、または信用カウンセリング、債務管理、信用修復、または債務交渉のサービスを提供しましたか? Yesの場合、ScheduleD、PartIVを記載ください。	9	
10	直接または関連組織を通じて、寄付者の制限付き寄付金 (donor-restricted endowments) または準寄付金 (quasi endowments) の資産を保有していましたか? Yesの場合、ScheduleD、Part V を記載ください。	10	
11	以下の質問に対する回答が「Yes」の場合、ScheduleD、PartVI、VIII、IX、またはXのいずれかを記入してください。		
a	PartXの10行目で土地、建物、設備の金額を報告しましたか? 「Yes」ならScheduleD PartVIを記載ください。	11a	
b	Part X の 16行目の総資産の5%以上の投資-その他の有価証券を保有しているとして、12行目で報告しましたか? 「Yes」ならScheduleD PartVIIを記載ください。	11b	
c	Part X の 16行目の総資産の5%以上のプログラム関連の投資として、13行目で報告しましたか? 「Yes」ならScheduleD PartVIIIを記載ください。	11c	
d	Part X の 16行目の総資産の5%以上のその他の資産として、15行目で報告しましたか? 「Yes」ならScheduleD PartIXを記載ください。	11d	
e	Part X の 25行目のその他の負債として報告しましたか? 「Yes」ならScheduleD PartXを記載ください。	11e	
f	事業年度の個別財務諸表または連結財務諸表に、FIN 48 (ASC 740)に基づく不確実な税務上の負債に対処する脚注が含まれていましたか? 「Yes」ならScheduleD Part Xを記載ください。	11f	
12a	事業年度の独立監査人の監査済財務諸表がありますか? 「Yes」ならScheduleD PartXI、XIIを記載ください。	12a	
b	事業年度の連結の独立監査人の監査済財務諸表がありますか? 「Yes」の場合又は12aで「No」の場合はScheduleD PartXI、XIIの記載は任意です。	12b	
13	セクション170(b)(1)(A)(ii)に記述されている学校ですか? 「Yes」ならScheduleEを記載ください。	13	
14a	米国外に事務所、従業員、または代理人を置いていますか?	14a	
b	米国外での助成活動、資金調達、事業、投資、プログラム・サービス活動から、総収益または総費用が 10,000 ドル以上となっていますか? または、10万ドル以上の海外投資を行いましたか? 「Yes」ならScheduleFのPart I とIVを記載ください。	14b	
15	PartIXの(A)欄の3行目に、外国の組織のために、5,000ドルを超える補助金などの支援がありましたか? 「Yes」ならScheduleFのPart II とIIIを記載ください。	15	
16	PartIXの(A)欄の3行目に、外国の個人のために、5,000ドルを超える補助金などの支援がありましたか? 「Yes」ならScheduleFのPart IIIとIVを記載ください。	16	
17	PartIXの(A)欄の6行目および11e行目に、専門的な資金調達サービスのための費用の総額が15,000ドルを超えることを報告しているか? 「Yes」ならScheduleGのPart I を記載ください。	17	
18	PartVIII の1eと8aの行に資金調達イベントの総収入と寄付の合計が15,000ドルを超えることを報告していますか? 「Yes」ならScheduleGのPart II を記載ください。	18	
19	PartVIII の 9a 行でゲーミング活動による総収入を 15,000 ドルを超えることを報告しましたか? 「Yes」ならScheduleGのPart IIIを記載ください。	19	
20a	1つまたは複数の病院施設を運営していましたか? 「Yes」ならScheduleHを記載ください。	20a	
b	20a行に「Yes」と答えた場合、組織はこの申告書に監査済み財務諸表のコピーを添付しましたか。	20b	
21	国内組織または国内政府に対する5,000ドルを超える助成金またはその他の援助をPartIXの欄に報告しましたか。 「Yes」ならScheduleIのPart I とIIを記載ください。	21	

Part IV 必要なスケジュールのチェックリスト(続き)

	Yes	No	
22 国内の個人に対する、または国内の個人ののための 5,000 ドルを超える助成金またはその他の援助を、Part IX(A) の 2 行目に報告しましたか? 「Yes」ならScheduleIのPart IとIIIを記載ください。	22		
23 Part VII のSection A の 3、4、5 行目に、組織の現在および過去の役員、理事、評議員、主要な従業員、および最も報酬の高い従業員の報酬について「Yes」と答えたか? 「Yes」ならScheduleJを記載ください。	23		
24a 最終日の時点で、発行済み元本額が100,000ドルを超える非課税債券を発行していましたか? 「Yes」なら24b～24dに回答し、ScheduleKを記載ください。	24a		
b 非課税債券の収入を一時的な期間の例外を超えて投資しましたか?	24b		
c その年のいずれかの時点で、非課税債券を償還するために償還用エスクロー以外のエスクロー勘定を維持しましたか?	24c		
d その年のいずれかの時点で、発行済の債券の「代用」発行者として活動しましたか?	24d		
25a 501(c)(3)項、501(c)(4)項、および501(c)(29)項組織。その年に、資格を持たない人物と過剰な利益取引を行った前年度に資格を持たない人物と過剰な利益取引を行いましたか? 「Yes」なら、ScheduleLのPart I を記載ください。	25a		
b 前年度に資格をもたない人物と過剰な利益取引を行ったことを承知していますか? 前年度に資格を持たない人物と過剰給付取引を行い、その取引が組織の以前のフォーム 990 または 990-EZ で報告されていないことを認識していますか? 「Yes」なら、ScheduleLのPart I を記載ください。	25b		
26 Part X5行目、22行目で、現在または過去の役員、取締役、受託者、主要な従業員、創作者または創設者、実質的な貢献者、または35%以下の支配下にある法人、またはこれらの者の家族からの債権、債務の金額を報告しましたか? 「Yes」なら、ScheduleLのPart IIを記載ください。	26		
27 現職または元役員、理事、受託者、主要な従業員、創作者または創設者、実質的な貢献者、またはこれらの者の家族に対し、助成金またはその他の援助を提供しましたか? 「Yes」なら、ScheduleLのPart IIIを記載ください。	27		
28 以下のいずれかの当事者との商取引がありましたか? (適用される申告基準、条件、および例外については、Schedule L, Part IVを参照ください)			
a 現在または過去の役員、取締役、受託者、主要な従業員、創始者または創設者、あるいは重要な寄付者。「Yes」の場合、Schedule L,のPart IVを記載ください。	28a		
b 28a行に記載されている個人の家族。「Yes」の場合、Schedule LのPart IVを記載ください。	28b		
c 28a行または28b行に記載された1人または複数の個人および/または組織の35%支配下にある企業。「Yes」の場合、Schedule LのPart IVを記載ください。	28c		
29 現金以外の寄付で 25,000 ドル以上を受け取りましたか? 「Yes」の場合、Schedule Mを記載ください。	29		
30 美術品、歴史的財宝、その他類似の資産、または適格な保全寄付を受け取りましたか? 「Yes」の場合、Schedule Mを記載ください。	30		
31 清算、解約、または解散し、事業を停止しましたか? 「Yes」の場合、Schedule NのPart IIを記載ください。	31		
32 純資産の25%以上を売却、交換、処分、または譲渡しましたか? 「Yes」の場合、Schedule NのPart IIを記載ください。	32		
33 規則第 301.7701-2 条および第 32 条に基づき、組織から分離されたものとして無視される事業体の 100%を所有していましたか。「Yes」の場合、Schedule RのPart I を記載ください。	33		
34 免税 (tax-exempt) または課税対象 (taxable entity) となる組織と関係がありましたか? 「Yes」の場合、Schedule RのPart II、III、IV及びVの1行目を記載ください。	34		
35a セクション 512(b)(13)の意味において、支配された組織を有していたか?	35a		
b 35a行で「Yes」の場合、組織は、セクション512(b)(13)の意味における被支配組織から何らかの支払いを受け、または被支配組織と何らかの取引を行ったか? 「Yes」の場合、Schedule RのPart Vの2行目を記載ください。	35b		
36 501(c)(3)の組織。非課税の非慈善団体に何らかの譲渡を行いましたか? 「Yes」の場合、Schedule RのPart Vの2行目を記載ください。	36		
37 その活動の5%以上を、関連組織ではない組織を通じて行っていましたか? 連邦所得税法上、パートナーシップとして扱われる団体を通じて、5%以上の活動を行いましたか? 「Yes」の場合、Schedule RのPart VIを記載ください。	37		
Schedule Oを記入し、Part VI、11bおよび19行目についてSchedule Oに説明を提供しましたか?	38		
注: すべてのフォーム990の提出者は、Schedule Oを記入する必要があります。			

Part V その他の国税庁への届出および税務コンプライアンスに関するステートメント

Schedule Oに、本Part Vのいずれかの行に対する回答または注記が含まれているかどうかを確認する。

☐

	Yes	No
1a Form 1096 (Annual Summary and Transmittal of U.S. Information Returns) のbox 3 で報告された番号を入力します。該当しない場合は「-0-」を入力してください。		
b 1a行目に含まれるW-2Gフォームの枚数を入力します。該当しない場合は「-0-」を入力してください。		
c 組織は、業者への報告義務のある支払いとゲームの賞金に関するバックアップ源泉徴収規則を順守しましたか。	1c	

Part V その他の国税庁への届出および税務コンプライアンスに関するステートメント(続き)			Yes	No
2a	この申告書の対象となる年の末日または年度内に提出されたフォーム W-3 (Transmittal of Wage and Tax State) で報告された従業員の数を記入してください。	2a		
b	2a行目に少なくとも1人が報告されている場合、組織は、要求されるすべての連邦雇用税申告書を提出しましたか？ 注: 1a行と2a行の合計が250を超える場合、電子申告を要求される場合があります。説明書を参照してください。	2b		
3a	1年間に1,000ドル以上の無関係な事業総収入 (unrelated business gross income) がありましたか？	3a		
b	「Yes」の場合、本年度のForm990-T (Exempt Organization Business Income Tax Return) を提出しましたか？ 3b行目が「No」の場合、Schedule Oに説明を記入してください。	3b		
4a	事業年度のいずれかの時点で、組織は外国にある金融口座(銀行口座、証券口座、その他の金融口座など)に関心を持ったり、署名などの権限を持ったりしていましたか？	4a		
b	「Yes」の場合、国名を記入すること FinCEN Form 114, Report of Foreign Bank and Financial Accounts (FBAR)の提出要件については、インストラクションを参照のこと。			
5a	事業年度中に禁止されているタックスシェルター取引(租税回避行為)の当事者となったことがありますか？	5a		
b	課税対象者が、禁止されているタックスシェルター取引の当事者である、または当事者であることを組織に通知しましたか？	5b		
c	5a行目または5b行目に「はい」と答えた場合、組織はフォーム8886-Tを提出しましたか？	5c		
6a	年間総収入は通常10万ドル以上で、慈善寄付として税額控除されない寄付の勧誘を行ったか？	6a		
b	「Yes」の場合、すべての勧誘に際して、そのような寄付または贈与は税額控除されないという明示的な文言を添えましたか。	6b		
7	Section170 (c)の下で寄附金控除を受け取ることができる組織。			
a	一部は寄付として、一部は支払者に提供された商品やサービスの対価として、75ドルを超える支払いを受けましたか？	7a		
b	「Yes」の場合、組織は提供された物品またはサービスの価値を寄付者に通知しましたか？	7b		
c	有形動産を売却、交換、またはその他の方法で処分し、そのためにForm8282を提出する必要がありましたか？	7c		
d	「Yes」の場合、その年に提出された Form 8282 の枚数を記入すること	7d		
e	個人給付契約の保険料を支払うために、直接的または間接的に資金を受け取りましたか？	7e		
f	1年間に、直接的または間接的に、個人的な給付契約の保険料を支払ったか？	7f		
g	適格な知的財産の寄贈を受けた場合、要求に従ってForm8899を提出したか？	7g		
h	自動車、ボート、飛行機、その他の乗り物の寄贈を受けた場合、組織はForm1098-Cを提出したか？	7h		
8	ドナー・アドバンス・ファンドを維持するスポンサー組織。スポンサー組織が維持するドナー・アドバンス・ファンドは、その年中に過剰な事業を保有していたことがありますか？	8		
9	ドナー・アドバンス・ファンドを維持するスポンサー組織			
a	スポンサー組織は、Section 4966 に基づいて課税対象となる分配を行いましたか？	9a		
b	スポンサー組織は、寄付者、寄付者アドバイザー、または関係者に分配を行いましたか？	9b		
10	Section501(c)(7)(娯楽、レクリエーション、およびその他の同様の非営利目的のために組織されたクラブの組織)。入力する。			
a	Part VIII の 12 行目に含まれる設立費および資本寄付 (capital contributions)	10a		
b	クラブ施設の公共利用に伴う総収入 (Form 990, Part VIII, 12 行目に含まれる)。	10b		
11	Section501(c)(12)(協同組合)の組織。記入する。			
a	会員または株主からの総収入	11a		
b	その他の源泉からの総収入 (他の源泉からの支払額と受取額を相殺してはいけません)。	11b		
12a	Section 4947(a)(1)非課税慈善信託。組織は、Form 1041の代わりにForm 990を提出していますか？	12a		
b	「Yes」の場合、その年度に受領または発生した非課税利子の額を記入してください。	12b		
13	501(c)(29)条適格非営利医療保険発行者。			
a	2つ以上の州で適格医療保険制度を発行する認可を受けていますか？ 注: 組織がスケジュールOで報告しなければならない追加情報については、説明書を参照のこと。	13a		
b	適格医療保険制度の発行を認可されている州から維持するよう要求されている準備金の額を記入してください。	13b		
c	手元にある準備金の額を記入してください。	13b		
14a	事業年度中に屋内日焼けサービスに対する支払いを受けましたか？	14a		
b	「Yes」の場合、これらの支払いを報告するためにForm720を提出しましたか。「No」の場合、スケジュールOに説明を記入してください。	14b		
15	その年に 100 万ドルを超える報酬または超過パラシュート支払に対して、4960 条の課税対象となりますか？	15		
16	「Yes」の場合、説明書を参照し、Form 4720, Schedule N を提出する。			
16	純投資収益に対するセクション 4968 の消費税の対象となる教育機関ですか？	16		
17	「Yes」の場合、Form4720, Schedule Oを記入してください。			
17	セクション501(c)(21)に該当する団体。信託、適格でない者、または鉱山経営者は、4951条、4952条または4953条に基づく物品税の賦課を受けるような活動を行いましたか？	17		
	「Yes」の場合、Form6069を記入してください。			

Part VI ガバナンス、経営、情報開示

以下の2行目から7行目までの「Yes」の回答、および8a、8b、10b行目の「No」の回答について、Schedule Oに状況または変更を記述してください。Schedule OがこのPart VIのいずれかの行に対する回答または注釈を含んでいる場合はチェックしてください。.....□

Section A. 運営組織とマネジメント

			Yes	No
1a	事業年度の運営組織の議決権者数を記入する	1a		
	運営組織のメンバー間で議決権に重大な差がある場合、または運営組織が執行委員会または同様の委員会に広範な権限を委譲した場合、Schedule Oで説明する。			
b	上記1a行に含まれる議決権を持つメンバーのうち、独立したメンバーの数を記入する。	1b		
2	役員、理事、評議員または主要な従業員が、他の役員、理事、評議員または主要な従業員と家族関係または取引関係を持っていたか？	2		
3	役員、取締役、評議員、または直接の監督者の下で慣習的に行われている経営業務の管理を委任していましたか？	3		
4	前回のForm990の提出以降、組織の運営に関する文書に重要な変更を加えましたか？	4		
5	その年度中に、組織の資産が著しく流用されていることに気づきましたか？	5		
6	会員または株主がいきましたか？	6		
7a	会員、株主、または1名以上の運営組織のメンバーを選出または任命する権限を持つその他の人物を擁護していましたか？	7a		
b	統治に関する決定は、会員に留保されているか(または会員の承認が必要であるか)？	7b		
8	以下の者がその年に開催した会議または実施した措置を文書化したかを同時記録したか？			
a	運営組織(The governing body)？	8a		
b	運営組織を代表して行動する権限を持つ各委員会？	8b		
9	Part VII Section Aに記載されている役員、理事、評議員、重要な従業員で、組織の郵送先住所に連絡が取れない者はいるか？	9		

Section B. ポリシー (このSection B では、内国歳入法で義務づけられていないポリシーに関する情報を要求しています)。

			Yes	No
10a	地方支部、支社、または関連会社を有していましたか？	10a		
b	「Yes」の場合、その運営が組織の免除目的に合致していることを確認するために、そのような支部、系列会社、支部の活動を管理するための方針および手続きを文書化しましたか？	10b		
11a	Form990を提出する前に、その運営組織の全構成員にこのForm990の完全なコピーを提供しましたか？	11a		
b	このForm990を確認するために使用したプロセスがある場合、Schedule Oに記述してください。			
12a	利益相反に関する方針を文書化していましたか？「No」の場合、13行目へ	12a		
b	役員、理事、評議員、主要な従業員は、利益相反を生じさせる可能性のある利害関係を毎年開示するよう求められましたか？	12b		
c	定期的かつ一貫して、方針の遵守を監視し、実施していましたか。「Yes」の場合は、その方法をSchedule Oに記述してください。	12c		
13	書面による内部告発者保護方針を定めていましたか？	13		
14	文書による文書の保持と破棄に関する方針を持っていたましたか？	14		
15	以下の人物の報酬を決定するプロセスには、独立した人物による審査と承認、比較可能なデータ、および審議と決定の同時的な裏付けが含まれていましたか？			
a	CEO、エグゼクティブ・ディレクター、または最高経営責任者	15a		
b	他の役員または主要な従業員	15b		
	15a 行目または 15b 行目に「Yes」と答えた場合、その過程をSchedule O に記述してください。			
16a	その年度に、課税対象組織への投資、資産の拠出、またはジョイント・ベンチャーもしくは同様の取り決めに参加したか？	16a		
b	「Yes」の場合、適用される連邦税法に基づいて合併事業への参加を評価し、また、そのような取り決めに關して、組織の免税状態を保護するための手段を講じたか？	16b		

Section C. ディスクロージャー

17 このForm990のコピーの提出が義務付けられている州を列挙すること ➡
セクション6104では、組織がフォーム1023(該当する場合は1024または1024-A)、990、990-T(セクション501(c)(3)のみ)を公開することが義務付けられています。どのように公開したかを示してください。該当するものをすべてチェックしてください。

18 ☐ 自社のウェブサイト ☐ 他の会社のウェブサイト ☐ 請求があった場合 ☐ その他 (Schedule Oに記述すること)

19 統治文書、利益相反方針、財務諸表を公開しているかどうか(公開している場合、その方法を)Schedule Oに記述してください。
帳簿および記録を保有する人物の氏名、住所、電話番号を明記する。 ➡

20

PartVII 役員、取締役、評議員、主要な従業員、最も高い報酬を受ける従業員、および独立請負人の報酬

ScheduleOに、このPartVIIのいずれかの行に対する回答または注記が含まれている場合はチェックする。..... ☐

Section A. 役員、取締役、評議員、主要な従業員、および最も高い報酬を受ける従業員

1a 記載が必要なすべての人について、この表を完成させてください。組織の事業年度と同日または同日中に終了する暦年分の報酬を報告する。

・組織の現在の役員、理事、評議員（個人、組織を問わない）をすべてリストアップする。報酬を支払っていない場合は、(D)(E)(F)欄に0-0を記入する。

・組織の現在の主要従業員がいる場合は、全員をリストアップする。“主要な従業員”の定義については、説明書を参照してください。

・役員、理事、評議員、または主要従業員以外で、現在最も報酬の高い従業員5名をリストアップする。組織および関連する組織から、報告義務のある報酬 (FormW-2、Form1099-MISCの5欄およびForm1099-NECの1欄)を10万ドル以上受け取っている従業員。組織および関連組織から10万ドル以上の報酬を受け取った人。

・組織および関連する組織から報告すべき報酬を10万ドル以上受け取った元役員、主要従業員、および最も高い報酬を受けた従業員をすべて列挙してください。

・組織の元理事または元評議員として、組織およびその関連組織から報告義務のある報酬を1万ドル以上受け取った組織の元理事または元評議員をすべて列挙してください。

上記の人物を記載する順番は、説明書をご覧ください。

☐ 組織または関連団体が、現在の役員、理事または評議員に報酬を与えていない場合は、このボックスをチェックしてください。

(A) 氏名	(B) 遇当たりの平均時間(点線以下に関連する組織のための時間を記載する)	(C) ポジション (officer と director/trusteeの両者を兼ねる場合を除き、複数の欄にチェックを入れないでください。)						(D) その組織(W-2/1099-MISC/1099-NEC)から報告された報酬	(E) 関連した組織(W-2/1099-MISC/1100-NEC)から報告された報酬	(F) その組織、関連した組織からのその他の報酬額の見積額
		個人の評議員、理事	機関の理事	オフィサー	主要な職員	高額報酬の職員	元の理事、評議員等			
(1)										
(2)										
(3)										
(4)										
(5)										
(6)										
(7)										
(8)										
(9)										
(10)										
(11)										
(12)										

Part VII 役員、取締役、評議員、主要な従業員、最も高い報酬を受ける従業員、および独立請負人の報酬（続き）

(A) 氏名	(B) 週当たりの平均時間(点線以下に関連する組織のための時間を記載する)	(C)						(D) その組織(W-2/1099-MISC/1099-NEC)から報告された報酬	(E) 関連した組織(W-2/1099-MISC/1100-NEC)から報告された報酬	(F) その組織、関連した組織からのその他の報酬額の見積額
		ポジション(officer と director/trusteeの両者を兼ねる場合を除き、複数の欄にチェックを入れないでください。)								
		個人の評議員、理事	機関の理事	オフィサー	主要な職員	高額報酬の職員	元の理事、評議員等			
(15)										
(16)										
(17)										
(18)										
(19)										
(20)										
(21)										
(22)										
(23)										
1b 小計								➡		
c Part VII Section A の継続シートからの合計.....								➡		
d 合計(1b行目と1c行目を合計する).....								➡		

2 組織から10万ドル以上の報告対象報酬を受け取った個人の総数(前各号に掲げるものを含むがこれに限らない。) ➡

	Yes	No
3 元役員、理事、評議員、主要な従業員、または最も高い報酬を得た従業員を1a行に記載しましたか？「Yes」の場合、そのような個人にSchedule Jを記入してください。		
4 1a行目に記載されている個人について、報告されるべき報酬と組織および関連組織からのその他の報酬の合計が15万ドルを超えていますか。「Yes」の場合、その個人についてSchedule Jを記入してください。		
5 1a行目に記載された人物は、無関係の組織または個人から報酬を受け取った、または発生したことがありますか？「Yes」の場合、そのような人物のSchedule Jを記入してください。		

Section B. 独立した請負業者

1 この表は、組織から10万ドル以上の報酬を受け取った、最も報酬の高い独立した請負業者5社について記入してください。事業年度と同時期または年度内に終了する暦年の報酬を報告してください。

(A) 氏名及び勤務先住所	(B) サービス内容	(C) 報酬額
組織から10万ドル以上の報酬を受け取った独立した請負業者（上記の請負業者を含むがこれに限らない）の総数。 ➡		

Part VIII 収益計算書 (Statement of Revenue)

Schedule Oに、このPart VIIIのいずれかの行に対する回答または注記が含まれている場合にはチェックしてください。..... ☐

				(A) 総収益金額	(B) 免税目的に関連する 収益	(C) 目的と無関係な事業収 益	(D) Section 512-514のもと、無 関係な事業収益から除外 される収益
寄付金、助成金その他の収益	1a 連動キャンペーン	1a					
	b 会費	1b					
	c 資金調達イベント	1c					
	d 関連団体	1d					
	e 政府補助金(拠出金)	1e					
	f その他寄付金、贈与、助成金、および上記に含まれない類似の金額	1f					
	g 1a-1f行に含まれる非現金拠出額	1g	\$				
	h 合計 1a-1f行を合計	➡					
P r o g r a m 収 益	2a	ビジネスコード					
	b						
	c						
	d						
	e						
	f その他のプログラムサービス収益						
	g 合計 2a-2f行を合計	➡					
	3 投資収益(配当金、利息、およびこれに類する金額を含む)	➡					
4 非課税公社債の運用による収入	➡						
5 ロイヤリティ	➡						
そ の 他 の 収 益	6a 賃料	6a	(i) 不動産	(ii) 動産			
	b 控除: 賃貸費用	6b					
	c 賃貸料収入または(損失)	6c					
	d 純賃貸利益または(損失)	➡					
	7a 棚卸資産以外の資産の売却収入		(i) 有価証券	(ii) その他			
	b 控除: 売上原価その他販売費	7b					
	c 利益または(損失)	7c					
	d 純利益または(損失)	➡					
	8a ファンドレイジングイベントからの総収入(1cで寄付と報告されている\$は含まれません。Part IVの18行目を参照)	8a					
	b 控除: 直接経費	8b					
	c 資金調達イベントからの純利益または(損失)	➡					
	9a ゲーミング活動からの総収入(Part IVの19行目を参照)	9a					
	b 控除: 直接経費	9b					
	c ゲーミング活動からの純利益または(損失)	➡					
	10a 棚卸資産総売上高(返品控除後)	10a					
	b 控除: 商品販売による原価	10b					
	c 棚卸資産販売による純利益または(損失)	➡					
	雑 収 益	11a	ビジネスコード				
b							
c							
d その他の収益							
e 合計 11a~11d行を合計		➡					
12 収益合計		➡					

PartVIII 機能別費用計算書(Statement of Functional Expenses)

セクション501(c)(3)および501(c)(4)の組織は、すべての欄を記入する必要があります。その他の組織は、(A)欄に記入する必要があります。

ScheduleOがこのPartIXのいずれかの行に対する回答または注記を含んでいる場合にはチェックしてください。..... ☐

PartVIII の 6b、7b、8b、9b、10b で報告された金額は含めないでください。	(A) 総費用金額	(B) プログラムサービス費用	(C) 一般管理費	(D) ファンタレインジグ費用
1 国内機関および国内政府に対する助成金およびその他の援助および国内政府に対する助成金およびその他の援助				
2 国内個人への助成金や支援金				
3 外国機関や外国政府、外国個人への助成金や支援金				
4 会員のために支払われる給付金				
5 現在の役員、取締役、評議員および主要な従業員への報酬				
6 上記以外の報酬で、資格のない者(セクション4958(f)(1)に定義される者)および Section4958(c)(3)(B)に記載されている者への報酬				
7 その他の給与・賃金				
8 年金制度の発生および拠出(以下を含むSection401(k)および403(b)の雇用者拠出金を含む)				
9 その他の従業員給付				
10 給与税				
11 役務の対価(非従業員)				
a マネジメント				
b 法律				
c 会計				
d ロビー活動				
e 専門的な資金調達サービス				
f 投資運用報酬				
g その他 (11g行の金額が25行目の(A)欄の10%を超える場合、11g行の費用を ScheduleOに記載する。				
12 広告宣伝費				
13 事務費				
14 情報技術				
15 ロイヤリティ				
16 施設使用料				
17 旅費交通費				
18 連邦政府または州政府または地方政府の公務員の旅費または接待費の支払い				
19 会議、大会、ミーティング				
20 利息				
21 関連会社に対する支払額				
22 減価償却費				
23 保険料				
24 上記に含まれない費用を列挙する。(24e行目に雑費を記載します。もし24e行の金額が25行目の(A)欄の10%を超える場合は、24e行目の経費をScheduleOに記載する。				
a				
b				
c				
d				
e 他のすべての費用				
25 機能的経費の合計。1行目から24e行目までを足す				
26 共同コスト。この行は、教育キャンペーンと募金活動を組み合わせてB欄に報告した場合のみ記入します。SOP 98-2 (ASC 958-720)に従っている場合、チェックを入れてください。 ☐				

Part X 貸借対照表 (Balance Sheet)

Schedule OがこのPart Xのいずれかの行に対する回答または注記を含んでいる場合にはチェックしてください。..... ☐

		(A)		(B)
		期首		期末
資 産	1 無利息現金・預金および現金同等物		1	
	2 貯蓄および一時的な現金投資		2	
	3 寄付や助成金の未収金		3	
	4 売掛金		4	
	5 現在または過去の役員、取締役、受託者、主要な従業員、創始者、実質的な貢献者、または35%の出資者に対する貸付金およびその他の債権		5	
	6 他の要件をもっていない者(セクション4958(d)(1)に定義される)からの貸付金およびその他の債権		6	
	7 受取手形および貸付金(純額)		7	
	8 販売用または使用目的の棚卸資産		8	
	9 前払費用および繰延費用		9	
	10a 土地、建物、設備:原価またはその他の基準。Schedule DのPart VIを完成させる。	10a		
	b 控除:減価償却累計額	10b		10c
	11 投資-公社債		11	
	12 投資-その他の有価証券 Part IVの11行目を参照		12	
	13 投資-プログラム関連 Part IVの11行目を参照		13	
	14 無形固定資産		14	
	15 その他の資産 Part IVの11行目を参照		15	
16 総資産額。1行目から15行目までを足す(33行目と同じでなければならない)		16		
負 債	17 買掛金および未払費用		17	
	18 未払助成金		18	
	19 繰延収益		19	
	20 非課税債券債務		20	
	21 エスクローまたはカストディアン口座の負債 Schedule DのPart IVを完成させる		21	
	22 現在または過去の役員、取締役、受託者、主要な従業員、創始者、実質的な貢献者またはその35%に対する貸付金およびその他の支払債務。		22	
	23 関連性のない第三者に対する担保付抵当権および支払手形		23	
	24 関連性のない第三者に対する無担保の支払手形および借入金		24	
	25 その他の負債(連邦所得税、関連する第三者への支払い、および17-24行目に含まれないその他の負債を含む)。Schedule DのPart Xを完成させる。		25	
	26 負債合計 17行目から25行目を追加		26	
純 資 産 及 び 資 金 収 支	FASB ASC 958に準拠している組織は、ここをチェックしてください。 ➡ ☐			
	そして、27、28、32、33 行目を記入してください。			
	27 寄付金による制限を受けない純資産		27	
	28 寄付金による制限のある純資産		28	
	FASB ASC 958に準拠していない組織は、ここにチェックを入れてください。 ➡ ☐			
	そして29行目から33行目までを記入してください。			
	29 資本金または信託元本、または流動資金		29	
30 払込剰余金、資本剰余金、または土地、建物、設備資金		30		
31 利益剰余金、寄付金、利益剰余金、その他の資金		31		

Part XI 正味財産の調整 (Reconciliation of Net Assets)

Schedule OがこのPart XIのいずれかの行に対する回答または注記を含んでいる場合にはチェックしてください。..... ☐

1 収入合計 (Part VIII の (A) 欄の 12 行目と同じでなければなりません)	1	
2 経費合計 (Part IX の (A) 欄の 25 行目と同じでなければなりません。)	2	
3 収入から支出を差し引いたもの。1 行目から 2 行目を引く。	3	
4 期首の純資産または資金残高 (Part X の 32 行目 (A) 欄と同じでなければならない)。	4	
5 未実現投資利益 (損失)	5	
6 サービスや施設の寄贈・利用	6	
7 投資費用	7	
8 過年度の調整	8	
9 その他の純資産または資金残高の変動 (Schedule O に記載)	9	
10 年度末の純資産または資金残高。3 行目から 9 行目までを合算する (Part X の 32 行目と同じでなければならない)	10	

Part XII 財務諸表と報告 (Financial Statements and Reporting)

Schedule OがこのPart XIIのいずれかの行に対する回答または注記を含んでいる場合にはチェックしてください。..... ☐

		Yes	No
1 フォーム 990 の作成に使用された会計方法。 ☐ 現金主義 ☐ 発生主義 ☐ その他 前年度から会計処理の方法を変更した場合、または「その他」にチェックを入れた場合、その内容を Schedule O で説明する。			
2a 財務諸表は、独立した会計士によって編集または審査 (compiled or reviewed) されましたか？ 「Yes」の場合、当該年度の財務諸表が個別ベース、連結ベース、またはその両方のいずれで作成または審査されたかを、以下の欄に記入してください。 ☐ 個別ベース ☐ 連結ベース ☐ 個別ベースと連結ベースの両方	2a		
b 財務諸表は、独立した会計士によって監査 (audited) されましたか？ 「Yes」の場合、その年度の財務諸表が個別、連結、またはその両方の監査を受けているかどうか、以下のボックスにチェックしてください。 ☐ 個別ベース ☐ 連結ベース ☐ 個別ベースと連結ベースの両方	2b		
c 2a または 2b 行目が「Yes」の場合、組織には、財務諸表の監査、審査、編集、独立会計士の選定を監督する責任を負う委員会がありますか？ 事業年度中に監督プロセスまたは選考プロセスのいずれかを変更した場合、その内容を Schedule O で説明する。	2c		
3a 連邦政府からの援助の結果、組織は、単一監査法および OMB Circular A-133 に規定されている監査を受ける必要がありましたか？	3a		
b 「Yes」の場合、要求された監査を受けましたか？ 必要な監査を受けなかった場合は、その理由を Schedule O に記載し、そのような監査を受けるために取った手段を説明する。	3b		

1.4 米国における非営利法人の会計

金子良太

1.4.1 はじめに

本章では、まず本章の対象とする非営利組織を定義する。次に、米国の会計制度として Form990 と財務諸表の意義や位置づけを示す。また、会計に関連して、各州の規制の概要について述べる。その次に、米国の非営利組織の会計基準設定主体である FASB と、FASB が設定する非営利組織の会計基準の概要、財務諸表体系を示す。続いて、FASB の会計基準の特徴、会計基準の最近の改訂を示す。そして、我々が訪問した 国境なき医師団 米国を例に、米国の非営利組織の会計の実例を示す。最後に、まとめと展望を示す。

1.4.2 本章で前提とする米国の非営利組織

米国は、日本とは異なり中央集権型の国家ではない。主要な政府として連邦政府と州政府とがあるが、連邦政府ではなく、各州の州法により法人制度が規定されている。非営利組織は、各州の州法に基づいて法人化される。米国と一言と言っても、例えばカリフォルニア州とオレゴン州とでは、州法が異なっているために非営利組織の法人格も異なっている可能性がある。

非営利組織に関する税等の優遇は様々であるが、全米で統一的に連邦税の優遇を規定する法律として、内国歳入法 (Internal Revenue Code; IRC) がある。米国の連邦税を管轄する連邦政府の機関である 内国歳入局 (Internal Revenue Service; IRS) が、内国歳入法に基づき連邦税の優遇を受けることができる組織を規定している。内国歳入法 第 501 条(c) のなかで、優遇を受けることができる組織を規定している。連邦法である内国歳入法は、全米で適用される。州法に基づく様々な法人形態の非営利組織であっても、連邦税においてはそのような法人形態にかかわらず、全米で共通の連邦法に基づいて優遇を受けることになる。見方を変えれば、連邦税の優遇を受けることができる組織の法人形態は、一様ではない。

連邦税の優遇を受けることができる組織といっても、その優遇の程度は様々である。優遇を受ける多様な組織の中でも、利益が出ても分配できないような仕組みを有し、公益的な活動をして多くの人々から寄付を得ており、特定の政党を支持するような政治活動を行わないことを条件とするが公益性の高い組織として、一般に非営利組織と称される。米国でも様々な種類の非営利組織があるが、内国歳入法第 501 条(c) の第 3 項に規定する組織は 100 万以上の登録数を有し、501(c) の第 3 項以外に規定される組織と比較しても税制上の優遇が大きい。

本章においても、米国の非営利組織に言及する際には特に断りのない限り、内国歳入法 501(c) の第 3 項に規定される非営利組織の会計を前提として進めていく。

1.4.3 米国の非営利組織が公開する会計情報の概要

それでは、前節で述べた米国の非営利組織の会計を検討するにあたって、連邦政府による規定と州政府による規制の双方が存在することを理解したうえで議論を進めることが不可欠

となる。連邦法である内国歳入法は、501(c)3 組織に対して Form990 という書類を毎年提出することを求めている。Form990 には、会計情報だけではなく組織の概要、ガバナンスといった情報も多く含まれる。組織から高額の所得を得る人々の情報も開示されている。また、3 年以上連続して提出を怠ると、非営利組織としての優遇措置を取り消されてしまうため、多くの団体は毎年定期的にこれを提出している。また、非営利組織の Form990 の情報を一括で入手できるウェブサイトもある。

米国には 100 万を超える非営利組織があるが、その多くは比較的小規模である。そこで、米国では中小規模団体を中心により簡易な様式である Form 990N, Form990EZ といった様式も準備しており、中小規模の団体はより作成が容易なこれらの様式を利用することができる。なお、Form990 やその簡易様式である Form990N, Form990EZ については、別章を参照されたい。

Form 990 は、税務当局へ提出する税務申告書の一部として位置づけられるが、比較的大規模な非営利組織はそれとは別に年次報告書等で財務諸表を公表している。またこれらの財務報告に含まれる財務諸表は、公認会計士による財務諸表監査も受けていることが多い。

これらの財務諸表を作成する際の基準となるのは、米国において FASB(財務会計基準審議会)が作成する会計基準である。FASB は企業と民間非営利組織双方を対象として会計基準を策定しており、会計基準は企業と共通する点が多いが、非営利組織独自の点についても規定されている。公認会計士による会計監査も、FASB の会計基準に従って適切に作成されているかどうかは監査のポイントとなる。なお、FASB の会計基準の詳細については後述する。

州によっては、一定の要件を満たす非営利組織に対して公認会計士による監査済財務諸表の提出を義務付けている。一定の要件として、収益を基準としている州が多いが、州内でファンドレイジングを行っている組織に対して財務諸表の開示を義務付ける州もある。これらの各州の規制については、次節で示す。

もっとも、収益額が基準額以下であったり、ファンドレイジングをあまり行っていない中小規模組織はこれらの規制の対象とならないため、FASB の会計基準に基づく財務諸表を開示していないケースも多くある。

米国では、このような強制的な法によらずとも、自発的に監査済財務諸表を含む財務報告を開示している事例が多くある。これは、寄付者から監査済財務諸表の提出を求められることがあること、また寄付者等からそのような求めが想定されるために、法的に強制されることがなくても、財務諸表監査を受けるニーズが存在することがあげられる。

以上の通り、米国の非営利組織は連邦法により義務付けられた Form990（またはその簡易様式である Form990EZ や Form990N）を提出するほか、州により義務付けられた財務報告を提出している。

次節では、本節で述べた州ごとの規制の違いに着目し、各州における会計規制の概要について述べる。

1.4.4 米国の非営利組織の会計情報に関する各州の規制

前節で示した通り、会計情報は Form990 に記載される情報のほか、FASB の会計基準に基づく財務諸表とがある。Form990 については、連邦法に基づくものであるため、全米で共通である。もともと、財務諸表の開示や監査に対する要件は州ごとに大きく異なっている。そこで、各州における財務諸表の監査に関する要件をまとめると、次の表 11 の通りとなっている。

表 33 各州における NPO に対する監査要件

州	監査要件
アラバマ	なし
アラスカ	州からの財政援助が 75 万ドルを超える団体は single audit を求められる。
アリゾナ	なし
アーカンソー	年間総収入が 50 万ドル超の組織は監査済の財務諸表を提出。
カリフォルニア	年間総収入が 200 万ドル超の組織は監査済の財務諸表を提出。
コロラド	なし
コネチカット	年間総収入が 50 万ドル超の組織は監査済の財務諸表を提出。
デラウェア	なし
コロンビア行政区	なし
フロリダ	寄付受入額が年間 100 万ドル以上の組織は監査済の財務諸表を提出。 年間 50 万ドル以上 100 万未満の組織はレビューまたは監査済の財務諸表を提出。
ジョージア	寄付受入額が 2 年連続して年間 100 万ドル以上の組織は監査済の財務諸表を提出。 年間 50 万ドル以上 100 万未満の組織はレビュー済の財務諸表を提出。
ハワイ	年間総収入が 50 万ドル超の組織は監査済の財務諸表を提出。
アイダホ	なし
イリノイ	寄付受入額が年間 30 万ドル以上の組織は監査済の財務諸表を提出。2.5 万ドル以上 30 万未満の組織は、プロの担当者によるファンドレイジングを行う場合に限り監査済の財務諸表を提出。
インディアナ	なし
アイオワ	なし
カンザス	寄付受入額が年間 50 万ドル超の組織は監査済の財務諸表を提出。
ケンタッキー	なし
ルイジアナ	年間収入が 50 万ドル以上の組織は監査済の財務諸表を提出。 20 万ドル以上 50 万ドル未満の組織はレビュー済の財務諸表を提出。 5 万ドル以上 20 万ドル未満の組織は調整済の財務諸表を提出(一部免除規定あり)。
メイン	非営利組織はすべてライセンスが必要で、ライセンス期限失効後の登録等に限り監査済財務諸表が必要。通常時は、ライセンス申請に当たり貸借対照表のみ提出。
メリーランド	年間寄付収入 50 万ドル以上の組織は監査済の財務諸表を提出。50 万ドル未満の組織でもレビューが求められることがある。
マサチューセッツ	年間総収入・寄付受入額 50 万ドル以上の団体は年次報告書とともに監査済財務諸表を提出。 年間総収入・寄付受入額 20 万ドル以上 50 万ドル未満の団体は年次報告書とともに監査またはレビュー済財務諸表を提出。
ミシガン	年間寄付収入 50 万ドル以上の組織は監査済の財務諸表を提出。 年間寄付収入 25 万ドル以上 50 万未満の組織は、監査またはレビュー済財務諸表を提出。

ミネソタ	年間総収入が 75 万ドル超の組織は監査済の財務諸表を提出。
ミシシッピ	年間総収入が 10 万ドル超の組織は監査済の財務諸表を提出。 2.5 万ドル以上 10 万ドル以下の団体には、監査済みの財務諸表の提出が求められることがある。 規模にかかわらず専門のファンドレイジング部門を持ちプロの寄付勧誘者を用いる組織は監査済の財務諸表を提出。
ミゾーリ	なし
モンタナ	なし
ネブラスカ	なし
ネバダ	なし
ニューハンプシャー	年間総収入が 100 万ドル超の組織は監査済の財務諸表を提出(財政的負担が大きいと考えられる場合、一部免除措置あり)。
ニュージャージー	年間総収入が 50 万ドル超の組織は監査済の財務諸表を提出 その他詳細規定あり。
ニューメキシコ	年間総収入が 50 万ドル超の組織は監査済の財務諸表を提出。
ニューヨーク	年間総収入が 100 万ドル超の組織は監査済の財務諸表を提出。 年間総収入が 25 万ドル以上 100 万ドル以下の組織はレビュー済の財務諸表を提出。 規模にかかわらず専門のファンドレイジング部門を持ちプロの寄付勧誘者を用いる組織は監査済の財務諸表を提出。
ノースカロライナ	年間 50 万ドル以上の州の資金を受け取る組織は、会計士によるイエローブック監査を受けなければならない。
ノースダコタ	なし
オハイオ	なし
オクラホマ	なし
オレゴン	なし
ペンシルベニア	年間寄付収入 30 万ドル以上の組織は監査済の財務諸表を提出。 年間寄付収入 10 万ドル以上 30 万ドル未満の組織はレビューまたは監査済の財務諸表を提出。 年間寄付収入 5 万ドル以上 10 万ドル未満の組織は調製、レビューまたは監査済の財務諸表を提出。
ロードアイランド	非営利組織は監査済みの財務諸表を提出。 ただし、年間総収入 50 万ドル以下の組織は IRS の Form990 か調製された財務諸表を提出することで足りる。
サウスカロライナ	なし
サウスダコタ	なし
テネシー	年間総収入が 50 万ドル超の組織は監査済の財務諸表を提出。
テキサス	年間寄付収入が1万ドル以上の組織は GAAP に基づく財務諸表を提出し、公衆に供覧。
ユタ	なし
バーモント	なし
バージニア	年間総収入が 100 万ドル以上の組織は監査済の財務諸表を提出。 年間総収入が 75 万ドル以上 100 万ドル未満の組織はレビュー済の財務諸表を提出。
ワシントン	年間総収入が 3 年連続 300 万ドル以上の組織は監査済の財務諸表を提出。 年間総収入が 3 年連続 100 万ドル以上 300 万ドル未満の組織は監査済の財務諸表または CPA により作成された IRS Form990 を提出。
ウェストバージニア	年間寄付収入 20 万ドル超の組織は監査済の財務諸表を提出。 年間寄付収入 10 万ドル超 20 万ドル未満の組織は、レビュー済財務諸表を提出。

ウィスコンシン	年間寄付収入 40 万ドル超の組織は監査済の財務諸表を提出。 年間寄付収入 20 万ドル超 40 万ドル未満の組織は、レビュー済財務諸表を提出。
ワイオミング	なし

(出典)https://www.councilofnonprofits.org/nonprofit-audit-guide/state-law-audit-requirements_
や各州州法をもとに、筆者作成。

このように、州ごとに財務諸表監査が求められる非営利組織の要件は異なっており、まったく規制のない州も存在する。また、監査よりも手続が簡易で費用も安く済むレビューについて規定している州もある。年間総収入や年間寄付収入の基準値については、一定ではなく物価変動等に伴って適宜変更されている。監査とレビューとの違いについては、別途監査の節を参照されたい。

次節では、米国の非営利組織会計の基準を設定する FASB について、また FASB が規定する会計基準の概要を示す。

1.4.5 米国における非営利組織会計基準と会計基準設定主体としての FASB

(1) 米国の非営利組織会計基準の歴史

現在、米国において非営利組織の会計基準を設定しているのは FASB (米国財務会計基準審議会) である。現状の FASB による会計基準設定について述べる前に、FASB が成立する以前の米国の非営利組織会計の概況について述べたい。

米国では、1960 年代前半までは、営利組織と非営利組織の会計とは別個のものと捉えられてきた。1966 年に AAA (American Accounting Association : アメリカ会計学会) から公表された基礎的会計理論 (A Statement of Basic Accounting Theory : ASOBAT) では、会計の情報提供機能を強調し、情報利用者を志向した会計の構築という考え方が広まった。そして、会計を資産や期間利益の測定だけに限定せず、対象は期間利益の獲得を第一目的とする経済単位だけに限られないとして、非営利組織に対してもその理論の適用を拡大した。以降、徐々に営利企業の会計と非営利組織の会計との融合が図られてきた。

1970 年代までは AICPA (American Institute of Certified Public Accountants : 米国公認会計士協会) や大学、医療機関等の各種の非営利組織の上部団体などが会計基準や業種別の会計に関する指針の設定にかかわっていた。このため、教育、医療、福祉といった非営利組織の類型ごとに、様々な会計に関する指針が公表されていた。この結果、非営利組織の類型ごとに異なる会計処理や開示が求められるケースも出てきた。その結果、開示される情報は組織外部の財務諸表利用者から見て分かりにくいものとなっていた。また、会計基準や指針の設定にかかわる委員の多くは非常勤や無給であって会計基準設定や改訂に当たり十分な資源を有しないこと、業種別の会計指針の策定に当たってはその業種に属する各非営利組織の意向を強く受けることから、高品質で独立性の高い会計基準の設定が難しいこと等が問題となってきた。

このような問題意識がきっかけとなり、1973 年に、信頼性・中立性の高い会計基準を設定する主体として、多くの利害関係者が出捐して設立された民間の非営利組織である

FAF(Financial Accounting Foundation：財務会計財団)のもとに,FASB(Financial Accounting Standards Board：財務会計基準審議会)が設立された。FASBは,企業や非営利組織を含めた民間組織の会計基準を設定する。FASBでは,会計専門家・実務家・研究者などが幅広く議論に加わり,特定の主体が強く影響力を持ちすぎないようにすることが配慮されている。FASBは多くの有給のスタッフを抱え,独立性の高い組織と認識されている。これにより,高品質かつ独立性の高い会計基準や指針を設定することが意図されている。こうして現在に至るまで,FASBが米国における非営利組織の会計基準を設定している。

FASBは営利企業の会計基準も設定しており,最近ではIASB(International Accounting Standards Board：国際会計基準審議会)との国際的な共同プロジェクトなど課題は山積みである。そういった中,非営利組織特有の課題について検討することを目的として,2009年に,FASBのもとにNAC(Not-for-Profit Advisory Committee)が設立された。NACは15~20名の委員で構成され,NACの議長はFASBの議長により任命される。NACでの検討結果は,FASBの理事会に上程され,承認が得られれば外部へ公表される。

もっとも,FASB自体は民間の会計基準設定主体であり,その権限は会計基準や指針の作成までであり,非営利組織に対し会計基準の適用を強制する権限はない。公認会計士は通常FASBの会計基準をはじめとする一般に公正妥当と認められた会計の原則に従って監査を行い,各州が監査済財務諸表の提出を求めるということになる。次に,FASBが示す非営利組織会計の目的と会計基準について示す。

(2) FASB が示す非営利組織会計の目的と非営利組織会計の体系

FASBは,1980年に概念基準書第4号「非営利組織の財務報告の目的」を公表した。それによれば,非営利組織会計の目的は,寄付等の形で組織へ資源を提供する者にとっての資源配分の意思決定に有用な情報の提供である。資源提供者を財務諸表の最重要な利用者として位置づける点では,企業会計と同様であるとしている。概念基準書第4号では,アカウンタビリティ(Accountability)も重視されるが,単に受託者として資産を保全するという意味にとどまらず,限りある資源を効率的かつ効果的に使用することを求めている(par. 40)。1985年には,FASBは概念基準書第6号「財務諸表の諸要素」を公表し,この基準書は営利組織と非営利組織双方を包含したものとなった。

その後,FASBは非営利組織の会計基準を多く公表している。特に1993年に公表された会計基準116号「非営利組織における寄付の会計」,117号「非営利組織の財務諸表の表示」以降は,従来よく用いられていたファンド会計ではなく,発生主義会計に基づく組織全体の財務報告を中心とした会計の体系となり,これにより非営利組織の財務諸表の様式が標準化され,組織間の比較可能性が向上し,利用者にとっても理解しやすいものとなった。これらの基準は,我が国の公益法人会計基準等の設定の際にも大いに参考にされた。

会計基準第117号の公表以後,財務諸表は,名称こそ異なるものの企業会計に近い体系となった。具体的には,「貸借対照表」・「活動計算書」・「キャッシュ・フロー計算書」の作成が求

められることとなった。これは、それまで収支計算を中心とし、ファンド会計を前提とした非営利組織の会計に大きな変革を迫るものとなった。

もっとも、費用の区分や注記については従前の実務の多様性を反映して詳細な規定を定めていないため、開示の様式は現在でも多様となっている。なお、現在 FASB の会計基準はすべてコード化され、非営利組織の会計は ASC (Accounting Standards Codification : 会計基準のコード化体系) Topic958 を中心にまとめられている。

1.4.6 非営利組織会計の改訂と会計基準の特徴

(1) 会計基準改定プロジェクトの背景

近年では、非営利組織に対する情報開示の圧力は一層強まる傾向にある。また会計基準 116・117 号設定後 20 年超が経過したことから、その間の実務や情勢の変化を反映した非営利組織会計の包括的な改訂が求められている。そこで、現行の非営利組織会計の改革を念頭において、FASB 議長は 2 つの議題を検討することを決定した。そして、NAC において財務諸表本表並びに注記の改善を目指すプロジェクトと、財務諸表外の MD&A (Management Discussion and Analysis : 経営者による討議と分析) 等を通じての非営利組織の活動状況をよりよく示すことを目指すプロジェクトが並行的に始動した。

プロジェクト発足当初は、2 つのプロジェクトが同時に提案を公表することを目指していた。しかし、財務諸表外の情報の改訂プロジェクトについては、FASB が主体となって実施すべきプロジェクトかどうかについて疑問が呈された。また、財務諸表外の情報の規定権限が FASB にあるか否か等を巡って、議論が確定しない状況となった。そして、2014 年に財務諸表外のプロジェクトは NAC が検討すべき議題から削除された。その後財務諸表本体及び注記に関するプロジェクトについては単独で検討が進められ、2015 年 5 月に改訂提案が出された。改訂提案の公表後も、FASB は引き続き当該提案にかかる FAQ などを公表した。本プロジェクトは、個別の会計処理や開示にとどまらず、非営利組織会計全体を包括的に検討している点が特徴となる。もっとも、NAC の 2015 年 9 月の会議では、これらは非営利組織会計を完全に再構築することを意図しているのではなく、現行の基準をベースとした「改善」であると説明されている。そして、組織の活動内容や流動性をより適切に示すという観点から、包括的な提案が行われている。改訂提案が公表された後の意見聴取の期間は、通常よりも長めに確保されている。

改訂提案に対してコメントの募集が行われ、コメントの締切は 2015 年 8 月 20 日であった。2015 年 9～10 月にかけて、米国の 5 都市で FASB のスタッフと利害関係者との公式会合が開催された。2015 年 10 月に、これらのコメントや意見聴取に関して検討が行われている。締切日までに約 260 のコメントが寄せられ、5 都市にて開催した説明会には 146 団体が参加した。FASB では、提案の大枠について同意を得られたと理解しているようである。反対が多かった一部の論点や用語等の修正は予想されるが、CF の区分や継続して検討することとなった事項を除いては、概ね以下に述べる改訂提案に沿った改訂が行われた。そして、その最終成果は

Accounting Standards Update「非営利組織（Topic 958）」（以下、「ASU」という。）という形で公表された。

改訂の内容は、多岐にわたる。ここでは、改訂のうち我が国の非営利組織会計にも大きな影響が予想される論点について検討する。具体的には、「純資産の区分」「活動計算書における収益や費用の区分表示」について述べる。

（2）純資産区分の変更

米国では、会計基準第 116・117 号の制定以来、純資産を寄付者により永久に拘束されている「永久拘束」（permanently restricted）・寄付者により一時的に拘束されている「一時拘束」（temporarily restricted）・永久拘束や一時拘束に含まれない「無拘束」（unrestricted）という 3 区分にしていた。貸借対照表において純資産が 3 区分されるほか、活動計算書でも純資産の流れが 3 区分されて報告される。

改訂ではこれらの区分が変更され、純資産を「寄付者により拘束される純資産（net assets with donor's restriction）」と、「寄付者により拘束されない純資産（net assets without donor's restriction）」とに区分することになった（ASC 958-10-65-1）。その理由として、永久拘束と一時拘束との境界があいまいになっていること、3 区分により財務諸表の表示が複雑化し利用者の理解が難しくなっていることが挙げられている。旧基準と現基準における純資産区分を図表化すれば、次のとおりである。

表 34 旧基準と現基準における純資産の区分の比較

旧基準	現基準
永久拘束純資産 一時拘束純資産 無拘束純資産	寄付者により拘束された純資産 寄付者により拘束されない純資産

非営利組織では、純資産の拘束も様々であり、寄付者による拘束にとどまらず、法律による拘束や理事者による拘束など多様である。従来用いられていた「無拘束」という用語は、寄付者により拘束されていないことを意味し、寄付者以外、例えば理事者等による拘束が行われていても「無拘束」に含まれていた。「無拘束」という用語では、寄付者、理事者等を含む誰からも拘束されていないものと誤解される可能性があるので、「寄付者により拘束されない純資産」というように実態を示す名称へ変更された。用語は変更となるが、寄付者による使途の指定の有無が純資産区分の基礎となる点については、旧基準も現基準も共通する。

なお、各組織が純資産を細分化して開示することを否定するものではない（ASC 958-205-05-6B）。たとえば、寄付者による拘束のある純資産を細分したり、寄付者による拘束のない純資産のうち組織の機関決定により特定の目的のために使用される部分を区分して開示することも認められる。

また、注記において、純資産の拘束の内容をより明確に記載することが求められた。これま

でも、理事者等による拘束は、財務諸表の無拘束純資産の内訳として、また注記に記載する形で、多くの組織によって自発的に開示されてきた。このような開示は、ASC 958-210-45-11でも許容されている。なお、純資産に課された様々な制約についても、量的・質的双方の観点から注記が求められる。代表例を挙げれば、次のとおりである。

- ・ 寄付者による拘束については、拘束の具体的な内容、拘束の期限等
- ・ 理事者等組織内での拘束については、その期限や内容
- ・ 法令等による拘束がある場合には、その根拠法令や内容、期限

これらの注記の意図は、資源提供者等への責任を示すこともあるが、あわせて純資産に対する拘束の内容を明らかにすることで、組織の流動性を明らかにすることにもある。まとめれば、純資産の区分は寄付者による用途の指定の有無をもとに行う従来の考え方を維持した。その上で、純資産の呼称を変更し、拘束の内容に関する注記を充実させたということになる。

2 区分化の是非について述べる前に、従来の 3 区分の根拠や意見を概観しておきたい。非営利組織会計に関する研究を数多く公表してきた Anthony(1989)は、FASB が規定する純資産の 3 区分には否定的な立場をとっている。ほとんどの非営利組織は、組織内に維持することを期待される寄付を受け取っており、このような寄付はそもそも活動計算書に計上されるべき性質のものではないとした。Anthony(1995)では、FASB の基準では、寄付の性質にかかわらず全ての寄付が収益として活動計算書に計上されることとなり、寄付の性質の違いを反映していないと批判している。

非営利組織には株主資本という意味での持分や資本は存在しないにせよ、寄付者等により組織内に維持して組織の財産の基礎を形成することが期待されている部分は存在する。通常の事業に用いられる寄付と、維持すべき寄付とを明確に区別することで、組織の財務的生存力や事業の効率性を的確に判断することが可能になると考えられる。

FASB の非営利組織における活動報告書は、損益計算書とは異なり、組織内に維持すべき寄付を含めたすべての純資産の変動を報告する報告書として位置づけられている。会計基準 116 号設定前、FASB の非営利組織会計プロジェクトチームの議長であった Northcutt は、Anthony に反論している。Northcutt(1995)は、Anthony が主張する組織が維持すべき寄付とそれ以外の寄付の区分は、純資産を 3 区分することで達成されうるとした。そして、永久拘束純資産は組織が維持すべき部分に相当し、永久拘束・一時拘束・無拘束を区分することで、財務諸表上で寄付の性質の違いを示していると反論した。

純資産を寄付者による拘束の有無のみで 2 区分とした場合、組織が維持すべき資本とそれ以外との区分が不明確になる。注記で純資産残高の内訳や拘束の具体的内容を記述できるものの、活動計算書における純資産間の振替を含めたフローの情報を完全に代替できるわけではない。ストックに関する情報は充実したものの、相対的にフロー情報の提供は限定されているように思われる。なお、この懸念は今回の改訂提案の中では言及されていないようである。非営利組織会計においても、収益や費用よりもストックに重点を置く資産・負債アプローチの

色彩がより強くなったと見ることもできるかもしれない。

純資産を二区分する会計基準に対しては、全体的に賛成意見が多いようである。反対意見として、組織内に長期的に拘束される組織の基本となる財産の寄付と、それ以外の寄付とは本質的に異なるので区分しないことは不十分な開示であるとの指摘がある。また、拘束の内容が注記されても、注記は本表よりも注目度が低いので情報開示の後退となることも懸念されている。

(3) 寄付に関する法律の変化と純資産の2区分化

純資産の3区分が2区分となったのは、金子(2017)に述べたとおり、組織の基盤となる純資産を区分すべきという考え方を転換したのではなく、法律の変更や実務上の3区分の難しさによるところが大きいと考えられる。寄付者により永久に維持することが求められた名目額は、組織内に維持することが原則であるものの、実務上は、寄付者の意思の判断は難しい点もあり、永久拘束と一時拘束との境界には曖昧な点も生じていた。

米国の多くの州では寄付の受領者として順守すべき内容を規定した法律（Uniform Prudent Management of Institutional Funds Act; UPMIFA）が施行され、名目額の維持の制約が緩和されている。永久拘束とされた金額についても組織目的、時代の変化や寄付者の死去等により変更が可能になる場合がある。特に遺贈寄付は金額が大きく、組織の基盤を形成する寄付となるものの、寄付者が死去し意思を確認するのが困難なこともあり、組織運営の柔軟性を確保する観点から維持すべき額の変更制限が緩和されている。当初永久拘束とされた金額が変更されうるのなら、一時拘束との境界は不明確となる。

実務上の問題に対応して、寄付者との間で「予測し得ない事態への対応」について予め定めておく様式が用いられることがある。寄付者に提示される様式例を示すと、次のとおりである。

遺贈寄付の文書例（スタンフォード大学の文例）

◆ 使途指定のない支出可能な遺贈の場合

私は大学の目的を達成するために教育機関の運営委員会に～対象物～を提供します。

◆ 使途指定のない endowment への遺贈の場合

私は教育機関の運営委員会に～対象物～を提供します。遺贈に含まれる資産は、投資目的のためにスタンフォード大学が保有する投資資産と混合して運用することができますが、大学の帳簿に××基金という寄贈基金として記録することを求めます。理事会は、大学の目的の達成のために endowment からの支出を使用することができます。

◆ 使途指定のある支出可能な遺贈の場合

私は次の目的のために運営委員会に～対象物～を提供します。

スタンフォード大学図書館へ図書や他の教材を提供するため
経営大学院を支援するため
地球、エネルギー及び環境科学部を支援するため
・・・続く（省略）

◆ 特定目的の endowment への遺贈の場合

私は教育機関の運営委員会に～対象物～を提供します。遺贈に含まれる資産は、投資目的の

ためにスタンフォード大学が保有する投資資産と混合して運用できますが、大学の帳簿に××基金という遺贈基金として記録することを求めます。理事会は、次の目的の達成のために endowment からの支出を使用することができます。

経営大学院を支援するため 地球、エネルギー及び環境科学部を支援するため

・・・続く(省略)

◆ 予測し得ない事態への対応

これを記載することは必須ではないが、状況が変化しても特定目的の寄贈が有益な役割を果たし続けるよう大学としては記載を推奨している。

「状況の変化により将来寄贈された資産の使途の指定が適当ではなくなったと理事会が判断した場合、上記に示した目的に示される私の特定の関心を考慮したうえで、理事会はスタンフォード大学の目的を遂行するために、資産を使用することができます。」

(出典)<http://giving.stanford.edu/sites/default/files/pdf/sample-bequest-language.pdf>
(スタンフォード大学の寄贈に関する文例)をもとに、筆者訳

(4) 活動計算書における費用の区分について

米国の会計基準では、従来より機能別の費用区分が採用されてきた。費用には、機能別と性質別の区分が考えられる。企業会計においては一般的に給与、減価償却費、運送費といった性質別の区分が行われているが、米港の非営利組織ではより機能に力点を置いた区分が採用されてきた。

非営利組織については、事業費用 (operating expense) について次のとおり機能別の区分表示が求められている (ASC 958-720-05-4)

- ・ プログラム費 (program) ……プログラム遂行のための費用
- ・ 管理費 (management and general) ……組織の管理に要する費用
- ・ ファンドレイジング費 (fundraising) ……組織の資金調達に要する費用

FASB の会計基準では、非営利組織の中でもヘルスケア組織については性質別の費用区分のほか、機能別の費用表 (Statement of functional expense) も併せて求められている (ASC 958-720-45-15)。これは、ヘルスケア組織が利用者等からの利用料を主要な収益源泉としており非営利組織の中でも収益源泉が営利組織に近く、営利組織であるヘルスケア組織との比較等を念頭に置いたものであると考えられる。

現基準では、ヘルスケア組織に特有の規定を廃止し、すべての非営利組織に事業費用の機能別・性質別双方の情報の開示を求めている。開示の様式は柔軟で、次のような選択肢がある。

- ・ 活動計算書において、機能別・性質別双方の区分表示を行う方法
- ・ 費用の性質別区分等の詳細区分について、別表を作成する方法
- ・ 活動計算書本体で行っていない区分につき、注記で開示する方法

なお、事業外費用については性質別区分のみが求められ、機能別分類を行うかどうかは組織に委ねられる。機能別・性質別双方の区分により非営利組織の活動実態がより適切に表示されることが期待されるが、その前提としては費用区分が適正になされていなければならない。

このような問題を改善するために、現基準では、共通費用の各プログラム、管理、ファンディングへの配分方法について追加的な記述を求めている。非営利組織の活動内容は多様であり、運用上の困難も想定される。FASB では、活動計算書の表示区分に関する提案についても、概ね理解が得られたとしている。これに対する反対意見としては、Form990 の費用分類との不整合が挙げられている。Form 990 では、機能別費用表が求められ、費用をプログラム費・管理費・ファンディング費に大別している。また、機能別・性質別双方で開示することによる作成・開示コストの上昇も懸念されている。

全体を通じて、活動計算書や注記における費用の表示区分は詳細化される傾向にあるが、本表で行う必要はなく注記として記載することも認められる。情報開示の充実が求められているものの、その開示方法については自由度が高いものとなっている。国境なき医師団 米国の費用の区分の実例については、後述する。

(5) ファンディング費の区分について

ファンディングにかかる費用は、ファンディング費と称される。ファンディング費につき詳細に規定する米国 FASB の ASC (Accounting Standards Codification) 958-720-45-7 では、ファンディング費を、寄付を集めるための活動から生じる費用としている。ちなみに企業会計では、ファンディング費という区分は存在せず、非営利組織会計に特有のものとなる。

非営利組織では寄付を集めるためにキャンペーン、マラソン、ゴルフイベント、夕食会その他各種行事を開催する。そして、ファンディング活動により資金調達担当者や寄付に応募するための応募書類作成人 (grant writers) の給料や福利厚生費、その他関連費用、寄付者名簿の維持費用、ファンディングキャンペーンの広報や実行のための費用がかかる。

表 35 FASB におけるファンディング費用の開示例(補助活動内に示される)

		プログラム活動						補助活動			
	A	B	C	プログラム活動合計	一般管理	補助活動ファンディング	補助活動合計	費用合計			
人件費	\$										
他団体への助成											
消耗品費・旅費											
報酬											
家賃											
減価償却費											
支払利息											
費用合計											

(出典)FASB ASC Topic958 Note F の表示例を一部改変の上,筆者訳

なお、会員増強活動費には、追加会員を獲得するための担当者や会員特典を提供するための責任者の給料や福利厚生費、その他関連費用や会員募集資料の費用が含まれ、ファンディング活動と区分される。

ファンディング費用は、注記等で詳細に開示することが奨励されている。その例を示

せば、表 35 のとおりである。ファンドレイジング費や管理費の比率が高いということは、プログラムに投入される資源が限定されることを意味する。一般に非営利組織には、寄付の獲得等のために管理費やファンドレイジング費の比率を低く、事業費の比率を高めようとする動機が生じる。そこで、共通的に発生し、一定の基準に基づいて配分を要する費用については、これを多く事業費に配分し、管理費やファンドレイジング費に過小に配分する恣意的な会計処理が行われる可能性がある。特にファンドレイジング費については、その範囲など不明確な点もあり、不正確な報告が多くなりがちである。

米国では、NPO の財務諸表で開示される費用を調査した実証研究がある。Krishnan, Yetman and Yetman(2006)では、ファンドレイジング活動を行っていることがホームページ等から明らかであるにもかかわらず、ファンドレイジング費が報告されていない事例があること、また事業費比率を高く計上しようとする経営者による会計数値の調整行動が存在すること等が示されている。また、Jacobs and Marudas(2009)では、寄付者は管理費比率の低い非営利組織を選好する傾向にあることを明らかにしている。不適切な費用区分は、財務諸表利用者の寄付に関する意思決定を歪めることにもなりかねない。

ファンドレイジング費用は、形態別にみれば人件費・家賃・広告宣伝費・支払手数料など多様な形態を有している。また、あるイベントの一環として合わせて寄付の募集が行われることも多く、ファンドレイジングの活動と本来の事業活動との線引きが明確でないことも多い。事務所では様々な目的の活動で、家賃・光熱費・通信費等が発生する。また 1 人の職員が事業、ファンドレイジング、各種の管理業務を担当することもある。このため、目的別の費用区分を行うに当たっては、複数の目的にかかわって発生する事業費や人件費、家賃等のジョイント・コストを事業費、管理費、ファンドレイジング費等に区分する必要が生じる。

このようなジョイント・コストの配分について、FASB の公表する ASC 958-720-45-2A では、プログラムや他の支援活動の実施や監督にかかる費用は、それぞれの費用区分に適切に配分することを求めている。たとえば、IT にかかる費用は一般管理(経理や人事等)、ファンドレイジングやプログラム活動にも便益をもたらしている。それゆえ、費用は直接便益を受ける機能へ配分される。区分を適切に行うためには、ジョイント・コストの適切な配分基準を確立することが不可欠となる。

米国公認会計士協会 (AICPA) は、1998 年 11 月に Statement of Position (SOP) 98-2 「ファンドレイジングを行う非営利組織、政府系組織の活動費用の会計」を公表した。特にジョイント・コストの配分の基準を明確にすることが SOP98-2 の趣旨である。非営利組織の活動のうち特定の要件を満たしたものをプログラムまたは一般管理費用とし、それ以外をファンドレイジング費とする。本報告書の適用対象は民間非営利組織だけではなく、(州・地方政府の会計基準を規定する)GASB (Governmental Accounting Standards Board; 政府会計基準審議会)の公表する会計基準を適用する政府系組織も含まれ、組織形態を問わずファンドレイジング費の配分について規定するものとなっている。たとえば州立大学の支援組織などでファンドレイジング活動を行う例がみられるが、州立大学は政府組織に区分されるため、原則として

FASB ではなく GASB の会計基準が適用されるが、SOP は FASB が適用される組織のみならず、GASB が適用される組織にも適用されるということである。

SOP98-2 公表前の実務では、ジョイント・コストは、事業費に多くを配分する実務が一般的であった。この結果、ファンドレイジング費に実態より少ない費用しか配分されない懸念があった。SOP98-2 では、事業及び一般管理に配分できる費用を列挙したうえで、それ以外はファンドレイジング費とすることで、より多くの金額が適切にファンドレイジング費に配分されることが意図されている。

SOP98-2 では大別して目的、対象、内容の3つの基準を示した(pars. 8-11)。プログラム活動の目的はミッションの達成に直接つながるもので、寄付者(または潜在的な寄付者)ではなくサービスの受益者を対象とし、対象者や受益の内容が明確であることが必要である。ジョイント・コストは、これらに合致する場合には事業費とすることができるが、そうでない場合、管理費またはファンドレイジング費となる。そのうえで、ジョイント・コストについては、コストが発生したイベントの類型、コストの配分方法を示す表や記述、一期間の総額や各項目への配分割合、コストの配分方法に関する補足情報 等の開示が求められる (par. 18)。その事例を示すと、次の通りである。

開示例として、次のような方法がある(強制ではない)。

ジョイント・コストの配分に関する注記例

注記 X 20××年のジョイント・コストの配分方法
T 組織では寄付を募ることを含めた活動から 310,000 ドルのジョイント・コストが生じている。これらの活動にはダイレクトメール、特別行事、テレソン ⁴³ が含まれる。ジョイント・コストは次の通り配分されている。(以下略)

(出典)FASB ASC 958-720-55-169 の事例をもとに、筆者訳。

このようなファンドレイジング費の取り扱いは、クラウドファンディング等を通じた寄付も盛んになってきている今日、また寄付文化の醸成という意味でもわが国でも検討が求められる課題といえよう。

(6) ボランティアの会計

以上に述べた違いのほか、米国の会計基準と日本の会計基準とが異なっている点としては、ボランティアの取り扱いがあげられる。ボランティアが、非営利組織の活動にとって不可欠であることは論を待たないが、特に無償ボランティアにおいては会計上の認識の基礎となる金銭価値の把握が難しいこともあり、会計上は認識されないことが多かった。

我が国でも NPO 法人会計基準では一部ボランティアを会計上認識することが認められているが、多くの会計基準ではそれが認められていない。NPO の活動は、ボランティアの力に負うところが大きく、ボランティアの活動が財務諸表に計上されないと NPO の活動全体の概要を

⁴³ 事前募金等の目的で長時間にわたって放映されるテレビ番組のこと。

財務諸表から読み取ることが困難となってしまう。そこで、無償ボランティアの労力を金銭換算し、その金額を活動計算書に記載することが認められる。このような処理を行っている法人では、経常収益(受入寄付金)に「ボランティア受入評価益」、経常費用の人件費欄に「ボランティア評価費用」が計上される。ボランティアの価値評価には客観性が確保しにくいこと、ボランティアの労働は自発的に命令なしに行われる部分が多く組織のコントロールが効きにくいことなどもボランティアを評価するうえでの障害となっている。

これに対して米国では、ボランティアについては ボランティアを受け入れなかった場合には別に有料で契約しているようなサービスで、専門家による職務の提供など一定の条件を満たすものについてはボランティア受入評価益を計上し、その内容を注記することとされている。

これは、ボランティアでもすべてのボランティアを会計上認識するのではなく、貨幣換算を比較的客観的に行うことができ、ボランティアを得られない場合には購入するようなサービスや資産に限定することで、財務諸表の客観性・確実性を確保する試みといえる。一方で、日々の活動を支援する必ずしも専門性の高くないボランティアなど多くのボランティアは認識されないこととなる。このことから、活動報告書からはボランティアの全容を把握することは難しいといえる。

国境なき医師団 米国 の財務諸表の注記には、次のような説明がある。

ボランティア

報告期間全体を通じて、法的なまたその他の多くのサービスが国境なき医師団 米国 に寄付されている。サービスの寄付は、次の条件が満たされたときに認識される。

- (a) 非金融資産を製作したり増強する
- (b) 特別の技能を有する者により提供される特別の技能が求められるサービスで、寄付されなければ購入する必要がある

これらのサービスは、受領した期に公正価値で記録され、活動計算書上では「受取寄付金(収益)」と「サービス費用」として示される。

1.4.7 最近の非営利組織会計基準の改訂

非営利組織会計基準は、大きな改訂については前述したとおりであるが、その他にもたびたび改訂が行われている。その中でも興味深い、非金融資産の寄付に会する財務諸表上の開示や注記に関連する規定の明確化について説明しておきたい。

2020年7月に公表された Accounting Standard Update (ASU) No. 2020-07「非営利組織による非金融資産受入寄付の表示および開示」 (*Presentation and Disclosures by Not-for-Profit Entities for Contributed Nonfinancial Assets*)により、非金融資産の寄付を受け入れそれを収益としている場合には、他の表示科目、例えば金銭による寄付の受け取りを示す受取寄付金とは活動計算書上で区分表示することが求められるようになった。

非営利組織は土地、建物、備品といった固定資産を含む現物資産の寄付を受け入れることがあるほか、固定資産、材料、消耗品（食品、衣料品、薬品等）、無形資産などの無償か低廉な価格での利用、ボランティア、またそれらの資産の使用が将来にわたって約束されることがある。小規模法人を含む多くの非営利組織は、これらの寄付に活動資源を多く依存する。この意味で、非金融資産の寄付に関する情報は非営利組織の利害関係者にとって重要な情報であるといえる。そして、金銭の寄付と比較するとこれらの寄付は評価が難しく、開示も非営利組織により多様であった。この ASU の公表以前は、これらの非金融資産の寄付に関する財務諸表上での表示方法は特段定められていなかった。また、前述したボランティアを除き特段注記での開示方法にも定めがなかった。このような状況を改善し、非営利組織の開示を改善する目的で、基準が改訂されたのである。

これらの改訂は非営利組織のステイクホルダーの要請に従ったものとされ、非金融資産の寄付に関する寄付に関する指針がこれまで不足しているとの意見に基づき行われたものである。あわせて、非金融資産の寄付の受入時の価値の評価については活動計算書等での表示の問題だけではなくその評価基準についての明確化の要請もあったようである。たとえば医薬品などの場合、それが米国外で使用されることを条件として寄付されることがある。このような場合、米国における市場価格で評価されることは寄付を過大計上することにつながるため、非金融資産による寄付は特に補足の説明が必要とされる。逆に、非金融資産は原価などで低く評価されていることもある。非金融資産の受け入れは、特に中小規模法人において多いとされているため、中小規模法人が FASB の基準に基づいて財務諸表を作成する際には留意が必要な点と考えられる。

注記においては、例えば土地、食料品、医薬品といった資産の区分別により詳しい非金融資産の内訳を開示することが求められている。あわせて、非金融資産の受け入れが認識されるカテゴリーごとに次のような情報が求められる。

- ・寄付された非金融資産をそのまま組織で使用するのか、それとも換金するのか。組織で使用する場合には資産が使用されるプログラムや活動を明示する
- ・換金する場合の基準
- ・非金融資産の寄付に関連して寄付者から付されている拘束

また、非金融資産の評価技法や計算に用いるデータ、特に価値計算で用いる主要な市場についての説明も必要である。主要な市場は当該資産が最も活発に取引されている市場で、当該資産を最も高く売却できる市場である。

なお、ボランティアに関する評価や開示は従前から規定されており、その部分に変化はない（前章（6）ボランティアの会計に関する規定を参照のこと）。新たな基準は 2021 年 6 月 15 日より始まる年度より適用され、早期適用も可能である。今後の財務諸表への変化が注目される。

1.4.8 米国の非営利組織の財務諸表の実例

ここでは、我々が訪問した国境なき医師団 米国 の活動計算書・貸借対照表・キャッシュフロー計算書の事例を示す。

最初に活動計算書を示すと、次の通りとなる。

Médecins Sans Frontières USA, Inc. 国境なき医師団 米国 Statement of Activities (With comparative totals for 2020) 活動計算書				
決算日 12 月 31 日				
	寄付者による 制約なし	寄付者による 制約あり	合 計 2021 年	2020 年
収益				
一般からのサポート				
寄付及び民間助成金：				
個人寄付	392,662,748	17,704,929	410,367,677	348,083,908
支持者の寄付	48,897,064	756	48,897,677	44,490,456
計画的な寄付	114,799,676	12,845,086	127,644,762	104,128,601
財団	7,716,299	5,342,600	13,058,899	14,945,310
企業	16,957,322	3,734,439	20,691,761	27,733,204
複数年の助成金・				
約束された寄付	-	2,715,000	2,715,000	970,000
一般からの寄付の合計額	581,033,109	42,342,810	623,375,919	540,351,479
その他収益				
投資収益(純額)	1,968,216	3,020,279	4,988,495	6,603,634
年金数理上の差異	-	860,687	860,687	(2,808,685)
受取賃料	30,000	-	30,000	57,500
MSF USA のネットワーク助成	5,990,318	-	5,990,318	8,065,625
出向現場スタッフ助成金	6,354,361	-	6,354,361	6,676,551
その他	(327,729)	-	(327,729)	342,875
その他の収益合計	14,015,166	17,165,057	642,579,171	561,166,314
一般からの寄付とその他の収益合計				
非金融資産の寄付	1,307,120	-	1,307,120	1,877,335
拘束が解除された純資産	29,058,719	(29,058,719)	-	-
総収益				
費用	625,414,114	17,165,057	642,579,171	561,166,314
プログラム費用				
緊急医療プログラム	486,495,329	-	486,495,329	392,569,579
プログラムサポート開発	15,557,221	-	15,557,221	19,229,480
現地スタッフ費用	6,639,555	-	6,639,555	6,836,113
通信費	4,272,736	-	4,272,736	4,135,499
プログラム費用合計	512,964,841	-	512,964,841	422,770,671
サポート費用				
一般管理費	5,734,422	-	5,734,422	4,323,679
ファンドレイジング費	81,018,587	-	81,018,587	72,353,312
サポート費用合計	86,753,009	-	86,753,009	76,676,991
総費用	599,717,850	-	599,717,850	499,447,662
非金融資産の提供	1,307,120	-	1,307,120	1,877,335
総収入及び非金融資産の				
提供合計	601,024,970	-	601,024,970	501,324,997
収益費用差額	24,389,144	17,165,057	41,554,201	59,841,317
純資産の増加	24,389,144	17,165,057	41,554,201	59,841,317
期首純資産	259,515,787	23,296,568	282,812,355	222,971,038
期末純資産	283,904,931	40,461,625	324,366,556	282,812,355

国境なき医師団米国の活動計算書では、収益のほとんどが寄付であることが読み取れる。寄付に依存する収益構造であることもあり、寄付の相手方(個人、法人、民間財団等)等についても属性別に区分されて開示されている。このような開示は米国のすべての非営利組織が行っているわけではない。

また、複数年にわたる助成金や寄付についても、それが取消不可能な形で約束しているものについては、収入がなくても約束がなされた年度において収益として認識されている。寄付等の収益のほとんどは、「寄付者による使途の指定のない純資産」に区分されており、「寄付者による使途の指定のある」純資産はごくわずかである。

寄付については、本文で述べた非金融資産の寄付が計上されているが、これも全収益に占める割合はわずかとなっている。非金融資産の寄付収益 1,307,120 ドルは、費用の非金融資産の提供費用 1,307,120 ドルと同額となっている。

費用に目を転じると、費用のうちプログラムに使用される比率は 85 % 程度 (512,964,841/601,024,970) となっている。また、プログラム費用の多くは「緊急医療プログラム」という国境なき医師団の主要活動に費やされていることが分かる。サポート費用については、一般管理費 5,734,422 ドルよりもファンドレイジングに費やされる費用 81,018,587 ドルの方が圧倒的に大きいことが見て取れる。国境なき医師団米国 は、国境なき医師団の世界各地の組織の中でも最大の寄付収入を誇る組織であり、ファンドレイジング活動も大規模なものとなり、必然的に費用も生じることとなる。

米国の非営利組織の活動計算書では、費用については性質別・機能別双方の開示が求められている。そこで、国境なき医師団米国が示す機能別費用表は次のとおりである。

Médecins Sans Frontières USA, Inc.

国境なき医師団 米国

Statement of Functional Expenses
(With comparative totals for 2020)

機能別費用表

(2020年との比較)

決算日12月31日

	プログラム費用				サポート費用			合計		
	緊急・医療	プログラム支援現地スタッフ	通信費	プログラム費用	一般管理費	クラウドサービス費用	2021年	2020年		
人件費	-	12,212,315	5,834,172	3,071,132	21,117,619	3,617,305	9,738,959	13,356,264	34,473,883	36,011,461
緊急・医療サービス助成金	486,495,329	-	-	-	486,495,329	-	-	-	486,495,329	392,569,579
印刷広報費	-	13,600	5	234,217	247,822	(15,461)	13,979	13,963,729	14,211,551	15,358,463
家賃賃借料	-	250,844	-	99,791	350,635	177,538	292,987	470,525	821,160	1,067,162
相談・プロジェクト開発	-	21,881	65,613	50,376	137,870	4,610	17,121,832	17,126,442	17,264,312	13,803,566
ファンドレイジング	-	39,248	-	11,581	50,829	37,541	12,642,627	12,680,168	12,730,997	12,411,075
事務所費用	-	(161,046)	-	(45,150)	(206,196)	97,590	(34,565)	63,025	(143,171)	415,996
事務消耗品	-	1,516	67	1,189	2,772	9,64	4,085	5,049	7,821	51,864
保険料(事務及び現地)	-	113,759	604,263	33,568	751,590	80,191	132,408	212,599	964,189	956,810
郵送費	-	12,705	7,099	185,924	205,728	7,415	15,090,699	15,098,114	15,303,842	11,468,105
専門家報酬	-	799,748	(110)	87,803	887,441	485,862	6,149,589	6,635,451	7,522,892	5,723,983
旅費	-	188,510	125,869	2,504	316,883	10,107	3,238	13,345	330,228	1,000,603
銀行手数料	-	38,698	2	11,560	50,260	273,467	3,550,771	3,824,238	3,874,498	3,017,870
支払利息	-	51,419	-	15,173	66,592	37,971	59,848	97,819	164,411	180,907
通信費	-	75,912	-	26,134	102,046	33,246	87,512	120,758	222,804	259,763
会費	-	489,909	-	235,680	725,589	358,957	1,250,977	1,609,934	2,335,523	1,675,336
人材募集及び転勤費用	-	173,218	2,575	73,688	249,481	104,017	233,014	337,031	586,512	853,655
会議費	-	579	-	526	1,105	(57)	12,715	12,658	13,763	19,999
減価償却費	-	1,234,406	-	177,040	1,411,446	423,159	702,701	1,125,860	2,537,306	2,601,465
総費用	486,495,329	15,557,221	6,639,555	4,272,736	512,964,841	5,734,422	81,018,587	86,753,009	599,717,850	499,447,662

現地スタッフ費用は米国在住者のMSF米国現地プロジェクト派遣費用で、緊急及び医療支援ニーズにより変動する。

次に、貸借対照表を示す。

Médecins Sans Frontières USA, Inc.

国境なき医師団 米国

Statement of Financial Position (With comparative totals for 2020)

貸借対照表

決算日 12 月 31 日	2021	2020
資 産		
現金及び現金同等物	102,662,266	101,194,116
短期投資(公正価値)	77,771,461	94,372,781
MSF 米国ネットワークの未収金	4,512,568	9,130,819
未収寄付金	38,154,664	53,217,769
寄付の約束(純額)	2,111,358	1,962,805
貸付金	22,088,420	22,088,420
前払費用およびその他の資産	4,852,260	7,096,590
長期投資(公正価値)	64,175,016	47,533,600
固定資産(純額)	54,814,318	55,079,725
総資産	471,142,331	391,676,625
負債および純資産		
負債		
未払助成金	97,376,584	64,492,909
未払金および未払費用	19,229,872	12,300,116
MSF 米国ネットワークの未払金	152,084	370,019
リース債務	19,647	38,202
取消可能なエンダウメント	3,250,000	3,250,000
慈善的贈与式年金や他の収益契約にかかる負債	19,088,601	20,056,615
借入金	7,658,987	8,356,409
総負債	146,775,775	108,864,270
確定契約および偶発事象		
純資産		
寄付者による制約なし：		
指定なし	281,750,173	257,507,522
理事による使途の指定あり	2,154,758	2,008,265
寄付者による制約のない純資産合計	283,904,931	259,515,787
寄付者による制約あり	40,461,625	23,296,568
純資産合計	324,366,556	282,812,355
総負債および純資産	471,142,331	391,676,625

国境なき医師団米国では、現金・短期投資・長期投資を多く有しており、財政的に安定した団体であることが見て取れる。また、日本の財務諸表ではあまり見られない、寄付の約束を受けながらまだ入金されていない寄付の未収が多く計上されていることも特徴的である。

負債に目を転じると、「取消可能なエンダウメント」という項目がある。これは、エンダウメントの寄付を受け取っているが、取消が可能であるということで、収益とはせず負債に計上

されているものである。このほかにも、寄付等に関連する契約にかかる負債にかかる項目があることも、組織の特徴であるといえよう。借入金等は、限定的である。

純資産の部は、収益のほとんどが寄付者による使途の制約がないこともあり、純資産の中でも寄付者による使途の制約が付されている部分は、純資産全体の1割強(40,461,625/324,366,556)となっている。なお、寄付者による使途の制約のない純資産のうち、理事者による使途の指定の付されている部分は、その他の何ら制約のない部分とは区分して表示されている。米国の非営利組織においては、寄付者による使途の制約のない純資産の内訳として、理事者により使途が決定されている部分を区分表示する実務がよくみられる。もっとも、国境なき医師団米国では寄付者による使途の指定のない純資産のうち、理事者による使途の指定のある部分はごく一部(2,154,758ドル)となっている。

最後に、キャッシュ・フロー計算書を示す。FASBの基準に基づく、キャッシュ・フロー計算書の作成が求められる。国境なき医師団米国では、間接法によるキャッシュ・フロー計算書の開示が行われている。

Médecins Sans Frontières USA, Inc.

国境なき医師団 米国

Statement of Cash Flows (With comparative totals for 2020)

キャッシュ・フロー計算書

(2020年との比較)

決算日 12月31日	2021年	2020年
事業活動からのキャッシュフロー		
純資産変動	41,554,201	59,841,317
純資産変動とキャッシュフローとの調整項目		
事業活動		
減価償却	2,537,306	2,601,465
投資の未実現収益	8,652,413	(3,766,862)
投資の実現収益	(9,267,496)	(98,490)
株式の寄付	(51,258,366)	(36,198,158)
土地の寄付	-	475,000
年金数理損失	(860,687)	2,808,685
年金数理負債	2,960,027	3,015,577
事業資産・負債の変動		
減少		
MSF 米国ネットワークの未収金	4,618,251	(4,387,445)
未収寄付金	15,063,105	(9,930,181)
寄付の約束	(148,553)	4,444,743
前払費用及びその他の資産	2,244,330	(5,884,246)
増加		
未払助成金	32,883,675	58,954,870
未払金及び未払費用	6,929,756	813,516
MSF 米国ネットワークの未払金	(217,935)	225,559
事業活動からのキャッシュフロー	55,690,027	72,915,350

投資活動からのキャッシュフロー		
固定資産購入	(2, 271, 899)	(1, 284, 693)
投資有価証券購入	(71, 850, 450)	(69, 272, 257)
投資の売却からの収入	23, 683, 803	64, 330, 036
慈善贈与年金の支払	(3, 067, 354)	(2, 591, 540)
貸付	-	(22, 088, 420)
投資活動からのキャッシュフロー	(53, 505, 900)	(30, 906, 874)
財務活動からのキャッシュフロー		
長期リース債務の支払	(18, 555)	(17, 523)
借入金の元本の返済	(697, 422)	(682, 401)
財務活動からのキャッシュフロー(純額)	(715, 977)	(699, 924)
現金及び現金同等物増加(純額)	468, 150	41, 308, 552
期首現金及び現金同等物	101, 194, 116	59, 885, 564
期末現金及び現金同等物	102, 662, 266	101, 194, 116
キャッシュフロー情報の補足開示		
利息の支払額	164, 411	180, 907

我が国の公益法人においてはキャッシュ・フロー計算書を作成する実務は一部にしか見られないが、FASB の会計基準では必須のものとなっている。

国境なき医師団米国では、事業活動によるキャッシュ・フローが投資活動におけるキャッシュ・フローを上回り、表示されている2年度ともフリー・キャッシュ・フロー (FCF) がプラスとなっており、資金繰りの面からも健全性を判断できる。

1.4.9 まとめと展望

本章では、米国の非営利組織会計の全体について述べた。米国には IRS の規定である Form990 に示される会計情報と、FASB の会計基準に基づき公認会計士による監査を受けることが多い財務諸表を含む会計情報とがある。非営利組織会計の基本となる FASB の会計基準に基づく財務諸表を中心に説明した。Form990 は全米共通のものであり、FASB の会計基準も全米共通で適用されるものの、非営利組織の会計情報の開示や監査については、州ごとに規定が大きく異なっている。非営利組織の会計をめぐるのは、連邦政府の規制と州政府の規制、そして Form990 に記載される会計数値と FASB が規定する会計基準などさまざまな規定があり、これらの規定の多様さが、我が国の方。会計制度に慣れ親しんだものからすると理解が難しい点がある。単純に米国ではこう、日本ではこうといった比較がしにくい点が多くある。

FASB の会計基準に基づく財務諸表は、各州における開示規定もあり、米国の非営利組織の一部でしか公表されていない。しかしながら、寄付を得る上で、また多くのステイクホルダーへの情報開示の手段としては財務諸表を含む各種の開示情報は不可欠なものとなっている。中小規模組織においては財務諸表を開示していないことが多いものの、組織の規模が拡大し収益が一定額を上回ったり、民間財団等から多額の寄付を得たり、政府からの助成金を一定額以上受領するとなると、財務諸表の作成および開示が不可欠となる。

米国の会計基準設定主体である FASB はそれ自体が民間の非営利組織のもとにある一機関

であり、高品質かつ特定の団体やステイクホルダーに偏らない独立性の高い会計基準の設定が強く意識されている。また、企業会計をベースとしながらも、非営利組織の会計基準についても新たに設置された NAC において継続的に議論が進められている。近年では、純資産の区分の変更が我が国でもたびたび取り上げられたところである。

FASB の非営利組織会計の基準は精緻なものであり、我が国の会計基準ではその取り扱いが明示されていないこともあるファンドレイジング費の区分、ボランティア、非金融資産の寄付に関する開示など、とりわけ寄付に関連する開示が多いことが特徴となっている。国境なき医師団 米国の財務諸表の実例においても、寄付者の属性ごとの寄付収益の区分、未収寄付金の計上など寄付に関連して我が国ではあまりみられない特徴的な項目が多く表示されていた。

我が国においても、寄付文化の醸成にあたっては寄付に関するより詳細な情報開示が不可欠となってきたといえよう。その意味で、米国の会計基準は我が国の会計基準の設定にあたって今なお参考とすべき点が多くあるものと考えられる。

米国の非営利組織会計の会計基準、会計実務は日々変化しているので、今後も引き続き検討を進めていきたい。

文 献

- AAA(1966) “A Statement of Basic Accounting Theory(ASOBAT).”
- AICPA(2015) “2015 Not-for-Profit Entities Industry Developments.”
- CCAB(2014) “International financial reporting or the not-for-profit sector.”
- C. Ryan & H. Irvine (2012) “Accountability Beyond the Headlines: Why Not-for-profit Organizations Need to Communicate Their Own Expenditure Stories”, Australian Accounting Review No.63 Vol.22 Issue 4, pp.353-370.
- FASB(1980) Statement of Accounting Concepts No.4 “Objectives of Financial Reporting by Nonbusiness Organizations.”
- FASB(1985) Statement of Accounting Concepts No.6 “Elements of Financial Statements.”
- FASB(1993)Statement of Financial Accounting Standards No.116 ” Accounting for Contribution Received and Contribution Made.”
- FASB (1993)Statement of Financial Accounting Standards No.117 ” Financial Statements of Not-for-Profit Organizations.”
- FASB (2015) “Proposed Accounting Standards Update Not-for-Profit Entities (Topic 958) and Health Care Entities (Topic 954).”
- FASB (2016) “Accounting Standards Update (ASU) No.2016-14 “Not-for-Profit Entities (Topic958).”
- FASB (2020) Accounting Standard Update (ASU) No. 2020-07,” *Not-for-Profit Entities (Topic 958): Presentation and Disclosures by Not-for-Profit Entities for Contributed Nonfinancial Assets*”.
- GASB(1999) Statement of Governmental Accounting Standards No.34 “Basic Financial Statements—and Management’s Discussion and Analysis— for State and Local

- Governments.”
- Jacobs, F.A. and N.P. Marudas(2009) “The Combined Effect of Donation Price and Administrative Inefficiency on Donations to US Nonprofit Organization”, *Financial Accountability& Management*, Vol. 25 Issue 1, pp. 33-53.
- Krishnan, R., M. H. Yetman and R. J. Yetman (2006) “Expense Misreporting in Nonprofit Organizations”, *The Accounting Review*, Vol. 81, pp. 399-420.
- R. N. Anthony (1989) “Should Business and Nonbusiness Accounting be Different?”, *Harvard Business School Press*.
- R. N. Anthony (1995), “The Nonprofit Accounting Mess”, *Accounting Horizons*, Vol. 9 No. 2, pp. 44-53.
- R. H. Northcutt (1995), “Observations on Professor Anthony’s Commentary”, *Accounting Horizons*, Vol. 9 No. 2, pp. 54-55.
- 五百竹宏明(2022)「クラウドファンディングにおける寄付者の意思決定プロセスに関する研究」『北陸大学紀要』(52), 27-35.
- 池田享誉(2007)『非営利組織会計概念形成論』森山書店
- NPO 法人会計基準協議会(2017)『NPO 法人会計基準』
- NPO 法人会計基準協議会(2019)『認定 NPO 法人に対する寄付金の会計処理に関する調査報告書』
- 金子良太(2015)「米国における非営利組織の外部監査の動向」『公益・一般法人』第 896 巻, 22～33 頁
- 金子良太(2017)「ファンドレイジングと会計上の区分別示をめぐる動向：米国の事例を中心に」『公益・一般法人』第 938 巻, 54～67 頁
- 川村義則(2010)「公会計の概念フレームワークの再検討—公的主体のフロー報告への示唆—」『会計検査研究』第 41 巻, 13～34 頁
- 黒木淳(2015)「非営利組織の税制と財務報告：米国の事例を参考に」『経営研究』第 65 巻第 4 号, 57～72 頁
- 佐藤恵(2016)「非営利組織会計の純資産区分に関する試論 —財務的弾力性の観点から—」『非営利法人研究学会誌』第 18 号, 1～15 頁
- 須藤芳正・谷光透(2011)「非営利組織体における会計基準設定の歴史的展開—アメリカの展開と日本への示唆—」『川崎医療福祉学会誌』第 20 巻第 2 号, 465～473 頁
- 内閣府公益認定等委員会(2009)『公益法人会計基準』
- 日本公認会計士協会(2013)非営利法人委員会研究報告第 25 号『非営利組織の会計枠組み構築に向けて』
- 日本公認会計士協会(2015)『非営利組織の財務報告の在り方に関する論点整理』
- 日本公認会計士協会(2019)『非営利組織における財務報告の検討～ 財務報告の基礎概念・モデル会計基準の提案～』
- 馬場英朗・五百竹宏明・石田祐(2014)「NPO 法人会計基準における利害関係者の情報ニーズに関する実証研究」『社会関連会計研究』第 26 巻, 27～39 頁
- 非営利法人研究学会(2015)『研究資料 公益法人における収益認識と費用区分』(公益法

人会計研究委員会関西地区分科会)

日野修造(2010)「FASB 非営利組織体会計概念・基準における収益測定可能性の検討—FASB とアンソニーの対立構造を中心として—」『中村学園大学・中村学園大学短期大学部研究紀要』第 42 号, 303～313 頁

日野修造(2016)『非営利組織体財務報告論』中央経済社

兵頭和花子(2015)「非営利組織における費用分類」『公益・一般法人』第 903 号, 94～102 頁

古市峰子(2002)「米国の公会計制度の仕組みと我が国へのインプリケーションについて」, 『金融研究』第 21 巻第 1 号, 日本銀行金融研究所, 145～191 頁

宮本幸平(2015)『非営利組織会計基準の統一』森山書店

(ウェブサイト)

AICPA 非営利セクション ウェブサイト

<https://www.aicpa.org/topic/not-for-profit> (2022 年 12 月 24 日最終アクセス)

財務会計財団 (FAF) ウェブサイト

<http://www.accountingfoundation.org/home> (2022 年 11 月 6 日最終アクセス)

Council of Nonprofits Nonprofit Audit Guide

<https://www.councilofnonprofits.org/nonprofit-audit-guide/state-law-audit-requirements> (2022 年 12 月 29 日最終アクセス)

FASB NAC 会議議事要旨(2014 年 3 月 10 日・11 日開催分)

http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=Document_C&pagename=FASB%2FDocument_C%2FDocumentPage&cid=1176163928119 (2015 年 11 月 11 日最終アクセス)

FASB NAC 会議議事録(2015 年 9 月 10 日・11 日開催分)

http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=Document_C&pagename=FASB%2FDocument_C%2FDocumentPage&cid=1176166378720 (2015 年 11 月 16 日最終アクセス)

内国歳入局 (IRS) ウェブサイト Form990

<http://www.irs.gov/pub/irs-pdf/f990.pdf> (2022 年 12 月 29 日最終アクセス)

Stanford University web サイト

<http://giving.stanford.edu/sites/default/files/pdf/sample-bequest-language.pdf> (2018 年 12 月 29 日最終アクセス)

1.5 非営利組織と監査

上原優子

1.5.1 はじめに

米国の非営利組織の会計情報には、米国財務会計基準審議会 (FASB : Financial Accounting Standards Board) の会計基準に基づいて作成する財務諸表に加え、IRS が要求する Form990 に記載される情報などが存在する。IRS が要求する Form990 は、前章の説明にあるように連邦法に基づいて作成されるものであり、全米で共通している。

会計情報に対する信頼性の確保を目的とする監査制度という観点からみた場合、IRS は連邦税の徴収を目的とする組織であって、非営利組織の監督を主たる目的としているわけでないため、非営利団体が監査を受けることを要求していない。一方で、非営利組織が監査を要求されるケースには、連邦政府から非営利組織が資金提供を受けている場合、州法で規定されている場合などがある。

本稿ではまず、米国における監査制度や、非営利組織の監査制度を取り巻く全般的な内容について説明した後に、非営利組織が監査を義務付けられている場合の制度について取りまとめる。また、2022 年 9 月に調査研究で訪問したニューヨーク州およびコロンビア特別区 (District of Columbia, ワシントン D.C.) で活動する Peace Winds America¹⁾ や VISIONS²⁾ などのケースを取り上げ、実際に提出された監査報告書も提示しながら説明を加える。

さらに、今回の米国の調査研究の目的の 1 つである小規模な非営利組織の監査の実態についても触れ、日本における非営利組織の監査制度とはかなり異なる米国の監査制度のあり方の中から、日本がこれから検討すべき観点についてまとめる。

1.5.2 米国における非営利組織と監査

米国の公認会計士 (U.S. Certified Public Accountant) が営利・非営利組織に共通して実施する業務の主な内容をまとめると、①監査 (Audit)、②レビュー (Review)、③コンピレーション (Compilation) の 3 つが挙げられる。①の監査は、会計専門職である公認会計士が監査人として、組織が作成した財務諸表に対して「合理的な保証」をすることを目的としている。

これに対し、②のレビューは財務諸表のすべての重要な点において、適用される財務報告の枠組みに準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうかについての結論を表明する、つまり「限定的な保証」を提供するものである。

一方、③のコンピレーションで公認会計士は、組織から提供された資料をそのまま使用して財務諸表の調整 (作成業務) を行う。コンピレーションは保証業務ではないため、組織が提示する資料の正確性や財務諸表の適正性などについてはなにも保証しない。ただし、会計の専門家によって財務諸表が作成されたという事実から、財務諸表に対して一定程度の信頼性を保つことができるという意義がある。

組織が監査、レビュー、コンピレーションのいずれかを会計専門職に依頼する場合、最も費用

が高くなるのは当然、財務諸表に対する保証の程度が高い監査ということになる。非営利組織が会計専門職の関与を要請する場合には、基本的にはこの3つの中から組織の状況を検討した上で、最も適切な関わり方を判断し、依頼することになる。その検討の過程では、信頼できる会計の専門家に組織の財務諸表の保証について、どのような対応を求めることが最適であるか、相談する姿勢を持つことも重要である。

一方、実際に非営利組織が監査を必要とする主な場面には、表 36 に掲げられるようなケースが挙げられる。

表 36 非営利組織が監査を実施するケース

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①連邦政府、州政府および地方政府が、監査済みの財務諸表のコピーを要求する場合。 ②連邦政府による基金(Federal funds)を、年間 750,000 ドル(約 1 億 5 百万円³⁾)以上を支出する非営利組織であって、特定の監査要件の対象となる場合。 ③コミュニティでサービスを提供するため、州および地方政府との契約によって、当該非営利組織が監査を実施することを求められた場合。 ④非営利組織が州法によって、監査済みの財務諸表のコピーを提出することが義務付けられている場合。 ⑤民間財団等が助成金の申請の提出と併せて、監査済み財務諸表のコピーを提出することを要求する場合。 ⑥当該非営利組織が融資を受ける条件として、銀行が監査を受けることを求める場合。 |
|---|

National Council of Nonprofits : “Does your nonprofit need to have an independent audit?”
を参考に作成

上記のケースには、法令等で監査が義務付けられている場合と、そうではない場合が混在している。一般に非営利組織は、その組織のミッションに掲げた活動により多くの資金を活用することを期待している。また、小規模な非営利組織であれば、監査を依頼すること自体が資金的に組織を圧迫する懸念もある⁴⁾。このため、法令等によって監査が要求される場合にはもちろん監査が不可欠なものとなるが、法令等で定められた状況になれば、監査を実施しないという選択をする非営利組織は多い。

また、監査には高い費用がかかる可能性があるため、監査を受ける必要はないものの、財務諸表に対する信頼性を高めたいと考える非営利組織は、レビューやコンピレーションなどのより手頃な代替手段の導入を検討することもある。特に、小規模な非営利組織で、費用負担との関係から監査を実施していない状況にあつて、助成金申請や銀行から融資を受ける場合など、法令等で監査が要請されているわけではないが、監査済みの財務諸表の提出が求められるような状態であれば、レビュー済みの財務諸表の提出が受け入れられるかどうかなど、助成団体や銀行等の資金提供者に積極的に問い合わせることも推奨されている⁵⁾。

一方で、法令等で監査が要求されていない場合でも、非営利組織が自主的に監査を受ける場合もある。自主的に監査を受ける理由の1つは、助成金を獲得することを目的として申請書を提出する場合や、融資を銀行から受ける場合に、監査済みの財務諸表の提出を要求されるケースが挙げられる。

それ以外の理由として、会計情報に対する信頼性を高めるという組織の責任ある姿勢を示すことを、その非営利組織が重要視している場合が挙げられる。組織のウェブサイトなどに監査報告書を加えた財務諸表を公開することは、その組織の寄付者および将来の潜在的な寄付者、そして一般市民の期待に応えることにもつながると考えられる。

次節からは、米国の非営利組織が法令等で監査を義務付けられている、①連邦政府から資金を受け取っている場合、②州法で監査が要求される場合、の2つについて説明する。最初に連邦政府による監査について説明し、次に州法で定められている監査制度等について、本調査研究で訪問したニューヨーク州およびコロンビア特別区を中心として、監査報告書の事例も加えながら説明する。

1.5.3 連邦政府による監査

連邦政府から資金を受け取った非営利組織が求められる監査には、単一監査(Single Audit)とプログラム固有の監査(Program specific audit)がある。1会計年度に750,000ドル以上の支出する場合には、単一監査(Single Audit)と呼ばれる、1984年に制定された単一監査法(Single Audit Act。以後、改訂あり)を基とした監査を受ける必要がある。

単一監査法は、それ以前には連邦補助金を受けた事業ごとに実施することが要請されていた監査について、監査方法を統一化・簡略化を図ることを意図したものである。非連邦組織(Non-federal entities⁶⁾)の複数の個別の監査を単一の監査に統合したものであるため、単一監査と呼ばれている⁷⁾。

単一監査は、通常の独立監査よりもはるかに詳細であるといわれる。単一監査の目的は、政府の資金が適切に使用されていることと、対象となる組織が適切な内部統制を実施していることを政府に保証することにある。より具体的には以下の3つについて証明することになるため、立監査人は高いレベルのテストを必要とする。

- 財務諸表が公正かつ正確に表示され、連邦のコストの原則(Federal cost principles)に従っている。
- 当該組織には適切な内部統制の構造がある。
- 当該組織は、特定の連邦資金に適用される政府規制・法律を順守している。

監査が実施されて報告書が作成された後、一連の報告書(Single Audit reporting package)は連邦監査クリアリングハウス(FAC : Federal Audit Clearinghouse)に提出される。連邦監査クリアリングハウスへの提出は、監査報告書を受け取ってから30日後、あるいは当該非営利組織の会計年度の終了から9ヶ月後のいずれか早い日にちまでとなっている。そして、この連邦監査クリアリングハウスに提出した報告書については、一般の人々もオンライン上から容易に入手することができる。

単一監査の構成要素は、財務の部分とコンプライアンスの部分の2つに大別される。財務の部分は通常の財務諸表に対する監査と同様のものである。コンプライアンスの部分では、組

織が連邦資金をどのように使用しているか、そして適用される法律や規制にどの程度準拠しているかについて監査人は調査し、コンプライアンスおよびコンプライアンスに係る内部統制に関する報告を行う。

一方、連邦から受けた資金が1つのみで、別途それに対して財務諸表監査を要求する法令等がない場合には、プログラム固有の監査を選択することができる。単一監査を受ける場合には原則としてプログラム固有の監査を受ける必要はない。

■ Peace Winds America の内部統制に関する独立監査人の報告書



CliftonLarsonAllen LLP
CLAconnect.com

INDEPENDENT AUDITORS' REPORT ON INTERNAL CONTROL OVER FINANCIAL REPORTING AND ON COMPLIANCE AND OTHER MATTERS BASED ON AN AUDIT OF FINANCIAL STATEMENTS PERFORMED IN ACCORDANCE WITH GOVERNMENT AUDITING STANDARDS

Board of Directors
Peace Winds America
Washington, D.C.

We have audited, in accordance with the auditing standards generally accepted in the United States of America and the standards applicable to financial audits contained in *Government Auditing Standards* issued by the Comptroller General of the United States, the financial statements of Peace Winds America, which comprise the statement of financial position as of September 30, 2021, and the related statements of activities, statements of functional expenses and cash flows for the year then ended, and the related notes to the financial statements, and have issued our report thereon dated March 16, 2022.

Internal Control Over Financial Reporting

In planning and performing our audit of the financial statements, we considered Peace Winds America's internal control over financial reporting (internal control) as a basis for designing audit procedures that are appropriate in the circumstances for the purpose of expressing our opinion on the financial statements, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of Peace Winds America's internal control. Accordingly, we do not express an opinion on the effectiveness of Peace Winds America's internal control.

A *deficiency in internal control* exists when the design or operation of a control does not allow management or employees, in the normal course of performing their assigned functions, to prevent, or detect and correct, misstatements on a timely basis. A *material weakness* is a deficiency, or a combination of deficiencies, in internal control such that there is a reasonable possibility that a material misstatement of the entity's financial statements will not be prevented, or detected and corrected on a timely basis. A *significant deficiency* is a deficiency, or a combination of deficiencies, in internal control that is less severe than a material weakness, yet important enough to merit attention by those charged with governance.

Our consideration of internal control was for the limited purpose described in the first paragraph of this section and was not designed to identify all deficiencies in internal control that might be material weaknesses or significant deficiencies. Given these limitations, during our audit we did not identify any deficiencies in internal control that we consider to be material weaknesses. However, material weaknesses may exist that have not been identified.

Compliance and Other Matters

As part of obtaining reasonable assurance about whether Peace Winds America's financial statements are free from material misstatement, we performed tests of its compliance with certain provisions of laws, regulations, contracts, and grant agreements, noncompliance with which could have a direct and material effect on the financial statements. However, providing an opinion on compliance with those provisions was not an objective of our audit, and accordingly, we do not express such an opinion. The results of our tests disclosed no instances of noncompliance or other matters that are required to be reported under *Government Auditing Standards*.

Purpose of this Report

The purpose of this report is solely to describe the scope of our testing of internal control and compliance and the results of that testing, and not to provide an opinion on the effectiveness of the entity's internal control or on compliance. This report is an integral part of an audit performed in accordance with *Government Auditing Standards* in considering the entity's internal control and compliance. Accordingly, this communication is not suitable for any other purpose.

CliftonLarsonAllen LLP

CliftonLarsonAllen LLP

Minneapolis, Minnesota
March 16, 2022



CliftonLarsonAllen LLP
CLAAconnect.com

**INDEPENDENT AUDITORS' REPORT ON COMPLIANCE FOR EACH
MAJOR FEDERAL PROGRAM AND REPORT ON INTERNAL CONTROL OVER
COMPLIANCE REQUIRED BY THE UNIFORM GUIDANCE**

Board of Directors
Peace Winds America
Washington, D.C.

Report on Compliance for Each Major Federal Program

We have audited Peace Winds America's compliance with the types of compliance requirements described in the *OMB Compliance Supplement* that could have a direct and material effect on each of Peace Winds America's major federal programs for the year ended September 30, 2021. Peace Winds America's major federal programs are identified in the summary of auditors' results section of the accompanying schedule of findings and questioned costs.

Management's Responsibility

Management is responsible for compliance with federal statutes, regulations, and the terms and conditions of its federal awards applicable to its federal programs.

Auditors' Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on compliance for each of Peace Winds America's major federal programs based on our audit of the types of compliance requirements referred to above.

We conducted our audit of compliance in accordance with auditing standards generally accepted in the United States of America; the standards applicable to financial audits contained in *Government Auditing Standards*, issued by the Comptroller General of the United States; and the audit requirements of Title 2 U.S. Code of Federal Regulations Part 200, *Uniform Administrative Requirements, Cost Principles, and Audit Requirements for Federal Awards* (Uniform Guidance). Those standards and the Uniform Guidance require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether noncompliance with the types of compliance requirements referred to above that could have a direct and material effect on a major federal program occurred. An audit includes examining, on a test basis, evidence about Peace Winds America's compliance with those requirements and performing such other procedures as we considered necessary in the circumstances.

We believe that our audit provides a reasonable basis for our opinion on compliance for each major federal program. However, our audit does not provide a legal determination of Peace Winds America's compliance.

Opinion on Each Major Federal Program

In our opinion, Peace Winds America complied, in all material respects, with the types of compliance requirements referred to above that could have a direct and material effect on each of its major federal programs for the year ended September 30, 2021.

Report on Internal Control Over Compliance

Management of Peace Winds America is responsible for establishing and maintaining effective internal control over compliance with the types of compliance requirements referred to above. In planning and performing our audit of compliance, we considered Peace Winds America's internal control over compliance with the types of requirements that could have a direct and material effect on its U.S. Department State, Bureau of Population, Refugees and Migration Grant Program to determine the auditing procedures that are appropriate in the circumstances for the purpose of expressing an opinion on compliance for its U.S. Department State, Bureau of Population, Refugees and Migration Grant Program and to test and report on internal control over compliance in accordance with the Uniform Guidance, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of internal control over compliance. Accordingly, we do not express an opinion on the effectiveness of Peace Winds America's internal control over compliance.

A *deficiency in internal control over compliance* exists when the design or operation of a control over compliance does not allow management or employees, in the normal course of performing their assigned functions, to prevent, or detect and correct, noncompliance with a type of compliance requirement of a federal program on a timely basis. A *material weakness in internal control over compliance* is a deficiency, or combination of deficiencies, in internal control over compliance such that there is a reasonable possibility that material noncompliance with a type of compliance requirement of a federal program will not be prevented, or detected and corrected on a timely basis. A *significant deficiency in internal control over compliance* is a deficiency, or a combination of deficiencies, in internal control over compliance with a type of compliance requirement of a federal program that is less severe than a material weakness in internal control over compliance, yet important enough to merit attention by those charged with governance.

Our consideration of internal control over compliance was for the limited purpose described in the first paragraph of this section and was not designed to identify all deficiencies in internal control over compliance that might be material weaknesses or significant deficiencies. We did not identify any deficiencies in internal control over compliance that we consider to be material weaknesses. However, material weaknesses may exist that have not been identified.

The purpose of this report on internal control over compliance is solely to describe the scope of our testing of internal control over compliance and the results of that testing based on the requirements of the Uniform Guidance. Accordingly, this report is not suitable for any other purpose.

CliftonLarsonAllen LLP

CliftonLarsonAllen LLP

Minneapolis, Minnesota
March 16, 2022

See Notes to Schedule of Expenditures of Federal Awards.

本調査研究で訪問した Peace Winds America は連邦政府からの資金を得て活動しており、連邦監査クリアリングハウスに書類を提出している。ここでは参考として、連邦監査クリアリングハウスより入手した直近の書類の中から、コンプライアンスの部分として提出されている、2つの独立監査人の報告書を参考として提示しておく。

1.5.4 州法による監査

州法によって求められる非営利組織に対する財務諸表の監査要件は、州によってかなり異なっている。監査に対する規制が全くない州も存在する。非営利組織が監査を要求される場合には、多くの州では特定の条件に該当する組織に対して監査を義務付ける法律が存在している。その条件のほとんどは、会計年度中にその非営利組織が受け取った年間総収入額か、受領した寄付金額のいずれかである。また、フロリダ州やジョージア州、そして今回の調査研究の対象であったニューヨーク州のように、一定の要件にあてはまる非営利組織に対して、レビューを要求している州もある。

前章ではすでに、米国全体の各州における監査要件について示しているが、ここでは調査研究で訪問したコロンビア特別区およびニューヨーク州の監査要件等について改めてとりまとめ、調査研究で訪問したいくつかの非営利組織の実際の状況等を事例として示しながら、説明を加える。

●コロンビア特別区－監査要件なし

調査研究で訪問した Outdoor Alliance は、アウトドア愛好家の意見を集約して公有地を保護することを主な活動とする、2014年に設立された 501(c)(3)団体である。2021年12月31日を年度末とする財務諸表上の年間総収入額は1,285,159ドルである。連邦政府および州からの資金は得ていない。主な収入源は、財団(Charitable Foundation)の助成金、企業等による資金提供、個人寄付であり、約6割は財団からの収入となっている。

Outdoor Alliance におけるインタビュー時の説明によれば、Outdoor Alliance は独立した監査人による監査は必須ではないが、実際には監査を行っている。Outdoor Alliance は連邦

政府の資金を得ていないため、前述のような単一監査は求められていない。そして、コロンビア特別区は監査要件が特にない。財団からの助成金は得ているが、助成金を提供する財団から監査を受けることを要請されなければ、Outdoor Alliance は監査を行う必要はない。つまり、法令等で監査が要求されていないが、会計情報への信頼性を高めるという意識から、自主的に監査を受けているケースの 1 つである。

●ニューヨーク州－監査要件あり

ニューヨーク州において、年間総収入額の規模によってどのような監査等の要件があるのかを示したものが表 37 である。またこれ以外に、年間総収入額の規模にかかわらず、その非営利組織に専門のファンドレイジングの部門が存在し、専門の寄付勧誘者が従事している場合にも、独立した監査人による監査済の財務諸表の提出が必要となる。

ニューヨーク州による監査要件はこれまで見直しも行われてきた。2013 年に非営利組織を管理するニューヨーク州法(NPRA : New York Non-Profit Revitalization Act)が制定された時点では、監査が必要となる非営利組織は、年間総収入額が 500,000 ドル超の組織であった。これが 2017 年 7 月 1 日には年間総収入額 750,000 ドル超へと増加し、直近では 2021 年 7 月 1 日に、年間総収入額が 750,000 ドルから 100 万ドル超へと増加している。

表 37 ニューヨーク州の監査等の要件

年間総収入額	監査等の要件
1,000,000 ドル超	独立した監査人による監査済みの財務諸表を提出
250,000～1,000,000 ドル	レビュー済みの財務諸表を提出
250,000 ドル未満	財務諸表の提出は必要だが、独立した監査人による監査、レビューは必要ない

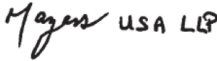
National Council of Nonprofits : “State Law Nonprofit Audit Requirements” を参考に作成

調査研究で訪問した VISIONS は、盲目・視覚障害を持つ人々の自立支援を主たる活動としている非営利組織であり、ニューヨーク州に登録している。現在、オンライン上で入手できる、ニューヨーク州に提出された最新の書類は、2020 年 9 月 30 日を年度末としたものである。この財務諸表上の年間総収入額は 18,136,421 ドルであり、1,000,000 ドル超となるため、監査が要求される水準にある。

ニューヨーク州に提出された書類は全部で 62 ページとなっているが、ニューヨーク州特有の書面は最初の 3 ページのみであり(ニューヨーク州の年次報告の形式である CHAR500)、それ以降は IRS に提出する Form990 および監査報告書を添付した財務諸表となっている。また、Form990 および監査報告済みの財務諸表については、VISIONS のホームページ上にも掲載されている。以下に、参考として VISIONS のニューヨーク州に提出した財務諸表に対する監査報告書を提示する。

■ VISIONS の 2019 年度のニューヨーク州に提出した

年次報告(Annual Filing for Charitable Organizations)に添付した監査報告書

	Mazars USA LLP 135 West 50th Street New York, New York 10020 Tel: 212.812.7000 www.mazars.us
Independent Auditors' Report	
The Board of Directors VISIONS/Services for the Blind and Visually Impaired	
We have audited the accompanying financial statements of VISIONS/Services for the Blind and Visually Impaired, which comprise the statement of financial position as of September 30, 2020, and the related statements of activities and changes in net assets, functional expenses, and cash flows for the year then ended, and the related notes to the financial statements.	
Management's Responsibility for the Financial Statements Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America; this includes the design, implementation, and maintenance of internal control relevant to the preparation and fair presentation of these financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.	
Auditors' Responsibility Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with auditing standards generally accepted in the United States of America. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.	
An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. Accordingly, we express no such opinion. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of significant accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.	
We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.	
Opinion In our opinion, the financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the financial position of VISIONS/Services for the Blind and Visually Impaired as of September 30, 2020 and the changes in its net assets and its cash flows for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America.	
Report on Summarized Comparative Information We have previously audited VISIONS/Services for the Blind and Visually Impaired's September 30, 2019 financial statements, and our report dated March 11, 2020 expressed an unmodified opinion on those audited financial statements. In our opinion, the summarized comparative information presented herein as of and for the year ended September 30, 2019 is consistent, in all material respects, with the audited financial statements from which it has been derived.	
 March 9, 2021	

以上のように、米国では州法の影響が非常に大きく、非営利組織はどの州に設立するかにより、監査のあり方がかなり左右される。上記の事例であれば、Outdoor Alliance がニューヨーク州で登録した場合、監査は義務付けられることになる。

監査以外のさまざまな要件も米国では州ごとに異なるため、非営利組織を設立するにあたっては、州法の要件を考慮しながら組織を設立する州を検討することも、非常に重要な要素となる。

1.5.5 小規模な非営利組織と監査

National Council of Nonprofits(2020)によれば図9にあるように、プライベート・ファンデーションを除く 501(c)(3)団体の92%は年間100万ドル未満で運営され、88%は年間500,000ドル未満で活動している。つまり、これまで述べてきた単一監査の基準である1会計年度に750,000ドル以上の支出や、ニューヨークの基準である年間総収入額1,000,000ドルに届かない非営利組織が全体の大半を占めているということになる。

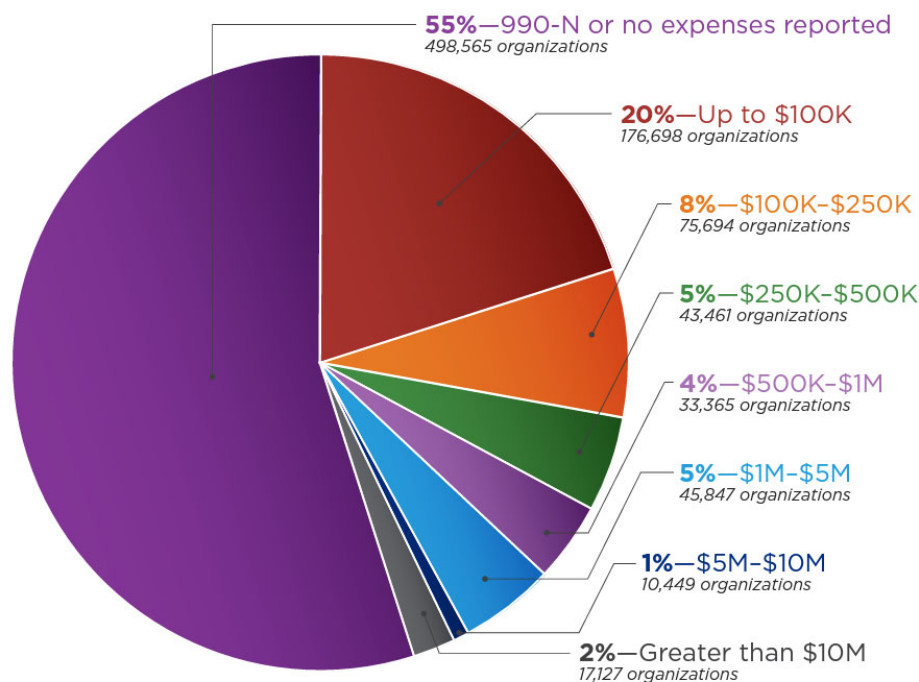


図9 年間総収入額別の 501(c)(3)団体の状況

出典：National Council of Nonprofits(2020)

前述の Outdoor Alliance のように、年間総収入額が 1,000,000 を超えるような規模の組織であれば、監査を法令等で要求されない場合でも、財務諸表への信頼性を付与することを目的に、自主的に監査を受けること決定する組織もあると考えられる。一方、IRS に Form990-N を提出しているような、年間総収入額が 50,000 ドル以下(約 7,000,000 円以下)の団体が、作成された財務諸表への信頼性を高めることを目的に、積極的に監査を依頼することは非常に困難である。

調査研究でインタビューを実施した、IRS に Form990-N を提出している小規模チャリティの New York Mycological Society Inc⁸⁾も Ikebana International Chapter No. 1, Washington, D.C.⁹⁾も、活動を数十年も展開する老舗の非営利組織であるが、過去に監査を実施したことはない。インタビューで得た回答では、周囲の同程度の規模の非営利組織で監査を実施している団体は皆無であり、むしろミッションとして掲げる活動を充実させるために資金を活用することに集中している。また、今後も法令等で監査が要求されない限り、監査の実施は検討しな

いとの方向性についても言及があった。監査の実施により会計情報への信頼性を高めることよりも、組織内や会員・寄付者等とのコミュニケーションを活性化させることにより、組織のミッションへのコミットメントに対する信頼性を高めることを、より重視して活動を展開している姿勢がうかがえた。

一般に、組織が活動する上で果たすべきアカウンタビリティ(説明責任)¹⁰⁾は、投資家や顧客等の利害関係者からの「信頼を獲得するため」に実施される、組織の状況や財務内容を報告する義務である。これは組織の説明責任の重要性に対する自覚を基に実施されるものであり、必ずしも法令等を遵守することのみを意味しない。そして、監査はその説明責任を果たすという組織の精神から生まれた1つの制度である。

非営利組織の監査に関しては、組織が掲げるミッションを果たしているかどうかについての説明が重要な要素となる。非営利法人研究学会(編)(2022)によれば、アカウンタビリティは、「ラテン語の compute からくる適正な会計に関連する財務の概念であり、財務、内部統制、規則順守などのプロセスの正当性と透明性にかかわる事項に限定されて用いられていた。(中略)非営利組織では、その目的やミッションは利潤獲得以外の何らかの共益か公益に資することにあり、従って、そのアカウンタビリティは財務と非財務を含む二重のボトムラインに関する内容が求められる。財務のアカウンタビリティはどのように仕事が行なわれているかに焦点があるが、非財務のアカウンタビリティはどのような仕事が行なわれたかに焦点があり、ミッション達成の過程とその結果という意味の非財務パフォーマンスが中心となる」である。つまり非営利組織における説明責任は、会計情報に対する責任だけでなく、組織が掲げるミッションに対する達成度を、寄付者や活動に参加する会員、そして一般市民などに広く示し、信頼を獲得することが重要となる。そのことを念頭に、財務と非財務の双方におけるバランスも考慮しながら、組織の財政状態や活動の状況についてどのようなスタイルで、どのレベルで説明責任を果たすのか、各組織が検討することになる。

上記の小規模な非営利組織ように、「組織内や会員・寄付者等とのコミュニケーションの活性化」に注力することは、関わる人々がその組織が何を達成したのかについて把握することを可能にすると共に、人々との適切な関係性を構築し、信頼を獲得することにつながる。つまり、特に非財務側面での説明責任を果たす1つの形式として有効であり、アカウンタビリティのもともとの趣旨に沿っていると考えられる。

また、調査訪問を実施している際にたびたび耳にしたのが、非営利組織の評価を行う、Charity Navigator¹¹⁾などの外部の評価機関の存在である。例えばCharity Navigatorでは、非営利組織に対して5段階の評価を行っている。評価項目は会計情報に関連する「説明責任と財務(Accountability & Finance)」だけでなく、「影響と結果(Impact & Results)」,「リーダーシップと適応性(Leadership & Adaptability)」,「文化とコミュニティ(Culture & Community)」を加えた、組織運営・活動を網羅したものとなっている。

この外部の評価機関による評価結果は誰もがオンライン上で、無料で入手することが可能である。外部機関による評価が実施されることで、その非営利組織のパフォーマンスの良し悪

しを、寄付者および将来の潜在的な寄付者、そして一般市民は容易に把握することができる。個々の非営利組織の状況を総合的に評価する機関が存在することは、ある意味で監査を実施することが難しい小規模な非営利組織の、財務的な側面を含めた説明責任を補完する役割も担っていることになる。こうした充実した外部の評価機関の存在も、非営利組織の健全な成長を促し、米国の成熟した寄付文化を支える 1 つの要素となっていると考えられる。

1.5.6 まとめ

本稿では、米国の非営利組織の監査の全体像について述べた後に、非営利組織が連邦政府から資金提供を受けた場合、州法で監査が規定されている場合を中心に、非営利組織の監査の状況について述べた。さらに、今回の調査研究の主題の 1 つである、小規模な非営利組織における監査と説明責任についても言及した。

米国の非営利法人の監査を取り巻く状況と監査制度に関する特徴をまとめると、まず 1 つは法令等で義務付けられた監査だけでも、非営利組織は連邦政府の法令等と州法との要件の両方に配慮し、それぞれどのような報告義務があるのかについて把握する必要がある。とりわけ大規模な非営利組織がさまざまな資金提供者から活動資金を獲得し、連邦法に加えて各州の規則を遵守する必要がある場合は、かなり複雑な管理が不可欠となる。これは制度上、日本と大きく異なる点である。

次に、監査が義務付けられる非営利組織の範囲については、年間総収入額など一定の基準が定められ、組織規模に応じた段階的な措置がとられている。このような組織の負担を鑑みた制度は監査に限られたものではなく、IRS に提出する Form990 の簡易版である Form990-EZ や Form 990-N があることなど、さまざまな側面で取り入れられている。また、状況に応じてその基準が見直されていることも特徴である。

また、非営利組織が健全な成長をするために、情報の透明性を高めるような制度が整備されていることも米国の特徴である。例えば IRS に提出が義務付けられている Form990 は、WEB 上の IRS のページから誰でも入手することができる。法令で Form990 の開示は義務付けられており、多くの非営利組織は Form990 を自身のホームページでも公開している。ホームページ上に公開していない場合でも、必要であればメールや郵送でそれらの情報を請求することが可能である。

IRS の Form990 と同様に、単一監査の書類は連邦監査クリアリングハウスのウェブサイト上から誰でも入手することが可能である。さらに Charity Navigator のように、個々の非営利組織の状況について多様な側面から評価する組織も存在する。非営利組織の状況に対して容易に市民の目が届くようなシステムが幾重にもあることは、米国において非営利組織が成長してきた要因の 1 つであると言える。

最後に、米国の非営利組織に携わる人々の、組織の健全性や情報の透明性を向上させる意識の高さが特徴の 1 つとして挙げられる。例えば、IRS の Form990 では高額な報酬を得る理事等の報酬額の情報も開示される。個人の報酬を公開することに抵抗はないのかという質問を、

調査研究のインタビュー時に投げかけたが、誰もが報酬額の公開を当然のこととして受け止めており、情報の透明性を高めることは責任であると同時に、非営利組織の成長や利益になっていると考えていること、そして情報の透明性を高める制度があることを誇りに思っていることが語られた。また、監査は非営利組織の健全性や情報の透明性を高める 1 つの手段であり、組織の状態に合わせて用いるものであるという認識となっている。

Lester M. Salamon(2018)によれば、米国の非営利セクターは 1,190 万人を雇用し、非営利セクターの雇用者数は全米の主要部門の第 3 番目に位置する。米国経済の重要な位置づけとなっている非営利セクターの成長は、組織の負担も考慮した適度な制度設計や、非営利組織に関わる人々の組織の健全性や情報の透明性に対する高い意識が、大きな支えの 1 つとなっていると考えられる。監査が必要とされる要件という観点からは、非営利組織の説明責任と負担、そして組織に関わる人々の監査へのニーズを考慮したバランスのとれた制度設計が重要ということになる。

日本の非営利セクターの制度や市場規模、歴史的背景は米国とは大きく異なる。そして法人根拠法ごとに制度が定められているため、法人形態ごとに制度整備や実務の状況もまちまちとなっている。一方で、非営利セクターが果たす役割には期待が寄せられており、これまで以上の活躍の可能性も広がっている。

非営利セクターの発展に向けては、非営利組織の会計情報や組織の効率性・効果性等の情報を、容易に誰もが入手可能となるような制度を構築することや、情報公開に対する高い意識の醸成がこれまで以上に重要となるであろう。財務諸表への信頼を付与する監査については、組織の状態に即した負担と、人々が必要とする監査のあり方とのバランスを考慮した制度構築が必要である。特に小規模な非営利組織にあっては、活動を柔軟に展開することができるように「育む」という視点から、過度な負担とならない制度を検討することが重要であろう。その意味において米国の制度のあり方から学ぶ点は大いにあると考える。

注

- 1) Peace Winds America は、国内外の自然災害、紛争や貧困など人為的な要因による人道危機や生活の危機にさらされた人びとを支援する、1996 年に設立された日本発の国際 NGO であるピースウィンズ・ジャパンの関連団体である。
- 2) VISIONS はニューヨーク州に登録している、盲目・視覚障害を持つ人々の自立支援を主な活動とする 501(c)(3) 団体。
- 3) 本稿では USD について、1 ドル=140 円として計算している。
- 4) National Council of Nonprofits の“Why a nonprofit might conduct an audit even when the law doesn't require it”によれば、年間収益が 100 万ドル未満の非営利組織であっても、監査に数千ドルかかることは珍しいことではない。年間収益が 100 万ドルを超える組織の場合には、費用が通常 10,000 ～20,000 ドルになるともいわれる。
- 5) National Council of Nonprofits, “Does your nonprofit need to have an independent audit?” 参照。
- 6) 非連邦組織とは、連邦政府以外の法人、信託、協同組織などあらゆる形態の団体で、①主

に学術・教育・奉仕その他類似の公益目的において活動している, ②営利を主な目的としない, ③純利益を当該団体の活動の維持・増進および拡大のために用いるものである。具体的には, 州・地方政府, そして本調査研究の対象である非営利組織 (Nonprofit organization) も含まれる。

- 7) 連邦監査クリアリングハウスは, 政管理予算庁 (OMB : Office of Management and Budget) に代替して運営されているため, 単一監査のことを OMB A-133 audit などと呼ぶこともある。
- 8) 菌類の知識, 評価, 保護の促進を目指し, 1962 年に設立された 501(c)(3) 団体。
- 9) 生け花の振興と鑑賞を活動の中心とする, 1956 年に設立された非営利組織。
- 10) アカウンタビリティは日本では説明責任と訳されることが多い。本稿では同義として使用しているが, 狭義のアカウンタビリティは, 経営者が受託・委託関係にある株主・投資家に対して企業の状況や財務内容を報告する義務である。一方, 説明責任は経営者から従業員, 企業から顧客や地域・社会など, より広い利害関係者に対して, 会計情報に限定せず広い範囲の情報開示を指す, アカウンタビリティより広い概念を示すことが多い。また, 近年ではこのより広い概念も含めてアカウンタビリティと呼ぶ場合もある。
- 11) 評価を実施する Charity Navigator 自体も 501(c)(3) 団体である。Charity Navigator は現在約 200, 000 の非営利組織について評価を実施している。

文 献

- Association of International Certified Professional Accountants, “Not-for-Profit illustrative auditor’s report”, (<https://www.aicpa.org/resources/download/not-for-profit-illustrative-auditors-report>), 2023 年 2 月 21 日アクセス
- Candid., “VISIONS/Services for the Blind and Visually Impaired”, (<https://www.guidestar.org/profile/13-1624210>), 2023 年 2 月 21 日アクセス
- Charity Navigator, (<https://www.charitynavigator.org/about-us/>), 2023 年 2 月 21 日アクセス
- Charities NY.com, (<https://www.charitiesnys.com/home.html>), 2023 年 2 月 21 日アクセス
- Federal Audit Clearinghouse, (<https://facweb.census.gov/uploadpdf.aspx>), 2023 年 2 月 21 日アクセス
- Ikebana International Chapter No. 1, Washington, D.C., (<https://iichapter1.com/>), 2023 年 2 月 21 日アクセス
- Internal Revenue Service, “Tax Exempt Organization Search” (<https://apps.irs.gov/app/eos/>), 2023 年 2 月 21 日アクセス
- National Council of Nonprofits, “Does your nonprofit need to have an independent audit?” (<https://www.councilofnonprofits.org/nonprofit-audit-guide/need-independent-audit>), 2023 年 2 月 21 日アクセス
- National Council of Nonprofits, “Federal Law Audit Requirements”, (<https://www.councilofnonprofits.org/nonprofit-audit-guide/federal-law-audit-requirements>), 2023 年 2 月 21 日アクセス
- National Council of Nonprofits, “Nonprofit Audit Guide” (<https://www.councilofnonprofits.org/nonprofit-audit-guide>), 2023 年 2 月 21 日アクセス
- National Council of Nonprofits, “State Law Nonprofit Audit Requirements”, (<https://www.councilofnonprofits.org/nonprofit-audit-guide/state-law-audit-requirements>), 2023 年 2 月 21 日アクセス
- National Council of Nonprofits, “Why a nonprofit might conduct an audit even when the law doesn’t

require it”,(<https://www.councilofnonprofits.org/nonprofit-audit-guide/why-audit-when-not-required>), 2023 年 2 月 21 日アクセス

New York Mycological Society Inc,(<https://newyorkmyc.org/>),2023 年 2 月 21 日アクセス

VISIONS,(<https://visionsvcb.org/>),2023 年 2 月 21 日アクセス

Association of International Certified Professional Accountants(2021),“Advanced Topics in a Single Audit: Introduction to Single Audits”

Association of International Certified Professional Accountants(2021),“Advanced Topics in a Single Audit: Internal Control Over Compliance”

Association of International Certified Professional Accountants(2021),“Exempt Organizations Glossary”

Lester M. Salamon(2018),“Nonprofits: America’s Third Largest Workforce”, Johns Hopkins Center for Civil Society Studies

National Council of Nonprofits(2020),“Nonprofit Impact Matters: How America’s Charitable Nonprofits Strengthen Communities and Improve Lives“

Outdoor Alliance(2022),“Outdoor Alliance Audited Financial Statements for the year ended December 31, 2021”

Peace Winds America(2022),“Peace Winds America Financial Statements Year Ended September 30, 2021 and 2020”

Virginia Society of Certified Public Accountants(2012),“Audit Guide for Audit Committees of Small Nonprofit Organizations”

VISIONS (2021),“VISIONS - Services for the Blind and Visually Impaired Financial Statements September 30,2020”

尾上選哉(編)(2022).「非営利法人の税制論点」,中央経済社

非営利法人研究学会(編)(2022),「非営利用語辞典」,全国公益法人協会

古市峰子(2002),「米国の公会計制度の仕組みとわが国へのインプリケーションについて」『金融研究』,2002.3,145-192 頁

1.6 非営利法人のガバナンスの状況

溜箭将之

1.6.1 非営利法人の構造とガバナンスの枠組み

1. 非営利団体の設立と法形式の選択

連邦制をとるアメリカでは、非営利団体を規律する法も連邦法と州法に分かれる。非営利団体の組織形態を規律するのは州法であり、連邦法は税法との関係で関わってくる。非営利団体のガバナンスは組織形態と関わるので、おのずと州法が重要になるが、現実には、非営利法制のエンフォースが十分になされていない州も少なくなく、連邦税法を管轄する内国歳入庁がガバナンスの面でも重要な役割を果たすことになる。

① 組織形態——州法による規律

非営利団体の組織形態は、州によって異なる。しかし、アメリカの各州の判例法や制定法は、イングランド法を継受しているため、大まかには共通している。設立の局面を中心にみておこう。

アメリカにおける非営利団体は、大きく分けて公益信託(charitable trusts)、法人格なき社団(unincorporated nonprofit associations)、非営利法人(nonprofit corporations)の3つの法形式をとることができる⁴⁴。いずれを選択するかは、様々な考慮によるが、(1)設立の容易さ、(2)団体としての責任、(3)理事らの義務、(4)理事らの損害賠償責任、(5)保険と支出の填補、(6)ボランティアの損害賠償責任、(7)規制と監督、(8)変更、(9)解散、(10)ファンドレイジング、(11)不動産、(12)収益事業といった要素を引き比べながら選択してゆくことになる⁴⁵。

順に概観しよう。公益信託はイングランドに遡る長い歴史を持ち、Charitable Uses Actが成立した1601年までには既に用いられていた。この1601年法は、公益信託として認められる慈善目的を列挙したことで知られる。今日のアメリカにおいて、いかなる目的を慈善目的と認めるか、詳細は州によって異なるが、大まかには、貧困の救済、教育の振興、宗教の振興、健康の増進、政府ないし地方自治体の目的、その他地域社会の利益となる目的が挙げられる⁴⁶。

公益信託の構造やガバナンスの枠組は、ほぼ各州の判例法による。信託には法人格がなく、形式的には受託者が信託財産を保有する。受託者は、通常の民事信託であれば受益者に対して信認義務を負うが、公益信託であれば上記の慈善目的のために不特定の人々のために行う義務を負う。永久拘束禁止則で存続期間が制限される民事信託と異なり、公益信託は永久に存続することができる。

⁴⁴ 近年は有限責任会社(limited liability companies (LLCs))を用いた慈善活動も増えているが、本章では立ち入らない。DANA BRAKMAN REISER AND STEVEN A. DEAN, FOR-PROFIT PHILANTHROPY 21-49 (2023)参照。

⁴⁵ JAMES J. FISHMAN ET AL., NONPROFIT ORGANIZATIONS: CASES AND MATERIALS (5th ed. 2015); Nancy Mehlman & Lisa Watts, Nonprofit Organizations: A Guide to Choosing Form (National Center on Philanthropy and the Law, 2007)

https://ncpl.law.nyu.edu/wp-content/uploads/pdfs/Monograph/Nonprofit_Organizations_FINAL.pdf

⁴⁶ Restatement (Third) of Trusts § 28 (2001).

他の非営利団体と比較すると、公益信託には次のような特徴がある。公益信託は信託文書の作成という単独行為で設定でき、法人格も無いため登記・登録がいらず、成立が容易で柔軟性に富んでいる。ただし、法人格が無い分、受託者が信託義務を負うだけでなく、信託の運用によって第三者に不法行為などで損害を生じさせた場合、無限責任を負うリスクが存在する。したがって、公益信託は、一般に事業を行うには不向きだとされる。また公益信託の受託者は、他の法形式に比べて厳格な注意義務を負うとされ(法人は一般に重過失)、とりわけ投資について相対的に厳格な義務が課されている。変更・終了の場面では、公益信託は伝統的に裁判所の関与を要し、法人と比べて柔軟性に欠ける。ただ今日では、信託行為の定めで柔軟な変更や終了の定めを置くことで、相当程度まで対応できるとされる。

法人格なき社团は、2人以上の構成員が、互いに共通の非営利目的で合意して加入した、法人格のない組織をいう。法人格がないため、必ずしも制定法による必要がなく、具体的なガバナンスの構造は判例によって発展してきた。しかし、判例のばらつきや曖昧さが問題になることもあり、1992年に判例法の条文化と法の統一を試みる「統一法人格なき非営利社团法(UUNAA)」が公表され、これまで13州で採用されている⁴⁷。

法人格なき社团の特徴は、非営利法人と比べてインフォーマルなところにあり、その柔軟性が魅力でもある。しかし法人格がないため、判例法では法主体性を認められず、契約や土地を所有できないとされた。ただしこの点は、UUNAAで変更され、これが採用された州では、法人格なき非営利社团も契約や土地所有の主体と認められることになった。法人格なき社团のガバナンス構造は、組合と会社との中間的なものである。そのため、構成員は自らと他の構成員の契約・不法行為責任を負う可能性があり、大きな非営利事業を行うことにはリスクが伴う。ただし、この点についてもUUNAAでは変更が加えられ、非営利法人と同様に社員と役員に一定の有限責任が認められている。このように、法人格なき社团のガバナンス構造には曖昧さとリスクが伴うものの、団体を設立してから正式に法人格を取得するまでのつなぎに使うには便利である。

非営利法人は、州政府によって法人格を与えられるので、制定法によって規律される。制定法は州によって異なり、ニューヨーク州のように独立の非営利法人立法を行っている州もあれば、デラウェア州のように会社立法の一部として立法している州もある。この分野でも法の統一を図る「モデル非営利法人法 Revised Model Nonprofit Corporation Act」が公表されている。

法人法における非営利法人の特徴は、利益配分の禁止(nondistribution constraint)にある。これには、労働組合・業界団体・クラブなど会員相互の利益を図る、mutual benefit corporationも含まれる。ただし連邦税法の下で、チャリティとして税制優遇を受けるためには、利益配分の禁止に加え、上記の慈善目的のいずれかを追及することが必要になる。

非営利法人は法人格を有し、基本定款(article of incorporation)と付属定款(bylaw)に基

⁴⁷ Uniform Unincorporated Nonprofit Associations Act (1992, revised 2008)

づき、理事会によって運営される。設立にあたっては、州の当局による承認と登記を要する。非営利法人の利点は、ガバナンスの定めが営利法人と対応する面が多く、会社法判例が類推適用できることにある。例えば、非営利法人の理事には、今日では会社取締役と同様に経営判断原則が適用されることが多く、その場合、理事の非営利法人の運営にかかる判断は、基本的に裁判所によって尊重される。また法人格があるため、訴訟適格、契約・土地所有の能力に疑義がなく、銀行その他の取引相手の信用も得やすい。さらに合併・買収、組織再編などの手続も確立している。法人のデメリットは、設立に時間がかかることである。ただしこの点も、デラウェア州であれば迅速な法人設立が可能とされ、それ以外の州でも、まず信託や法人格なき社団で非営利団体を設立しておいて、あとから法人に移行するなど、最終的に法人格を得る手段は存在する。

② 州法のガバナンス

①でみたようなアメリカの法制を前提とすると、非営利団体のガバナンスは、州ごとに異なるし、また信託、非営利団体、法人格なき社団とでも異なる。非営利団体に関するガバナンスの理論は、会社と比べて大きく立ち遅れ、また州ごとにばらつきも大きいまま放置されてきた。しかし、2021 年、アメリカ法律協会がこれらの州法と団体の法形式を超えた形で、公益団体関係法を集大成するリステイトメントを公表した⁴⁸。以下では、このリステイトメントに沿ってアメリカの州レベルでの公益団体のガバナンス関連法を見てゆくことにしたい。

リステイトメントの章立ては以下のとおりである。

第1章 定義と法人格の選択 Definition and Choice of Form

第2章 ガバナンスと財産の管理 Governance and Management of Assets

第3章 目的と組織の変更 Changes to Purpose and Organization

第4章 団体の財産への制限、誓約、寄付の勧誘 Restrictions on Assets; Pledges; Solicitation

第5章 政府のチャリティ規制 Government Regulation of Charities

第6章 私人の訴訟適格 Standing of Private Parties

第1章の定義と法人格の選択は、すでに①で触れた内容と重なる。ここで扱うのは第2章のガバナンスに関する規律である。

第2章 ガバナンスと財産の管理 Governance and Management of Assets

§ 2.01. 受託者の定義と義務の範囲 Definition of Fiduciary and Scope of Duties

§ 2.02. 忠実義務 Duty of Loyalty

§ 2.03. 注意義務と経営判断原則 Duty of Care and the Business Judgment Rule

§ 2.04. チャリティ財産の管理・投資・支出 Management, Investment, and Expenditure of a Charity's Assets

§ 2.05. 理事会の定義と義務 Definition and Duties of the Governing Board

⁴⁸ RESTATEMENT OF THE LAW CHARITABLE NONPROFIT ORGANIZATIONS (American Law Institute, 2021).

§ 2.06.	理事会の委員会への権限委任 Delegation to Board Committees
§ 2.07.	受託者の情報収集権 Fiduciaries' Rights to Information
§ 2.08.	信託義務の変更と受託者の免責 Modification of Fiduciary Duties and Exculpation of Fiduciaries
§ 2.09.	賠償責任の免責・填補・保険 Immunity, Indemnity, and Insurance for Indemnification

営利・非営利を問わずアメリカにおける法人のガバナンスは、信託義務を軸として展開する。2.01 条は、チャリティに対して信託義務を負う者、すなわち受託者を定義する。そこでは形式的な理事に留まらず、チャリティについて実質的な権限を有する者、と広く定義されている。その上で、受託者は、チャリティについて有する権限に相応する義務を負う。

受託者の負う義務、すなわち信託義務は、忠実義務と注意義務に分けられる。2.02 条は忠実義務の定めであり、受託者に対し、チャリティの目的に照らし、チャリティの最善の利益にかなうと合理的に信ずるところに従い、信義に基づいて行為する義務に加え、受託者自身または関係者の利害とチャリティの利益相反や、潜在的な自己取引の生ずる状況に、合理的に対処する義務を課している。

チャリティ受託者は、注意義務も負う。2.03 条によれば、チャリティ受託者は、同じ立場に置かれた通常の思慮を有した人が同様の状況で払うであろう注意をもって信義に基づいて行為する、注意義務を負う。同時に、リスティメントはチャリティ受託者についても、営利企業の取締役の経営判断原則に対応するルールを適用している。すなわち、利益相反なく、合理的に入手できる重要な情報に基づき、チャリティの最善の利益のためと合理的に信じて決定を行った受託者や理事は、注意義務違反に問われない⁴⁹。近年の非営利法人は、病院などを典型として、営利企業と同様に大規模かつ複雑な事業を行っており、こうした状況をふまえた判例の傾向に沿ったルールである⁵⁰。

アメリカのチャリティには、一般に、日本の公益法人のような収支相償や遊休財産規制が課されない。では、チャリティの資産の管理・投資・支出について受託者がどのような義務を負うかであるが、2.04 条は、この場面でも忠実義務と注意義務が適用されることを確認している。その上で、投資目的で保有された財産については、「思慮ある投資家が、チャリティの目的に照らし、当該資産に適用される合法的な条件に従って、その他関係する事情を考慮しつつするであろう形で」管理する、いわゆるプルーデント・インベスター・ルールが適用になる。典型的には分散投資して一定のリスクを取りつつリターンを確保することが求められ、それなりの規模の資産であれば単に安全資産のまま塩漬けにすることでは許されない⁵¹。基本財産に組み入

⁴⁹ RESTATEMENT OF THE LAW CHARITABLE NONPROFIT ORGANIZATIONS § 2.03.

⁵⁰ Stern v. Lucy Webb Hayes National Training School for Deaconesses, 381 F.Supp. 1003 (D.D.C. 1974).

⁵¹ RESTATEMENT OF THE LAW CHARITABLE NONPROFIT ORGANIZATIONS § 2.04, comment e. プルーデント・インベスター・ルールは、まず信託財産の投資の分野で UNIFORM PRUDENT INVESTOR ACT (1994)により全米で採用され、これが非営利組織について UNIFORM PRUDENT MANAGEMENT OF INSTITUTIONAL FUNDS ACT (2006)により、やはり全米で採用されている。

れられた財産については、「(A) 基本財産が設立された用途, 利益, 目的及び期間に照らして, チャリティが思慮あると判断する範囲において, (B) チャリティの目的に照らし, かつ (C) 当該資産に適用される合法的追加的条件に従って」, それ以外の財産は, 「(A) チャリティの目的に照らし, かつ (B) 当該資産に適用される合法的追加的条件に従って」支出または積み立てができるとされる。

チャリティの財産の投資が, 理事の忠実義務と注意義務に委ねられる, というのは, 日本の感覚では抽象的で拍子抜けするような財務規制である。しかしこれは逆に, チャリティの財産を支出するも積み立てて資産の充実を図るも, 受認者の経営判断によるという基本原則を示すものだというべきであろう。同時に, チャリティの財産についても, 資産投資と同様に分散投資によりリターンを確保すべき, という考え方は, 日本でももっと意識されてよいように思われる。

リステイトメントはさらに 2.05 条で, 理事会を「チャリティに関する事柄について最終的な責任を負う会議体」と定義し, 「チャリティの目的を促進する方針を採用し, 当該方針の実施を監督する義務」を負わせている。そして 2.06 条で, ガバナンスの職務と法や定款で限定された事柄以外の職務については, 委員会に権限を委任することを認めている。資産の分散投資なども, 高度な金融・財務の能力を要する場合もあり, その際には典型的には委任される。

2.07 条は受認者の情報収集権を定め, 2.08 条は, 定款による信認義務の変更と受認者の免責を定める。故意重過失または違法な不正行為の許容, 悪意の行為やチャリティ目的の無視, 注意義務や忠実義務を否定するような免責の定めは許されないが, それ以外は一般に免責は認められる。2.09 条は, ボランティアの過失責任を免責するとともに, 一定の場合に損害賠償に対する填補を認めている。さらに詳細は省略するが責任保険についての定めもおかれている。

以上が, リステイトメント 2 章のガバナンスの規定の概要である。日本で公益法人のガバナンスの強化・厳格化が強調されるのと対照的に, 注意義務の軽減, 信認義務の軽減・免責, 賠償責任の免責・填補と, チャリティ受認者が法的リスクを気にせず活動できるようルールが定められていることが分かる。ただし, 故意重過失の行為, 忠実義務違反は許されないことのメリハリは見落とすべきではないだろう。財務規制についても, 収支相償や遊休財産規制など画一的な規制ではなく, 原則は理事会の経営判断に委ね, また単に安全第一ではなく, 積み立てる判断をした場合には分散投資による資本充実が典型的に期待されることも, 日本と対照的である。

第 3 章 目的と組織の変更 Changes to Purpose and Organization

第 4 章 団体の財産への制限, 誓約, 寄付の勧誘 Restrictions on Assets; Pledges;
Solicitation

第 5 章 政府のチャリティ規制 Government Regulation of Charities

第 6 章 私人の訴訟適格 Standing of Private Parties

リステイトメントは、さらに第3章で目的と組織の変更、第4章で団体の財産への制限、誓約、寄付の勧誘、第5章で政府のチャリティ規制、第6章で私人の訴訟適格について規定を置く。これらの章の検討は他の機会に譲るが、政府規制については州と連邦の規制の関係について以下で触れるほか、チャリティ資産の使い道については、使途の制約がコロナ禍で議論があることから、1.8.3.で触れる。

③ 連邦税法——内国歳入法典

本報告書で扱うのは、内国歳入法典 501 条 c 項 3 号に規定された連邦法上の免税団体である。501(c)(3)団体ということが多い。

内国歳入法典 501 条 c 項 3 号は、免税目的として「宗教、慈善、科学、公衆安全試験、文学または教育目的、または国内・国際アマチュア・スポーツ競技の振興(競技施設または用品の提供を一部でも伴う活動を除く)、または子供または動物に対する虐待の防止 (religious, charitable, scientific, testing for public safety, literary, or educational purposes, or to foster national or international amateur sports competition (but only if no part of its activities involve the provision of athletic facilities or equipment), or for the prevention of cruelty to children or animals)」を定めている。加えて、501(c)(3)団体は、収益を外部の持分権者や内部の関係者に分配してはならず、プロパガンダの拡散や立法に影響を及ぼすこと、また公職選挙の政治キャンペーンに介入したり反対したりすることも許されない。501(c)(3)団体として免税を受けるためには、上記目的のみのために活動し禁止事項を守るよう組織されかつ運営される必要がある。組織要件が満たされているかは団体の設立文書をもとに判断される。運営要件が満たされているかは実際の活動を踏まえて判断されることになる。

501(c)(3)団体としての認定を望む団体は、内国歳入庁へ申立を行う。申立にあたっては、Form 1023 (Application for Recognition of Exemption) と呼ばれる書類に必要事項を記入して提出する必要がある。年間総収入が 5 万ドル以下と見込まれる団体は、Form 1023 を簡素化した Form 1023EZ を用いることができる。これは、2013 年に内国歳入庁が Tea Party の Form 1023 の受理を遅らせたとされるスキャンダルで導入された経緯がある。ただし、Form 1023EZ については、これを悪用して詐欺的なチャリティが設立されているとの報道が相次ぎ、拙速に簡略化を進め過ぎたとの批判が近年は強まっている(後述(3)参照)。Form 1023 と Form 1023EZ のいずれによる認定であっても、提出が団体の設立から 27 カ月以内であれば設立時から免税が認められ、27 カ月を超えていれば申立時から免税が認められる。

501(c)(3)団体として認定された団体は、毎年納税申告書を提出しなければならない。納税申告書は、団体の規模と種類により区別される。もっとも一般的な申告書が Form 990 であり、総収入が 20 万ドル以上または総資産が 50 万ドル以上の団体に対して、提出が求められる。Form 990 は、一部の付表(Schedule B)を除き公開される。総収入が 5 万ドルから 20 万ドルの団体は、より記載内容を簡略化した Form 990EZ を提出することができる。収入が 5 万ドル以

下の団体は Form 990N と呼ばれるフォームをオンラインで記入すればよい。

501(c)(3)団体の規律は、大きくパブリック・チャリティとプライベート・ファウンデーションに分けられる⁵²。パブリック・チャリティとは、おおまかには実際に公益活動を行っていると思われる団体を指し、具体的には、教会、学校、病院、政府機関⁵³、それに政府や一般市民から広くサポートを得ているチャリティをいう⁵⁴。チャリティが政府や一般市民からサポートを得ているというためには、収入の 1/3 以上を、個人や他のチャリティからの寄付や、政府による補助から得ていることを示す必要がある(これをパブリック・サポート・テストという)。1/3 の数値要件を達成できない場合には、収入の少なくとも 10% が政府や市民からの寄付であり、継続的に市民や政府からのサポートを受けるよう組織運営がなされ、かつ様々な事実と状況から一般市民のサポートを得ていることを証明しなければならない(facts and circumstances test という)。プライベート・ファウンデーションは、おおまかには自らはチャリティ活動を行わず資金を供給する団体と考えることができる。法的には、内国歳入法典 503 条(c)(1)を満たすチャリティから、パブリック・チャリティを除いたものすべてを指す。プライベート・ファウンデーションについては、収入規模を問わず Form 990PF と呼ばれる納税申告書の提出が求められる。

税制面で見ると、寄付の所得税控除については、パブリック・チャリティへの寄付では寄付者の年間所得の 50% まで控除が認められるのに対し、プライベート・ファウンデーションへの寄付では年間所得の 30% までしか認められない(内国歳入法典 170 条(b)(1))。キャピタルゲイン税制や贈与税についても、プライベート・ファウンデーションへの制限は、パブリック・チャリティに比べて厳しい。投資収入については、パブリック・チャリティであれば、投資収入への課税はないが、プライベート・ファウンデーションには 1.39% の付加税(excise tax)が課される(4940 条)。以前は税率 2% とされ、一定のチャリティへの支出を行えば 1% まで軽減されたが、2019 年に簡素化された。

さらに、プライベート・ファウンデーションには、自己取引(4941 条)、ビジネス持分の保有(4943 条)、チャリティ目的を危うくするような投資(4944 条)、その他課税対象の支出といった特定の取引について付加税が課される(4945 条)。さらにプライベート・ファウンデーションについては、毎年、保有する投資財産の市場価値の 5% は支出することが求められ、これを怠った場合にはやはり付加税が課される(4942 条)。ここで付加税というのは、形式上は税だが、これら望ましくない取引を行った団体や理事、取引相手方に税法上の不利益を与えるもので、中間的制裁ともよばれる。悪質な行為ほど税率が高くなる。内国歳入庁としては税制優遇をなく奪することも可能だが、これは極めて悪質な行為が是正されない場合のような最後の手段と位置付けられる。

⁵² 邦語文献として、雨宮孝子「NPO の法と政策—米国税制のパブリック・サポート・テストと悪用防止の中間的制裁制度—」三田学会雑誌 92 巻 4 号 91 頁(2000)。1969 年税制改正の歴史的検証として、Philip Hackney, *The 1969 Tax Reform Act and Charities: Fifty Years Later*, 17 PITTSBURGH TAX REVIEW 235 (2020)。

⁵³ IRC § § 509(a)(1); 170(b)(1)(A)(i)–(iv)。

⁵⁴ IRC § § 509(a)(1); 170(b)(1)(A)(v)。

パブリック・チャリティとプライベート・ファウンデーションの区別は、1969 年の税制改正で導入された。これにより、プライベート・ファウンデーションには投資資産の 5%という支出が義務付けられることになったが、パブリック・チャリティについては、財務規制は存在しない。個人や他のチャリティからの寄付や、政府による補助から得ている団体については、資金を公益に支出するか内部留保して財政基盤の拡充に用いるかといった判断は、理事会や受託者による経営判断に委ねることを意味する。1969 年改正によるプライベート・ファウンデーション規制はチャリティの不祥事を契機として導入されたが、それでも実質的な公益活動を行うチャリティについては、依然として信頼が残されたということが出来る。同時に(4)で後述するように、アメリカでは、チャリティに助成金を給付する民間の助成団体や、補助金を給付する政府によるガバナンスに対する監視が、しばしば実質的で厳格であることも注意しておきたい。

連邦法のレベルでは、プライベート・ファウンデーションについて利益相反取引規制があるものの、ガバナンスは基本的には州法の領分である。しかし州レベルでのガバナンスの確保に限界があるとの認識が広まる中で、連邦レベルでの対応が期待されるようになってきた。この点で重要なのが、2008 年の Form 990 改正である。この改正は、民間の非営利団体が連合して 1980 年に設立された Independent Sector の提言を広く取り入れたもので、特にディスクロージャーを重視した点に特徴がある。具体的に Form 990 は、ガバナンスについてのベスト・プラクティスを示し、これに沿ったガバナンスが行われているかについて、開示を求めている。例えば、Form 990 の Part VI には、理事や役員の中に家族関係やビジネス関係を有している人がいるか、団体の資金流用が明らかになったことはないか、といった質問があり、これに Yes と答えた場合には、付表(Schedule 0)でその詳細を記述することが求められる。

Form 990 をホームページなどで広くアクセスできるようにした団体は、写しを提供する義務を免除される。こうした開示がガバナンスの向上につながるかは、当初は懐疑的な向きもあった。しかしその後の研究は、こうした開示情報がメディアや研究者、さらに助成財団や政府機関など寄付・助成金を交付する主体で活用され、優れたガバナンスが不祥事の防止につながっていることを示している⁵⁵。

1.6.2 非営利法人のガバナンス・コードと利用状況

アメリカでは多数のガバナンス・コードが公開されている。法改革プロジェクト、非営利団体の協会、非営利団体を評価する機関、非営利団体分野の専門家、州の司法長官、内国歳入庁、といったところが、それぞれの目的で法的拘束力は必ずしもないが望ましいガバナンス原則

⁵⁵ Erica Harris, Christine Petrovits & Michelle H. Yetman, *Why Bad Things Happen to Good Organizations: The Link Between Governance and Asset Diversions in Public Charities*, 146 JOURNAL OF BUSINESS ETHICS 149 (2017); Evelyn Brody, *Sunshine and Shadows on Charity Governance: Public Disclosure as a Regulatory Tool*, 12 FLORIDA TAX REV. 183-234 (2012). この点は、2017 年 10 月 25 日に行われた公益法人協会での Deborah Demott 教授の報告「*Fiduciary Duties in Charitable Non-Profits: Enforcement and Other Challenges*(公益非営利法人と信託義務:実践の確保とその他の課題)」でも強調された。

を作成・公表してきた。

こうした数ある非営利法人のガバナンス・コードの中でも、特に重要なのが Independent Sector が 2007 年に公表した、「良きガバナンスと倫理的実践のための諸原則：チャリティ及びファウンデーションのためのガイド (Principles for Good Governance and Ethical Practice: A Guide for Charities and Foundations)」(以下「IS 諸原則」という)である⁵⁶。チャリティのとるべき具体的ガバナンス手法を 33 項目にわたって列挙したこの文書は、2015 年に改訂されて今日に至る。

IS 諸原則の策定は、上記の 2008 年 Form 990 改訂と軌を一にする。当時、議会上院財政委員会 Finance Committee は、非営利法人のガバナンス、寄付者助言基金(donor advised fund)規制、寄付財産の課税所得控除のあり方、後援団体(supporting organization)の免税措置手続など、広範な非営利法人規制を検討していた。そうした中で、財政委員会は、非営利セクターを代表する委員会の設置を促し、非営利法人のガバナンスを改善する方策を提言するよう求めた。これを受けて設置された委員会 Panel on the Nonprofit Sector は、2005 年、立法と立法以外の措置の提案を取りまとめた。これによって、非営利セクターとして過重でない合理的な規制のありかたを提案することができたといえる⁵⁷。

IS 諸原則は、4 つのカテゴリに分けて 33 のガバナンス原則を掲げている。具体的には、第一のカテゴリが、コンプライアンスと情報開示として 1. 連邦・州法、また活動する国の法の遵守、2. 文書による倫理綱領の採用と団体内の周知、3. 利益相反管理方針・手続の採用、4. 内部告発通報の方針と手続の採用、5. データ・文書・記録の保護管理方針、6. 資産や金銭的・人的資源の保全計画、7. 情報開示の 7 原則が掲げられる。第二に効果的なガバナンスとして 8. 理事会の構成と責務、9. 理事会が定期的に会合を開くこと、10. 理事会の規模、11. 理事会の多様性、12. 理事の経済面・給与面・人的面での独立性、13. 理事会による CEO の採用・監督・年次評価、14. CEO、理事会の会長、出納係が別の人物であるべきこと、15. 理事との効果的な教育・意思疎通手続、16. 理事会としての自己評価と能力の欠けた者の解任、17. 理事の任期と再任回数、18. 理事会による 5 年ごとの組織文書の検討、19. 団体の使命と目的の確定と 5 年ごとの再検討、20. 理事の報酬の原則禁止と、報酬を支払う場合の報酬額の決め方と開示の 13 原則が掲げられる。第三に財務の管理として 21. 完全・最新・正確な財務情報、独立の会計監査または審査、22. 資産の管理・投資の方針と手続、23. 理事や役員への貸し付けの禁止、24. 年次予算の重要な部分をプログラムに支出し、かつ運用とファンドレイジングの能力を維持すべきこと、25. 団体関係者の旅費支出・支払の方針・手続、26. 出張者の配偶者や子などへの旅費の支出の禁止が挙げられる。最後に責任感をもったファンドレイジングとして、27. 寄付者や一般向けの開示の正確性と真実性、28. 寄付者の意図に即した目的での寄付金の使用、29. 寄付者へ

⁵⁶ INDEPENDENT SECTOR, PRINCIPLES FOR GOOD GOVERNANCE AND ETHICAL PRACTICE: A GUIDE FOR CHARITIES AND FOUNDATIONS (2007).

⁵⁷ Oonagh B. Breen, Alison Dunn, and Mark Sidel, *Regulatory Waves: An Introduction*, in REGULATORY WAVES: COMPARATIVE PERSPECTIVES ON STATE REGULATION AND SELF-REGULATIONS POLICIES IN THE NONPROFIT SECTOR 1, 12 (Oonagh B. Breen, Alison Dunn, and Mark Sidel eds. 2017).

の寄付の謝辞と税法に則した扱い, 30. 団体の倫理・財務・プログラムその他の利益に反しない寄付金受け入れ方針, 31. ファンドレイジング担当者への適切な訓練と監督, 強制・脅迫・嫌がらせの禁止, 32. ファンドレイズの割合に基づくファンドレイジング担当者への報酬支払の禁止, 33. 寄付者のプライバシーの尊重, が掲げられる。

以上から分かるように, IS 諸原則はかなり具体的な内容に踏み込むものであり, また個々の原則には解説とより詳細な実務的示唆が示されている。具体的な内容は, いずれも法的義務ではなく, 例外的な扱いを許容する余地も認められ, 開示を中心とした自主的なガバナンスの充実を図るものである。ただその分だけ, 内容は具体性が高く, 例えば報酬についての第 20 原則は, 理事は原則無報酬とし, 報酬を支払う場合には, 適切な報酬額の決定手法を採用し, 判断過程を书面化し, 請求があった場合には, 誰に対してであっても報酬額と決定の根拠を開示すべきとしている。公益法人協会は, このガバナンス原則は, 日本では取扱規則で規定すべきものを原則に取り上げてしまうほど詳細であって, 日本の基準の考え方や日本の文化との違いもあるので, 全面的には参考にはできないとしている⁵⁸。

しかし IS 諸原則のありかたは, 日本のガバナンス議論にとっても示唆するところは小さい。例えば日本では, 公益法人や学校法人のガバナンス強化として, 理事会に家族関係やビジネス関係を有している人の割合に法的制限を加えようとする傾向が強い⁵⁹。これに対しアメリカでは, 連邦の内国歳入法典も多く of the 州の非営利法人法も, 理事の独立性について形式的な規制をおかない⁶⁰。むしろアメリカで理事の独立性について規律するのは, こうした民間のガバナンス・コードである。具体的に IS 諸原則では, 第 12 原則において, 理事会の 2/3 は独立理事であるべきだとしている。そして理事の独立性を失わせる事由として, (1) 従業員または契約相手方として報酬を得ていること, (2) 団体から報酬を得ている人に報酬を決められていること, (3) チャリティの便益を受けること以外に, 直接間接に団体から経済的利益を受けること, (4) 家族関係を挙げている。同時に, 第 12 原則の解説は, 内国歳入庁に提出する年次報告 Form 990 で求められる独立理事の開示を明示的に参照している⁶¹。ただし, 内国歳入法典もこうした独立性を法的要件としているわけではなく, あくまで開示をさせるにとどまっている。IS 諸原則も, 第 12 原則の解説において, 団体によっては, 独立理事を要求すべきでない事情があり得ることも, 認めている。こうした非営利法人のガバナンス, とりわけ理事の独立性についても, 法律による形式的な規制は回避し, 開示と民間のガバナンス・コードに委ねる, という規律のありかたは, 日本のガバナンス論についても示唆となりうる。この民間のガバナンス・コードがかなり詳細であり, 他方で連邦法制の開示要件とリンクしていることも注意する必

⁵⁸ 公益法人協会『「公益法人ガバナンス・コード」の解説』(2020)20-21 頁。

⁵⁹ 公益認定法 5 条 10 号, 11 号; 9-14 頁; 公益法人のガバナンスの更なる 強化等に関する有識者会議「最終とりまとめ」(2020 年 12 月)9-14 頁, 学校法人のガバナンスに関する有識者会議「学校法人のガバナンスの発揮に向けた 今後の取組の基本的な方向性について」(2021 年 3 月)14 頁。

⁶⁰ See RESTATEMENT OF THE LAW CHARITABLE NONPROFIT ORGANIZATIONS § 2.05, comment c, Reporter's note.

⁶¹ Form 990 の Part VI の 2 行目で, 「いずれかの執行役員, 理事, 中心的従業員のうちに, 他の執行役員, 理事または中心的従業員と, 家族関係またはビジネス関係を有する人がいますか?」という項目があり, ここで Yes にチェックをすると付表 Schedule O で詳細の記述を求められる。

要があるだろう。

他方で、IS 諸原則がどこまで利用され、その効果がどこまで認められるかについては、評価が分かれるようである。一方では、U.S. Japan Council での聞き取りにおいては、理事の報酬開示の実務が話題となった際に、IS 諸原則に触れつつ、理事の報酬開示の重要性はアメリカでは広く受け入れられている、との回答があった。IS 諸原則と Form 990 の改訂が同時に行われた経緯から、ガバナンス・コードの内容が Form 990 での開示内容と対応していることも、その説得力の向上につながったといえよう。

Form 990 の開示とガバナンス・コードの遵守が非営利組織の自由意思に委ねられていることについては、その実効性について懐疑的な見解も見られた。例えば、George Mason 大学の Stefan Toepler 教授は、州や連邦の政府による強制力の伴った規制がなければ、その実効性には期待できない、と述べておられた。

しかし、Form 990 は様々な利害関係者(ステイク・ホルダー)によって参照されている。とりわけ、Guide Star は内国歳入庁との合意に基づき Form 990 をスキャンし電子的な開示を開始し、Charity Navigator は大型チャリティの格付けを開始した。他にも Form 990 の開示情報は、Wise Giving Alliance などの民間の評価機関によって公開され、格付けなどに用いられている。1990 年代以降のインターネットの普及とともに、一般市民がオンラインで収集できる情報量は、飛躍的に増大した。こうした二次的利用において、ガバナンス・コードは判断基準として一定の役割を果たしており、非営利団体の側にもこの基準を満たそうという動機が存在する。ガバナンス・コードは、実効性について疑問の余地があるとはいえ、Form 990 を求める内国歳入庁と民間の評価機関の存在と相まって、重要な意義を有しているといえよう⁶²。

Independent Sector 以外にも American Society of Association Executives など、非営利組織の事業の実施からガバナンスやファイナンスまで、具体的なリソースを提供している団体もあり、そこで具体的なガバナンスについてのガイダンスも入手できる⁶³。

また国際的に活動する非政府組織向けには、InterAction が NGO Standards という自己評価の枠組を公表している⁶⁴。具体的な内容は、ガバナンス、組織のインテグリティと透明性、財務、マーケティングとファンドレイジング、経営と人材、プログラム、公共政策、実施、といった項目が挙げられている。とりわけプログラムについて、性別、人種、障害といった多様性の向上、緊急事態・紛争・災害対応、最低限の活動安全基準、難民・国内避難民、性的搾取・虐待からの保護、開発、子供の支援、市民の教育、現物支援、医薬品・医療資源、食糧支援、書籍や教材、衣服、など具体的に詳細な規定がおかれている。5 年に一度、自己評価を行い、認証を受けるものとされる。訪問先では、International Center for Not-for-profit Law が InterAction の枠組を活用していた。

⁶² Putnam Barber & Megan M. Farwell, *The Relationships between State and Nonstate Interventions in Charitable Solicitation Law in the United States*, in Breen, et al., eds, *supra* note 57, at 199, 215-17.

⁶³ Japan US Council でのインタビューによる(2022 年 9 月 6 日)。

⁶⁴ InterAction, *NGO Standards* (December 2018), <https://www.interaction.org/documents/interaction-ngo-standards/>

1.6.3 非営利法人のガバナンス面の課題

州と連邦による非営利法人法制の執行において、大きな課題とされるのが執行のバラツキが大きいことである⁶⁵。非営利法人のガバナンスを監督する機関は、州政府であれ連邦の内国歳入庁であれ、慢性的な予算不足にある。その背景には、監督機関自体の問題もさることながら、予算承認権限を有する議会が、非営利法人のガバナンスに対してなかなか関心を示さない現実がある。予算分配や非営利法人法制の執行は、どうしても政治的動機に左右されざるを得ない。

州の中でも、ニューヨークやカリフォルニアなど、チャリティやフィランソロピー活動が大規模に展開される州では、詳細な規制を行っており、非営利法人法制でも、理事会メンバーの一定割合に独立理事を任命することを義務付けている。州政府としても非営利法人の規制にかなりの予算を割き、ファンドレイジング規制については、州内で設立された法人だけでなく、州内でファンドレイジングを行う法人について登録を義務付け、規制を行っている。ただしこうした州はむしろ少数であり、またファンドレイジングといった特定の問題について規制がなされていても、非営利法人のガバナンスについて広く規制監督がなされているわけではない。

こうした事情から、非営利法人のガバナンスについては、むしろ連邦レベルの内国歳入法典に基づく内国歳入庁の規律が重要だとされ、忠実義務の連邦法化といわれることさえある⁶⁶。既に述べたように、内国歳入庁によるガバナンスの規律は開示を中心としたものであり、連邦レベルでは、理事の独立性や報酬について法的規制がおかれているわけではない。しかし、2008年のForm 990改革とこれに対応する民間のガバナンス・コードの取り組みが一定の効果を認められたことで、連邦レベルによる公益法人のガバナンスの規律には、一定の信頼が寄せられてきたといえよう。ただし、内国歳入庁がチャリティのガバナンスの確保に当たって重要な役割を果たしてきたとしても、その本来の役割は税収の確保であり、その役割と機関の目的との不整合は長らく指摘されてきた。

しかし最近では、内国歳入庁がチャリティの監督に消極に転じているとされている。様々な要因が考えられるが、政治的スキャンダルとしてしばしば挙げられるのが、2013年に内国歳入庁がTea Party関連の保守系団体のチャリティ承認を遅らせたとして、連邦議会共和党を中心に厳しい批判を浴びた事件である。内国歳入庁は批判を受け、Form 2023を簡略化し、小規模団体について簡略化したオンラインの免税資格の申請を認めるForm 1023EZを導入し、承認手続の時間短縮を図った。この書式によれば、501(c)(3)団体の資格を申請する団体は、同条の要件を満たしていることを証明する必要はなく、宣誓すればよいとされている。定款を添付する必

⁶⁵ Lloyd Hitoshi Mayer, Fragmented Oversight of Nonprofits in the United States: Does it Work? Can it Work? 91 Chicago-Kent Law Review 937 (2016)

⁶⁶ Johnny Rex Buckles, The Federalization of the Duty of Loyalty Governing Charity Fiduciaries under United States Tax Law, 99 Kentucky Law Journal 645 (2011).

要もない。しかし近年は、Form 1023EZ の悪用事例が相次ぎ報道され、内国歳入庁の予算が削減されつつあることも相まって、免税資格要件を明らかに満たさない団体も 501(c)(3) 団体として認定されてとの批判が高まって。具体的には、1023EZ を用いて American Cancer Society や United Way など有名チャリティと酷似した名称の団体を設立され、寄付金をだまし取るなど詐欺事例も報じられてた⁶⁷。報道は議会でも問題視され、2022 年夏には、連邦議会下院の Ways and Means Oversight Subcommittee でこの問題が取り上げられ、内国歳入庁の委員長に対し、こうした報道に対する釈明を求める書簡が公開された。租税制度の適正さを調査する Treasury Inspector General for Tax Administration の報告書でも、Form 1023EZ の扱いについて懸念が表明された⁶⁸。2022 年に連邦議会下院に提出された Nonprofit Sector Strength and Partnership Act の法案でも、内国歳入庁に Form 1023EZ の廃止を促す規定が提案されている⁶⁹。

内国歳入庁が予算削減でチャリティ監督活動を縮小する中で、今日ではチャリティのガバナンスにおいては、むしろ州が積極的な役割を果たしているとさえ言われる⁷⁰。例えば、2015 年には、50 州とワシントン D.C. が連邦取引委員会 (Federal Trade Commission) と合同で Cancer Fund of America Inc. に対する捜査を行い、これを支配する James T. Reynolds らがチャリティ資産を実質的に近親者や友人など内部者に分配したとして、詐欺により解散に追い込んだ⁷¹。ただし、これは州レベルの非営利法人法制が拡充されたり、予算が充実したりというより、政治的・党派的な様相も強い。ニューヨーク州の司法長官は、トランプ元大統領が設立した Trump Foundation を、チャリティ資産を選挙資金等に私的流用したとして、2019 年に解散に追い込んだ。トランプ大統領ら関係者は司法長官との和解で、200 万ドルの返還と、信頼性の高いチャリティに財産を寄付した上で、Trump Foundation を解散することで合意した⁷²。

1.6.4 非営利組織の成長とガバナンス

⁶⁷ Michael Cohn, *IRS grilled over fake charity fraud schemes*, ACCOUNTINGTODAY (July 22, 2022) <<https://www.accountingtoday.com/news/irs-grilled-over-fake-charity-fraud-schemes>>; David A. Fahrenthold, Troy Closson and Julie Tate, *76 Fake Charities Shared a Mailbox. The I.R.S. Approved Them All.*, NEW YORK TIMES (July 3, 2022).

⁶⁸ Treasury Inspector General for Tax Administration, *More Information Is Needed to Make Informed Decisions on Streamlined Applications for Tax Exemption* (Report Number 2023-10-001, October 3, 2022).

⁶⁹ Nonprofit Sector Strength and Partnership Act, H.R. 7587, 117th Cong. § 9 (2022). 本法案の背景等については、8. においてより詳細に触れる。

⁷⁰ Joshua Rosenberg, *States, Not IRS, Lead In Policing Tax-Exempt Organizations*, LAW360 (December 11, 2020) <https://www.law360.com/articles/1336984/states-not-irs-lead-in-policing-tax-exempt-organizations>

⁷¹ Federal Trade Commission, *FTC, States Settle Claims Against Two Entities Claiming to Be Cancer Charities; Orders Require Entities to Be Dissolved and Ban Leader from Working for Non-Profits* (March 30, 2016) <https://www.ftc.gov/news-events/news/press-releases/2016/03/ftc-states-settle-claims-against-two-entities-claiming-be-cancer-charities-orders-require-entities>

⁷² Letitia James, NY Attorney General, *Donald J. Trump Pays Court-Ordered \$2 Million For Illegally Using Trump Foundation Funds* (December 10, 2019) <https://ag.ny.gov/press-release/2019/donald-j-trump-pays-court-ordered-2-million-illegally-using-trump-foundation>

非営利組織にとって、成長とガバナンスがいわば車の両輪であることは、日米の別を問わない⁷³。同時に、非営利法人がどのような形で成長してゆくのか、またその際にガバナンスがどのような意味をもつのかを考えることは、重要なことであるように思われる。以下では、今回の訪米調査で訪問した団体のうち興味深い例を、団体の成長過程に沿って並べてみる。そうすると、非営利組織の当事者にとっては、州当局や内国歳入庁による規制もさることながら、むしろ助成団体による助成や政府の補助金など、資金の出し手との関係でガバナンスを強く意識していることが浮かび上がる。これは収入の 1/3 以上を市民や政府による支援によることを要求するパブリック・チャリティのパブリック・サポート要件と符合する。

アメリカといえども、非営利組織を取り巻く環境は厳しい。設立間もない非営利組織にとって、最初の 5 年間は特に厳しく、多くの団体がこの間に運営資金が確保できずに退出するという。そうした環境の中で周到なプランニングをしていると語ってくれたのが、Center for Values in International Development の理事長 Schwenke 氏である。2021 年に内国歳入庁の免税が認められ、Counterpart International のオフィス・スペースでインタビューに応じて下さった Schwenke 氏にとって、ファウンデーションなどの資金の出し手や政府や自治体などのグラント・契約先の信頼をいかに勝ち取るかは極めて重要な課題である。そのために、Form 990EZ ではなく Form 990 を提出し、会計監査も法的義務ではないが行ってゆくという。潜在的な寄付者の信頼を確保するため、ソーシャルメディアも Facebook ではなく LinkedIn だという Schwenke 氏にとっては、Form 990 もまたステークホルダーの信頼と多様な資金源を獲得する手段だということになる。

Friends of the Children NY はニューヨークに支部を開設してから 20 年程度であるが、NY 支部の理事長 Gary Clemons 氏は着任から 14 年間の組織拡充について語ってくれた。着任当初は、理事自らが公益活動をする形態で赤字体質もなかなか改善しなかったが、徐々に専門性を有した職員を採用し、ファンドレイジングを拡充し、収入源も多様化させるとともに、IT やインフラの充実が実現していったという。今日では、理事はファンドレイジングに専念し、公益事業はフルタイムの職員で行っている。

理事がファンドレイジングに専念するモデルは、究極的には近代美術館(MoMA)に行きつく。MoMA の理事は、これに就任すること自体が名誉でもあり、報酬を受け取るよりもむしろ高額の寄付を行い、寄付者を紹介することが期待されている。超富裕層から高額の寄付を集めながら、高い入場料を取っていることへの批判もあるが、政府からの補助金は受け取らず、その分毀誉褒貶のある芸術のコレクションを継続して集められる、というのが MoMA のスタンスである。

他方で、多くの非営利団体にとって、政府の補助金は重要な資金源である。相対的に小規模な団体は州や地方自治体、大規模な団体や国際的に活躍する団体は、これに加えて連邦政府の補助金の獲得を目指すことになる。ただ、政府からの補助金を得るには会計監査も必要になり、とりわけ連邦政府の補助を受けるためには、会計監査を含め厳格なガバナンスを備えること

⁷³ 溜箭将之「公益団体のガバナンスと成長——日米比較からの問題提起(上)(下)」法律時報 94 巻 2 号 92 頁, 3 号 83 頁(2022 年)。

が求められる。調査で訪問した先では、国際的な災害救援活動を行う Peace Winds America において、政府間調整や外交関係に関わるため、厳格な会計監査を求められるとの説明があった。連邦政府の補助金を受けると、関係する情報もオープンになり、Federal Audit Clearinghouse のデータベースに公開されることになる⁷⁴。

政府の補助金と助成財団の支援も、非営利組織の成長段階に応じた支援を行っている。アメリカでは、事業費だけではなく運営費の助成にも積極的な助成財団も存在し、そうした財団の助成は、特にスタートアップの非営利団体にとっては貴重だとされる。例えば、Center for Values in International Development は、運営費を全般に補助する Hewlett Foundation の助成金を獲得することができ、とても助かったという⁷⁵。他方で、多くの補助金・助成金は、事業費すべてを支出するわけではなく、例えば事業費の半分は助成を受ける団体で支出し、これにマッチングする形で助成金を支給するものも多い。さらに、助成を受ける団体に対して見える形で成果を示すよう求める財団もあり、そうした傾向は強まっている。今回の訪問先には含まれないが、Robinhood Foundation はこうした成果を評価するベンチマークを早い段階で導入したことで知られ⁷⁶、今回の訪問先とのインタビューでも何度か言及された。政府も助成財団も、助成を受ける団体の財政的安定性は重視しており、多様な収益源を有する自律的なチャリティに対しては助成が付きやすいとされる。

コロナ禍は非営利組織にとって厳しい環境であったのは間違いない(1.8. 米国の非営利組織におけるコロナ問題への対応、参照)。本調査でインタビューに応じてくれた団体は、そうした逆境を生き残った、いわば勝ち組とすることができる。例えば、VISIONS を訪問した際には、ニューヨーク市やその周辺で同様に視覚障害を持つ人のために活動するチャリティも、事業を継続できなくなったものが複数あったとのことであった。VISIONS は、政府の契約を取ることに加え、基本財産への寄付(endowment)を確保し、助成団体などの複数の寄付先を維持することに意を用いた。こうした努力の結果、他の団体では、視覚障害者をサポートするスキルを持つ人材が職を失い、人によってはニューヨークを離れる中で、VISIONS は有能な人をさらに増やすこともできたという。

ガバナンスを確保し、成長に成功した団体は組織を拡大し、インタビューに応じてくれた人と団体は成果に胸を張る一方で、失敗した団体は事業を継続できずに解散を余儀なくされる。多様な非営利組織が様々な工夫を凝らす中で、成果を出せず資金を確保できない団体は退出してゆくのであり、ここにはアメリカの非営利セクターの厳しさがある。ガバナンスの向上で試練や危機を乗り越えた非営利組織が、さらに成長してゆく。これがアメリカの非営利組織の世界の厳しさでありダイナミズムの源でもあるように感じた。

⁷⁴ Federal Audit Clearinghouse <<https://facweb.census.gov/uploadpdf.aspx>>. ただし、アクセスしたものの、必ずしも情報の取得が容易ではない印象を受けた。

⁷⁵ <https://hewlett.org/grants/center-for-values-in-international-development-for-general-operating-support/>

⁷⁶ Andy Serwer, *The Legend of Robin Hood*, FORTUNE MAGAZINE (September 8, 2006).

しかし、こうした成長パターンだけが、アメリカで唯一の非営利法人のありかたではない。本調査で訪問した、ワシントン D.C. で生け花の活動を行う Ikebana International Chapter 1, ワシントン D.C. の地域社会で町内活動を行う Westminster Neighborhood Association, ポトマック川のウォーターフロントで連邦政府と協力しつつ活動する Friends of Georgetown Waterfront Park など小規模非営利団体の多くは、オンラインの会計ソフトで会計を行い、Form 990EZ による負担の小さな開示で、身の丈に合った活動とガバナンスを行っている。こうした草の根型の非営利組織も、伝統的なアメリカのチャリティのイメージである。

アメリカの社会学者ロバート・パトナムは、2000 年に出版された著書『孤独なボウリング』で、アメリカにおいて草の根型の非営利組織が大きく減少し、20 世紀アメリカでは、社会的資本が失われていったと論じて話題を呼んだ⁷⁷。アメリカ社会の分極化、貧富の格差の定着・拡大も、富裕層が大きな影響力を持つ現状のフィランソロピーやチャリティのありかたに対する批判を惹起している⁷⁸。アメリカにおける非営利組織のありかたについて、パトナム型の草の根的な団体を念頭に置くのか、シュンペーター型の破壊とイノベーションの担い手となる組織を想定するのか、といった議論は調査の間にも耳にした。訪問した Independent Sector でも、インタビューの中で草の根型の非営利組織を重視する試みを行っているとの応答もあり、こうしたアメリカにおける非営利組織をめぐる議論は、今後も続くものと思われる。

⁷⁷ Robert D. Putnam, *Bowling Alone: The Collapse and Revival of American Community* (2000).

⁷⁸ Steven Teles, Heather Hurlburt, & Mark Schmitt, *Philanthropy in a Time of Polarization*, Stanford Social Innovation Review (Summer 2014); Rob Reich, *Just Giving: Why Philanthropy Is Failing Democracy and How It Can Do Better* (2018).

1.7 統轄庁,中間支援団体並びに非営利法人等との相互関係

白石喜春

1.7.1 はじめに

はじめに, 2019 年に実施した訪英調査等の成果についてレビューを行った上で, 今回の訪米調査からみえてきた米国における統轄庁, 中間支援団体並びに非営利法人との相互関係についてみていきたい。

英国の規制当局, チャリティ委員会(Charity Commission for England and Wales)やデジタル・文化・メディア・スポーツ省内にある市民社会局(Office for Civil Society) 政策管理部門は, 中間支援団体や非営利団体との交流を頻繁に行い, 現場団体の状況把握に務め, 政策面, 規制面で必要な措置を講じている。

例えば, 英国の中間支援団体である全国ボランティア組織協議会(National Council for Voluntary Organisations : NCV0)が主催する年次大会や各種イベントにチャリティ委員会や市民社会局の関係者が参加し, 現場団体との交流を通じセクター全体の動向を把握するとともに, 政策面での支援ニーズ, 制度改正の必要性の把握に努めている。著者も何度か NCV0 主催イベントに参加しているが, チャリティ委員会の当時の Suzi Leather 委員長および William Shawcross 委員長, 市民社会局の Ben Harrison 政策部長とは, 表敬訪問とは別にイベント会場でもよく面談したものである。

また, 2015 年にチャリティによる高齢者をターゲットにした強引な資金調達が横行した際には, NCV0 は市民社会担当大臣に解決策の検討を依頼され, その結果 NCV0 を含むチャリティ関係者で構成される独立機関「資金調達規制機関(Fundraising Regulator)」を 2016 年 7 月に新設されることとなった¹。このように中間支援団体と政府の関係も, 規制当局等と同様に, もちつもたれつの関係が存在している。

このように, 英国の規制当局や中間支援団体を含めセクター間の相互交流は非常にオープンであり, このような状況にあることから 2019 年に実施した訪英調査では, チャリティ委員会並びに市民社会局に対するヒアリングが実現された。今回の訪米調査では, IRS の訪問を検討したものの, 当局へのアウトリーチは非常に難しく, 地元の中間支援団体でさえも関係構築が難しいとされていることから, 今回は IRS に対するヒアリングは実現されなかった。実際に, 今回ヒアリングを行った諸団体で IRS または州規制当局と関係を持つ団体は見受けられず, 英国と異なる様相を呈している言えよう。

1.7.2 非営利団体と統括庁の関係

多くの非営利団体は, 規制当局の内国歳入庁(Internal Revenue Service : IRS)または州当局との関係については, 規制要件を遵守するという一方通行の関係が存在するのみというケースが多いようである。しかし, 規制当局以外の政府機関や地方行政との関係は, 制度対策,

資金補助, 委託事業等の面で協力関係を築いているケースが多い。

以下は, ヒアリング先団体から伺った規制当局およびその他連邦または州政府との関係についての現況である。

<City Wildlife>

野生動物とその生息地を保護し, 擁護する目的で, 野生動物のリハビリテーション, 公共教育, 啓もう活動を行う City Wildlife は, 規制当局との関係はないものの, D. C. 政府は同団体が行う各種活動の重要性を理解しており, 毎年 20 万ドル前後 (2021 年度は 20.5 万ドル²) の補助金を得ている。4 半期に一度提出する必要がある事業実施報告書 (会計報告を除く) の作成に負担を感じているが, 若干の上書きで対処できるような内容のため, そこが唯一の救いとのこと。

また, 移動性生物保護法 (D. C. Law 24-337. Migratory Local Wildlife Protection Act of 2022) の今年中の成立を目指すにあたり, 協力団体と共に D. C. 政府に働きかけるなどのロビー活動を行っている。

<International Center for Not-for-Profit Law: ICNL>

ICNL は, 市民社会, 公益事業, 市民参画に影響を与える法律に焦点を当てたグローバル組織であり, 日本の公益法人の伸び悩みと制度環境の関係性にも関心を示している。

同センターは, IRS または州当局と協力的な関係はなく, 法人登録や年次報告等を提出するだけの関係とのこと。ただ, 財務省 (U. S. Department of the Treasury) や司法省 (U. S. Department of Justice) などとは密接な関係を築いており, 例えば米国には非営利団体に影響を及ぼす対テロ制裁, マネーロンダリング, 民主主義原則などの様々な法律や制裁規制があり, このような制裁規制により慈善資金, 人道救援, 開発支援などの公益事業を妨げないよう財務省と協力し調整している。ヒアリングの翌日も, 財務省外国資産管理局 (Office of Foreign Assets Control) との会議に出席し, 米国の制裁によるアフガニスタンの人道支援への影響について検討するとのことであった。

また, 1938 年にナチスのプロパガンダを取り締まる目的で制定された外国人代理人登録法 (Foreign Agents Registration Act)³ があるが, 以前に, 長い間更新されていない同法を改正するという事で, ICNL は司法省からの依頼で, 国境を越えた正当な慈善活動を意図せず制限することがないよう議会で証言したことがある。このように議会および司法省などとの協力を得て慈善活動が制限されないよう様々な取り組みを行っているとのことであった。

<U. S. -Japan Council: USJC>

USJC は, 日米関係を強化する目的で国際的なリーダーの育成, 日米交流活動等を行う 501(c)(3) 団体である。USJC も同様, IRS や州当局との関係は年次申告書または年次報告書を提出するだけの関係とのことだが, USJC と日米外務省との関係は両国大使館を通じて良好な関係を維持しており, 共同で日米交流プログラム等を実施している。

<World Food Program USA : WFP-USA>

世界食糧計画 USA は, 世界の飢餓問題を解決し, 誰もが健康で生産的な生活を送るために必

要な食糧と栄養を手に入れることができる世界を築くために活動している 501(c)(3) 団体である。両政党(民主党, 共和党)および連邦政府は, 世界的な飢餓問題に長年にわたって支援してきた歴史があり, 早い段階から飢餓を終わらせる目的で食料品の輸出を行ってきた。両政党と連邦政府との連携でこのような支援活動が実現できており, 米国は 2022 年度も世界食糧計画の支援活動に約 50 億ドルの予算が充てられている。

1.7.3 非営利団体と中間支援団体の関係

中間支援団体と非営利団体の関係については, 小規模法人の多くは中間支援団体の存在を把握しておらず, 中間支援団体の存在を把握していても会費⁴を支払う余裕がないという理由で会員になっていないケースもあり, このため中間支援団体の会員は中規模から大規模な法人が中心となっている。ただ, 多くの中間支援団体では, 会員以外の法人が受けられるサービスやプログラムも多数用意されており, 会員でない非営利団体も中間支援団体が用意した多くのリソースを利用できるようになっており, 中間支援団体と非営利団体はオープンな関係になっていると言えよう。

(1) 非営利団体

<International Center for Not-for-Profit Law:ICNL>

ICNL の場合は, 主に財団の中間支援団体である財団協議会(Council on Foundations)と様々なプロジェクトを行っており, 国際的なプロジェクトを実施する場合は国際協力団体の中間支援団体である Inter Action と連携している。しかし, 米国を代表する中間支援団体の Independent Sector は, 会員になってはいるものの国内にフォーカスが当てられているため関連性がなく, 連携する機会がないとのことであった。

<U.S. - Japan Council:USJC>

USJC は Independent Sector の会員であり, アイリーン・ヒラノ・イノウエ前理事長が Independent Sector の評議員でもあったことから, とくに数年前までは年次大会や各種イベントに参加するなど親密な協力関係にあったという。現在もイベントへの参加, 政策提言への協力等を行っているとのこと。

<World Food Program USA : WFP-USA>

WFP-USA は, 自主的に国際連合およびパートナー団体と連携しているため, 中間支援団体との関係は持っておらず, 会員にもなっていないとのことである。中間支援団体の使命のひとつに, 全国から声を集め, 政府に届ける役割を有するが, WFP-USA の場合は独自のルートを持っているため中間支援団体との連携は不要とのことであった。

(2) 中間支援団体

<Council on Foundation>

CF の設立経緯は, ロビイストを雇う余裕がない小規模なコミュニティ財団の利益を守るこ

とであり、彼らの声を連邦政府に届けることである。連邦政府に対し政策提言を行う場合は、国内レベルの中間支援団体「Independent Sector」および「National Council for Nonprofits」と連携し、国際的な案件の場合は国際協力団体を対象とした中間支援団体「Inter Action」と連携しているとのこと。

財団会員との連携については、組織内に公共政策に関する特別委員会、特定の問題について検討するワーキンググループ会議やその他専門委員会などを設置しており、会員を巻き込んだ運営を行い、様々な課題について検討、その成果を政策提言に繋げるなどしているとのことである。なかなかこういったイベントに関われない会員については、メールによる意見や要望等も受け付けているそうである。

1.7.4 中間支援団体と統括庁

中間支援団体と規制当局(IRS および州当局)の関係は、それほど密接でないことが、今回のヒアリング調査で明らかとなった。むしろ、規制当局ではなく、制度対策の面で連邦政府と関係を持つケースが多い。例えば、財務省、保健福祉省、連邦緊急事態管理庁や議会など案件によって異なる省庁と関係を築いている。また、公益セクターに影響を与える問題があるときは、連邦政府はオピニオン・パートナーとして中間支援団体に頼り、お互いに持ちつ持たれつの関係があるようだ。

<Independent Sector>

以前は、内国歳入庁(Internal Revenue Service:IRS)の窓口となっていた職員がいたようであり、現在は担当者の異動により後任の窓口担当者を探している最中であるが、なかなか窓口担当者を見つけられず、その背景には IRS における人員不足があるようだ。窓口担当者が存在しても一定の距離感があり、緊密な関係性の構築は期待できないとのことであった。

また、日本のように各法人に担当官が付いているわけではなく、立入検査もないことから、相談先として頼ることは難しく、IRS と関わりを持つ機会は年次申告書を提出する時のみであり、州当局との関係はなおさらないとのことであった。

ただ、規制当局以外の政府機関とは密接な関係を保っているようであり、例えば、財務省(United States Department of the Treasury:USDT)との関係は極めて良好で、税制の問題について相談したり、非営利団体の税制に関する問題や、2017 年税制改正以降の新制度が非営利団体に与える影響等について話し合うなどの関係を維持している。また、議会メンバーとの関係も良好であり、政策提言の面から政府機関である税務委員会に積極的にアウトリーチしている。

この政府機関との関係を利用し、現在は非営利セクターと政府機関の関係強化を図ったり、非営利セクターと政府機関の関係維持を立法によって恒久化する取り組みを行っている。というのも、政策立案者を含む政府関係者は、慈善活動の経験がなく、非営利セクターを理解していない政府関係者が多く、非営利活動はボランティアによって行われていると考える者も一部いる状況を打開する策として取り組んでいるとのこと。

いずれにしても Independent Sector は、規制当局、財務省、議会などから思考のパートナーとして見られており、公益セクターに影響を与える問題があるときは、政府機関は必ずオピニオン・パートナーとして Independent Sector を頼りにしてくるのが実情である。

州当局との関係についても政策提言の面で要望を出しているところであるが、その案件は近々に解決される見込みである。つまり、現在、法人登録を行った州以外で資金調達を行う場合は、資金調達を行う全ての州において法人登録する必要がある、このことは法人にとって大きな負担となっていた。そこで、法人への規制負担の軽減および管理上の負担軽減を目的に各州の規制当局が「シングル・ポータル・イニシアティブ」を立ち上げ、非営利団体が全州の登録申請要件を単一のオンライン・ポータルで遵守できるシステムが開発され、2023 年には法案が提出される。法案通過後は、各州の規制当局から成るコンソーシアムによるシステム運用が開始されるとのことであった。

<Council on Foundation>

連邦政府との関係については、組織内に政府連携チームがあり、同チームが財務省、保健福祉省、連邦緊急事態管理庁や現政権の様々な代表と頻繁に面談や会合を持つなど連携を行っている。同協議会の役割は、セクター全体に関する情報の提供、政策提言(コミュニティ財団や小規模法人からの意見を連邦政府に届けることに務めている)、財団コミュニティと連邦政府の橋渡し、CF 会員 850 団体と連邦政府の連携促進を図ることである。また、CF 単体でも政策提言を行っており、例えば財務省には毎年税制関連の要望書を提出しているという。

1.7.5 非営利団体同士の連携

現場の非営利団体はそれぞれ専門性を持つが、異なる高い専門性を持つ団体が集まってこそ、質の高い事業を展開できると考えている。また、政策提言を行う場合は、声が大きいほど影響力が増すという考えに基づき、同業者やその他非営利団体と協力し合って連名で政策提言を行うことが一般的という。従って米国では、仲間を持つことの重要性を認識しており、目的を達成させるにあたり非営利団体同士の協力関係は普通にみられる光景とのことである。

<City Wildlife>

Washington D.C. には数多くの環境保護団体が活動しており、それぞれ支援対象は異なるものの目指す先や関心事は同じであることから、情報交換、連携事業の実施、政策提言への相互協力を行っている。

1-7-1 で紹介したように、移動性生物保護法の成立に向けロビー活動を展開し一定の成果を残したが、これは地元の様々な環境保護団体の協力があったことだという。つまり環境保護団体は、水源地保護を目的とする団体、希少な野生動植物の保全を目的とする団体、動物愛護を目的とする団体など、目的は異なるものの、向かう方向性や関心事(自然環境の保全、都市の生物多様性の向上など)は同じであり、何かあるときは様々な環境保護団体が協力し合っているとのこと。

移動性生物保護法の成立に向けては、同法を支持する声明を 22 団体の署名付きで発表した

ため影響力は絶大だった。逆に、他団体から政策提言等のために署名の依頼があった場合は署名するとのことで、団体間やグループ間の連携は通常業務として行われているとのことである。

<World Food Program USA : WFP-USA>

WFP-USA は、世界食糧計画に係るプログラムの観点から、飢餓問題の現状や飢餓を終わらせる効果的な支援方法などを把握するために、国際連合(United Nations)と緊密に連携を図っている。国内レベルでは、飢餓問題に取り組む非営利団体や国際協力団体などと連合体を結成し、連合体として WFP のプログラムを内外に提唱することで影響力が維持されているということであった。

注

- 1) 白石(2016)：2016年チャリティ法の成立に伴う英国事情．公益法人，45，6，pp10-13.
- 2) City Wildlife(2021)：CITY WILDLIFE 2021 ANNUAL REPORT，6p.
- 3) 政治的または準政治的権能を持つ、外国勢力の利益を代表するエージェントが、その外国政府との関係および活動内容や財政内容に関する情報を開示することを義務付けた法律。
- 4) Independent Sector の会費は、法人の収入規模によって異なり、詳細は次の URL のとおり。
<https://independentsector.org/membership/join-us/>

1.8 米国の非営利組織におけるコロナ問題への対応

溜箭将之

1.8.1 コロナ問題の影響

2020 年初頭からアメリカに伝播したコロナ禍は、アメリカの非営利組織に大きな影響を与えた⁷⁹。一方では、コロナウイルスの蔓延は、チャリティに大きなニーズを生じさせた。多くのビジネスが営業停止や業績悪化に陥る中で、多くの人が職を失い、家賃不払いに追い込まれるなど、貧困対策を中心にチャリティ活動に対するニーズが高まった。アジア系市民に対するヘイトクライムも多発し、これに警察による George Floyd 殺害を受けた Black Lives Matter 運動も重なり、人種差別撲滅や市民的権利の擁護に関わる団体も、大きな課題への対応を求められた。

他方でコロナ禍は、多くの非営利組織にとって、運営面と資金面での困難を増幅するものもあった。文化芸術、教育、福祉医療の分野のチャリティなど、対面の活動やイベントを中心に事業を行い、その事業収入に依存する団体は、とりわけ大きな影響を受けた。

① 個別分野への影響

文化芸術の分野は、ロックダウンで劇場や美術館が閉鎖を余儀なくされるなど、特に大きな影響を受けた⁸⁰。文化芸術セクターは、収入のほぼ 60% をチケット販売に頼っており、収入源が絶たれるとともに、経済の見通しが見えない中、寄付収入の減少も危惧された。劇場や音楽産業での雇用は半減、元々自営業や複数の仕事をかけもちの多いアーティストの多くは、苦境に立たされた。失業率は急上昇し、舞台俳優、ダンサーと振付師の失業率は、2020 年の第 3 四半期（7 月から 9 月）でそれぞれ 52.3%、54.6% と半数を超えた。同じ時期、税制優遇を受ける演劇関係の団体の収入も、2019 年の 19 億ドルから 9 億ドルと 54% の下落となった⁸¹。

⁷⁹ アメリカにおけるコロナ問題についての調査研究を集めたウェブサイトとして、*Data on How the Pandemic and Economic Crises are Affecting Nonprofits*, NATIONAL COUNCIL OF NONPROFITS, <https://www.councilofnonprofits.org/data-how-the-pandemic-and-economic-crises-are-affecting-nonprofits>. 邦語文献として、柏木宏「コロナ禍のアメリカにおける NPO の活動」同『コロナ禍における日米の NPO——増大するニーズと悪化する経営へのチャレンジ』163 頁(2020)。

⁸⁰ See *The Economic Impact of Coronavirus on the Arts and Culture Sector*, AMERICANS FOR THE ARTS, <https://www.americansforthearts.org/by-topic/disaster-preparedness/the-economic-impact-of-coronavirus-on-the-arts-and-culture-sector>; Betsy Morris, *While Covid-19 Donations Soar, Other Charities See a Big Hit to Funds*, WALL ST. J. (Aug. 8, 2020), <https://www.wsj.com/articles/while-covid-19-donations-soar-other-charities-see-a-big-hit-to-funds-11596913200>; AMERICAN ALLIANCE OF MUSEUMS, NATIONAL SURVEY OF COVID-19 IMPACT ON UNITED STATES MUSEUMS (June 2020), https://www.aam-us.org/wp-content/uploads/2020/07/2020_National-Survey-of-COVID19-Impact-on-US-Museums.pdf; SMU NATIONAL CENTER FOR ARTS RESEARCH, COVID-19 IMPACT ON NONPROFITS ARTS AND CULTURE IN NEW YORK CITY (June 25, 2020), <https://www1.nyc.gov/assets/dcla/downloads/pdf/DCLA-AFTA-Covid-Impact-Report.pdf>; Thomas Abruzzo et al., *2020 Culture Shift: Measuring COVID-19 Impact on San Diego Arts and Culture Nonprofits*, ARTS & CULTURE (2020), <https://digital.sandiego.edu/npi-arts/1/>.

⁸¹ Greg Guibert & Iain Hyde, *Analysis: COVID-19's Impacts on Arts and Culture*, COVID-19 RSFLG DATA

コロナ禍は、MoMA のような大規模な美術館にとってさえ経済的な試練となった。ニューヨークでは2020年2月30日にロックダウンが開始され、美術館や博物館をはじめとする公共施設も閉鎖を余儀なくされた。MoMA もロックダウンとともに閉鎖され、開館は8月27日までずれこむ中、2020年半ばまでに1億5000万ドルの収益減が予想された⁸²。MoMA は36億ドルの基本資産を有するチャリティではあるが、基本財産の用途は一般に制限されており、運営費に回す余地は限られている。MoMA としては従業員のレイオフは回避しながら、4月には85人のフリーランス学芸員の契約を終了したと報じられている⁸³。他方で、理事長の高額の給料も報じられ、2021年4月には、MoMA における富裕層パトロンの影響の大きさに抗議するデモも発生した⁸⁴。

教育の分野では、大学など高等教育機関が、コロナウイルスの蔓延でキャンパスの閉鎖に追い込まれ、授業もオンラインに移行を余儀なくされた⁸⁵。影響は、通常の授業や入試などに留まらず、多くの大学が大幅な収入減に直面した。アメリカの大学といえば、大規模な基金 endowment を有しているイメージがあるが、そうした大学はごく一部のエリート大学に限られている⁸⁶。コロナ禍は、大学間の格差とともに、エリート大学に子弟を送れる富裕層と、それ以外の大学に通う学生との間の格差を改めて浮き彫りにした⁸⁷。さらに大規模な基金の有する大学にとっても、基金の多くは用途が限定されている。こうした事情から、コロナ禍で経済的支援を要する学生の支援に回せる資金は限られているとする立場をとったエリート大学に対しては、世論や政治家から強い批判が寄せられた。連邦議会とトランプ政権は、教育機関へのコロナ対策支援の補助金を準備したが、トランプ政権から批判を浴びたハーバード大学やスタンフォード大学をはじめとするエリート大学は、補助金の受け取りの辞退に追い込まれた⁸⁸。この結果、大学向けの緊急支援金の大部分は、私立の非営利大学ではなく、公立大学に向けられることとなった。公立大学が受け取る補助金が90億ドルで全体の7割を超え、私立大学は

AND ASSESSMENT WORKING GROUP (Jan. 4, 2021),

<https://www.arts.gov/sites/default/files/COVID-Outlook-Week-of-1.4.2021-revised.pdf>;

⁸² FISHMAN, *supra* note 45, at 14.

⁸³ Robin Pogrebin, *Museum Boss Salaries: Reduced but Still an Issue Amid Wider Cutbacks*, NY TIMES (Aug. 18, 2020).

⁸⁴ Zachary Small, *MoMA Blocks Protesters Who Planned to Demonstrate Inside*, NY TIMES (April 30, 2021).

⁸⁵ Andrew DePietro, *Here's a Look at the Impact of Coronavirus (COVID-19) on Colleges and Universities in the U.S.*, FORBES (Apr. 30, 2020),

<https://www.forbes.com/sites/andrewdepietro/2020/04/30/impact-coronavirus-covid-19-colleges-universities/?sh=219b2a6061a6>.

⁸⁶ ANDREW HOWARD NICHOLS AND JOSE LUIS SANTOS, A GLIMPSE INSIDE THE COFFERS: ENDOWMENT SPENDING AT WEALTHY COLLEGES AND UNIVERSITIES (The Education Trust, 2016). 3.6%の大学の基金が、全基金の保有する資産価値の75%を占めているが、低所得層の出身学生の支援にはほとんど回らないことを指摘している。

⁸⁷ 大学基金と格差の問題は、コロナ禍以前から議論されていた。Anne Kim, *The Push for College-Endowment Reform: Liberals and conservatives alike are taking action against inequalities in higher-education finances*, THE ATLANTIC (October 5, 2017).

<https://www.theatlantic.com/education/archive/2017/10/the-bipartisan-push-for-college-endowment-reform/541140/>

⁸⁸ Michael Stratford, Bianca Quilantan and Juan Perez Jr., *Elite colleges back away from rescue cash amid criticism of endowments*, POLITICO (April 22, 2020)

<https://www.politico.com/news/2020/04/22/devos-wealthy-colleges-coronavirus-aid-201375>

25 億ドル、営利企業の大学が 10 億ドルとされる⁸⁹。

社会福祉分野は、民間セクターが営利・非営利を合わせて、雇用の 60%を占めるとされる。この分野での民間セクターの役割の大きさの背景には、アメリカで民営化が進む中で、従来は政府が担っていた社会福祉事業を民間に委託する流れが定着していることがある。多くの非営利団体は小規模で、コロナ禍のような危機において活動を開始しても、資金を使い果たしてしまうことが多い。寄付が尽きたりサービスの対価が支払われなくなった場合に備えた資金を確保している団体も少ない。後述の「コロナ禍におけるフィランソロピー界の誓い」のように、プログラムへの助成から運営費への助成へシフトする動きもコロナ下で見られたが、依然としてこの分野における非営利団体の破綻を防ぐことは難しい⁹⁰。

相対的に大きな非営利団体や営利企業は、州や連邦政府の資金に依存することが多く、この場合には税收やサービス手数料による政府収入の減収で、支出削減が見込まれている。こうした予算縮減がサービス縮減につながると、家から動けない人、虐待からの保護を要する女性や子供、発達障害、ホームレス等の人々にしわ寄せが行くことになる⁹¹。

② 雇用と経済状況

非営利セクター全体をみると、人員削減を迫られた団体も少なくない。ジョンズ・ホプキンス大学の Center for Civil Society Studies の調査では、コロナウイルスまん延が始まって最初の 3 カ月、すなわち 2020 年 3 月から 5 月の間に、非営利セクターでは 164 万人余りの雇用が失われ、これはセクター内の雇用の 13.2%にあたと推計されている⁹²。その後の 3 カ月、2020 年 6 月から 8 月の間に、失われた雇用のうち 40.6%は回復した。しかし、2020 年 9 月から 2021 年いっぱいまでの間の回復は緩慢で、2021 年末の段階で回復したのは、失われた雇用の 72.1%に留まるとされる⁹³。訪問した 2022 年夏のアメリカは、日本より先んじてコロナ前の常態へ回帰しようという状況で、街でもマスク着用する人は少数派であった。しかし、社会やビジネスがコロナから回復しつつある中で、非営利組織の回復は営利企業より遅れていることが指摘されていた。

こうした困難は、チャリティ・セクターの中でも一様ではない。そのことは、訪問したジョージ・メイソン大学の協力している Urban Institute の調査に表れている⁹⁴。チャリティ・セ

⁸⁹ *Id.*

⁹⁰ See U.S. FEDERAL EMERGENCY MANAGEMENT AGENCY, COVID-19'S IMPACT ON THE HUMAN & SOCIAL SERVICES SECTOR (2020), https://www.fema.gov/sites/default/files/2020-11/fema_covid-19-impact-human-social-services-sector_best-practice_11-16-20.pdf; Stephanie B. Holliday et al., *Exploring the Impact of COVID-19 on Social Services for Vulnerable Populations in Los Angeles, Lessons Learned from Community Providers*, RAND CORP., https://www.rand.org/pubs/research_reports/RRA431-1.html.

⁹¹ *Id.* at 10.

⁹² Lester M. Salamon and Chelsea L. Newhouse, *The 2020 Nonprofit Employment Report*, JOHNS HOPKINS CENTER FOR CIVIL SOCIETY STUDIES 13 (Nonprofit Economic Data Bulletin no. 48, June 2020).

⁹³ Chelsea Newhouse, *Covid-19 Jobs Update, December 2021*, CENTER FOR CIVIL SOCIETY STUDIES, JOHNS HOPKINS UNIVERSITY (January 11, 2022) <http://ccss.jhu.edu/december-2021-jobs/> 2021 年 12 月が最後のアップデートである。

⁹⁴ Lewis Faulk, et al., *Nonprofit Trends and Impacts 2021*, URBAN INSTITUTE (October 2021).

クターにおける雇用は、フルタイムの雇用はほぼコロナ前と変わらないのに対し、パートタイムの雇用やボランティアは大きく影響を受けた。具体的にはパートタイムの雇用は2019年から2020年にかけて7%減少し、その中でも都市部は1%減に留まったのに対し、郊外では12%減、地方で18%減と影響が大きかった⁹⁵。ボランティアの減少も、都市部では常勤で23%減、単発ボランティアで42%減だが、郊外では常勤24%減と単発35%、さらに地方では常勤で41%減と単発で58%減と影響が大きかった⁹⁶。サービス事業による収入も、調査対象の団体の中央値で30%減少したが、1000万ドル以上の資産を有する団体ではほぼ減少せず、100万ドル以上1000万ドル未満の団体では20%減、これに対し、50万から100万ドルの団体で38%減、10万から50万ドルの団体で25%、10万ドル未満の団体で33%減と、中小非営利団体がより大きな影響を受けていることが分かる⁹⁷。セクターごとに違いもあり、特に影響の大きな芸術関係の団体では、サービス事業収入が中央値で50%減、教育とヒューマン・サービスでそれぞれ17%減、その他のカテゴリで25%減だったのに対し、医療関係では影響は0%だった⁹⁸。

調査先では、VISIONS や Friends of the Children NY など、連邦政府の給与保護プログラム(Paycheck Protection Program: PPP)を活用するなどしてコロナ禍の財務的影響を最小限に食い止めたという回答も聞かれた。調査に応じてもらえた団体は、相対的に準備・対応ができ、事業の継続が可能だったところが多かったものと想像される。それでも、周辺で活動する非営利団体や同じセクターの同業者が経済的困難に陥っていることを示す回答もあり、やはり影響は重大であることが推察された。いうまでもなく、パンデミックの終結の見込みが立たないことは、どの団体にとっても難しい状況となっており、今後の状況の変化には予断を許さない。

1.8.2 非営利法人の取り組み状況

現場では、サービスの提供の工夫が始まった。劇場などでのチケット販売のオンライン化、屋内スペースのソーシャル・ディスタンス確保、屋外でのパフォーマンスへの転換、エア・フィルターの据え付けや除菌スプレーなども行われた⁹⁹。多くの分野でIT化による対応がとられ、美術館のオンライン展覧会、バレエ団やオーケストラのオンライン映像公開、学校の授業のオンライン化が進められた。低所得者家庭にIT授業のサポートなどの提供も行われた。チャリティの事務も、従来は紙ベースで行っていた業務について、オンラインで自宅などからのリモート作業へ移行が進められた。ただし、こうしたオンラインへのシフトは、チャリティにとって技術的・経済的負担となり、より遠くのオーディエンスに届く可能性を秘めつつも、IT技術に対応できない人とのつながりが失われ、また課金の困難なども伴うものでもあった。

上記の Urban Institute の調査によれば、従来のサービスをリモート・オンラインに移行し

<https://www.urban.org/research/publication/nonprofit-trends-and-impacts-2021>

⁹⁵ *Id.* at 38-39.

⁹⁶ *Id.*

⁹⁷ *Id.* at 39-40.

⁹⁸ *Id.* at 40-41.

⁹⁹ Guibert, *supra* note 81, at 7.

た団体が 72%, 新たにリモート・オンラインのサービスを追加した団体が 71%であった。しかし、サービスを中止ないし停止した団体が 64%, 対象となる人を減らした団体が 47%, プログラムやサービスを縮小した団体も 41%に上った。また対象地域を拡大した団体が 31%ある一方で、縮小した団体が 10%, サービスに対する料金を下げた団体が 21%ある一方で、上げた団体が 9%あった¹⁰⁰。

チャリティ・セクターの資金面での困難に、寄付による支援も始まった。コロナに伴うチャリティの危機を認識した大富豪が高額の寄付をしたことがニュースになっている。例えば、Jeff Bezos と離婚して大富豪となった MacKenzie Scott は、2020 年に Independent Sector を含む多数のチャリティに、総額 58 億ドルの寄付を行った¹⁰¹。Scott が寄付は、使途制限を一切つかなかったことと合わせて、チャリティ・セクターで広く評価・感謝されていることは、Independent Sector でのインタビューでも話題となった。

民間の助成財団による支援も始まり、コロナ禍の影響を受けたチャリティや、社会的弱者支援を行うチャリティに対し、緊急の資金が提供された。ニューヨークで貧困対策を中心にチャリティへ支援を行っている助成財団 Robin Hood Foundation は、自宅待機命令の出された 3 月 20 日を皮切りに、19 週間で、432 のフロントライン非営利団体に合計 3550 万ドルを分配した、と発表した¹⁰²。また、コロナ禍の中で、ジョージ・フロイドの死を受け、Robin Hood Foundation の CEO の Wes Moor は、有色人種のみによって運営されている非営利団体への資金提供を目的とした新たなイニシアティブを開始した、と報じられている¹⁰³。これには、Goldman Sachs と JP Morgan が支援をしているという。

ただし、こうした富裕層からの寄付に対しては、冷ややかな見方もあり、コロナを通じて貧富の格差がさらに広がる中で、批判はさらに強まっている¹⁰⁴。貧富の格差が広がる中で、フィランソロピーは富める者が経済力を政治力に変換する構造となっている、との批判は、コロナウイルスの蔓延以前からあった¹⁰⁵。コロナ禍はアメリカ民主主義の病理を浮き彫りにしたとみることもできる。

寄付財産への制限は、コロナ禍以前から問題となっていた¹⁰⁶。寄付者が贈与や遺贈に際して

¹⁰⁰ Faulk, *supra* note 94, at 42-43.

¹⁰¹ MacKenzie (Bezos) Scott Starts Giving With \$1.7 Billion, NONPROFIT TIMES (July 29, 2020) <https://www.thenonproffitimes.com/news/mackenzie-bezos-scott-starts-giving-with-1-7-billion/>

¹⁰² Robin Hood Relief Fund Awards Over \$35 Million Across 500+ Coronavirus Relief Grants, GLOBE NEWSWIRE (July 23, 2020) <https://www.globenewswire.com/en/news-release/2020/07/23/2066726/0/en/Robin-Hood-Relief-Fund-Awards-Over-35-Million-Across-500-Coronavirus-Relief-Grants.html>

¹⁰³ Brian Schwartz, *Robin Hood foundation launches new initiative aimed at funding nonprofits run only by people of color* (June 30, 2020) <https://www.cnbc.com/2020/07/01/robin-hood-foundation-launches-fund-to-help-groups-run-by-people-of-color.html>

¹⁰⁴ Robert Reich, *America's billionaires are giving to charity - but much of it is self-serving rubbish*, THE GUARDIAN (12 April 2020). Reich はクリントン政権で労働大臣を務めた経歴を持つ。

¹⁰⁵ ROB REICH, JUST GIVING: WHY PHILANTHROPY IS FAILING DEMOCRACY AND HOW IT CAN DO BETTER (2018).

¹⁰⁶ Patricia Cohen, *Museums Grapple with the Strings Attached to Gifts*, NY TIMES (Feb. 4, 2013).

付した使途制限は、寄付を受けたチャリティを法的に拘束する。例えば、寄付者が美術品のコレクションを美術館に寄付し、寄付した財産は散逸せずにまとめて保有するよう指定した場合には、美術館は美術品の保存の費用を永遠に負担しなければならない。コレクションの一部を売却して費用を捻出することは原則許されず、どうしても行き詰った場合には、裁判所で許可を得る必要がある。

こうした問題に対する州法レベルの対応は(3)でみるが、コロナ下では、こうした助成の制限をコロナ禍については免除しようとする動きが民間で広がった。フォード財団や助成財団評議会が中心となって「コロナ禍におけるフィランソロピー界の誓い」を公表し、他の財団や慈善家に賛同を呼び掛けている。具体的には、現在支給中の助成について、制限を緩和または撤廃し、プロジェクトを特定した助成を無制約の支援に転換したり、支払予定を早め、イベントやプロジェクトが遅延したとしても責任を問わないことなどが呼び掛けられている。また今後行う助成についても、可能な限り制限を付さず、この危機に対して柔軟な対応ができるようにすることとされる。さらに、非営利パートナーに対し、報告や現地調査その他の要求を、危機の期間は延期し、負担の軽減を図るものとされる。その他、助成側から定期的にコミュニケーションをとること、非営利パートナーからの要望を聞くこと、非営利パートナー側が政策改善の提言などを行うのを支援すること、危機対応策を共有すること、などが盛り込まれた。この誓いには、2022 年末までに 806 の助成財団が賛同し、署名している¹⁰⁷。

アメリカの助成団体は、日本と比べて活動助成に加えて運用助成にも積極的だとされる¹⁰⁸。そのアメリカにおいても、コロナ危機は、活動助成や助成に伴う制限が、非営利団体の活動の継続に困難をきたし得ることを明らかにし、より制限の少ない運用助成の重要性を再認識する契機となったように見受けられる。日本においても、公益法人の運営の継続と拡充のため、より制限の少ない寄付・助成の意義について認識を高めてもよいように思われる。現状では、資金の使途が具体的に指定された寄付は指定正味財産に属すとして財務基準への影響を考慮しなくてもよいとしつつ、寄付者の使途指定がない寄付は経常収益として収支相償など財務基準にかかるとする扱いがなされている¹⁰⁹。こうした扱いが、柔軟な寄付の妨げになるのであれば、再検討の機は熟しているように思われる。

1.8.3 コロナに対する制度的支援(特例)措置の動向

1. 州レベルの対応

① 州ごと・分野ごとの補助

州レベルでも、個々の州で分野ごとの補助がなされたところもある。例えば、テキサス州オ

¹⁰⁷ Council for Foundation, *A Call to Action: Philanthropy's Commitment During COVID-19*
<<https://cof.org/news/call-action-philanthropys-commitment-during-covid-19>>.

¹⁰⁸ 柏木・前掲注 79,180-81 頁。

¹⁰⁹ 内閣府公益認定等委員会事務局 / 内閣府大臣官房公益法人行政担当室「寄附を推進力に:財務基準をクリアし、寄附を公益法人の成長へつなげていくために」(令和 4 年 10 月)https://www.koeki-info.go.jp/pdf/20221004_contribution.pdf

ースティン市では、音楽被害救済基金が設立され音楽家に 1000 ドルの助成がなされ、1600 人の市民に支援がなされた。マサチューセッツ州では、文化関係の団体に対し総額 1000 万ドルの救済基金が準備された¹¹⁰。こうした州や連邦からの支援基金の分配には、州の文化関係庁が中心的な役割を果たした¹¹¹。

② ガバナンスのガイダンス

コロナ禍は、非営利団体のガバナンスにも試練をもたらした。対面の接触が制限されたことで、理事会その他の会議をオンラインで行うことを余儀なくされ、また理事会の定足数を満たすことが容易でなくなった。州によっては、こうした場合にオンラインの理事会、定足数要件の緩和、理事が参加できなくなった場合の理事会の権限などについて、要件を緩和したりガイダンスを提供したりする例も見られた¹¹²。

③ 寄付への制限に対する立法的対応

寄付者による制限を緩和する動きは、コロナウイルス流行以前からあった。2006 年には、非営利団体が資産を保有している場合に、その管理と投資に関するガイダンスと権限を与えるモデル州法として、Uniform Prudent Management of Institutional Funds Act (UPMIFA) が公表された¹¹³。UPMIFA の 6 条は、従来よりも寄付に伴う制約の変更する手続きを緩和する規定を設けている¹¹⁴。従来は、寄付に伴う公益目的や用途制限が、違法、非現実的、達成不能の場合には、裁判手続を通じてこれを解除するしか道はなかった(可及的近似則 *cy pres doctrine* という)。UPMIFA によれば、寄付者の同意があれば裁判手続なしに寄付に伴う制限を解除または変更することが可能になる(6 条 a 項)。また寄付者の同意がない場合でも、可及的近似則を違法、非現実的、目的達成不能に加え、無駄である場合にも、裁判手続により公益目的や用途制限の解除・変更の道を開いた(6 条 c 項)。可及的近似則以外の場合でも、財産管理や投資に支障が生じた場合、寄付者の予期せぬ事態で財産の目的が増進できなくなった場合にも、裁判手続を通じて財産管理と投資についての制限の変更が可能になった(これをエクイティ上の逸脱 *equitable deviation* の法理という)。ただしこの場合には目的の変更はできず、あくまで寄付者の推定意思に沿う必要がある(6 条 b 項)。さらに、設定から時間がたって(20 年が例示されている)、財産の規模が小さくなってしまい(2 万 5000 ドルが例示)、裁判手続が費用倒れになるような場合には、裁判手続や委託者への同意なしに、司法長官への通知のみで制限の変更ができるようになった(6 条 d 項)。

統一州法典は、今日までにペンシルバニア州を除くすべての州とワシントン D.C. で採用さ

¹¹⁰ Guibert, *supra* note 81, at 8.

¹¹¹ *Covid-19 Resources for State Arts Agencies*, NATIONAL ASSEMBLY OF STATE ARTS AGENCIES, <https://nasaa-arts.org/communication/coronavirus-resources/>

¹¹² *See, e.g.*, Nebraska Attorney General, Guidance on Executive Order No. 20-36 Coronavirus—Public Meetings Requirement Limited Waiver (2020), <https://ago.nebraska.gov/news/attorney-general-guidance-executive-order-no-20-36-coronavirus—public-meetings-requirement>

¹¹³ UNIFORM PRUDENT MANAGEMENT OF INSTITUTIONAL FUNDS ACT (Uniform Law Commission 2006).

¹¹⁴ 従来のモデル州法 UNIFORM MANAGEMENT OF INSTITUTIONAL FUNDS ACT (National Conference of Commissioners on Uniform State Laws 1972) § 7 より制約の解除・変更の余地を拡充するものである。

れた。ニューヨーク州も 2010 年に統一州法典を採用し、司法長官局チャリティ室は、実務ガイドンスを公表している¹¹⁵。リステイトメントも、統一州法典の規律を準用する立場を示している¹¹⁶。

④ チャリティの経済的困難に対応したガイダンス

コロナウイルスの蔓延に伴って、チャリティの経済的な困難に対応したガイダンスも公表されている。そこでは、③での立法的な改革を基本的には踏まえた上での対応が示されている。逆にいうと、③を踏み越えた対応には、州政府の非営利団体対応当局は消極的だったように見受けられる。

今回訪問したワシントン D.C. とニューヨークの州政府ガイダンスは見つからなかったが、例えばマサチューセッツ州の司法長官室は 2020 年 8 月に、「コロナウイルスにより経済的困難に直面したチャリティの基本財産についての司法長官ガイダンス」と題された文書を公表した¹¹⁷。そこでは、基本財産に手を付ける前に、(1) 新規の無制約の資金の調達、(2) CARES Act (以下 2. 参照)、小企業回復貸付基金 (Small Business Recovery Loan Fund) または経済損害災害貸付プログラム (Economic Injury Disaster Loan Program) など連邦・州の支援、(3) コロナ救済ファンドまたはプライベート・ファウンデーションからの助成基金、(4) 商業銀行からの融資ないし借り換え、といった手段の検討を勧めている。こうした手段が取れない場合には、寄付者に支出制限の解除を求める、当該年度に限り基本財産からの支出割合を一時的に変更することを検討すべきだとされる¹¹⁸。こうした可能性が尽きたら、裁判手続による支出制限の変更を求めることが検討される。この裁判手続の開始にあたっては、司法長官室への通知を要するが、司法長官室は申立のレビューとフィードバック、裁判手続に必要な書式の提供、また必要に応じて緊急裁判手続の日程調整などの支援を行うとしている¹¹⁹。

2. 連邦レベルの対応

① 給与保護プログラム (PPP)

連邦議会では Coronavirus Aid, Relief, and Economic Security Act (CARES Act) が可決され、2020 年 3 月 27 日にトランプ大統領が署名し成立した¹²⁰。この立法の中で、訪米調査でもしばしば言及されたのが、給与保護プログラム (Paycheck Protection Program: PPP) である。これは、連邦中小企業庁 (U. S. Small Business Administration) が実施しているプログラムで、雇用する従業員数が 500 人未満の中小企業や団体が、新型コロナウイルス対策で影響を受け、不透明な経済状況において、事業維持のために融資が必要な場合に融資を与えるものである。

¹¹⁵ Office of the Attorney General Charities Bureau, *A Practical Guide to the New York Prudence Management of Institutional Funds Act* (March 2011).

¹¹⁶ RESTATEMENT OF THE LAW CHARITABLE NONPROFIT ORGANIZATIONS § 4.03.

¹¹⁷ The Commonwealth of Massachusetts Office of the Attorney General, *Attorney General Guidance on Endowments for Charities Facing Financial Challenges Due to COVID-19* (April 28, 2020) <https://www.mass.gov/doc/ago-endowment-guidance/download>

¹¹⁸ UNIFORM PRUDENT MANAGEMENT OF INSTITUTIONAL FUNDS ACT (Uniform Law Commission 2006) § 4.

¹¹⁹ *Attorney General Guidance*, at 6.

¹²⁰ P.L. 116-136.

融資の使用用途は、人件費や利息支払い、賃借料と公共料金に限定されている。PPP は2度にわたって実施され、一定の条件を満たせば融資返済免除も認められた。

PPP に申請できるのは営利企業だけではなく、非営利団体(501(c)(3)団体や退役軍人団体など)も含まれる。したがって、非営利団体で雇用をしている団体は、PPP 活用することができ、その割合は全非営利団体の 97.7%と推計されている¹²¹。本調査で訪問した Friends of the Children NY や VISIONS においても、PPP を活用することによって、雇用を維持するとともにコロナ下で収支を安定化させることができた、との話を聞くことができた。上記の Urban Institute の調査では、調査対象団体の 66%が PPP を活用したと回答している。ただし活用した割合は、年間支出 50 万ドル以上の団体で 80%を超えたのに対し、10 万ドルから 50 万ドルで 64%、10 万ドル以下の団体では 37%に留まった¹²²。

ただ PPP の手続は、申請をする企業や団体がその存在を知らなければ使えない。PPP の実施当初は、PPP が非営利団体にも適用されることが十分に周知されなかった。申請手続にも非営利団体にとって不都合な点も散見され、例えば申請書類にも、非営利法人にもかかわらず所有者の記載が求められる、といったことがあったという。そうした中で、利便性を高めようとするイニシアティブも非営利セクターからの働きかけで進んだ。訪米調査の訪問先でも、Independent Sector とのインタビューで、PPP の申請書類が非営利団体にとって活用しにくくなっている状況について、改善を求めて政府に働きかけを行ったとの答えがあった。

②ステージを守れ法

2020 年のコロナ禍は、とりわけ舞台や演劇に大きな影響を与えた。加えて多くの劇場は、閉鎖を余儀なくされ、雇用を継続できなかったことから PPP を活用することができなかった。こうした舞台演劇用施設・関係者を救済するため、2020 年 12 月、民主・共和両党の支持を得て「ステージを守れ法 Save our Stages Act」が成立し、トランプ大統領が署名した¹²³。これによって、「閉鎖演劇場運営助成 Shuttered Venue Operation Grant」の給付が行われ、ライブ演劇場、劇場、ライブ・パフォーマンスタウンなど、上限を 1000 万ドルとして 2019 年の総収入の 45%の補助が行われることになった。これも連邦中小企業庁が運営するものであるが、こちらはウェブサイトの立ち上げ遅延や不具合など、支払いに大幅な遅延が生じ、これについては批判も見られた¹²⁴。助成は翌年まで延長されたが、2021 年 8 月に終了した。

③連邦レベルの立法への動き

コロナ禍を通じてチャリティ・セクターが認識したことのひとつが、連邦の政策当局者との連絡通路が十分でないことだとされる。中小事業者が多い非営利団体にとって、上記 PPP は極

¹²¹ Salamon & Newhouse, *supra* note 92, at 15.

¹²² Faulk, *supra* note 94, at 41-42.

¹²³ 正式名称は、Economic Aid to Hard-Hit Small Businesses, Nonprofits, and Venues Act, Pub. L. 116-260, amended by the American Rescue Plan Act.

¹²⁴ Jem Aswad, *Five Months after 'Save Our Stages' Became Law, Indie Venues Have Received \$0 in Federal Relief*, VARIETY (May 24, 2021) <https://variety.com/2021/music/news/save-our-stages-indie-venues-relief-small-business-administraion-sba-1234980222/>

めて重要な支援であったにもかかわらず、その実施にあたって不都合が生じたことがその例である。こうした状況を改善すべく、連邦議会に法案 Nonprofit Sector Strength and Partnership Act of 2022 ¹²⁵が提案されている。訪問した Independent Sector は、この法案の実現に向けて議会への働きかけを行っている¹²⁶。

法案では、連邦の政策当局者とのパートナーシップ、政策形成を円滑にし、かつ拡充するため、ホワイトハウスに非営利セクターとのパートナーシップ・オフィスを設置し(4条)、省庁間の非営利セクターとのパートナーシップ協議会を設立し(5条)、大統領と省庁間協議会に助言を行い、連邦議会に報告書を提出するため、非営利セクター関係者による諮問会議の設置する(6条)ことが提案されている。この中には、現在は州レベルでばらばらのファンドレイジング規制について、全国一元的に登録できるオンライン・ポータル設置手続も含まれている(4条a項6号)。

加えて、財務省や労働省など政府機関による、ボランティアや寄付行為に関わる法制や制度の再検討、報告書の作成(7条)、調査とデータの有効活用・公表(9条)が提案されている。この中には、501(c)(3)団体設立を申請する際に、小規模団体に認められる簡素化された申請書 Form 1023-EZ の利用を撤回する旨の提案(9条a項2号)も含まれている。

本稿執筆時点では、この法案が議会を通過するかは予断を許さない。このことを見越し、Independent Sector は、ほぼ同内容を盛り込んだ大統領令案も公表しているが、こちらも含めて実現は今後の成り行きを見守る必要がある¹²⁷。

1.8.4 考察

アメリカにおけるコロナ禍の影響は、重大であるとともに、一様ではなかった。地方でボランティアや個人の寄付に依存する非営利組織は、より大きな影響を受けた¹²⁸。他方で、相対的に大型で収入源が多様で、また助成財団や政府からの支援を有効に活用できる団体ほど生き残る。調査で訪問した先で話を伺っても、同じ地域で同じ活動をしている非営利団体の中にはコロナ禍で事業停止に追い込まれる団体も出る中で、民間の助成や政府の支援を活用して財政基盤を確保しつつ公益事業を拡充しているさまを垣間見ることもあり、こうしたところにアメリカの非営利セクターの厳しさと力強さを感じさせられた。

アメリカ訪問で印象に残ったのが、民間の役割の大きさである。助成財団による支援は、多様な形をとり、プログラム支援をする財団もあれば、設立まもない財団に運営費も含めて支援を行う財団もある。コロナ禍のような緊急事態に機動的に支援を展開する財団もあった。た

¹²⁵ Nonprofit Sector Strength and Partnership Act, H.R. 7587, 117th Cong. (2022).

¹²⁶ *The Nonprofit Sector Strength and Partnership Act of 2022*, INDEPENDENT SECTOR (December 7, 2021) <https://independentsector.org/resource/the-nonprofit-sector-strength-and-partnership-act-of-2022/>

¹²⁷ *Executive Order on Strengthening the Nonprofit Sector and its Partnership with the Federal Government*, INDEPENDENT SECTOR <https://independentsector.org/wp-content/uploads/2022/06/Proposed-Executive-Order-on-Strengthening-Nonprofit-Sector.pdf>

¹²⁸ Faulk, *supra* note 94, at 44.

だしアメリカの非営利団体のありかたについては批判もある。コロナ禍を受けて、大富豪や財団による大規模な寄付の発表が相次いだ。この時期に富裕層はむしろ資産を増やしたとされ、これに比べれば寄付はごく限られている。エリート大学や大型美術館などが多額の基本財産を有しながらも、依然として支出をしていないことにも批判が集まった。こうした批判や議論の高まりは、アメリカにおける民間非営利セクターの役割の大きさの表れでもある。寄付に伴う使途の制約を緩和しようとするイニシアティブが、コロナ禍で現れたことも、そのことを象徴している。

アメリカのチャリティ規制は、政府の権限が分散しており、コロナ禍においても連邦と州で様々な対応がなされた。連邦政府のコロナ対策は、PPP のように、中小企業と同様に雇用維持の観点から中小非営利団体を支援するもので、これはアメリカにおいて非営利団体が雇用者として重要な役割を果たしていることの表れでもあろう。同時にこのことは、非営利団体の大多数が中小規模であることも示している。州でも、補助金などの支援がなされたほか、ガバナンスの面での支援もあった。とはいえ、コロナ禍でガバナンスの例外を拡充するということは必ずしも多くなかったように見受けられ、むしろ従来から寄付者の使途制限を徐々に緩和する趨勢があり、これに沿った対応が一つの焦点となった。

コロナウイルス蔓延のような緊急事態への制度的な対応は、国によって異なる。例えば、イギリスはチャリティ・コミッションが2020年4月にチャリティ・セクター向けのコロナウイルス・ガイダンスを公表した¹²⁹。そこでは、オンラインでの理事会等会合の開催、債務超過の場合の救済策、複数のチャリティの合併や協働、財務上の困難への対応、収益事業子会社の扱い、営利企業との協働、中間支援団体から情報などについて、助言と情報提供がなされている。

こうした中で、日本として学ぶべきことも少なくない。日本の公益法人はアメリカよりも厳しい財政規制がなされている。具体的には、収支相償や遊休資産規制で中長期的に資本蓄積の余地が狭められたことは、公益法人の財務的体力を弱め、コロナ禍のような大きな収支の変動に対応する余力を奪った。日本の法制で使途の制約のない寄付が収支相償にかかることも、アメリカにおける使途制限のない寄付を拡充・活用しようという動き逆の動きである。日本では、公益法人が臨時の支援をしようにも、事業の変更の必要性がしばしば手続的ハードルとなっている。

公益認定等委員会や内閣府がコロナ禍に際していかなる対応を取り、コロナの教訓をいかに生かしてゆくかも、総括すべき時期に来ている。収支相償をはじめとする自由度の拡大とガバナンス、またコロナ禍のような大災害において、民間における公益活動や相互支援が自由に、委縮することなく行われるよう、法制度の検討が進められるべきだろう。アメリカでは、実現するかは予断を許さないが、チャリティ・セクターと連邦政府とのコミュニケーションの拡充する立法提案がなされている。日本でも、公益認定等委員会と民間との意思疎通の機会を拡充する方途について、今後検討がなされてもよいように思われる。

¹²⁹ Charity Commission, *Guidance: Coronavirus (COVID-19) guidance for the charity sector* (published 7 April 2020, last updated 25 March 2022).

第 2 部 米国現地調査訪問記

2.1 City Wildlife, Inc.

○訪問日時：2022年9月6日(火)10:00 - 11:30

○訪問場所：15 Oglethorpe Street, NW Washington, D.C. 20011

○面談者：Mr. Jim Monsma, Executive Director

Ms. Anne Lewis

○URL：www.citywildlife.org

○執筆者：金子良太, 白石喜春

2.1.1 団体概要

ワシントンD.C.における負傷した野生動物の救援とリハビリを行う非営利団体。また、教育事業およびコミュニティ・イベント等を行うなど啓もう活動も行っている。

2.1.2 聞き取りの概要

訪問に当たっては、組織のファンドレイジングに関する苦勞を知ることができた。2008年に設立以来、保護施設は有さずに各種教育プログラムを行いファンドレイジングを続けてきた。2013年に保護施設を有するに至った。現在は年間予算が約58万ドルで、うち政府補助金が約20万ドル、残りは民間からの寄付が中心であるとのことであった。補助金を得ながらも、それ以上に金額の寄付を得ていることを誇りにされているようであった。

動物保護という性質上、多くの現物寄付があるが、500ドル以上の現物寄付については資産計上を原則としているという。毎月の帳簿はQuickbookで代表者自らがを行い、月に1回会計士のチェックを受け、財務諸表についてはさらに別の事務所に監査を依頼している。財務諸表監査についても、法律で強制されているものではないが、財団からの助成を申請するにあたっては必須となっていることが多いことから、毎年監査を受けているという。

また、D.C.政府の補助金を得るに当たっては、各種の書類申請が必要である。助成の申込から、助成を受けたあとの四半期ごとの報告(主として動物保護の件数や内容に関して)も必要となる。

これらの書類作成には多くの時間と労力を有し大変な部分もあるが、非営利組織としての信頼を得るために必要なものであるとのことであった。代表者はインタビューにおいて特に非営利組織の「信頼」を強調しておられ、寄付を受けたのに実際には十分に活用していない団体などもある中で、各種の書類の作成は手間がかかるものであるが、信頼確保のためには不可欠であるということも仰っていた。

現在ファンドレイジングに当たっては、負傷した動物を持ち込んだ方による寄付がある他、高齢者においては郵便で小切手を送付する形の寄付が、若年層においてはオンラインを通じた寄付が盛んであるという。年代ごとに、寄付の方法が大きく異なっているとの話を聞いた。オンラインを通じた寄付では、FacebookやGo Fund Me(米国のクラウドファンディングのプラットフォーム)といったウェブサイトが中心であるという。金銭寄付、現物寄付双方があり、鳥を保護するためのかごなどは現物寄付で多く集まるが、動物に関連する医療機器などは高額であるためにクラウドファンディング等を通じて調達するという。

なお、クラウドファンディングにおいては最終的に調達できる金額が未定であるため、「動物保護の

ための～～の医療機器の購入及びその他の動物保護に資する物資の導入」等と目的を表示して、医療機器の購入額以上の寄付が集まった場合には適宜別用途に用いることができるような寄付を受けることにより、会計上「寄付者による用途の指定のない純資産」として処理しているとのことであった。犬猫以外の各種野生動物の保護に対する関心は急速に高まっており、このことが当団体に対する寄付を促進しているとのことであった。これが20年前であれば犬猫以外の動物保護に対する関心は薄く、寄付を集めるのも容易ではなかった、だからこそ以前は自分たちのような団体は存在し得なかったと仰っていた。

積立金については、持続可能な運営を行うために、緊急事態が発生した時などのことを考え、多くの用途不指定の資金を保有しており、この積立額の制限はなく、そこは各法人の自治に委ねられているとのことであった。ただ、あまりにも多額な基金を持ちながら使わないでいると、公開されている年次申告書(Form990)の貸借対照表(Balance Sheet)の寄付者による用途の指定のある純資産(net assets with donor restrictions)および寄付者による用途の指定のある純資産(net assets without donor restrictions)の数字を目にした寄附者などは疑問を持つだろうと話していた。

例えば、教育活動の用途指定金があるとして、その年によってかかる経費が異なるため毎年繰越額が発生する。しかし、用途期限がないため毎年必要な額だけ用途指定金を効果的に使うことができ、また GAAP(米国会計基準)のルールで、一定の期間(5 年ほど)が過ぎると用途指定を解除し、用途不指定の資産に移行が可能とのことであった。寄付を含めて寄付者による用途の指定のある純資産は少なく、そもそも寄付者による用途の指定のある純資産は集めていないということである。

以前にあった出来事で、Go Fund Me で資金集めし、集まった寄付金の90%を私用に使ったとしてニュースになったことがあったが、その団体はもちろん罰せられたとのこと。

D.C.政府の場合は、20 万ドルまでの補助金の場合は報告不要とされており、事業実施報告書は提出していないとのこと。前述のとおり毎年 20 万ドルを受けるのには、このような理由がある。同法人は州政府から設立時より補助金を受けているようであり、目的を達成する内容であれば自由に使い、理由さえ明確であれば用途変更も事後報告で十分とのことであった。しかし、契約の場合は状況が異なり、隣接する Human Resource Alliance という非営利団体の場合、D.C.との契約により動物管理局を運営し、アニマルコントロールの事業を行っているが、契約であるため全ての資金が用途指定で、非常に厳格なパフォーマンスが求められ、監査も必須とのことであった。

D.C.では、市内中心部に事務所を構え政策提言や調査分析などを行う団体が多い中、同法人は実際に動物を保護するという事業を行っており、新鮮であった。また、資金調達においても中小規模団体ならではの苦労も伺いすることができ、インタビューは予定の1時間30分を多く超えて2時間30分にわたった。インタビューに対応してくださった方々に心より敬意を示して、本報告を締めくくりたい。



City Wildlife の事務所(9月6日)

2.2 US-Japan Council

○訪問日時：2022年9月6日(火)11:00 - 12:30

○訪問場所：1819 L Street, NW Suite 200 Washington D.C. 20036

○面談者：Ms. Sonoko T. Plummer, Director of Administration

Mr. Shane Graves, Director of Program Development

Ms. Terri Swetnam, Chief Operating Officer

○URL：<https://www.usjapancouncil.org/ja/>

○執筆者：脇坂誠也

2.2.1 団体概要

US-Japan Council は、日米関係を強化すべく、国際的なリーダーを育成し、つなげる組織である。複数の日系アメリカ人が創設され、アジア太平洋や他の地域においてよりよい未来を構築するため、あらゆる背景、セクター、世代の日米のリーダーが集う場を設け、パートナーシップを促進している組織である。

2.2.2 聞き取りの概要

(1) Form990 での役員報酬の開示

Form990 で役員や高所得の職員の給与等を開示することになっており、今回インタビューをした、Terri Swetnam 氏の給与も開示されている。このような役員報酬や給与の開示が、米国の非営利団体のガバナンスや信頼性の向上させるうえでの重要性や、どのように役立っているのかについて、インタビューをした。

Swetnam 氏からは、以下のような回答があった。

- (イ) 米国の非営利団体にとって、情報を開示することは不可欠であること、なぜなら、非営利団体に寄付をしようとする人たちが、非営利団体と一緒に仕事をしようとする人たちが、潜在的な利益相反を理解するのに役立つからである
- (ロ) 米国では、非営利団体のほとんどのボードメンバーは、ボードメンバーとしての報酬を受け取っていないが、もし受け取っているのであれば、財務諸表の利用者は、それを知りたいと思うはずである。
- (ハ) 役員に対する報酬や、主要な職員に対する報酬についての情報を報告することで、ユーザーや非営利団体に関心を持つ人が、自分たちのお金がどこに使われているのかを知ることができる。例えば、2,3人のスタッフに多くの資金が使われていることが分かれば、その非営利団体がきちんと運営されているかどうか、寄付をしたい団体かどうかを判断することができる。少なくとも主要なスタッフや役員にどのような報酬が支払われているのかを知ることが、非営利組織の貢献者にとって非常に有益なことだと思う。

(2) NPO を支援する組織が注目する情報について

続いて、助成金を非営利団体に出す組織が、非営利団体のどのような情報に注目するのかに

について聞いてみた。

- (イ) 助成金を得ようとする多くの組織は、チャリティ・ナビゲーターのようなものを見て、その評価を確認する。チャリティ・ナビゲーターが行っているのは、プログラムに使われる資金の割合と、募金活動や一般的な運営に使われる資金の割合を報告することである。チャリティ・ナビゲーターは、資金が、特に給与ではなく、その他の費用に費やされているか、また、その資金のかかなりの割合がプログラム費用に費やされているか、さらにミッションに貢献しているか、単に私腹を肥やして与えられた資金を乱用していないか、一定の基準で判断している。多くの寄付者は、プログラムをより多く、資金調達をより少なく、管理をより少なくしたいと考えている。
- (ロ) 寄付をする組織は、そのミッションを見て、マッチするものがあるかどうかを確認する。寄付をした場合、その資金を使って何をしようとしているのか、私の関心事と一致しているか、どこで資金を得たのか、その資金を使って何をしようとしているのかを確認する。
- (ハ) Form990 には、ガバナンスに関する開示がいくつかあり、要求されている。あるいはベストプラクティスと考えられている特定のポリシーを持っているかどうかについての開示がある。この開示項目がすべてではないが、組織がよく管理されているか、よく統治されているかを示す指標となる。もし「いいえ」と答えたら、おそらくその組織が必要とする強固なインフラやガバナンスサポートの枠組みを持っていないことを示すことになる。

(3) 積立金の方針(Reserve Fund Policy)について

日本の公益法人では、将来のために一定の資金を確保することが難しい場合があるが、米国では、将来のための資金の積み立てについてどのように考えられているのか、聞いてみた。

- (イ) 大規模な組織では、しっかりとした方針を立て、ガイドラインを設け、積立金を引き出す仕組みを構築する傾向がある。どのような理由で資金を引き出すのか、そのためにどのような手順を踏まなければならないのかを検討するためのものでもある。
- (ロ) 小規模な組織では、ポリシーを策定し始めるところもある。彼らはそれが重要であることを知っており、資金提供者も同様にそれを求めている。多くの組織は、小規模な組織から始めて、まず予備費を3カ月分くらい用意しようとする。
- (ハ) 非営利団体の方針によっては、どのように準備金を作り、それを維持するかについて言及するものもある。そのため、積立金に特別に資金を提供してくれる資金提供者を探してくるという場合もある。その場合、資金提供者にお願いするのは、積立金への出資だけである。
- (ニ) また、毎年、営業予算に黒字を組み入れなければならないという人もいる。そのため、毎年1万ドルの純利益を確保し、積立金を積み立てる必要がある。組織によっては、積立方針に明記されている場合もある。積立方針は、投資しているのであれば、普通預金口座にあるだけでなく、株や債券などを買っているかもしれない。積立方針では、通常、保有する株式のリスクはどの程度でなければならないかを定め、それに関連する投資方針を定め、誰がその資金を管理するのか、などすべてを定める。

(4) 会計処理について

US-Japan Council は、収入規模で500万~600万^{ドル}であり、今回の訪問先の中では中規模で

あるが、わが国の公益法人で考えれば、かなりの規模の法人にあたる。このような規模の非営利団体について、会計上、どのような問題があるのか、質問をした。

- (イ) 財務諸表の作成には、監査用の外部財務諸表と内部用のマネジメントレビューのための財務諸表を作成している。
- (ロ) 内部用の財務諸表は、それを四半期ごとに取締役会に提出する。財務管理ソフトを使用していることもあり、難しいことではない。しかし、財務諸表の分析には、数字があっても、その意味を理解する必要がある。予算がオーバーしているのか、それとも下回っているのか、これはどういう意味なのか？ 年末にはどうなっているのか？ 年末の収支を予測するために、予測を立てる。予算をオーバーしそうな場合は、できるだけ早く上司や役員に知らせ、何が起きているのかを理解してもらう必要があり、そのため、月次ベースでそれを行っている。
- (ハ) アメリカの非営利団体の財務諸表は、営利団体と非常によく似ているが、資本のセクションが少し違う。もちろん、非営利団体には資本がないから、制限付き資金や制限付きでない資金として表示する。しかし、それ以外は、非営利団体ではない他の組織が作成するものと同様である。

2.2.3 感想

US-Japan Council は、私たちにとって、最初の訪問先であったが、公益法人協会のことをよく知っていることもあり、とてもよく対応していただいた。主にインタビューに答えていただいた、TerriSwetnam氏は、米国の非営利団体で30年以上の経験があり、US-Japan Council 以外にも様々な非営利団体に関わられた経験があるので、私たちの質問に適切に対応していただいた。US-Japan Council のような非営利団体の草の根の活動が、日米の架け橋になっていることを実感した。



U. S. -Japan Council の事務所(9月6日)

2.3 Independent Sector

○訪問日時：2022年9月6日(火)13:00 - 15:00

○訪問場所：1602 L Street NW, Suite 900 Washington, D.C. 20036

○面談者：Mr. Jeff Moore, Chief Strategy Officer

Ms. Lindsay Marcal, Manager, Membership

Mr. Stuart Hewitt, Executive Assistant

○URL：<https://independentsector.org/>

○執筆者：白石喜春

2.3.1 団体概要

非営利団体、財団、チェンジメーカー、企業など多様なコミュニティをまとめ市民社会を強化し、米国のすべての人々の繁栄を確保するために活動する米国を代表する中間支援団体。

約 500 法人の会員を有し、その会員は我々のすべての事業、プログラムに深く関わっており、また会員団体の優れた活動や取り組みを会員同士で共有したりもしている。我々の活動の核となるのは会員であることは間違いないが、より広範なセクターとも積極的に連携している。

2.3.2 聞き取りの概要

(1) セクター・ヘルス・プログラム

非営利セクターを構成する非営利組織の健全性と公平性は、米国のすべての人が繁栄するための必要条件。そのためにも我々は、米国の非営利セクターはどうあるべきかという視点を持つことが必要なのである。この考えのもとで3年前に始めたプログラムが「セクター・ヘルス」である。健全な非営利セクターはどうあるべきかについて、それを診断する方法として、①財務の健全性、②従業員の健康状態、③ガバナンスと信頼度、④調査研究と政策提言の4つの要素からなる枠組みで構成される。このベンチマーク・データから行動に移すための唯一のフレームワークである。この「セクター・ヘルス」では毎年ヘルス・レポートを公表しているが、そのレポートやデータの主な利用者は、政策立案者、資金提供者、中間支援団体などである。

③については、2000年初頭に「Principles for good governance and ethical practice」33原則が作られた。その理由は、非営利法人の不正行為疑惑が浮上し、非営利法人に対する規制が連邦政府において検討されたが、その結果、グラスリー上院議員による要請で33原則を我々サイドで作って非営利界に広め、本件は解決された。この33原則は規則でも法律でもなく、ガイドラインという位置づけ。これは、「セクター・ヘルス」の③ガバナンスと信頼度に関係するので、ガバナンス診断としてヘルス・レポートに組み込む予定である。

幸いにも、Edelman Data and Intelligence(DxI)が実施する国内最大のサンプル調査で、米国で最も信頼されているセクターとして上位に位置している。また、実感として大規模な非営利団体よりも、地域密着型の非営利団体の方が信頼性が高い傾向にあるが、これは近接性が非常に重要であることを意味する。大規模な法人は少し遠い存在に感じられる。地域密着型の

非営利団体の場合、コミュニティに深く浸透しており、定期的に交流していることが信頼に繋がっていると考えられる。年次大会を行うのも会員やその他セクターと信頼関係を築くためである。

政策立案者は非営利法人のことを全く理解していないため、非営利法人を理解してもらうために、現在、非営利セクターと行政との関係を深める取り組みを行っている。

(2) 使途制限のない積立金について

非営利法人の内部留保や積立金については、制度としての規制は存在しない。「セクター・ヘルス」の③財務の健全性のことを考えると、社会サービスの安定供給、法人組織の持続可能性の面でより多くの積立金を保有することは法人の責任として当然のこと。使途や期限の制限があるとすると、資金提供者と助成対象者の関係においてあるのみである。今回、COVID が始まってから、財団評議会(Council on Foundation)が中心になって、使途制限のない寄附や助成金を出すよう各方面に働きかけをし、多くの寄附金や助成金は法人の持続可能性を確保するための柔軟性のあるものへと変わっていったという大きな変革があった。我々もマッケンジー・スコット社から使途制限のない巨額な助成金を得、3年かけて使っていきたいと考えている。この助成金以外にも、多方面から使途制限のない多額の寄附金や助成金をいただいている。そのお陰で、我々の組織の健全性は保たれ、持続可能な事業運営が実現できている。

使途制限のない積立金を保有することの良い点は、今回米国では COVID 以外にも様々な事態が発生し、前例のない複数の事態を乗り越える努力を強いられた。そこで使途制限のない積立金等があれば活動を継続できるが、幸いにも我々をはじめ多くの団体は使途制限のない積立金を保有しており、ある程度余裕をもって活動を継続でき、COVID の時も何とか乗り越えることができた。日本も COVID の事態から様々なことを学び、制度改善が図られることを願っている。

(3) 役員報酬について

役員に報酬を支払うことは可能であるが、そのためには透明性を確保し、なぜ報酬を支給するのか、明確な条件や根拠を示す必要がある。一部の大規模法人や大学の役員は報酬が支払われているが、多くの場合は経費を除いて報酬は支払われないというのが一般的な考え方であり、慣行となっている。報酬はないが経費は法人が負担するというのが標準的なやり方である。

我々の 33 原則の中に、役員としての職務中に発生した費用に対する報酬について説明しているが、これは組織の業務に特化したものである必要があり、妥当かつ必要なものという表現で示している。

役員に報酬を支払う場合は、従業員にも当てはまるが、最も重要な判断要素は、組織の健全性の維持に貢献しているかという点である。その貢献度に見合う給与を支払うというやり方が一般的なのである。

(4) 情報公開

我々が情報公開している内容は年次申告書(Form990)の記載内容が中心である。我々が提出した Form990 は、過去に提出したものも含め、内国歳入庁(IRS)のホームページ(Tax Exempt

Organization Search)からダウンロードができる。役員の報酬額も掲載されているが、税制上の特権を持つ組織のために働いているので、当然のこととして受け止めている。

(5) 定期提出書類

小規模法人にとっては、規制要件、財務報告、透明性確保などの負担がより大きくなる傾向があり、労働力不足が課題となっているケースが多く、COVID 以来その傾向はさらに高まっている。

州当局からの規制も深刻であり、その内容はファンドレイジング(資金調達)に関するものであるが、つまりネバダ州の団体がカリフォルニア州で資金調達を行いたい場合は、カリフォルニア州においても法人登録をする必要があるのだ。特に小規模法人には大きな負担となっている。この作業を合理化させるために、近々に各州の当局が、統一されたプラットフォーム「Single Portal Initiative」を立ち上げる予定であり、このポータルサイトの運用が始まると、一度法人登録をすれば州域を超えて、全米で資金調達ができるようになる。以前からオンラインによる資金調達は行われており、また州域を超えて支援活動を行う必要性も高まってきているので、このシステムの合理化は、非営利団体の事務手続きの負担軽減に繋がることとなり、州当局にとっても資金調達に関するデータ収集や監督が容易となる。このプラットフォームを運営するのは、各州の規制当局から構成されるコンソーシアムとなる予定で、Candidなどの非営利団体もいくつか加わることが予想される。

(6) 政策提言

「Nonprofit Sector Strength and Partnership Act」(非営利セクターの強化およびパートナーシップに関する法律)は、様々な内容が盛り込まれている法案であるが、2022 年 4 月 26 日に McCollum 下院議員および Congressman Upton 下院議員によって提出された。

注目される点は、体制整備に関する内容であり、行政部門(大統領特別顧問: White House Special Advisor to the President)に非営利セクターの専門部局を常設することである。中小企業には中小企業庁があるので、COVID による危機的状況が生じた場合は、中小企業に対し即座に支援策を講じることが可能。中小企業庁による支援は、パンデミックの真ただ中において全米の数えきれないほどの企業や組織にとって、命綱となるようなものであった。

今回は、中小企業庁による支援策の対象は非営利法人も含まれていたが、非営利法人の担当部局がないため、非営利セクターについて詳しくない中小企業庁が担当したことから、申請書の内容は非営利法人にとって記入しにくい質問も多数見受けられた。

労働統計局が発表している労働力に関する報告書であるが、民間企業の労働力についての統計や現在の状況について紹介されているものの、労働力という点で大きな割合を占める非営利セクターの労働統計から、現在何が起きているのかという分析はされていない。

加えて、この法案の中で変更しようとしているものの中に、法人設立時に提出する必要がある Form1023 の内容変更がある。Form1023 は 28 頁におよぶが(3.2 参照)、Form1023EZ の場合 2 頁半のみで(3.3 参照)、その EZ 版の狙いは、小規模な非営利法人の登録と資格取得を容易にすることであった。しかし、EZ 版フォームの内容はあまりにも簡単すぎて、設立時はどの法人も小規模であるので、ほとんどが Form1023EZ で申請しているという状況である。

我々は、法案全体の成立を目指すのではなく、法案の個々の部分について進めていこうと戦略立てているところである。結果が出るのは2023年の年明けになると思われる。

ホワイトハウスとは良好な関係にあり、様々な場面で支援を得、議会の支持を得るために様々な方法で協力してくれている。この成果あって政策提言の面で少しづつ前進している。

(7) 規制当局との関係

現時点では、規制当局のIRSと特別な関係は持っていない。IRSにはOffice of Exempt Organizations（免税組織局）があり、事務局は人手が足りておらず、従って窓口担当の確保が難しい状況が続いている。以前は窓口担当の役人がいたが、現在は彼らと距離があるのが実情である。ただ、IRSが属する財務省とは良好な関係を保っており、必要に応じて適切なタイミングで、様々な税制の問題について意見交換をしている。

国会議員との関係も良好である。制度的な面もあるが、主に税制関連の働きかけを行っている。また、公益セクターに影響を与える問題が生じる可能性があるときは、国税庁や司法省などの連邦政府はオピニオン・パートナーとして我々を頼ってくる。



Jeff Moore 氏の説明を聴く団員(9月6日)

2.4 Ikebana International Chapter No. 1

○訪問日時：2022年9月6日(火)16:00 - 17:30

○訪問場所：Melrose Georgetown Hotel（ホテル・ロビー）

○面談者：Ms. Avis Black, President

○URL：<https://iichapter1.com/>

○執筆者：上原優子

2.4.1 団体概要

(1) Ikebana International と The Washington, D.C. Chapter No.1 について

Ikebana International は、日本の芸術である生け花の振興と鑑賞を活動の中心とする非営利団体であり、創立者は Ellen Gordon Allen 氏である。1956 年に「花を通じた友情 (Friendship through Flowers)」をモットーに組織が設立された。生け花の教師と生徒の間の絆を強め、相互の自然への愛情を通じて、世界のすべての人々の間の絆を確立することを目的とした組織である。現在、50 以上の地域に約 170 の支部があり、会員数は約 7,600 人である。

今回の面談をお願いした The Washington, D.C. Chapter No.1 は、1956 年に東京以外で設立された最初の支部であり、最大規模の組織となる。現在は約 270 人のメンバーが活動している。活動には、イベント開催、ワークショップ、出展などがある。活動資金は寄付に支えられている。



(2) 面談者の Avis Black 氏について

今回面談した President の Avis Black 氏は、直近の約 2 年間代表を務めてきた。2 年ということはちょうど COVID-19 の影響を大きく受けた時期に該当する。イベント開催や作品の出展を活動の主軸とする団体の活動に打撃があったとことも多いが、同団体はオンラインのイベント開催を継続するなどにより、むしろ会員が増加するという成果があったという。

2.4.2 聞き取りの概要

The Washington, D.C. Chapter No.1 は会員で成り立つ 501(c)(7) Social and Recreation Clubs に該当する団体である。Ikebana International の団体間では緩やかなつながりはある

が、基本的には独立した活動をしている。通常、年に複数回のイベントを行っているが、近年は COVID-19 の影響を受け、ZOOM によるオンラインイベントの開催となっていた。ボランティアなどの支援も受けながら、早急にオンラインイベントへと移行できたことにより、この期間の会員数は増加している。また、本年度からは対面でのイベントも再開している。

同団体の年間の収入規模は \$ 75,000 程度であり、IRS へは 990-EZ を毎年提出している。収支は非常にシンプルで借入金等もなく、会計報告書の作成も基本的には会員のボランティアで行われている。外部監査も行われていない。Avis Black 氏の認識では、他の同程度の規模の非営利組織であれば、収支もシンプルであり、特にこうした会計報告・監査のあり方で問題はない。役員会議も年 10 回と密に実施されており、健全性は保たれていることを実感している。

2.4.3 感想

Avis Black 氏の生け花に対する情熱や、生け花を通して感じられる会員とのつながりがうかがえる面談の時間であった。また、The Washington, D.C. Chapter No.1 と同程度の小規模団体では、会計処理も複雑な要素がないため、会計の専門知識を持つ人材を雇用したり、外部監査を入れる必要はないという話は印象的である。役員が頻繁に会議等を通して活動の状況を把握し、組織の健全性が保たれる状況なのであれば、むしろ自主規制的な機能が有効にはたらく、組織の効率的かつ効果的な運営につながると言えよう。



Avis Black 氏と団員(9月6日)

2.5 Friends of World Food Program USA

○訪問日時：2022年9月6日(火)16:00 - 17:30

○訪問場所：1725 I Street NW, Suite 510, Washington D.C. 20006

○面談者：Mr. Claudio Silva, COO & CFO

○URL：<https://www.wfpusa.org/>

○執筆者：脇坂誠也

2.5.1 団体概要

World Food Program USA は、国連世界食糧計画(WFP)の使命に基づき、米国の政策立案者、企業、財団、個人と協力して、財政的、人的資源の提供を支援している。

WFP は、世界最大の人道支援組織であり、緊急時に人の命を救い、食料支援を活用して、紛争や災害、気候変動の影響を受けた人々のために、平和、安定、繁栄への道筋を構築しており、本部はローマにある。2020年にはノーベル平和賞を受賞している。

2.5.2 聞き取りの概要

(1) Claudio Silva 氏について

今回、インタビューに答えていただいた Claudio Silva 氏は、World Food Program USA の CHIEF OPERATIONS OFFICER 兼 CHIEF FINANCIAL OFFICER である。World Food Program USA には、2019年6月から勤めている。会計士の資格も持っており、監査法人で監査の仕事などをしてきたこともあるということである。

(2) Form990 の位置づけについて

米国において、Form990 が寄付者の観点からどのような情報が有用と考えられているのかについて質問をした。

- (イ) Form990 は透明性を提供している。それが正しく行われれば、公益事業に関する透明性を提供することになる。
- (ロ) バランスシートに関する情報、資産、負債、純資産、制約に関する情報などがある。その観点から、その団体が長期的なニーズを満たすための流動性を持っているかどうかということが言える。
- (ハ) また、収入源やお金の使い道についての情報が含まれている。損益計算書によく似ているが、給与、コンサルタント、家賃など、一般的にお金を使う分野にいくら使ったかということに加えて、プログラムのためにいくら使ったか、資金調達のためにいくら使ったか、管理活動のためにいくら使ったか、ということが要求される。そうすることで、寄付者は、組織が支出した1ドルのうち、どれだけが慈善活動の目的のために使われたのか、どれだけが募金活動や管理運営のために使われたのか、その割合を確認することができる。つまり、慈善団体が慈善活動のために使うお金の比率は、本当に重要な統計である。
- (ニ) その他にも、理事会のメンバーは誰か、その報酬はどうか、ベストプラクティスになりうる

方針や慣行はあるか、理事会の監視はどのようなものか、などである。Form990 には、コンプライアンスとガバナンスに関する多くの質問が含まれている。また、組織がどのように資金を使うのか、誰に資金を提供しているのか、といった質問もある。ロビー活動にいくら使ったかも、Form990 に記載されている。Form990 は、実に有用で興味深い情報が記載された多様な書式であり、非営利団体がどのように資源を使うかについて、アメリカ国が持っている最良の情報源である。

(3) 役員報酬の開示について

Form990 に役員報酬や主要な職員の給与が開示されることについて、どのように思うのか、質問をした。

- (イ) 個人によっては、自分の報酬が公開されることを望まないかもしれない。しかし、寄付をする側の立場に立って考えてみると、寄付をする人は、集めた資金のかなりの部分が高い報酬を得ている役員に使われていることを知りたいと思うかもしれないし、それによって、寄付をするかしないかの決断をする人がいるかもしれない。寄付をするかしないかの判断材料になるかもしれない。
- (ロ) 寄付者から、私たちの報酬について質問されることがある。「CEO にこれだけの報酬を支払っているのを見たが、なぜあなたに寄付をしなければならないのか」と言うのである。賛否両論あるが、私は公益事業として、透明性を確保することは有用だと考えている。

(4) プログラムコスト、管理コスト、ファンドレイジングコストの区分

Form990 を提出する場合には、費用をプログラムコスト、管理コスト、ファンドレイジングコストの3つに区分する必要があるが、費用をこの3つに振り分けることの難しさについて質問をした。

- (イ) 3つの費用の区分には、多くのグレーゾーンが存在する。最も重要なことは、方法論を確立し、その方法論をすべての取引に適用することである。私たちは、典型的なコストは何か、そのコストをどのように扱うか、ということを検討し、分析した。そして、監査人は、私たちが作成した方針に納得していることを確認し、私たちがその方針に従っているかどうかを確認するために取引を見直すのである。
- (ロ) 非営利団体には、方法論の策定において多くの柔軟性がある。各非営利団体は少しずつ異なるので、柔軟性がある。重要なのは、自分たちの方針をよく考え、それを書き留め、それに従うことである。しかし、共通費用については、非常に厄介なことになる。このような種類の経費が発生する場合は、特に注意しなければならない。

(5) Form990 で作成する財務諸表と、FASB に基づいて作成する財務諸表の違い

Form990 に掲載する財務諸表と、FASB(米国財務会計基準委員会)の定めた会計基準に基づいて作成する財務諸表には違いがある。そのうち、無償のサービス提供等について具体例を話していただいた。

- (イ) 私たちは、ある運送会社と長年にわたってパートナーシップを結んでおり、運送会社の飛行機のスペースを提供してもらって、商品や日用品を輸送している。これは、財務諸表に

影響を及ぼす。 寄付されたサービスや現物支給の金額を財務諸表に記録する。

- (ロ) 年次報告書, 監査報告書には, 寄付されたサービスや物品を含めている。寄付された物品を受け取るとはあまりないので, 主に寄付されたサービスである。したがって, これらのサービスの寄付は年次報告書と監査報告書に含まれている。しかし, Form 990 には, これらのサービスの寄付は含まれていない。
- (ハ) このような贈与の評価は難しい。なぜなら, 贈与の公正な市場価値を特定する必要があるが, その贈与に容易に入手できる市場がない場合, それは難しいことである。 その贈与の市場価格が不明な場合, その価格の推定値を見つけなければならないこともある。この種の取引は, 最近, より厳しく監視されるようになってきている。 監査役や規制当局は, この種のサービス提供取引について, 以前よりもずっと注意深く見ている。これは, 米国における非営利団体の傾向だと思う。

2.5.3 感想

World Food Program USA には, 「特定非営利活動法人 国際連合世界食糧計画 WFP 協会」からの紹介で, 今回のインタビューをすることができた。インタビューに答えていただいた Claudio Silva 氏は, 会計にとても詳しく, 会計についてかなり突っ込んだ話を聞くことができた。会計に関する問い合わせが中心であることをしっかり伝えていただいたおかげであると思う。Claudio Silva 氏とともに, 国連 WFP 協会の方にも感謝を伝えたいと思う。



Claudio Silva 氏の説明に聴き入る団員(9月6日)

2.6 Center for Values in International Development

○訪問日時：2022年9月7日(火)10:00 - 11:30

○訪問場所：1919 Pennsylvania Avenue NW, Suite 425, Washington D.C. 20006

○面談者：Dr. Chloe Schwenke, Ph.D., President and Founder

○URL：<https://www.centerforvalues.international/>

○執筆者：金子良太

2.6.1 団体概要

同団体は、実務家と倫理学者で構成される非営利団体で、国際的な救済と開発の政策、プログラム、アドボカシー、モニタリング、評価、学習において、世俗的、普遍的な道德価値を明示する活動を展開している。

2.6.2 聞き取りの概要

人々の尊厳や価値（Value）を保持する国際的な取り組みを支援することを求める団体である。組織のビジョンとして、倫理が実用的で影響力のある役割を果たす普遍的な人間の尊厳の尊重に向けた世界的な動きを想定している。国際支援の中で「value」を中心課題とすることをミッションとしている。日本でこのような組織は一般的であるため活動内容を想定しにくい、その支援対象はLGBTQ、人種的マイノリティ、途上国等で限界的な生活を強いられている人々（marginalized people）など多岐にわたっている。LGBTQ、人種といった特定の問題に関わる組織は多いが、「倫理(ethics)」に焦点を当てて抑圧された人々全体の尊厳を重要視することを求めている活動を行っていることが特徴である。

対応いただいた創業者かつPresidentのDr. Chloe Schwenke氏は、トランスジェンダーであり、もともと南アフリカ等アフリカ諸国で建築家としての活動を行っていたが、その後国際協力の分野に転じ、大学院でPh.D.を取得しFreedom House(1941年にナチス・ドイツに対抗して、自由と民主主義を監視する機関として設立された)などの非営利組織に勤務したあと、当組織を設立したという異色の経歴を有する。インタビュー時点で創立28ヶ月という新しい組織である。

広くvalueに着目して、同様の問題意識を持って活動する組織は米国でも少ないこともあり、創業まもなく大きな財団からの寄付を得ることができた。しかし、Schwenke氏は、当初は財団から資金を得るすべを持たず、寄付してくれた財団から、他の財団からも寄付を集めてくることを要請されたという。もっとも、他財団へのアクセスは極めて難しく、財団への人的な繋がりもない中で資金集めは難航した。その後、ファンドレイジングのコンサルタントによるトレーニングを受け、どのような財団があるか、どのような方法で財団の興味を引き付けるか、どのように申請書を記入すればよいか、財団との人的つながりをどう発展させればよいか、などを学んだという。その結果、他の財団からも寄付を受けることができるようになったという。

ファンドレイジングに関連して、クラウドファンディングについても質問した。いわゆるクラウドファンディングサイトであるGoFundMeといったサイトは、本団体がValueに着目し

た専門的な調査を行っているため、あまり適さないとのことであった。それよりも LinkedIn といった専門家の SNS が、専門家との繋がりや組織の活動内容の告知を通じたファンドレイジングに繋がりやすいとのことであった。

また、新規に設立された団体のファンドレイジングの難しさについても語っていただいた。特に政府系の組織や大きな組織はリスクを取りたがらないので、新たに設立された組織に助成したり契約をしたりすることを好まないという。そのため、これら的大組織から設立まもない組織が資金を得ることは容易ではないという。この点については何度も強調しておられた。

そしてこのことは、新規に設立された非営利組織のわずかしかな数年後には存続していないことにもつながる。新規の組織において一番の問題は、cash flow であると何度も強調しておられた。財団への助成を申請するにしても申請前に準備のために資金が必要だし、スタッフを雇用すれば実際に助成金等を受け取る前に給与の支払いが必要になる。事務所を賃借するに当たっても同様である。そして、新規の組織は信用力や担保がなく、銀行等からの借入も難しいため、資金繰りがうまくいかなることが多く、組織の存続が難しくなるという。

一方で、助成金等を得て一定の事業の実績を確立することで、他の財団、政府などの比較的大きな組織からも助成金や契約等を得やすくなる他、銀行等からの借入も徐々に可能となるという。

組織の運営に当たっての会計についても質問した。他の多くの組織と同様、Quickbook を利用しており、月 100 ドル以下の費用で対応可能であるという。現時点での財政規模、また助成金の申請金額では組織の財務諸表の外部監査は特に求められていないという。助成金の申請にあたっては、まずは行う事業の内容が第一であり、財務はその次であるということも強調しておられた。

本団体への訪問は、会計面や資金面での苦労のみならず、その特徴的な事業や創業者の熱意や体験にも圧倒されたものであった。本団体のますますの発展を願って、訪問記を締めくくりたい。



Chloe Schwenke 氏から説明を受ける団員



同団体事務所のエントランスホールにて(9月7日)

2.7 Peace Winds America

○訪問日時：2022年9月7日(水)13:30 - 15:00

○訪問場所：1717 Pennsylvania Ave, NW, Suite 1025, Washington D.C. 20006

○面談者：Mr. Wayne Nissly, CEO

Mr. Abie Alexander, Senior Finance Manager

Mr. Randy Martin, Board Chair

Ms. Sarah Maraschky, Communications Associate

○URL：<https://peacewindsamerica.org/>

○執筆者：脇坂誠也

2.7.1 団体概要

Peace Winds は、世界中で生じる自然災害や人為的な危機に政府、軍隊、NGO、国連、民間部門等々と協力しながら対応する国際 NGO である。Peace Winds Japan は 1996 年に創設され、Peace Winds America は 2008 年に活動を開始した。2016 年以降、2 つの NGO はパートナーとして協力しながら自然災害や人為的な危機協力して対応している。

2.7.2 聞き取りの概要

最初に、Abie Alexander 氏(30 年以上、海外や米国で非営利団体の財務に携わっている)から米国の会計や税制についての詳しい話があった。その後、CEO の Wayne Nissly 氏など他のメンバーなどにもいろいろ聞きながら理解を深めた。

(1) 米国の NPO 設立の手続き

米国での NPO(501(c)3)の設立をするためには4段階の手続きが必要である。

第一段階は、州に法人を設立する。法人設立のための書類は州により異なる。

二段階目は、非課税のステータスを得るために、連邦政府(IRS)に Form1023 を提出する。Publication 557 という文書に詳しいことが書いてある。一番時間がかかるのがこのステップである。非課税団体として活動しようとする法人は、27 か月以内に Form1023 を提出しないと複雑になる。

三段階目は、連邦政府のタックス ID を取得する。IRS から EIN ナンバーを取得することになる。

四段階目が、州への非課税団体としての登録である。これで、州レベル、連邦レベル、国レベルで非課税団体として認められるということになる。

連邦政府の非課税団体の認定は一度取得すると更新する必要はなく、毎年見直されるわけでもない。しかし、州政府の登録は毎年取得する必要がある。もちろん、IRS から取り消されることはあるが、それ以外は活動している限り、ずっと有効である。

非課税団体になった後は、毎年 Form990 を提出する必要がある。

(2) Form990 とチャリティナビゲーター

Form990 は公開されており,誰でも入手することができる。チャリティナビゲーターのような組織もあり, NPO の管理業務の質に基づいて追跡・格付けしている。このウェブサイトには, 役員の給料から, 誰が役員なのか, 役員は儲かっているのか, 組織で一番高い給料はいくらなのか, もちろん収入と支出の情報もすべて載っていて, 本当に詳しく, NPO の透明性が高い。これは, 私たちに求められている, とても重要なことであり, 私たちの利益にもなる。ある非営利団体が他の非営利団体と提携する場合, まず最初に相手の団体の Form990 を調べ, 両者の目標が一致していることを確認する。

(3) 現金主義と発生主義

会計には, 現金主義会計と発生主義会計の 2 種類がある。この 2 つのうち, GAAP 基準や連邦政府基準で認められているのは, 発生主義会計の方である。非常に小さな非営利団体では, 現金会計を採用しているところもあるが, それは推奨できない。望ましいのは, 発生主義会計である。

(4) FASB に基づく財務諸表

FASB(Financial Accounting Standards Board。アメリカの会計基準の設定主体)の非営利法人会計の基準では, 2018 年に純資産の分類が変更され, 以前は 3 つの分類があったが, 現在は制限付き, 制限なしの 2 つの分類のみになった。

(5) FASB に基づく財務諸表と Form990 に掲載される財務諸表との関係

米国には, FASB の基準に基づく監査済み財務諸表と Form990 に掲載される財務諸表があり, 必ずしも同じものではない。例えば, 監査済みの財務諸表には, 高い給与を支払っている 5 人の給与は書かれていない。そこにあるのは, 組織の財務構造である。

(6) 米国の会計と日本の会計の違い

分類に違いがあることがある。例えば, 米国政府は, 固定資産は 5,000 ドルを基準として, それ以下は消耗品として扱うという一つの基準を設けており, 車両や大型ポンプ, 発電機などを除けば, ほとんどすべてのものがその範囲に入るが, 日本の基準は異なっている。

(7) 監査について

監査には, 組織監査, プログラム別監査, ドナー特有の監査がある。組織監査は, 営利, 非営利を問わず, どんな組織に対しても通常行われる一般的な監査である。プログラム別監査は, ある組織がさまざまなプログラムを行っている場合, その特定のプログラムに関する監査を行う。ドナー特有の監査は, 例えば, 国務省からの補助金があると, 組織監査に加えて別の監査, あるいはその二つを合わせた監査が要求されれば, それを実施しなければならない。

米国政府の場合, 75 万ドル未満で 1 つのプロジェクトの場合にはプログラム別監査ができ, 複数のプロジェクトがある場合 75 万ドル以上の場合は, プログラム別監査はできず, 組織監査が必要になる。従って, 小規模で 1 つのプロジェクトであれば, 特定のプログラム, つまり補

助金に関連する取引だけを調べるプログラム別監査を毎年実施すれば、コンプライアンスを確保することができる。

2.7.3 感 想

Peace Winds America は、日本で設立された「特定非営利活動法人ピースウインズ・ジャパン」が米国に活動拠点を新たに設置した団体であり、日本の団体が米国に進出するというかなり珍しいパターンの法人である。今回のインタビューは、ピースウインズ・ジャパンの方のご紹介で実現した。インタビューには、4 名の方が参加いただいただけでなく、事前の講義資料までご用意いただき、詳しい話を聞くことができた。インタビューに答えていただいた Peace Winds America の方とともに、Peace Winds America につないでいただいたピースウインズジャパンの方にも感謝を伝えたいと思う。



Peace Winds America に対するヒアリングの様子(9月7日)

2.8 Candid

○訪問日時：2022年9月7日(水)16:00 - 17:30

○訪問場所：オンライン会議

○面談者：Mr. Arif Ekram, Manager of Global Partnerships

Ms. Grace Sato

○URL：<https://candid.org/>

○執筆者：中島智人

2.8.1 団体概要

Candid は、2019 年 2 月に GuideStar と Foundation Center とが合併して誕生した、米国の非営利団体にかかわる情報サービスを提供する団体であり、Candid 自体、501(c)(3) 非営利団体である。Candid となった団体のうち GuideStar は、米国においては内国歳入庁 (IRS) より 501(c)(3) パブリック・チャリティ (public charity) として非課税資格 (tax-exempt status) を得た非営利団体の情報提供を行ってきた。また、Foundation Center は、助成財団 (foundation) や助成金の情報を提供してきており、このふたつの団体の合併により、米国民間非営利セクターの資金提供にかかわる情報と、それを活用する非営利非課税団体の情報、つまり資金を活用する団体の情報とが、Candid というひとつの団体によって提供されることになった。

Candid 誕生後も、従来から提供されてきたサービス、例えば GuideStar, Foundation Directory, Funding Information Network などは、Candid の統一的なブランドのもとで提供されている。

Candid の 2020 年度年次報告書 (Form990) によると、収入は 42,877,589 ドル (約 55 億 7,408 万円、1 ドル=130 円、以下同様)、39,439,944 ドル (約 51 億 2,719 万円)、剰余金 3,437,645 ドル (約 4 億 4,689 万円) だった。また、職員は 251 名、理事は 22 名だった (現在、Candid のウェブサイトでは、18 名の理事が掲載されている)。

2.8.2 聞き取り調査の概要

(1) 情報公開の目的について

政府や社会全般に対して、透明性を確保するためである。歴史を遡ると、第二次世界大戦後 1940 年代後半から始まるマッカーシズムの中、下院に設けられた財団にかかわる Cox 委員会¹³⁰によって、Rockefeller や Carnegie など有力財団を含め財団の資金提供先に対する疑問が投げかけられた。財団、あるいは非営利団体の側に立つ立場からは、自分たちが社会の福祉のために活動をしていることは明らかであり、このような委員会での審査は不公正であると感じたが、政府、あるいは一般が、非営利団体がどのような活動を行っているのかを知らなかった、ということに気づいた。この経験から、資金の提供元としての財団とその資金を受ける非

¹³⁰ United States House Select Committee to Investigate Tax-Exempt Foundations and Comparable Organizations

営利団体の双方、つまり非営利セクター全体の透明性が必要だということが認識された¹³¹。1969年の税制改革法(The Tax Reform Act of 1969)により、Form990に記載する内容が拡充され、とりわけ財団(private foundation)に影響が大きかった。

繰り返しになるが、情報公開のもっとも重要な目的は、透明性の確保である。透明性がなければ、効率性も担保できない。効率性がなければ、成功もおぼつかない。透明性が、私たちの活動のすべての根底にあるものである。

(2) 比例原則(proportionality)について

IRSが、Form 990 や Form 990-PF のように異なる申告書を用意しているのは、多様な非営利セクターにある団体を簡単に分類できるようにするためである。例えば、Form 990-PF を使っていれば、それは財団である。

Form 990 には、Form 990-EZ や Form 990-N もあり、年間収入によってより簡便に提出できる形式を使うことができる。それは、IRS は、小規模の団体には、できるだけ簡潔かつ簡易に、年次報告をしてもらいたいからである。小規模団体は、そもそも多様な活動をしておらず、多岐にわたる項目を報告する必要がないからである。実際、米国の非営利団体の多くは、とてもとても小規模であり、Candid が提供している「US Social Sector Dashboard¹³²」で確認できる。

Form 990-N は、とても簡単に作成することができる。小規模な非営利団体は、一人の人間が何でもやっている場合がほとんどである。事務局長(CEO)であり、ファンドレイザーであり、実務担当者でありと。税務の専門スタッフを雇う余裕などない。反対に、大規模財団な財団なら、それぞれの仕事に専門部署があり、それらが適切に運営されるよう経営資源を割り当てることができる。IRS は、大規模な非営利団体にはより詳細な審査を行う。それは、より多くの資源を社会の善きことに使うことができるからであり、同時に、もしそれが悪用されれば、社会に対する悪影響も大きいからである。大規模団体には、より大きな説明責任を果たし、透明性を確保することが求められる。これが、規模による差がある理由でありそれはきわめて正当化されるものであり、異なる基準であるべきである。

(3) 非営利セクターの多様性と小規模団体の価値について

米国では、何かをしたければそれは自分で行えばいい、という考え方がある。非営利団体を立ち上げることはそんなに難しいことではない。他の国と比較しても、ずっと簡単だ。現在、大規模な非営利団体で社会に大きなインパクトをもたらしていたとしても、はじめは小規模だった。もし、非営利団体を立ち上げるのに多くの障害があると、成功する可能性も限られる。米国では、起業家精神(entrepreneurship)を重んじる。何かをしたい、ということを促す文化があり、それは小規模な非営利団体であっても価値を認めそれを支援することにつながっている。

Candid は、常に中小規模の非営利団体の地位の向上に努めており、彼らにチャンスを与えよ

¹³¹ 当時の Carnegie 財団の当時の理事長である Russell Leffingwell が議会の聴聞会での発言として、「We think that the foundation should have glass pockets」という言葉が残されている。この「glass pockets(ガラスのポケット=財布=お金)」が、Foundation Center の設立目的にもなっている。

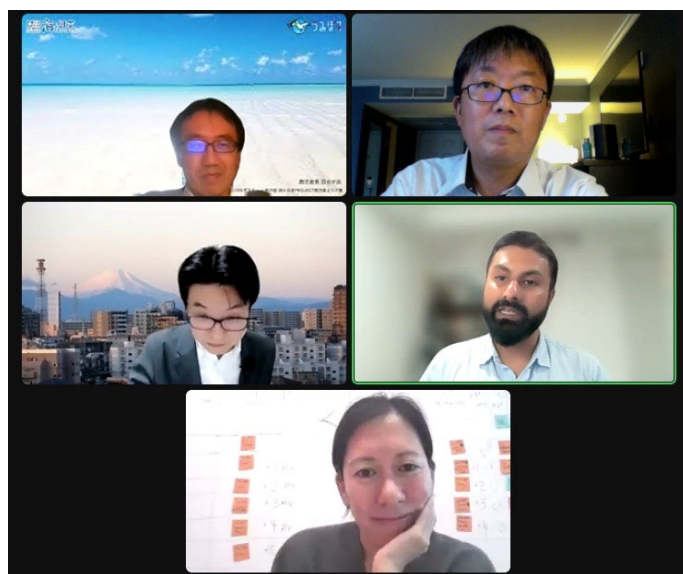
¹³² <https://candid.org/explore-issues/us-social-sector>

うとしている。誰かが何かに価値があると主張すれば、我々はそれを支援する。GuideStar を使えば、簡単にその情報を得ることができる。例えばその団体が名前の知られた財団の助成を獲得した場合、小規模団体にとってはその情報がさらなる信用の獲得につながる。そのような情報は、Philanthropy News Digest (PND) で提供されており、それも小規模団体の地位の向上に寄与している。PND では、ブログやエッセイ、ケーススタディというかたちで情報を提供することができる。

2.8.3 感想

Candid は、冒頭でも説明したとおり、GuideStar と Foundation Center という米国を代表する二つの中間支援団体の合併により誕生した団体である。これにより、(財団による)非営利団体の資金提供と非営利団体によるその活用にかかわる情報が統合され、非営利セクターの情報をワンストップで提供できるようになった。歴史や対象団体が異なる二つの団体が、それぞれの強みを活かしながら活動できているその根底には、非営利団体の透明性を高めることの必要性・重要性に対する強い信念がうかがえた。それは、戦後の経験に根差すものであり、非営利団体が積極的な情報公開を通して、政府や市民全般に対して説明責任を果たし、信頼を獲得することの重要性をあらためて考えさせられた。

起業家精神や個人の善い社会を求める個人の意思を尊重する、という米国社会に根付いている「哲学」が、小規模な非営利団体に対する政府(ここでは、IRS)規制の根底にあるのではないか、という指摘は、自由を重んじる米国ならではの、と考えられるものの、さまざまな社会的課題が顕在化し、閉塞感に強く覆われている日本にとっても重要な視点であると思われる。そして、小規模非営利団体が社会にその存在を認められ社会からの信頼を獲得するためにも、情報提供を通じた透明性の確保が重要であり、Candid の活動はこのような非営利団体の活動に光をあてるものに他ならないと感じた。



オンラインによる Candid に対する
ヒアリングの様子(9月7日)

2.9 The George Washington University

○訪問日時：2022年9月7日(水)16:00 - 17:30

○訪問場所：2121 I St NW, Washington, D.C. 20052

○面談者：(視察)

○URL：<https://www.gwu.edu/>

○執筆者：上原優子, 金子良太

2.9.1 団体概要

ジョージ・ワシントン大学は、初代大統領ジョージ・ワシントンの提唱により、首都ワシントンD.C.において広く人々が学べる私立の総合大学として、1821年に設立された大学である(設立当初はColumbian Collegeと称される)。大学は市内中心部に立地し、我々がアメリカの大学と聞いてイメージするような広大なキャンパスを有する大学ではないが、公道を挟んでいくつもの建物が並んでいる、日本の国立大学に近いイメージの大学である。



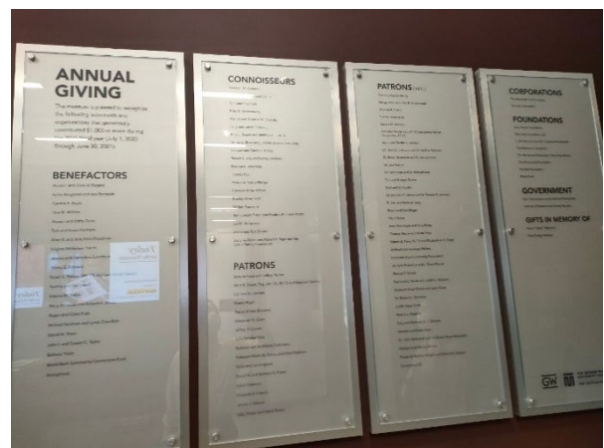
大学構内(9月7日)

2.9.2 視察の概要

今回の訪米調査では、501(C)(3)組織の1つである教育機関、特に大学から直接話を伺う機会を得ることができなかったが、大学に勤務するものとしてはアメリカの大学の収入源泉や資金調達に興味があるところあるため、D.C.市内にある名門大学の1つであるこのジョージ・ワシントン大学を視察することにした。

最初に、ジョージ・ワシントン大学の織物博物館(The George Washington University textile museum)を訪問した。ここでは、日本を含めた多くの織物、とりわけアジアの織物が多く収蔵されている。入館料は無料であったが、博物館建物設立時の寄付者の名を記した銘板と、毎年一定額以上寄付した個人・法人の名を記した銘板が入り口に展示されており、あわせて入口には寄付を募る募金箱も設置されていた。

博物館から移動してキャンパスに入ると、訪問したのがちょうど夏休み明けということも



一定額以上寄付した個人・法人の名を記した銘板

あつて多くの学生で賑わっていた。マスクをしている学生は殆どおらず、コロナのパンデミックを忘れるような光景であった。また、新入生歓迎時期であることもあり、学生ラウンジでは大量のピザが用意され、大音量の音楽が流れ歓迎会が始まろうとしていた。そして、メインキャンパスに入ると、道路の舗装をよく見ると、卒業年と個人名が一つ一つに示されていた。さらに、キャンパスショップを訪問すると、ジョージ・ワシントン大学の頭文字である GW を関した文房具、シャツなどが数多く売られていた。ブランドイメージを大切にし、その大学を卒業したことに誇りを持てるような仕掛けがさまざまに施されていることを感じられた。

2.9.3 感想

一般に、アメリカの大学では卒業生による寄付が多く、それらの寄付が大学の発展にどのように貢献していくかが記載されている。また、寄付金により卒業生が得られる恩恵も明示しているもよく言われることである。教員である我々にとって、日米の大学の状況の違いを感じさせる訪問となった。



アート関連のイベントを開催する学生

2.10 International Society for Third Sector Research

○訪問日時：2022年9月11日(日)10:00 - 13:00

○訪問場所：オンライン会議

○面談者：Dr. Megan Haddock, Director of Programs

○URL：<https://www.istr.org/>

○執筆者：溜箭将之

2.10.1 団体概要

1992年に設立され、市民社会、慈善行為および非営利セクターの分野で研究教育の促進を図る国際的団体である。第三セクターについての知見の創造、検討及び促進をめざす研究者その他の人々の世界的なコミュニティを実現することにコミットしている。

2.10.2 聞き取りの概要

Megan Haddock氏にお話を伺った。大きくジョーンズ・ホプキンス大学における第三セクターの統計的な定義の確立に向けた取り組みと、ITSRのプログラム担当ディレクターとしての取り組みについて伺った。

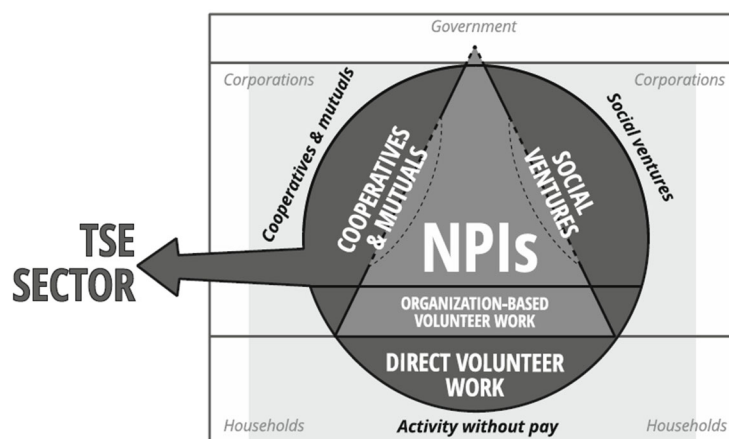
(1) 第三セクターの定義

Haddock氏は、ジョーンズ・ホプキンス大学市民社会研究センター(Center for Civil Society Studies)において、Lester Salamon教授の下で、国際的な調査に従事し非営利組織の概念化に研究に関与したのち、2016年にシアトルからITSR西海岸オフィスで勤務されている。

Salamon教授は2021年8月に亡くなったが、第三セクター・市

民社会とは何かを追及されていた。そこで提唱されたのが、上の図のような概念図である¹³³。

真ん中の三角が正式に登録された非営利団体であり、国連のNational Accountに含まれる。左上のCooperativesとMutualsがあり、Social Ventureには営利と非営利がオーバーラップし、下のボランティア活動とオーバーラップし、最後に図最上部の政府とのオーバーラップもある。こうした他のセクターとのオーバーラップをふまえた上で、国際的な統計的比較の基礎となる作業が勧められた。



第三セクター・市民社会の概念図

¹³³ Lester M. Salamon, Megan A. Haddock, Stefan Toepler, *Conceptualizing, Measuring, and Theorizing the Third Sector: Embedding Statistical and Methodological Developments Awaiting Broader Scholarly Take-up*, VOLUNTAS (2022).

(2) 国際的な会計枠組

Haddock 氏はジョンス・ホプキンス大学市民社会研究センターで 2004~19 年にかけて国際研究プロジェクトのマネージャーを務めておられた。

そこで担当されたのが、国際的に用いられる国別会計枠組に関する国連の統計ガイドライン(U.N. Guidelines, National Account Framework)である。国連の GDP などの国際的統計の扱いで、金融機関、非金融営利会社、政府、家計、非営利の 5 分野があるが、携わったのは非営利分野の概念化である。非営利はフィランソロピーの寄付だけではなく、政府補助金、サービスに対する対価(医療・教育)を受け取っている。従来の国連の統計では、こうした部分が欠落し、こうした活動を取り込んだ Salomon 教授が示した統計とでギャップがあったため、Salomon・Anheuer 教授の関与したプロジェクトで United Nations, Handbook on Nonprofit Institutions in the System of National Accounts が作成された。合わせて、政府報告書で用いられる産業別統計の枠組に付属する非営利の Satellite Account も開発された¹³⁴。2017 年版ハンドブックでは、Cooperative, Mutual や Social Venture も取り込まれた。

Haddock 氏は、こうした統計を世界各国政府に採用を働きかける活動に従事していた。日本でも、大阪大学の山内直人教授らの協力を得て日本でも採用されている¹³⁵。非営利セクターは、医療、社会サービスなどで多くの雇用を有している。Haddock 氏は来日した際には政府の雇用関係部署と面会して有意義な会合をもった。

特に難しいのが、ボランティアの扱いである。ボランティアは、給与の面では統計に出てこないが、労働力としては重要である。2008 年から ILO と協働してボランティアの貢献を取り込み計量するガイダンスを作成した。この点につき、多くの国ではデータもなく比較可能性も低かったが、インフォーマルなボランティア活動を取り込める枠組として作成されたのが、Manual of Measurement of Volunteer Work である。政府は Labor Force Survey において無報酬で行った労働についての調査項目を加えることが求められる。2013 年に ILO が正式に無報酬労働が調査項目とされた。

2017 年に、より広い非営利セクターの概念が今日の国際的な統計に取り込まれ、これらの努力は成功といえる。こうした統計が容易に入手・活用できるようになり、今日の各国や世界的な政策形成に利用されている。

(3) 統計の利用について

統計の収集の難しさは国によって異なる。インドの例では、非営利団体の登録がなされても紙で保管されるだけで、団体が解散してもその事実は明らかにならない。統計の実施にあたっては、登録や情報管理を改善する必要があった。ドイツなど先進国でも統計を入手するのは難しい。アメリカは登録された非営利団体の情報は得やすいが、統計・情報が多くの機関に分散しているため難しい。国によっては、情報を政府によって悪用されることを恐れる団体が多い

¹³⁴ United Nations, *Satellite Account on Non-profit and Related Institutions and Volunteer Work* (Series F, No. 91, Rev. 1, 2018)

¹³⁵ 山内 直人, 杓永 佳甫, 松岡 秀明「非営利サテライト勘定による寄付とボランティアの統計的把握」内閣府経済社会総合研究所 ESRI Discussion Paper Series No. 126(2004 年 12 月)。

国もある。

アメリカでは, Census Bureau, Bureau of Economic Analysis, Bureau of Labor Statistics 労働関係の情報, など 10 の機関の情報を利用している。アメリカは, 上記のような国連の統計などについて関心は低い, Salamon 教授は Nonprofit Economic Data Project (1999-2021) を通じて, 情報収集と統計手法の確立に取り組んだ¹³⁶。

(4) ボランティア活動の把握について

ボランティア活動の統計的把握は難しい。非営利法人の会計書類には正規な数字はなかなか出てこないし, 団体の担当者もボランティアの活動量にばかり関わっているわけではない。正確な数字をつかむには, ボランティア本人に聞く必要があるが, 1 年に 1 回調査しても, 1 年分のボランティアの量を記憶している人はほとんどいないので, 短期間で聞き取りをする必要がある。他方で, 会社や会計士・弁護士など専門職によるプロ・ボノ活動するものは取り込みやすい。

(5) 財務規制について

収支相償のような財務規制は, プライベート・ファウンデーションについては 5 % ペイアウトルールを除けば, アメリカには存在しない。非営利団体の支出に対する規制は, 団体の自律的な運営に対する介入となり, アメリカであれば強い反対に遭うであろう, との明快な返答であった。政策としても, 非営利団体に対して拙速に支出をしなければという圧力をかけ, 支出の必要性や意義を十分に考慮せずリソースを費消することにつながるため, 賢明とはいえない。

アメリカでも, プライベート・ファウンデーションが高額の資産を抱えながら 5 % も支出しようとしなないことは問題になっている。Bill & Melinda Gates Foundation は 50 年以内に資産を使い切ることを明示している。



オンラインによる Megan Haddock 氏に対するヒアリングの様子 (9 月 8 日)

¹³⁶ レガシー・ウェブサイトであるが, 以下のリンクから閲覧することが可能である。

<http://ccss.jhu.edu/research-projects/nonprofit-economic-data/>

<http://ccss.jhu.edu/nonprofit-works/>

2.11 National Archives Museum

○訪問日時：2022年9月8日(木)9:30 - 11:30

○訪問場所：701 Constitution Avenue, NW Washington, D.C. 20408

○面談者：(視察)

○URL：<https://www.archives.gov/>

○執筆者：上原優子

2.11.1 訪問施設概要－National Archives Museum について

当初は、世界一の航空博物館といわれる The Smithsonian National Air and Space Museum(スミソニアン航空宇宙博物館)を訪問する予定であったが、残念ながら訪問時は大規模な改修工事を行っており、閉鎖されていた。あとで確認したところ 2018 年からこの改修工事は始まっており、この改修は 2 億 5,000 万ドルを調達することによって実施することが計画され、該当ページを見ると現在もオンライン寄付が募集されている。訪問した 2022 年 9 月 11 に時点では、約 94%の資金が集められていることが、オンライン上で確認できた。

さて、上記の理由により、当日は訪問予定を急遽変更した。実際、国会議事堂周辺のこのあたりには数多くの博物館が存在する。このためしばらく周辺を散策し、National Archives Museum を訪問することに決定した。

National Archives Museum では、国立公文書館の貴重な所蔵物が紹介され、さまざまな展示物やプログラムを見学することができる。ロタンダ(円形の建物)の展示物には 1776 年に出された独立宣言をはじめ、合衆国憲法、権利章典など重要な文書がある。米国の国民生活の歴史の一端を感じることができる空間であるとともに、米国の権利と自由に関する議論の進化を辿ることができる。そして、米国建国の拠り所となってきた、1297 年に作成されたマグナカルタ(大憲章)のオリジナル写本が、一番注目を集めるその入り口に設置されている。



National Archives Museum 表玄関(9月8日)

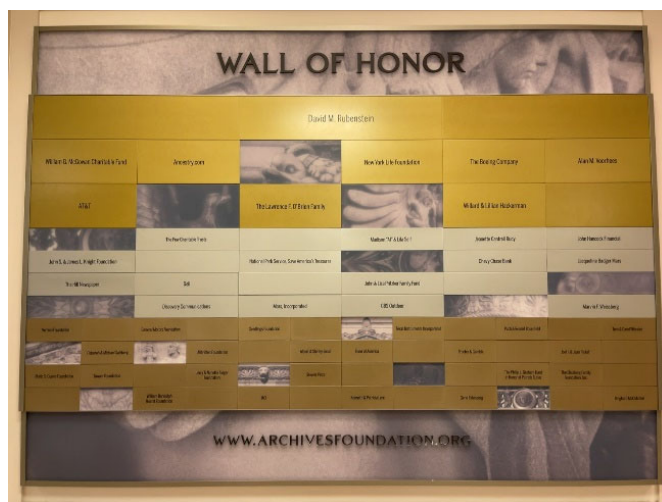
2.11.2 訪問しての状況および感想

National Archives Museum は米国の根本的な精神である権利と自由について知る上で、非常に充実した、見ごたえある展示物を擁していた。博物館の設立には National Archives Foundation が多大な貢献をしているが、同 Foundation は Form990 を IRS に提出する Public Charity であり、国立公文書館への認識や国の遺産に対する理解を深めることを目的として、民主主義への市民の関与を奨励している。

博物館への入館は無料。館内での写真撮影は不可となっている。以下の写真は入口のところで撮影したものである、館内にはいくつか左の写真のような寄付箱が設置されており、博物館に多大な寄付をした人物・企業の名前が Will of Honor には記載されている。



寄付箱



博物館に寄付をした人物・企業のリスト

Will of Honor のトップに名前が挙がっているのが、カーライル・グループの創業者の 1 人であるデビッド M. ルーベンスティンである。上記で紹介した、マグナカルタのオリジナル写本が設置される入口の空間は、その名前にちなみ DAVID M. RUBENSTEIN GALLERY と名付けられている。

また、入口付近には、土産品などを売るストアが設置されている。そこには合衆国憲法、権利章典などがデザインの一部に使われている様々な物品が用意されている。物品の売上は公文書館の展示や公共プログラム、教育等を支援するために使用されている。

当日は、2.7 ドル程度のお土産を実際に購入したが、店員から切りのいい 3 ドルを支払い、差額を寄付して欲しいと声をかけられた。National Archives Museum の訪問は、米国の知の結晶の 1 つである博物館が、多くの人の寄付に支えられて存在していることを垣間見る、貴重な体験となった。

2.12 George Mason University

○訪問日時 : 2022 年 9 月 8 日 (木) 13:00 - 15:00

○訪問場所 : Arlington Campus, Van Metre Hall, Room 671, 3351 Fairfax Drive Arlington, VA 22201

○面 談 者 : Dr. Stefan Toepler, Professor, Nonprofit Studies

Dr. Alan J. Abramson, Professor and director, Center on Nonprofits, Philanthropy, and Social Enterprise

Dr. Mirae Kim, Associate professor, Center on Nonprofits, Philanthropy, and Social Enterprise

○ U R L : <https://www.gmu.edu/>

○執 筆 者 : 金子良太

2.12.1 団体概要

1957 年創立, 1972 年に大学を設置したバージニア州に本部を置く同州最大の州立大学。フェアファクスとアーリントンの 2 か所に主要なキャンパスを有し, アーリントンキャンパスは首都ワシントン D.C. に近く政府機関等で勤務したり, 公共政策等を学ぶ学生が多く在籍している。我々はこの度アーリントンキャンパスを訪問した。

2.12.2 聞き取りの概要

ワシントン D.C. 近郊は, ボルチモアにある Johns Hopkins University をはじめ, 非営利組織の研究が盛んな土地柄である。我々は, ジョージ・メイソン大学の研究者 3 名より話を伺った。研究者の一部は, レスターサロモン教授に師事したとのことであった。

ジョージ・メイソン大学は複数のキャンパスを有するが, そのうち大学院生を中心に在学する, 首都 D.C. から近いバージニア州のアーリントンにあるキャンパスで話を伺った。

ジョージ・メイソン大学の研究者が関与し, 多くの組織が関わって 2015~2020 年の非営利組織のトレンド, とりわけ寄付に着目した研究が行われた。その研究成果として, 我々のインタビューの中でパンデミック下における非営利組織の寄付に関するオンラインでの調査が紹介された。調査は米国の様々な地域, 収入規模, 組織の事業目的 (芸術, 教育, 人的サービス等) の組織を対象に行われた。そのなかで, とりわけ重要な研究成果は次のとおりであった。

- 1 個人からの寄付は非営利組織に不可欠である。
- 2 2015~2019 年にかけて非営利組織の寄付は成長したが, 2020 年には多くの組織でそれまでとは逆のトレンドとなった。
- 3 有色人種が運営する非営利組織は (そうでない組織との間で) 長期的な寄付のトレンドに格差がある。
- 4 2020 年より前には, 地方のコミュニティーの非営利組織はそれ以外の非営利組織よりも寄付の増加が少なかったが, 2020 年には都市の組織のほうが寄付の減少が大きかった。
- 5 寄付以外では, サービス事業収入が 2020 年には顕著に減少し, とりわけ芸術分野の組織

にその傾向が顕著だった。またボランティアも減少し、このようなトレンドが非営利組織の戦略に様々な影響を及ぼした。

2020年までの調査であることから、パンデミックの影響はまだその後も続いており、今後のさらなる研究が大いに期待できる。

米国では、Form990をはじめ、非営利組織の寄付やその他の収入に関するデータが入手しやすいために、全体トレンドを把握しうるこれらの調査が可能となっている。ドイツ出身のToepler教授は、ドイツでは非営利組織の財務情報の公開が限定的であるために同様の調査が難しく、また調査できたとしても他国との比較が容易でない点を指摘しておられた。同様の調査が難しいというのは、日本にも当てはまるものと考えられる。もっとも、Form990の情報に明らかな誤りが多く見つかったりして非営利組織の情報の信頼性が企業と比べて劣ること、また公表時期にラグがありタイムリーな情報が入手しにくいことも調査を難しくしていることも指摘されていた。

この研究成果の他に、米国において現在顕著に増加しているDAF(Donor-Advised Funds)において情報公開が限定的であったり、寄付で税控除が得られるにもかかわらず当該資金が慈善目的に使われずに組織内に滞留する問題等についても色々とお話を伺うことができた。また、2017年のトランプ政権による項目別控除(itemized deduction)の制度変更に伴い寄付による税金の控除が得られる個人が大幅に減少していること、それに伴う寄付の減少の可能性などのについても議論することができた。近年米国においても隆盛を極める社会的企業(Social enterprise)についても色々とお話をお伺いすることができた。

ジョージ・メイソン大学への訪問は、近年の米国の非営利組織を取り巻く様々なトピック寄付のトレンドなど非常に有意義な話を多く含むものであった。3人もの研究者にご対応いただけたことに感謝し、本報告を締めくくりたい。



Stefan Toepler 教授等から説明を受ける団員



政策行政学部のエントランスホールにて(9月8日)

2.13 International Center for Not-for-Profit Law

○訪問日時：2022年9月8日(木)16:00 - 17:30

○訪問場所：1126 16th Street, N.W., STE 400, Washington D.C., 20036

○面談者：Mr. Douglas Rutzen, President and CEO

Ms. Cathy Shea, Vice president

Ms. Julie Hunter, Legal advisor

Ms. Lily Liu, Legal advisor

○URL：<https://www.icnl.org/>

○執筆者：溜箭将之

2.13.1 団体概要

世界各国における市民社会を取り巻く法的環境に焦点を当てる団体として、1992年に設立された。各国の市民社会、政府、国際コミュニティといったパートナーと共同し、非営利団体を取り巻く法制や制度の改革を進めるための長期的な関係を築いている。

2.13.2 聞き取りの概要

理事長兼 CEO の Douglas Rutzen 氏, Julie Hunter 氏, Julie Hunter 氏, Lily Liu 氏 (legal adviser), Catherine Shea 氏 (Vice President) に ICNL オフィスでお話を伺った

(1) Form 990 について

1941年にForm 990が導入され、当時は2ページ程度だった書式が、今日にかけて分量も増え、複雑さを増していった。ただし、小規模のチャリティはForm 990EZ, Form 990Nなど簡易な書式を提出すれば済む。Form 990が複雑なのは事実であり、ICNLも会計士に依頼してForm 990を作成しており、また団体内部に会計に精通した人を雇用することはやはり難しい。他方でForm 990による情報開示自体には意義があり、現状に対して強い批判はないようである。近年のForm 990の改訂は、テクニカルな面に留まっており、大幅な改定は予定されていない。

2007年のForm 990改訂は、ガバナンスについてのディスクロージャーを強調した。規制当局は内国歳入庁という税務当局なので、ガバナンスに関与すべきか議論もあったが、究極的には自主規制とグッド・プラクティスということになる。多くの非営利団体はForm 990の開示を通じて、どのように見られるか気にしていると思われる。Independent Sectorが開示したグッド・プラクティスも、会員を中心にインパクトがあったし、曖昧なところはあったにせよ、そこでグッド・プラクティスが何かが示されており、遵守がそこまで難しくない限りにおいて、多くの団体はこれに従ってように見受けられる。いうまでもなく、インパクトは団体によるし、ファンドレイジングをする団体は相対的に開示によってどのように見られているかは気にしているだろう。他方で、大学のコーチに200万ドル、400万ドル支払われるような報道を見ると、報酬の開示などがあっても、限界があると言わざるを得ない。

情報開示との関係でいえば、ジャーナリストがForm 990の開示情報をしばしば用いている。ジャーナリストが調査報道を行い、これに基づき州の捜査当局が動くことも多い。

(2) 州とアンブレラ団体

州によっては、メリーランド州でアンブレラ団体の Maryland Nonprofits が評価認証基準を示して認証を行っているところもある。ICNL はデラウェア州で設立されワシントン D.C. で非営利法人登録を行っているので、メリーランドの制度は利用していない。

州によって非営利法制への取り組みに差があるのは確かで、ニューヨークやカリフォルニアは積極的で、ニューヨークで Steve Bannon がチャリティ詐欺で刑事告訴されたところでもある。

Independent Sector は国内団体向けなので、ICNL のような国際団体は、国際団体のアンブレラ団体である InterAction の自己評価基準を採用している。Council on Foundation は海外向けの寄付を検討する団体や個人のために、各国の非営利団体やボランティアに関係する法制をまとめたデータベースを作っており、ICNL はこれに協力している。このデータベースは、日本など海外の団体が、アメリカのチャリティから資金を受け取る際に、必要なルールを順守していることを確認するために使われる。

(3) 国際人権団体に特有な問題

Form 990 は、Schedule F において支出先についての開示を求めている。これもオンラインで公開されると、特に抑圧的な政府によって支援先が特定され、海外での活動に支障が生じ、場合によっては支援先の関係者の安全にも関わる。このため ICNL をはじめとする国際人権団体は、Schedule F について全面的な公開ではなく、内国歳入庁への開示にとどめるよう働きかけを行った。

(4) 規制機関との関係

ICNL は、州の規制を遵守し、州の税法に基づき納税し免税措置を享受する。またファンドレイジング登録を 6 州で行っている。ただし、州政府に特段の働きかけを行っているわけではない。

連邦政府との関係では、財務省と、経済制裁がチャリティ向け資金の流れを妨げないようにするため、協力関係を保っている。ほかに ICNL が連邦政府に働きかけをしているのが、Foreign Agent Registration Act に関する問題である。同法は、ナチスのプロパガンダ対策で制定され、外国の政府または個人の代理人として行為する場合には、司法省への登録を義務づけている。この 1938 年の立法を現代化しつつ、国際的な慈善活動に対し意図せぬ制約となることを避けるため、議会での証言や、司法省その他の関係者と調整を行っている。

外国政府では、海外からのチャリティの支援が国内のチャリティに渡るのを規制する立法がある。インドの Foreign Contribution Regulation Act が一例だが、受領する国内チャリティは登録し、特定の銀行に口座を有しておく必要があり、様々な手続きを取らなければならない。コロナで医療的な援助をしようという時も大きな障害となった。テロ対策やマネーロンダリング対策は理解できるが、チャリティ目的に規制をかけるのは問題である。他方で、チャリティ目的での仮想通貨による送金について調査も行った。まだ法規制が少なく、一律に禁ずる国もあるが、容易に送金ができた国もあり、今後の展開が興味深い。

マネーロンダリング対策との関係では、2016 年に連邦政府のルールで非営利法人が特に脆

弱であるとされたことがあり、これに対しそうではないという実証調査を行うなどして対応を取った。FATF もこれに同意をしたし、この点について地域レベルの FATF の機関に働きかけも行った。近年はリスク・ベースのアプローチをとるものとされ、チャリティ全般ではなく、チャリティのサブ・セクターで特に脆弱な部門を特定してゆく必要がある。この点について、各国政府に働きかけを行い、認識の共有を試みてきた。リスク評価を誤って過剰な規制をかけさせないよう働きかけをする必要がある。

(5) コロナ禍やロシア戦争の影響

コロナ禍は ICNL にも影響を及ぼした。一部の国は市民社会を規制する口実として COVID を利用した。フェイク・ニュース規制法, COVID 支援者をエッセンシャル・ワーカーと扱わない, ロックダウン, などである。現在 COVID ガバナンス・プログラムを行っており, アジアについては大きなプログラムになっている。

運用面では, 完全リモートを実現し, 事業を継続することができた。国際的な移動ができなくても, プログラムは継続できている。予算の消化に困ることはあったが, 助成側が柔軟性をもたせてくれた。

ウクライナ・ロシア戦争は, 経済制裁との関係と, 仮想通貨の関係で課題となった。ウクライナは, 従来はチャリティの寄付に対して厳格な規制をしており, 関係者はその改善に取り組んでいたが, 戦争開始とともに改善した。

2.13.3 感想

ジョージタウン大学ロー・スクールで国際市民社会法を講じつつ, ICNL の会長兼 CEO をなさっている Douglas Rutzen 氏のお話を伺いつつ, また, Julie Hunter 氏, Lily Liu 氏, Catherine Shea 氏から, ICNL で具体的な実務に携わる観点からコメントも伺えたのは, とても有益であった。Form 990 をめぐる質疑応答は, 書式の歴史と実際の意義について分かりやすく回答していただいた。また ICNL のような国際的に活動する団体の特徴についても, 関係するアンブレラ団体, 働きかけを行う政府関係機関, さらにコロナ禍やウクライナ戦争のインパクトなど, 多面的に話を伺うことができ, 大変勉強になった。



Douglas Rutzen 氏による説明を聴く団員(9月8日)



ICNL 事務所にて(9月8日)

2.14 Home Roots Foundation

○訪問日時：2022 年 9 月 9 日(金)10:00 - 11:30

○訪問場所：712 H Street NE Suite 1228 Washington, D.C. 20002

○面 談 者：Mr. Joseph Loubens Paul, President

○U R L：https://homerootsfoundation.org/

○執 筆 者：脇坂誠也

2.14.1 団体概要

Home Roots Foundation は、2003 年に設立され、2008 年の金融危機の際に活動を停止していたが、2018 年に、ハイチへの旅行の後、Joseph Paul 氏を中心として、活動を再開した。ハイチでは、80%から 90%の学校が私立学校なので、Home Roots はまず子供たちに焦点を当て、子供たちが学校の授業料を払えるよう支援することとした。また、ハイチは貧困率が高いので、多くの女性が助けを求め、多くの子供の親も助けを求めている。そこで、活動の 2 つ目に、女性の経済的な支援をすることとしている。

2.14.2 聞き取りの概要

(1) 資金調達をどのように行っているか

2018 年～20 年の最初の頃は、知り合いから資金を調達していた。2021 年、22 年は財団からの資金を調達し始め、女性のための財団から助成を得た。財団に手紙を書いて、少しずつ資金を調達しているところである。また、現在、子供たちのために、クラウドファンディングサイト「GlobalGiving」で、プロジェクトを展開している。

(2) 財団からどのような報告書を要求されるか

普通は資金を使って何をしたか、そのお金をどのように使って、何が起きたのか、その結果、私たちがもたらした影響について報告しなければならない。資金提供者が関心を持つのは、インパクトである。

(3) Form990 について

Form990 と、990-N がある。990-N は、住所と名前だけの非常にシンプルな書類である。私たちは小さな組織なので、あまり多くのものを受け取っているわけではなく、IRS はあまり細かいことを言わない。しかし、団体や財団によっては、990 を提出するよう求められることもある。例えば、今、ある団体に「女性のための生活資金」を借りに行ったが、その団体は 990-N ではなく、990 を要求された。

(4) 財務諸表の作成方法

もっとお金ができれば QuickBooks(会計ソフト)を使おうと思っているが、現在は Excel で作成している。QuickBooks にはヘルプがあるので、もし行き詰まったら、QuickBooks に電話す

れば助けてもらえる。

(5) 監査を受けているか

お金がないので、監査は受けていない。私たちはとても小さな団体なので、監査する必要がなかった。最初の資金調達を申請したのは 2020 年で、外部資金をたくさん申請する時間があまりなく、監査する必要性があまりなかった。しかし、数千ドルを寄付した女性からも、「あなたの決算書は監査されているのか？」と言われた。監査をする必要は感じている。

(6) 活動休止中の書類の取り扱い

IRS は、3 年間 Form990 を提出できなければ、免税の資格を取り消される。Home Roots Foundation は、長い間活動を休止していたが、その期間中も、Form990N は提出していた。990-N は、いくら稼いだなどは書かない、とても簡単なものである。ただし、収入が 5 万ドル以下であることが前提になる。私たちは活動していなかったため、収入はゼロであったが、アクティブにしておくため、IRS に登録しておくために申告はしていた。

2.14.3 感想

訪問時に、最初、登録された住所に行ったが、そこには事務所はなかった。電話をしたところ、まったく別の場所にある大学を指定され、そこにタクシーで向かい、大学の一室で会議を行った。インタビューの後、聞いてみたところ、最初に向かった場所は、登記上の事務所で、Joseph Paul 氏が数年前に住んでいた場所だということであった。Joseph Paul 氏は、訪問先の大学の生徒で、大学内の部屋の一室を使って活動しており、今回のインタビューも、そこで行った。米国には非常に多くの小規模な NPO があるが、その活動の一端を知ることができた。



インタビューをした大学(9月9日)



登記上の事務所



パウル理事長と調査団

2.15 Council on Foundation

○訪問日時：2022 年 9 月 11 日(日)10:00 - 13:00

○訪問場所：オンライン

○面 談 者：Mr. Brian Kastner, Director of Engagement

○ U R L ：<https://cof.org/>

○執 筆 者：中島智人

2.15.1 団体概要

Council on Foundations(COF)は、米国における非営利団体の助成にかかわる財団を会員とする中間支援組織である。1949 年, the National Committee on Foundations and Trust for Community Welfare としてシカゴに設立されたのがその始まりである。1957 年にはニューヨーク州法のもとで法人化し, 名称を the National Council on Community Foundations(全米コミュニティ財団協議会)と改め, IRS の非課税団体(501(c)(3))となった。名称にもあるように, 当初, コミュニティ財団(community foundation)による会員組織として発足し, 徐々に家族財団や企業財団など, その会員の対象を広げていき, 1964 年には現在の Council on Foundations の名称となった。

会員組織である Council on Foundations の会員はすべて団体(個人ではなく)であり, その種類には, Community Foundations, Private Grantmakers(独立財団, 家族財団など), Corporate Grantmakers(企業財団), Grantmaking Public Charities, 米国外の Non-US & Tribal Grantmakers, Non-Grantmakers(ただし, 賛助会員)がある。2021 年度現在, 会員数は 804(前年度から 135 増)である¹³⁷。年間収入は, 1,219 万 8,284 ドル(2020 年度)(約 15 億 8,577 万円, 1 ドル=130 円)であった。会費が 608 万 2,879 ドルと収入全体のほぼ 5 割を占める¹³⁸。残りは, 寄付や助成金からなる。

2.15.2 聞き取り調査の概要

(1) アメリカの非営利団体と COF の会員について

アメリカには, およそ 100 万の登録非営利団体がある。非営利団体は, 本来的に非営利法人として登録されている。非営利団体は, まず, それぞれの州で法人として登録し, その後 IRS に申請する。その際, 非営利団体は, IRS コードに示されたチャリティ目的を追求することが求められる。アメリカの制度では複数のタイプの非営利団体があり, もっとも重要な区分は, パブリック・チャリティ(public charity)とプライベート・ファウンデーション(private foundation)である。登録に際しての初期状態(デフォルト)は, プライベート・ファウンデーションであり, パブリック・チャリティとなるためには, IRS が定めた基準を満たすことが求

¹³⁷ インタビューでは, 会員数は約 850 とされた。

¹³⁸ ただし, Council on Foundations は, この会日は, Form 990 上, Membership dues ではなく, 「Program Service Revenue」つまり事業収入の Member Dues に位置づけられていることから, 会員として Council on Foundations のサービスを受けるための対価と考えられる。

められる。

COF の会員には、パブリック・チャリティもプライベート・ファウンデーションもある。「コミュニティ財団」は、パブリック・チャリティではあるものの、IRS に規定された名称ではなく、パブリック・チャリティの中で、地域で資金獲得を行い獲得した資金をその地域に還元するようなものをいう。COF の会員となっているコミュニティ財団の規模は、まちまちである。ひとつの郡(county)や市(city)を範囲とするものもあれば、州全体を対象とするものもある。また、少数ではあるが州をまたいだ活動を行うものもある。全米で最大のコミュニティ財団は、サンフランシスコにある the Silicon Valley Community Foundation であり、ほとんどのプライベート・ファウンデーションよりも大きく、全米で 5 本の指に入る巨大助成財団である。しかし、多くのコミュニティ財団は、それほどの規模はなく、その資産規模は、100 万ドルから 1,000 万ドルの範囲にある。

COF の関心である助成事業については、どのような対象に助成可能かについて IRS は、非常に明確な立場をとっている。国内については、対象がパブリック・チャリティなら、付加的な審査(due diligence)を必要とせず助成できる。国際的な助成の場合は、全く異なる手続きが必要となる。

会員とは緊密な関係を作るよう心掛けてはいるものの、850 のすべての会員と関係を持つことを難しい。理事会メンバーは、すべて会員団体の出身者である。COF では、会員が参加できる委員会を多数持っている。また、ワーキンググループや特定の課題のためのグループを立ち上げることもある。そもそも COF がコミュニティ財団の会員団体から始まったということもあり、小規模団体の利益を代弁するようなロビー活動も行っている。

(2) 小規模団体への対応について

小規模団体(年間収入 50,000 ドル以下)が IRS に提出する年次報告書, Form 990-N, については Schedule A の提出が必要なく、税制優遇は受けられるもののパブリック・サポートテストは必要ない、という指摘について、(回答者が法律の専門家ではないという前提ではあるものの)その解釈で正しい。IRS には、さらに、Form 990-EZ(年間収入 200,000 ドル以下、資産 500,000 ドル以下)という、簡素化された Form 990 がある。その目的は、より多くの団体が Form 990 を広く浸透させより多くの団体に利用できるようにすることにある、と思う。さらに、IRS は、歴史的にみて継続的に予算不足である。IRS への提出書類をひとつひとつ丹念に確認することはできず、非営利団体側から見れば、必要な書類をすべて提出していれば税制優遇資格を得られる確率が高い。結果として、好ましくない非営利団体も税制優遇資格を取得することにもつながっている。

(3) 内部留保(reserve)について

連邦政府が、非営利団体の内部留保について公式な見解を持っているとは思わない。非営利団体が内部留保を確保するのは、それが一般的に必要なことであるからだと理解している。米国の非営利団体は、連邦政府や州・自治体からの補助金はあるものの、その収入を個別の寄付に依存している。その意味で、非営利団体が内部留保をもつことについて、何ら問題はないと考える。

(4) スタートアップ支援としての Fiscal Sponsorship について

小規模な非営利団体が、法人化や IRS から税制優遇資格を得る前段階に、それと同様の免税利益を得る方法として、Fiscal Sponsorship とよばれる仕組みが活用されている。この Fiscal Sponsorship とは、税制優遇資格をもつ団体が、他団体の活動を自分たちの一部とすることで集めた資金を助成するものであり、いわば非営利のスタートアップモデルのようなものである。多くのコミュニティ財団が、この Fiscal Sponsorship を、新しい運動やグループの支援に活用している。いくつかのモデルがあるものの、基本的には税制優遇資格を持つ団体がその利益を小規模の団体・プロジェクトに、いわば貸し出すものであり、資金獲得や事務局機能を担うものもあり、その場合小規模団体・プロジェクトは管理費用を支払う。

この方法は、アメリカに独特のものだと理解している。コミュニティ財団が、地域の新しい非営利活動を教育・支援し、地域で必要とされる団体を育てる役割を提供している¹³⁹。

(5) 非営利団体と政治活動、情報公開について

Form 990 や Form 990-EZ では、資金提供者の情報を公開しなければならない。寄付者にかかわる情報公開について、個人的な意見としては、特定の選挙公報者の支援を除いて、どんな活動でも行うことができる非営利団体については、民主主義の社会では、一般市民がその資金について知る権利があるから、だと考える。財団にとっても、寄付者の情報公開を行うことには意味がある。それは、市民が寄付者を知ることにより、新しい寄付者の獲得につながるからである。政府から見れば、活動の資源を追跡できることが、重要な役割だと思う。非営利団体が資金洗浄に使われることは稀だと思うが、しかしないわけではない。

IRS に登録された非営利団体のうち、複利増進にかわ 501(c)(4) 団体 (social welfare organization および local association of employees) があり、この団体は寄付者について情報公開をする必要がなく、かつ、政治的活動を行うことができる。その結果、多数の 501(c)(4) 団体が、特別な関心をもつ資金提供者の政治活動の隠れ蓑となっている。501(c)(4) 団体が、情報公開をする必要がないことから、その実態がわからない。これが大きな課題となっている。

Donor-Advised Fund は、原則として資金提供者 (donor) の情報公開を行わなければならない非営利団体にあって、特別な例外である。

(6) 他の中間支援組織や連邦政府・州政府との連携について

COF は、助成財団の全米レベルのアンブレラ組織である。助成ではなく一般的な非営利組織のアンブレラ組織 (the National Council of Nonprofits) もあれば、それぞれの州の団体もある。さらに、非営利団体のそれぞれの活動分野で、その利益を代表する団体もある。COF は、そもそもコミュニティ財団の利益を代表するものとして設立され、現在では、大きくいえばフィランソロピーにかかわる活動を行っている。The National Council of Nonprofits や Independent Sector とは緊密に連携している。

政府との関係では、COF には政府担当部門があり、基本的に連邦政府と連携している。とりわけ、議会对策には多くの時間を費やしており、議員とも定期的に合っている。多くの連邦政

¹³⁹ Council on Foundations は、会員に対して Fiscal Sponsorship について法的な説明を提供している。
<https://cof.org/content/fiscal-sponsorship>

府機関と緊密な関係にあり、COF の会員が政府機関とつながったり、場合によっては会員が抱える特別課題について働きかけたりするのを支援している。

2.15.3 感想

COF は、コミュニティ財団の会員組織として発足しており、会員の範囲が助成財団やフィランソロピーにかかわる団体へとより広範になった現在でも、理事の選出や収入源、そしてその活動の実態からも、その本質が会員組織であることが印象的だった。特に、コミュニティ財団が比較的小規模な団体が多いこともあり、中小規模団体の利益に対する視点も保持していることがうかがえた。COF の活動の中心は連邦政府や連邦議会、中央省庁であり、限られた地域・分野で活動する会員財団が COF の活動を推進することは、会員組織の中での COF の活動に対する理解や共通の利益があるからこそ可能になっているのではないかと思う。助成財団が活動する地域や分野に対応する非営利団体の支援団体との連携は、会員との実質的なつながりを確保するためにも、重要な役割を果たしているものと思われる。

聞き取り調査の中で、助成財団が取り組んでいる Fiscal Sponsorship や Donor-Advised Fund の取り組みのような「新しい」しくみについて、会員の利益だけではなくアメリカの非営利セクター全体の発展に寄与するような運営が行われるよう、IRS と連携しながら本来あるべき姿を一緒に模索しているように感じた。会員組織である COF が、会員団体と当局（特に、IRS）との間にたって活動する中間支援組織の役割を果たしていることが印象的だった。



Brian Kastner 氏に対するヒアリングの様子(9月9日)

2.16 Outdoor Alliance

○訪問日時：2022年9月9日(金)13:30 - 15:00

○訪問場所：1602 L St NW Suite 616, Washington D.C. 20036

○面談者：Mr. Adam Cramer, CEO

Ms. Logan Knowles, Development & Operations Manager

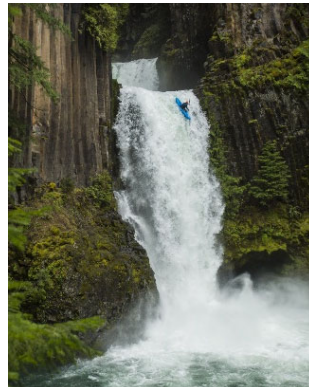
○URL：https://www.prewired.org/

○執筆者：上原優子

2.16.1 OUTDOOR ALLIANCE の概要

OUTDOOR ALLIANCE は、2014 年に設立された組織である。American Whitewater, American Canoe Association, International Mountain Bicycling Association など、全国 10 団体との非営利組織連合であり、アウトドア愛好家の声を集約して公有地を保護し、適切な管理がされるようにするためのアドボカシー活動およびコンサルティングを実施している、米国で唯一の団体である。公有地の保全政策は複雑なため、OUTDOOR ALLIANCE は政策専門家等と協力して問題を解決する活動に邁進している。

2020 年の収入額は 1,269,294 ドル(約 1.8 億円※)であり、主な財源は財団からの助成金である。さらに企業が約 30%、個人寄付は全体の約 10%を占めており、個人の寄付者は約 3,000 人である。政府からの補助金はない。また、現在のスタッフの人数は 7 名である。直近の年次報告書によると、アドボカシー活動に関わる議員へのメッセージは年間で 46,661 回、ワシントン D.C. の議員との会合は 61 回に上っており、積極的な活動の様子がうかがえる。



2.16.2 聞き取り調査の概要

訪問した OUTDOOR ALLIANCE は、シェアオフィスの一角をオフィスとしている。面談したのは ADAM CRAMER 氏(CEO)と LOGAN KNOWLES 氏(開発・オペレーションマネージャー)である。現 CEO の CRAMER 氏は同組織の創設者である。CRAMER 氏はカヤックやマウンテンバイクを好み、KNOWLES 氏はもともとカヤックのインストラクターで、アウトドア・アドベンチャー旅行のガイドなどもしていたと言う。つまり、彼らは自身の興味・関心が高かったアウトドアの領域を扱った事業を行っているということになる。

彼らは他の組織と協働して実施する、公有地のあり方に関するアドボカシー活動およびコンサルティングに誇りを持っており、その成果に自信を持っている。また、米国が非営利組織に対して提供する政策と、非営利組織としての義務・責任についても深く理解し、尊重していたのが印象的であった。例えば、Form990 において給与を開示することについても当然の責任であると受け止め、むしろ給与を公表することは公平だとも意見した。

OUTDOOR ALLIANCE のリザーブポリシーについては時間をかけて作成がなされ、最近完成したという。リスク管理のためにいくつかのリソースを準備金として振り分け、各事業で追加費用が発生したり不測の事態が生じた場合に、臨機応変に対応できるようにしている。

また、OUTDOOR ALLIANCE では、設立時の Form1023 の作成については弁護士、毎年の財務諸表の作成も会計士へと専門家に依頼し、監査も実施している。専門家を活用することで、効率的に Form990 も作成される。また、スタッフとのミーティングなどもほぼすべてオンラインであり、メール、Slack、ビデオ通話などが駆使され、どこにいても仕事ができるような体制になっている。

OUTDOOR ALLIANCE の全体的な印象は、非常に健康的かつ精力的な活動を、効率的・効果的な方法で行っているというものである。組織としては若い、広大な公有地のある米国において彼らが活躍できる領域は広く、今後の活躍がますます期待される。

※1 ドル=140 円で換算



同団体が入居する建物のエントランスホールにて(9月9日)

2.17 Westminister Neighborhood Association

○訪問日時：2022年9月11日(日)10:00 - 13:00

○訪問場所：922 Westminister st. NW Washington D.C. 20001

○面談者：Mr. Lynn Johnson

○URL：<http://wnadc.org/>

○執筆者：金子良太

2.17.1 団体概要

165世帯が参加するウェストミンスター地区のコミュニティ団体。イベントの開催、プロジェクトの組織、生活の質の向上など様々な取り組みを行っている。

2.17.2 聞き取りの概要

D.C. のウェストミンスター地区の住民の集まりであり、日本で言えば町内会を法人化したようなイメージの組織であった。

小規模組織であって事務所を有さず、代表者の自宅でお話をお伺いすることができた。代表者の自宅周辺はきれいな住宅が立ち並ぶ通りであった。しかし、本団体の設立経緯をお伺いして、米国の歴史について改めて考えさせられた。

代表者は白人男性であったが、1980年代に引っ越してきたときには周辺の住民はほぼ黒人であったという。代表者はノースダコタ州出身で、農民の家に生まれ、その後D.C.に来てタクシーの運転手をしながらロースクールの資金のため、その後弁護士になったという苦労人である。D.C.で安く家を手に入れたが、そこは非常に治安が悪い地域であった。麻薬がはびこり、犯罪も増え、周辺は治安の悪さから人が出ていってしまい、新たに引っ越してくる人もいないので、空き家が多かったという。空き家には麻薬中毒者が住み込み、麻薬中毒者の使う火が原因での火事も頻発していたという。当時は消防もほとんどあてにならず、火を消しとめたり麻薬中毒者を空き家から追い出したりするなどの行動を行う中で、コミュニティ内の会計士とともに本組織を設立することとなったという。法人化できたのは同じコミュニティ内に住み、代表者が弁護士であり、友人である会計士がいたからこそである。米国でもあらゆるところにこのような組織が存在するわけではなく、D.C.内においても珍しいという。

努力の成果が実を結び、コミュニティの浄化が進んだ結果、2000年代に入ると不動産価格も上昇し、裕福で若い白人もこの地域に多く流入した。その結果、現在では裕福な白人が住民の大多数を占めるようになり、治安も大幅に改善した。一方で、周辺地域も含め黒人の伝統的なコミュニティが崩壊してしまったことを代表者は大変残念と語っていた。現在は、代表者の家の前に大きな壁画が描かれた公園があり、この公園の整備も行っている。この公園は、コミュニティの強化に大いに役立っているという。もっとも、公園を担当する部局がD.C.にはなく、壁画や遊具に必要な資金の調達には大いに苦労したという。インタビューの間には、市との間のいろいろなトラブルなどを巡って感極まって涙を浮かべることもあった。

現在は治安も改善した結果、周辺の住宅価格は跳ね上がり、安全な地域となったが、このこ

とは本組織に対する地域住民の関心を薄れさせる副作用もあるという。人間は非常に問題の多いときには一致団結するが、そうでないときには団結することは難しい。また、住宅価格の上昇もあり住民の入れ替わりも激しく、みなあまり近隣住民に興味を持たないという。このような中で新たな代表のなり手を探しても、なかなか候補者が見つからないという問題もある。

会計に関連しては、本組織は住民が年 15 ドルの会費を支払うだけで良いという。このため、本組織の収入は限定的であり、毎年 IRS に提出する Form990 も、極めて単純なものであるという。代表者からはどうやって自分たちの組織を知ったのかと尋ねられたが、Form990 より探したという、大変驚いておられた。我々も、15 ドルを支払って本組織の会員になることができた。

本組織は、米国の小規模非営利組織の現状や米国のコミュニティの問題点を理解するのに非常に役立つものであった。時間を過ぎてもお話を続けてくれた代表者の親切に、改めて感謝したい。



Lynn Johnson 氏の自宅の庭にて(9月9日)

2.18 Friends of Georgetown Waterfront Park

○訪問日時：2022年9月9日(金)16:00 - 17:30

○訪問場所：2600 Virginia Avenue NW, Suite 200, Foley Lardner Washington, D.C. 20027

○面談者：Ms. Meg Hardon, President

○URL：<https://georgetownwaterfrontpark.org/>

○執筆者：金子良太

2.18.1 団体概要

Georgetown Waterfront Park に対する認識を高め、公園の環境整備と良質な自然環境の維持を支援するために設立された非営利団体。

2.18.2 聞き取りの概要

ポトマック川のほとり、ウォーターゲートホテルからほど近いところにある公園への噴水や花の設置を行うために、公園の整備のための資金調達を行うことを目的とする組織がある。

ジョージタウンのポトマック川流域は、かつてはそれほど開発が進んでおらず人々が積極的に集まる場所ではなかったが、最近の公園整備により美化され、レストラン等も多く開業したことで、様々な年代の人々が集まる場となっている。筆者は10年以上前にワシントンD.C. 郊外のバージニア州に滞在していたが、当時見た公園の光景とは全く異なるにぎわいの光景となっていた。我々の訪問チームも、調査開始前日に公園のレストランで食事をしている。我々が訪問した日も幸い天気が良く、公園も多くの人で賑わっていた。

今回のインタビューは、ウォーターゲートホテル内のオフィスで行われたが、これは本組織の関係者が勤務する事務所でインタビューが行われたためであり、組織としてオフィスは保有していない。

本組織は資金調達を目的とする組織であり、調達した寄付金は植木、噴水といった公園の整備に充てられる。公園自体は政府の保有となっているが、政府からの資金は限られるために、民間からの寄付金をもとに公園の美化を進めているという。

寄付の多くはジョージタウンの地域住民や中小企業を中心に得られたものであり、非常に金額の大きい寄付や大企業からの寄付は限定的とのことであった。また、当日インタビューに応じてくれた理事も、年配のジョージタウンの住民であり、その属性は弁護士や政治家といった人々であった。

多くの団体が資金調達の専門家(ファンドレイザー)に報酬を支払っているのに対し、本組織は基本的にボランティアベースで、寄付の多くは地域住民からであり、ファンドレイザーを雇用していないとのことであった。また、理事も無給であり、理事の多くは長期にわたってその地位に留まっており、有給の常勤スタッフは雇用せず、組織で生ずる公園整備以外の費用例えば Form990 等の書類の作成を依頼する会計専門職への報酬くらいとのことであった。当日のインタビューでは、組織ではほとんど費用が発生せず寄付の殆どが公園整備に充てられていること、理事は無給であることなどが当組織への信頼に繋がり、寄付金集めに貢献してい

るとのことであった。そして、そのような資金調達の実績がマッチング・プログラム(民間から一定額の寄付を得た場合、それと同額を他の団体が助成するようなプログラム)等を通じて連邦政府からの助成金を得ることにも繋がっているという。

公園整備のために、1990年代に 501 c 3 組織として法人化されたが、法人設立自体はそれほど難しいことはなかったし、毎年の規制順守のための労力もそれほどかかっていないと、当日対応いただいた全員がおっしゃっていたのは印象的であった。

公園の整備の当初は、地域住民の中での意見の食い違い、整備の予算が当初計画よりも増加してしまうこと、公園整備が予定の年度までに終了しないことなど困難も多かったが、公園の賑わいや成功を見て自分たちがやってきたことに間違いはなかったと感じるようになったという。また、パンデミック等の時期においても公園はソーシャル・ディスタンスが確保できる人々の憩いの場となりうる点も強調しておられた。問題点としては、公園整備の当初と比較するとどうしても人々の興味が薄れてしまいがちになることが挙げられていた。

インタビュー最後に、我々より組織に対する寄付を申し出たが、現金での寄付は受け付けていないとのことで、オンラインでの寄付を勧められた。寄付の世界でも、キャッシュレス化が進んでいる。



同団体のエントランスホールにて(9月9日)

2.19.1 Garfield Ter Senior Citizen Resident Council

○訪問日時：2022年9月11日(日)10:00 - 13:00

○訪問場所：2301 11 St NW Suite 204 Washington, D.C. 20001

○面談者：Mr. Connell Wise

○URL：www.wise-associates.com

○執筆者：上原優子

2.19.1 Garfield Ter Senior Citizen Resident Council(My Seniors Keeper Foundation)について

Garfield Ter Senior Citizen Resident Council は、2019 年に IRS に承認された、毎年 Form 990-N を提出する小規模団体である。団体の拠点はワシントン D.C. にあり、障害者、退役軍人、高齢者など最も脆弱な人々に安心できる住居を提供することを使命としている。米国の住宅事情については詳しくないし、住宅制度自体が本研究の目的ではないため割愛するが、面談での説明から理解したのは、Garfield Ter Senior Citizen Resident Council は、日本の管理組合のように住居の維持・管理など住居全体の環境を考える住民協議会(resident's council)に類似した活動を起点として進化させた形で、住居のコミュニティを円滑なものとするために活動する非営利組織である。小規模団体ではあるが、エンジニア、アーティスト、庭師、大工などさまざまな専門性を持った世代を超えた人々でチームが構成され、居住者が質の高い生活が可能となるような活動を実施している。

現在の団体代表は、面談をした Connell Wise 氏である。なお、Garfield Ter Senior Citizen Resident Council は、2022 年に My Seniors Keeper Foundation へと改名した。ここでは、正式な登録が完了していない状況にあることから、Garfield Ter Senior Citizen Resident Council の名称で以下も記載する。

2.19.2 Connell Wise 氏との面談の概要

面談した Wise 氏は、2017 年に設立された営利組織 Connell Wise & Associates の創始者でもあり、現在はその Managing Principal である。Connell Wise & Associates はビジネス技術支援、起業家育成のトレーニング、政策研究、国際的な輸出入ビジネスなど、幅広い包括的なサービスを提供している。同社は創業以来フロリダ州、香港およびアフリカのモーリシャスにオフィスを構えて成長してきたが、人々が起業の夢を実現するための支援業務に重点を置いている。



Connell Wise 氏に対するヒアリングの様子(9月9日)

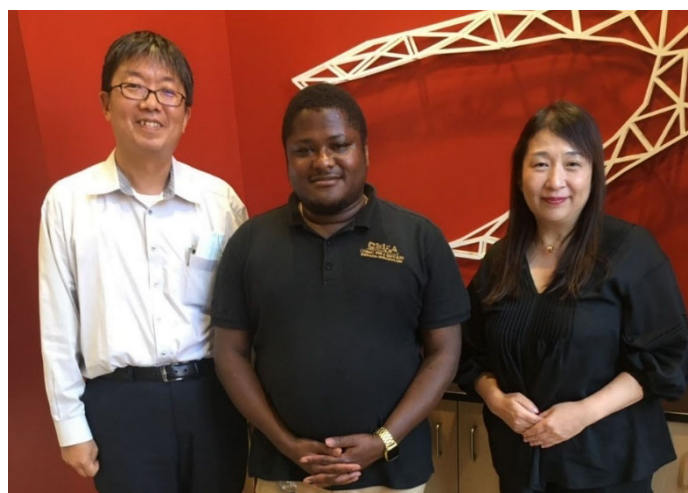
Wise 氏とは銀行の 1F フロアーにある喫茶店で面談した。Wise 氏はマレーシアの出張から帰ったばかりであり、面談後は経営について学びたいという若い経営者に対応するため、その場で指導にあたっていた。非常に精力的な活動をしていることがうかがえた。

また、Wise 氏は神学と教会管理の博士号、経営学の博士号を取得、産業組織心理学の修士号などさまざまな学位を持ち、自らをビジネス心理学者と称している。ビジネスの心理学者として障害者や低収入の人々、あるいは退役軍人の方々が起業するのを独自の方法で支援している。Wise 氏は Garfield Ter Senior Citizen Resident Council の代表でもあるが、同時に Garfield Ter Senior Citizen Resident Council は Wise 氏のクライアントでもあり、支援対象でもある。

Garfield Ter Senior Citizen Resident Council の活動は主に政府の資金と企業からの助成金に支えられており、住人が交流できるさまざまな活動や働く機会を得るためのスキルアップの場を提供している。特に力を入れているのは、高齢者でも継続してできる「仕事」であり、その 1 つとして他の組織とも協働して実施する農業がある。Garfield Ter Senior Citizen Resident Council の取締役会のメンバーは 6 名だが、こうした活動の大半はボランティアに支えられている。将来の抱負として、Garfield Ter Senior Citizen Resident Council で行っている農業等の成功した事例を他の地域や国にも伝えてゆきたいという。

Garfield Ter Senior Citizen Resident Council は現在の収入規模では Form 990-N を提出しているが来年度は収入規模が拡大し、990-EZ を作成することになる。しかし Wise 氏は会計にも精通しているため、それらを将来にわたって自分自身で作成する予定である。

面談した時に Wise 氏は十字架を下げしており、神学と教会管理の博士号を取得していることから熱心な宗教者の一面があることがうかがえた。才能を生かしながら多くの人々に寄り添い、困難を抱える人々が再生するために精力的に支援を展開している様子に強い感銘を受けた。



Connell Wise 氏との記念撮影

2.20 Old Town Alexandria

○訪問日時：2022年9月10日(土)10:00 - 13:00

○訪問場所：City of Alexandria, Virginia

○面談者：(視察)

○URL：<https://www.alexandriava.gov/>

○執筆者：上原優子, 金子良太, 溜箭将之, 脇坂誠也, 白石喜春

2.20.1 視察の経緯

米国の休日は、チャリティイベントが各地でよく行われる。ワシントン D.C. では、D.C. 市街地より約 10 キロ南、ポトマック川の西岸に位置するバージニア州アレクサンドリアが、多くのチャリティイベントが行われる場所として有名であり、アレクサンドリア市庁舎に隣接するマーケット・スクエア(1753 年から続く米国最古の市場の一つ)やキング・ストリート・メトロ駅とポトマック川沿いに開発されたウォーターフロントを東西に結ぶ約 1.5 キロのメインストリート沿道で各種イベントが開催されている。この日は、チャリティイベントを視察する目的で、アレクサンドリアを訪問した。

アレクサンドリアは、初代アメリカ合衆国大統領ジョージ・ワシントンの故郷と呼ばれ、18 世紀につくられた古き良き街並みが残るオールドタウンは主に、歴史的なタウンハウス、アートギャラリー、数多くのアンティークショップやレストランが並び、そして独特の石畳の道と赤レンガの歩道など歴史を感じさせられる景観が広がり、ワシントン D.C. 郊外の観光地として多くの人々が行き交っている。

今回は、マーケット・スクエアおよびメインストリートを視察し、伝統的なチャリティのファンデレイジング・イベントを見学した。その際に、ヒアリングに応じて下さった Boy scouts of America National Capital Area Council, Homeward Trails Animal Rescue, Alexandria City High School Band Boosters からのお話について以下に紹介させていただく。

2.20.2 Boy scouts of America National Capital Area Council

オールドタウンアレクサンドリアで開催されていたファーマーズマーケット内で、ボーイスカウトの団体がファンデレイジングを行っていた。子どもたちや監督する大人がポップコーン等を販売しており、ポップコーンを 20 ドルで購入すると、13 ドルが活動資金として寄付される形である。購入資金のうち、どれだけが活動資金の寄付につながるか商品ごとに明示されているのが特徴的であった。当日に活動していた、ボーイスカウトの子供の保護者によれば、ファーマーズマーケットでこのようなファンデレイジングを行うのは 1 年に 1 回ということで、我々はその瞬間に立ち会うことができ幸運であった。



ボーイスカウト団体による
ファンデレイジングイベント(9月10日)

2.20.3 Alexandria City High School Band Boosters

アレクサンドリアの街を歩いていると、沿道の家々の扉に「Thank you for your support」と書かれた紙製の札がかかっていた。裏を読むと、Alexander City High School 高校のブラスバンドのファンレイジングであることが分かる。We missed you とあり、おそらく戸別訪問をして、呼び鈴に応答がない時にはこの札を残していったのだろう。さらに細かく読んでゆくと、このファンレイジングの主体が、Alexander City High School Band Boosters という保護者が設立した 501(c)(3) 団体であることが分かる。インターネット、小切手、QR コードの三つのオプションで募金ができるという。

ホームページ(<http://alexandriacityhsband.org/boosters>)をみると、ブラスバンドを資金面、ロジ面、精神面で支えるとともに、学期購入や個人レッスンの奨学金、演奏会の出場料の支出やユニフォームのメンテをしていることが分かる。ブラバンの活動の写真だけでなく、ファンレイジングとしてパーティーや車の洗浄をしている写真なども掲載されている。ボランティアとしての参加の方法、募金の方法なども明記されている。

IRS のサイトから確認すると、団体は Form 990EZ を提出している。収入が 8 万 2682 ドル、うち寄付が 7 万 4488 ドルと 9 割を占め、ファンレイジングが 8085 ドルと 1 割である。アレクサンドリアの家々の入り口に掛かる札に、高校のブラバンのファンレイジングに保護者と生徒が取り組む姿を想像するとほほえましい。同時に、こうしたところに 501(c)(3) 団体が活用され、1100 万円余りの資金を集めつつ、きちんと Form 990EZ を IRS に提出して情報公開をしていることを頼もしくも感じた。



Alexander City 高校
ブラスバンドの寄付案内

2.20.4 Homeward Trails Animal Rescue

Homeward Trails Animal Rescue は 501(c)(3) 団体で、バージニア州、ワシントン D.C.、メリーランド州でペットの養子縁組を行う団体である。アメリカ国内だけでなく、タイ、中国、韓国などからも動物の救出を実施している。活動は主にボランティアに支えられており、ボランティア活動は、犬のケアと猫のケアとでは異なることから、大きくは 2 つのチームに分かれ展開する。ペットの養子縁組だけでなく、多くの人が活動に参加可能となるよう、数日間動物を預かって世話をするような活動も用意されている。ボランティアの

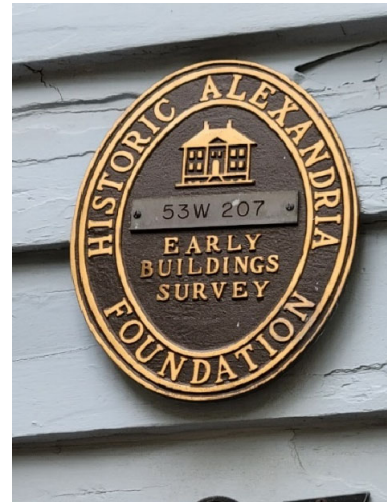


Homeward Trails Animal Rescue の
ファンレイジング・イベント

女性たちが街頭で積極的に広報および募金活動を行っており、動物たちを愛して大切にまた丁寧に対応している様子がうかがえた。

2.20.5 Historic Alexandria Foundation の歴史銘板プログラム

ワシントン D.C. から 11 キロメートルの距離にあるアレクサンドリアは、アメリカ初代大統領のジョージ・ワシントンの邸宅もあり、1749 年に設立され、オールドタウンと言われるアメリカの古い町並みが残っている場所である。町のいたるところに、下記のような、プレートが掲げられた建物が数多く見受けられた。このプレートは、Historic Alexandria Foundation といわれる財団法人が、歴史的な建造物として承認をしたことを証するものである。この Foundation の歴史銘板プログラムは、1960 年代にアレクサンドリアのダウンタウンの存続が連邦都市再生プログラムによって脅かされたときに開始された。これはフィラデルフィアで行われた同様のプログラムに基づいており、取り壊しの危機に瀕した歴史的建造物に印を付け、それによって生き残った初期の建物に対する一般の意識を高めることに貢献している。プレートは、歴史的建造物とその特徴を将来にわたって維持するというコミットメントを表している。



財団の歴史銘板

2.21 Cooper Hewitt, Smithsonian Design Museum

○訪問日時：2022 年 9 月 11 日(日)10:00 - 13:00

○訪問場所：2 East 91st St, New York, NY 10128

○面 談 者：Ms. Nykia Omphroy

○U R L ：<https://www.cooperhewitt.org/>

○執 筆 者：白石喜春

2.21.1 視察概要

国立クーパー・ヒューイット・スミソニアン・デザイン博物館は、過去と現代のデザインに特化した米国唯一の博物館である。30 世紀にわたる 21 万点を超えるデザイン品の常設コレクション、世界クラスのデザインライブラリーを備えている。この度の同博物館への視察は、館員 Nykia Omphroy 氏のご好意により実現されたものである。

同博物館は、1897 年に実業家ピーター・クーパーの孫娘であるサラとエレン・ヒューイットによって設立され、現在はデザインへの理解促進を図るべく、展示以外にも多様なプログラムやオンライン学習を用意している。また、毎年開催されるナショナル・デザイン・アワードは、博物館の教育活動の中でも最大かつ最も注目されているもので、さらに毎年秋のナショナル・デザイン・ウィークには博物館のアーサー・ロス・テラスとガーデンではガラードイナーとセレモニーが開催されている。

今回は、館員の方に博物館となっている歴史ある邸宅について話を伺ったので、その話の内容について紹介する。

同博物館は、アンドリュー・カーネギーによって、娘のマーガレットを育てるために 1899 年に建てられた邸宅であり、64 の部屋と広大な庭を有する。

カーネギーは、1901 年の引退後、教育、文化施設、世界平和の推進に約 3 億 5 千万ドルを寄附し、また、全米の地域に 1,500 以上の無料公立図書館のネット



同博物館の館内にて(9 月 11 日)



クーパー・ヒューイットの豪華な遺品を見学する団員

ワークを構築し、イギリスの地域社会や教育機関の向上のための寄附も行った。

同邸宅は、米国初の鉄骨構造住宅であり、ニューヨークで最初にオーチス社製の乗用エレベーターを導入した邸宅でもあり、エアコンの先駆けであるセントラルヒーティングも導入されていた。しかし、ルイーズが 1946 年に死去し、邸宅はカーネギー社に譲渡されることとなった。

一方で、1897 年にピーター・クーパーの孫娘であるサラとエレン・ヒュイット姉妹がクーパー・ユニオン博物館を設立させたが、1963 年に同博物館の解散を表明。その後、1966 年にカーネギー邸宅が国指定歴史建造物に指定され、翌年にクーパー・ユニオン博物館は現米国博物館連合がスミソニアンによる国有化を決定した。1969 年にはカーネギー社が、クーパー・ユニオン博物館の新しい施設として、邸宅とミラー邸を提供し、1976 年に、カーネギー邸宅においてスミソニアン協会のクーパー・ヒュイット博物館として開館した。2014 年には、クーパー・ヒュイット・スミソニアン・デザイン博物館と改称され、現在に至っている。

館員からの説明後、博物館内を見学させていただいた。1 階は地球環境の保全をテーマとした展示物のほか、エントランスホールやギフトショップなどがあつた。2 階はクーパー・ヒュイットの生い立ちの紹介、豪華な遺品の数々が展示されていた。3 階は人権問題や多様なデザイン作品の展示がされていた。地下 1 階は改修工事が行われ、見学は叶わなかった。

2.21.2 感想

産業界で著名なアンドリュー・カーネギーは、1901 年の引退後に数多くの教育、文化施設を英米に設置し、世界平和のための多額の寄附を行っており、実業家のクーパー・ユニオンも労働者階級に開かれた教育機関を開校し、一般市民のための博物館も開館しており、得た利益を、慈善事業を通して還元するという 2 人の思想にこのような共通点があつたからこそ、カーネギー邸宅でクーパー・ユニオン博物館の開館が実現されたのだと思う。

今回同博物館を訪問し、私財を投じて慈善事業を行う姿勢は、多額の利益を得た者の責任感から生まれたことを学んだ視察となった。



同博物館の全景

2.22 New York Mycological Society Inc

○訪問日時：2022年9月12日(月)10:00 - 11:30

○訪問場所：オンライン会議

○面談者：Ms. Sigrid Jakob (President)

○URL：<https://newyorkmyc.org/>

○執筆者：上原優子

2.22.1 団体概要

(1) New York Mycological Society Inc について

9月12にオンラインでの面談を実施した New York Mycological Society Inc は, 501(c)(3) 団体であり, 菌類の知識, 評価, 保護の促進を目指している。菌類に対する知識の豊富な人々が増えることが, 科学と菌類保護の貢献につながると考えている。

団体の HP では, 菌類に関心のある人であれば, 事前の知識なく誰でも活動に参加できると呼びかけている。



活動には, 以下のようなものがある。

- ① Mushroom walk—菌類について学ぶ最善の方法は, 森を歩くことである。見つけた菌類を観察し, 触れ, 匂いを嗅ぎ, 記録する中で, 地元の菌類とその特徴, 生態系における役割について理解をする。天候に関係なくほぼ毎週末 Mushroom walk は実施される。
- ② ID Session—毎週月曜日 18:30 に Zoom ID セッションを実施し, 発見した菌類の画像の共有などを行う。
- ③ 講義—例年 2 月～6 月に実施する, さまざまな分野の専門家が会員向けに行う講義。多様な種類の菌類と最新の発見という科学的なトピックに加え, 実践的スキルである菌類の識別方法や, 顕微鏡検査についても説明する。
- ④ ワークショップ—菌類の識別や DNA バーコーディング (DNA の配列から種を特定する系統学的手法) まで, 菌類関連のスキル構築を支援する。

2.22.2 聞き取り調査の概要

New York Mycological Society Inc は 1962 年に設立された歴史ある団体である。IRS には Form990-N を提出している。本団体は法人格を持っているが, 他のキノコ類を扱っている類似

する多くの団体は法人格を持っていないという。

オンライン面談した President である Sigrid Jakob 氏は、就任から 2 年目を迎える。今回の面談はスコットランドから対応していただいた。現在、会員は 1,300 名ほど、年間収入は 30,000 ドル程度で、収入の主軸は年間 20 ドルの会費である。運営メンバーや会員とは活発なコミュニケーションが図られている。頻繁なメールや Facebook, Instagram, Slacks 等での発信が実施されている。コロナの影響で会員が直接対面する機会は減っているが、ZOOM でのイベント開催など、スムーズに移行が図られた影響も大きく、コロナ以前は 700 名程度であった会員が約 2 倍に増えている。

活動するにあたっての、法令や税制および会計の分野で直面する問題点を聞いたが、特に問題点として感じているものはなく、運営はとてもシンプルで活動の中心となるキノコ類の研究に集中していると言及された。外部監査もしたことはない。会計処理や年次報告書などの書類等も会員の中に会計士などの専門家がいるため、無償でそれらを作成することができている。

2.22.3 感想

キノコを中心とした菌類の啓蒙を含む活動を実施する非営利組織は珍しいと最初は感じたが、アメリカ全体では同様の団体がいくつも存在している。面談時には規制や会計・監査に対する組織の負担について質問したが、Sigrid Jakob 氏が問題と感じているのはキノコを扱う活動であるため、その活動過程で毒に当たるなどのリスクに対する保険がないことぐらいで、その他のことで不便に感じているものは一切なかった。会計処理や IT などの要素とも複雑ではないため、メンバーのボランティアですべて賄われており、それで十分であるという認識を持っている。

IRS に対しても州政府に対しても、書類提出が負担となることなく、ミッションとして掲げるキノコ類についての活動を集中させることの大切さを繰り返し言及されていた点は非常に印象的であった。



Sigrid Jakob 氏に対するヒアリングの様子(9月12日)

2.23 Museum of Modern Art

○訪問日時：2022年9月12日(月)10:00 - 11:30

○訪問場所：11 W 53rd St, New York, NY 10019

○面談者：Mr. Jay Levenson, Director of the International Program

○URL：<https://www.moma.org/>

○執筆者：溜箭将之

2.23.1 団体概要

ニューヨーク近代美術館(Museum of Modern Art, New York)は、アメリカ合衆国ニューヨーク市にある、近現代美術専門の美術館である。頭文字をとって MoMA と呼ばれる。また分館として、2002 年から 2004 年にかけてマンハッタンの本館が工事中のときに利用されていた施設をそのまま利用したクイーンズ分館 (MoMA QNS) と、より現代的・実験的な作品を展示する美術館である PS1 がある。

2.23.2 聞き取りの概要

国際プログラムのディレクターである Jay Levenson 氏にお話を伺った。ファンドレイジング以降については、同館の Sophie 氏が加わって下さった。

(1) 歴史とミッション

MoMA は 1929 年に 3 人の女性によって設立され、そのうちの 1 人が John D Rockefeller Jr. の妻であった。歴史的にも、MoMA はロックフェラー家と近い関係関係にあり、私人の資金による美術館であり、現時点では政府から資金は受けない。クイーンズに MoMA PS1 という分館があって、これはかつての学校校舎を利用し、ニューヨーク市の支援を受けている。このように地方自治体からは受けるとしても、基本的には私人の資金による美術館である。

現代美術とはとかく論争を呼ぶものであって、私人の資金は集めやすいが、政治からの介入は避けたい。1 億 7500 万ドルの予算であるが、おおまかに 1/3 が入場料やショップの収益、1/3 が様々な寄付、1/3 が基本財産からの収益で賄っている。ニューヨークという富裕層のいる街だから可能でもある。例年 300 万人ほどの入館者がいるが、その半分は外国からの旅行者で、コロナで 200 万人に減っている。アジアからの入館者が戻るにはコロナの渡航規制が解消する必要がある。

(2) 理事会・財政・美術品収集

MoMA は理事会によって運営され、理事は理事会自体が選ぶことになっている (self-perpetuating)。理事の多くは裕福な美術品コレクターで、彼(女)らは美術館に大きな金銭的貢献をすることが期待されている。また、美術品収集部門 (curatorial departments) が媒体(メディア)ごとに、建築・デザイン、絵画・版画、映像、メディア・パフォーマンス、絵画・彫刻、写真と分かれ、それぞれに理事とそれ以外の収集家で構成される収集委員会があり、そこで支払われる会費と寄付が、美術品収集に充てられる収入源となっている。各収集部門にキ

キュレーターがつき、1年に二回開催される収集委員会で、収集する美術品を提案し、寄付者でもある収集委員の承認を得て、個々の美術品の購入が決定される。実際には、前もってキュレーターが収集委員に案内をするので、基本的にはキュレーターの提案がほぼ通ることになる。あまりに前衛的だとキュレーターが委員を説得しなければならず、なかなか理解を得られないということもあるが、この形式がとられてきた。

アメリカでは、歴史的に、地元財界の名士がコレクションを寄付してヨーロッパのような美術館をつくるが多かった。MoMA の場合は、メトロポリタン美術館が歴史的な美術品に偏っており、20 世紀の美術品に焦点を絞った美術館が構想された。創設時に若くも先見の明のある Alfred Barr 理事が構想したものである。

(3) 多様性への試み

アメリカの美術館では、寄付や美術品の寄贈をする地元の人が理事になることが多い。近年のアメリカで広く試みられるようになったのは、理事会に女性やマイノリティなど、これまで代表されてこなかった人々を取り込むことである。加えて、キュレーターなど美術館の専門職も男性が多かったが、ここにも女性やアフリカ系アメリカ人など多様性が重視されるようになった。これによって多様な美術品の収集もしやすくなった。

美術品のコレクションも、当初はヨーロッパからアメリカに移り、その後 1930 年代からメキシコを手始めにラテンアメリカへ、と広げていった。ロックフェラー家が南米でビジネスをしていた経緯もある。アジアや東欧はなかなか進まなかったが、徐々に収集を行い、2008 年からはラテンアメリカ、アジア、東欧、そして最近ではアフリカについてキュレーターのワークショップを開始し、研究者や芸術家をニューヨークに招いたりしている。日本も、60 年代に絵画展、70 年代に写真展があったが、長らく忘れられていた。こうしたギャップを埋める努力とともに、徐々に多様性を増やすようにしている。

(4) コロナの影響

コロナは大きな財政的困難をもたらした。フルタイムの従業員はレイオフなどもせずに雇用を維持したが、早期自主退職やパートタイム従業員のレイオフはせざるを得なかった。常設展を 10 年に 1 度入れ替えるのではなく、1 年に 2 度こまめに変更する、新たに取得した美術品もまとめて展示するのではなく 1 つ 1 つ展示してゆくなど工夫をしており、これを地元のリピーターを引き付けるのにつなげた。

財政的困難で借り入れなどをしたが、政府の補助は受けていない。運営費は基本財産から支出され、基本財産額の過去数年平均の 5% が支出できている。コロナ禍のような非常事態には、充実した基本財産が重要になってくるが、特定のプロジェクトへの寄付のような顕名がしにくいいため、基本財産への寄付を集めるのは容易ではない。アメリカは大学もそうだが、新たな事業の拡大は比較的容易だが、運営費に必要な基本財産を充実することは難しい。

(5) 寄付と会計

MoMA への寄付は、金銭の寄付と現物寄付があるが、金銭の寄付の方が多い。現物寄付は、制限付きのものと制限なしのものがある。メトロポリタン美術館のように伝統的な美術館では、

例えば永遠に美術館で保有するもの、といった制限がついており、制限に従うのが難しい場合に裁判所で変更してもらう必要があった。MoMA の場合には、現代美術の評価は変わりやすいことを寄付者も理解するので、なるべくそうした制限はつけずに寄付を受け入れることとしている。

現物寄付には寄付者にとって税制優遇もあり、非常に魅力的である。ただし MoMA は寄付の受け入れは厳格に行っている。現代美術の評価については、美術品のマーケットがあるので不正はしにくい、現物寄付を評価して基本財産に組み入れることについては、不正の恐れがある。なお美術品は、MoMA の会計上は資産として計上されない¹⁴⁰。

(6) ファンドレイジング

MoMA など美術館は 2020 年 8 月に再開することができたので、ブロードウェイなどの演劇ほどではなかったが、しかし経済的な困難に直面した。年間会員に年会費を継続して支払ってもらえるよう、オンラインのプログラムを拡充するなどして働きかけを継続した。また富裕層の理事の人的ネットワークを活用して、20 人ほどに電話をかけ、数百万ドルの寄付を確保することができた。MoMA の理事会は、資産家が数人、アーティストが数人、学者が数人というような理事会ではなく、各理事が、芸術に対する造詣と、長期的に MoMA を支える経済力と、社会的ネットワークと社会的地位を有する人である。理事には、生涯にわたって何百万ドル寄付し、毎月のように新しいものについてサポートを求められる、そうした大きなコミットメントが期待される。そうした文化によって MoMA は危機を脱することができた。

アメリカにおいては、ヨーロッパにおいて伝統的には貴族がオペラや美術館のスポンサーだったのを、19 世紀に政府が引き受けたのとは異なり、ハイカルチャーは民間で行われるという歴史があった。理事のレベルではこうした理解が行き渡っているし、一般の人でも年に数回コンサートに行くような人なら、文化を支えるためには寄付が必要だということが分かっている。その分、政府がオペラハウスや美術館に支出をすることは、アメリカでは支持されない。アメリカでは、テクノロジーのように新たな分野で生まれる富豪にも、環境や教育以外にも美術・芸術も支える必要がある、と説得してゆく必要がある。ただし、パニックになる必要はなく、基本財産と理事との間で強固な支持基盤を確保している。現在 10 億ドル程度の基本財産は、外注することなく、インハウスで保守的に投資されている。基本財産から支出できるのは毎年 5%が上限である。

(7) ギフトのプランニング

寄付のプランニングは行われる。MoMA としては極力若いうちから寄付者に働きかけを行う。多くの寄付は制限付きであるが、MoMA 側ではできるだけオープンで柔軟な制限にしよう。

¹⁴⁰ MoMA の Consolidated Financial Statements, June 30, 2022 and 2021 には、注記1に次のような記載がある。The Museum's collections, acquired through purchase and contributions, are not recognized as assets on the consolidated statements of financial position. Purchases of collection items are recorded in the year in which the items were acquired as decreases in net assets without donor restrictions. Contributed collection items are not reflected in the consolidated financial statements. Proceeds from sales of works of art, which are reflected as increases in net assets with donor restrictions, are used primarily to acquire other items for the collection.

先方の弁護士と MoMA 側のインハウス弁護士で、寄付されたお金が何に用いられ、いかなるクレジットを付すかで契約を結び、その際に 100 年 200 年経って意味のないような制約がないようにする。

教育や展示の費用、といった使途が多い。美術品購入のための資金、ということもあるが多くはない。MoMA としては、お金の寄付か現物の寄付で受け取ることを希望する。高価な美術品は、現物寄付や遺贈という形で MoMA にもたらされるが、できるだけ事前に税金その他の問題が決着していることが望ましい。美術品を購入した人が生前は自分の手元で飾り、亡くなったら MoMA に寄贈する、というプランニング(promised gift)も可能だが、そうしたプランを管理するのも大変だし、実際に受け取る段階で評価が変わっている可能性もあるので、なるべく早い段階で現物を受け取れるようにしたい。

2.23.3 感想

富裕層を理事会に抱えるという団体は、今回訪問した中でも、またアメリカでも例外的な部類に属するであろう。それでもコロナ禍は困難をきたし、新たなファンドレイジングを迫られたという。それでも理事の富裕層ネットワークを用い、電話で寄付を調達するのは MoMA ならではの、と感じられた。

理事の役割が寄付を行うことにある、というのは意外だった。しかし、例えば Friends of the Children NY でも、組織が大きくなるにつれ、理事には自らの寄付や寄付者の紹介を期待するようになったとしているから、大型のチャリティでは一つのモデルなのかもしれない。ただし、寄付者とアーティストと学者の集まり、ではなく、美術の造形と経済力を備えた理事を揃える、というところは、やはり MoMA ならではの、ということだろう。

インタビューで話題にはしなかったが、MoMA は、コロナの中、現代美術への長富裕層の影響を排除しろと主張する反対運動 Strike MoMA を受けたと報じられていた。



Museum of Modern Art のエントランスホール(9 月 12 日)

2.24 Friends of the Children NY

○訪問日時：2022年9月12日(月)14:00 - 15:00

○訪問場所：204A W 115th St, New York, NY

○面談者：Mr. Gary Clemons, Executive Director
Ms. Wendy James

○URL：https://friendsnewyork.org/about

○執筆者：溜箭将之

2.24.1 団体概要

全米組織である Friends of the Children のニューヨーク支部。Friends of the Children は 1993 年にオレゴン州ポートランドで Duncan Campbell によって始められ、世代を越えた貧困の連鎖を打開すべく、ボランティアではなく、有給の専門性をもった人によるメンタリングを通じ、社会経済的な障害に悩む子供に対し、幼稚園から 12 歳まで支援を行う団体である。このモデルの支援は、全米 15 か所に広がり、2001 年に Howard Clyman と Kathie Roberts によってニューヨークにも持ち込まれた。ハーレムとサウス・ブロンクスに事務所を置き活動をしている。

2.24.2 聞き取りの概要

Executive Director の Gary Clemons 氏に話を伺った。インタビューは、ハーレム・オフィスで行われた。

(1) 組織の成長と理事会

Clemons 氏が理事長になった時点では、予算規模は 160 万ドル程度だったが、その後の 4 年間で 440 万ドル程度まで成長した。着任当初の理事会は、組織の運営に参画する理事が中心で、専門性が高まらず業績も向上しなかった。そこからプログラムの運営をフルタイムの従業員に任せ、財務を全米組織に任せ、人事関係をアウトソースするとともに、理事がファンドレイジングに専念することで事業と組織の成長を実現した。これまで 14 年使用してきた、地下で広さ 3000 平方フィートの事務所も、7000 平方フィートの事務所に近々移転する。さらに組織が大きくなれば、人事や会計・ガバナンス関係も内部に取り込み、CFO や人事部長をおくことも検討する。

(2) 収入源の多様化

公益事業の実施資金としても、収入源の多様化を図っている。州政府からの補助金、助成財団からの助成、個人からの寄付などである。全米組織の Friends of the Children は連邦政府の資金の獲得、地方支部は地域の資金源から獲得を図る。

個人からの寄付は、小口のものから富裕層のものまでであるが、富裕層については理事の人的ネットワークを活用する。26 人の理事は、年に 3~5 人の寄付者を紹介することを約束しており、自ら寄付するか寄付者を紹介することで、最低でも 1 万ドルを団体にもたらすことになっ

ている。理事から寄付する可能性のある人を紹介されると、Clemons 氏が会いに行ってプレゼンを通じて寄付を取り付ける努力をする。

市の支援については、ニューヨークの精神衛生、暴力、ホームレスなど課題を探知し、団体のモデルがこれにマッチするか考え、申請を行う。助成財団についても同様に、財団のミッション・ステートメントから団体ができることを考え、申請を行う。コンサートやガラ(祭り)を行うこともあり、例えば 1 テーブル 1 万ドルで 500 人集めるなどして、昨年は 130 万ドルのファンドレイジングを行った。

クラウド・ファンディングも行っており、若いメンバーを中心に取り組んでいる。5 キロ・マラソンのイベントと合わせて、昨年は 7 万 5000 ドル集め、今年は 10 万ドルをめざす。団体によっては外部のファンドレイザーを雇うこともあるが、Friends of the Children NY では 1 人の development director (関係開発理事)をおき、3 人の従業員とともに企業からの寄付を掘り起こしている。

同時に、チャリティには資金を実際の公益活動に投入することも期待される。8 人の子供に対し 1 人の Friend (メンター)を雇用し、6 人の Friend に対し 1 人のマネージャーを雇用するようにして、インフラの構築と公益活動への支出のバランスをとっている。

(3) コロナ流行の影響

コロナ流行で寄付の減少を恐れていたが、実際には団体の活動がコロナ下で影響を受け、しかしコロナ下で有意義であることを理解してもらい、結果的に寄付の額は増加した。コロナ下でも株式市場が好調だったこともある。その意味では今後の株価の下落、インフレの影響に注意している。

公益事業の面では、従前は対面で人と人との関係において行っていたことが、コロナ下でリモートとなり、オンライン化・自動化する必要が生じた。これはとても難しかった。とりわけ IT や事務所などインフラの充実が重要であることを、改めて認識した。銀行口座や各種報告書の多くが紙ベースで行われ、これがコロナ下で滞ったため、こうした面で IT を拡充し、人々が仕事しやすくなるよう力をいれている。

(4) パートナリーシップ

事業を拡充するとともに、様々な分野で他のチャリティとパートナーシップを構築するようになった。住居、教育、健康、コミュニティ構築といった分野のチャリティと協力をしている。

パートナーシップを構築する機会は、政府やファウンデーションによるイベントを活用している。とりわけ Conrad N. Hilton Foundation は、寄付を受けた団体を集め、活動分野を越えて互いに交流する場を提供している。こうした場を通じて、他の団体の CEO と知り合いになり、情報交換することができ、また 30 万ドルの助成も受けることができた。

当初は教育事業を行っていた Friends of the Children NY だが、フォスター・ケア、さらには刑事司法の分野でも活動を認知されるようになってきた。こうした幅広さと専門性の認知が、貧困対策という多くのチャリティが活動する場で独自性を出してゆくにあたって重要になる。

2.24.3 感想

インタビューを通じて、Friends of the Children NY が、組織的・計画的な拡充を収入源の多様化と並行して実現した団体であることが伝わってきた。同時に、助成財団などのネットワークの機会も活用し、公益事業の場を教育からフォスター・ケアなどへと広げて、社会的な認知も受けている。Clemon 氏も優秀なビジネス・パーソンないし経営者という印象を受けた。インタビューも1時間という限られた時間であったが、非常に充実した内容だった。インタビュー終了後、金子さんが訪問団を代表して寄付をしたが、担当者が手早く領収書を発行してくれた。そのころには Clemons 氏は次のオンライン会議に参加しているようだった。



Friends of the Children NY の事務所(9月12日)

2.25 International Institute for Community Solutions

○訪問日時 : 2022 年 9 月 12 日 (月) 16:00 - 17:30

○訪問場所 : 121 Avenue of the Americas. 6th Floor, New York, NY 10013

○面 談 者 : Ms. Lisette Nieves (President) lnieves@fcny.org

Ms. Aldrin Bonilla (Vice-president) abonilla@fcny.org

Ms. Alyson Rich (Executive Assistant to the President)

○U R L : <https://www.fcny.org/about/international-institute-for-community-solutions/>

○執 筆 者 : 金子良太

2.25.1 団体概要

主としてニューヨーク市での非営利組織の中間支援団体である。間接業務や雇用保険・退職金制度の支援を行う他、ゼロ金利、低手数料での短期の貸付等も行っている。

ニューヨーク市で活動する機関だけではなく、ニューヨーク市に本拠を置き国際的な活動を行う機関など多くの団体を支援している。他の地域では同様の組織がない事が多いということで、ニューヨーク市における非営利セクターの大きさと、層の厚さを示していると言えよう。合わせてニューヨーク市は、他の地方政府が行わないようなさまざまな事業(地下鉄・バスなど)も有しており、他の政府よりも業務範囲が広いとのことであった。

今回の訪問では、食事やお土産の提供もあり、4 名の方がご対応いただくなど最も歓待を受けた組織であった。

2.25.2 聞き取りの概要

ニューヨーク市では非営利組織が 80 億ドルの GDP を生み出し、雇用者の 9 % が非営利組織に勤務するなど、非営利組織のプレゼンスが高い。本組織の支援先には規模に下限はなく、あらゆる非営利組織を支援対象としている。中小組織は雇用保険や退職金制度を自前で確立するのは容易ではないし、銀行等からの借入も難しいので本団体の支援が大いに役立っているという。米国では、非営利組織は人員の確保を巡って営利企業や他の主体と競争している。より良い雇用保険や退職金制度等を確立することで、非営利組織がより良い人材を獲得することが可能となる。この意味で、単に間接業務を代行するというよりも、非営利組織の組織力の強化、ひいては活動の拡大につながる。

中小規模組織は政府機関へのアクセスなども難しく、政府機関から助成を得るのには非常に時間がかかるので、運転資金の一時的な借入の需要は大きい。一方、貸し付ける立場からすれば中小組織を対象の貸付となると貸倒が気になるところであるが、貸倒実績率は 1 % に満たないとのことであった。なお、貸付に当たって SROI や社会的インパクトなどの指標を重視しているか質問したが、本団体ではこれまでの非営利組織との長期的な関わり、理事者との対話などを通じて相手の信用力を判断しており、これらの指標を貸付に当たって利用していることはないという。

また、公的な資金も入っている組織であるために、党派性などではなく様々な立場にある組織

を支援している。また、中間支援組織の支援は様々で一部の機能のみを提供する支援組織も多くあるが、本団体は貸付・会計支援・人事支援など非営利組織に不可欠な業務を広く取り扱う点にも強みがあるという。

特に金融については民間の商業銀行との競合が気になる点で、民業圧迫との批判はないかどうか質問した。本団体が提供するローンは短期、低金利かつ各種の支援を組み合わせたものであり民間銀行によって提供されていないものなので、民業圧迫には当たらないとの回答だった。

本組織の職員の働き方としては、COVID-19 のパンデミックの前に様々な IT を用いたシステムを導入していたため、職員の在宅勤務に比較的早くから移行できたとのことであった。

インタビューの最後には、1980 年代に消防、水道など行政の各分野でニューヨーク市と東京都が連携したニュースの新聞なども示していただいた。中間支援組織の必要性、とりわけ間接業務の支援や資金貸付などの機能の重要性について改めて考えさせられたインタビューであった。



Lisette Nieves 氏他 3 名から
お話を伺う団員(9 月 12 日)



同団体のエレベータホールにて

2.26 VISIONS

○訪問日時：2022年9月13日(火)10:00 - 11:30

○訪問場所：500 Greenwich St. New York, NY 10013

○面談者：Ms. Nancy D Miller, Executive Director/CEO

○URL：https://visionsvcb.org/

○執筆者：上原優子

2.26.1 団体概要

VISIONS は1926年に6人の女性たちによって設立された、501(c)(3)団体である。VISIONS の活動目的は、すべての視覚障害を持つ人々が自宅や地域で自立した活動的な生活を確立できるように支援すること、そして盲目・視覚障害のある人々の能力とニーズを理解してもらうように、一般の人々に対する教育を提供することにある。2021年度には、7,075人に対して同団体のサービスを提供することができた。

VISIONS の財務諸表上の総収入は、2020年度が約1,800万ドル(約25.2億円※)、2021年が約2,700万ドル(約37.8億円)である。非常に効率的な資金活用ができていることには誇りを持っており、実際に調達した資金の88%はプログラムに費やされ、管理等にはわずか12%が活用されるのみである。

VISIONS の活動は広く認知されており、多くの賞などを受賞し、さまざまな助成金も受けている。2021年度の主要な助成金の獲得を挙げると、Field Hall 財団から75,000ドルの助成金(視覚障害のある高齢者へのサービス提供を行うためのキャパシティ・ビルディングの資金)、New York Community Trust から100,000ドルの助成金(弱視のニューヨーカーが支援技術を使用するために必要な、リハビリテーションの専門家を養成するための資金)などを得ている。

2.26.2 訪問調査の概要

VISIONS 訪問時には、Nancy D. Miller 氏と(Executive Director/CEO)と、VISIONS が提供するプログラムおよび実務を熟知しているMike Cush氏(Chief Program Officer)に対応していただいた。Miller氏は1971年以来、あらゆる年齢層の視覚障害者や複数の障害を持つ人々と協力しながら働きに従事してきたという。

VISIONS はNY市とその周辺の郊外のみを対象に活動している団体である。活動にはさまざまな側面があるが、働きたいと希望者が視覚障害者は十分に働く場がないこと、実際に求職中の視覚障害者の約40%しか有給の仕事を得られていないという社会問題に対応するために尽力してきた。また、視覚障害者が自立できるようなトレーニングが必要と考え、自立のためのトレーニングに積極的に取り組んでいる。VISIONS のような非営利団体とつながりのある視覚障害者は約3%にすぎず、97%の人は自立するためのトレーニングを受けていないという現状をVISIONSは憂慮している。

VISIONS には100人強のスタッフが在籍しているが、約68人がフルタイムで、残りはパート

タイムである。そしてスタッフの約 30%が盲目または視覚障害を持っていることも特徴である。また、VISIONS のボランティアメンバーは約 500 人である。

VISIONS の活動資金の約 50%は政府系のものであり、ニューヨーク州・ニューヨーク市と契約を結んでいる。残りの活動資金の大半は投資収入(基金によるもの)である。1984 年時点の基金は約 800 万ドル(約 11.2 億円)であったが、現在は 1 億ドル(約 140 億円)である。これは 95 年もの歴史がある VISIONS ならではの資金構造である。また、VISIONS は約 3,000 人から個人寄付も得ている。毎年 Form990 を提出し、外部監査も受けている。

近年は、COVID-19 の影響も大きく受けたが、米国中小企業庁(SBA)の給与保護プログラム(PPP)等の支援プログラムなどを活用しながら運営を継続してきた。これらの支援プログラムの申請には、ローン申請できる金融の知識を持った人材などが必要であり、そうした協力を得ることが困難であった周囲の非営利組織では大幅なリストラを実施したり、閉鎖してしまうものも多かったという。

実際、VISIONS と類似した、50 年以上前から盲目の人々を支援してきた周囲の 4 つの機関はすべて閉鎖されたという。組織の最大の資産は訓練を受けた「人材」であるとする VISIONS は、これらの組織でトレーニングを受けながら団体を離職せざるをえなかった人々を数名雇用したという。非営利組織も運営が厳しい状況に陥る中で、盲目・視覚障害のある人々の支えとなっている VISIONS の存在は、一層重要なものとなると考えられる。

※ 1 ドル=140 円で計算。



VISIONS の受付ホールにて(9 月 13 日)

2.27 Médecins Sans Frontières (MSF) - USA

○訪問日時：2022 年 9 月 13 日 (火) 10:00 - 11:30

○訪問場所：40 Rector St., 16th Floor New York, NY 10006

○面 談 者：Mr. Cameron Wrigley, Director of Finance

Ms. Claire Bruten-Paul, Deputy Director of Finance at MSF-USA

Ms. Chloe intern in the Finance Department, Student at Fordham University

○U R L : <https://www.doctorswithoutborders.org/>

○執 筆 者：脇坂誠也

2.27.1 団体概要

Médecins Sans Frontières は、日本では、「国境なき医師団」と言われており、1971 年にフランスで設立され、民間で非営利の医療・人道援助団体である。紛争や自然災害、貧困などにより危機に直面する人びとに、独立・中立・公平な立場で緊急医療援助を届けている。国境なき医師団は、各国の組織がそれぞれ独立しながら相互に協力をしている。Médecins Sans Frontières USA(以下「MSF USA」)は、世界中の MSF の最大の資金調達源であり、MSF 全体の収入の 30%を占めており、2 番目に大きいドイツの 2 倍以上の規模である。

2.27.2 聞き取りの概要

インタビューでは、財務副局長(Deputy Director Finance)の Claire Bruten 氏、インターンの Chloe 氏、オンラインで、カリフォルニアから、財務局長(Director of Finance)の Cameron Wrigley 氏に参加いただいた。

(1) 弁護士の無料のアドバイスを計上する方法

無料の弁護士のアドバイスを計上しているということだったのでその金額とどのような方法で計上しているのかを質問したところ、以下のような回答であった。

MSF USA の総収益が 6 億 5 千万ドルに対して、無料の弁護士のアドバイスとして計上しているのは 130 万ドルである。その金額は、彼ら弁護士からの正式な手紙で、彼らのレートで何時間働いたかを教えてくれる。MSF USA は、その記録を持っている。

(2) IRS 等からの調査について

日本では、行政機関が Form990 に相当する書類が正しいかどうかの調査が数年に一度、必ずあるが、米国では IRS や州からの調査などがあるのかどうかを質問したところ、以下のような回答であった。

米国では、定期的な調査はなく、行政機関が望む場合だけ調査があり、いつでも構わない。したがって、長い間記録を保存しなければならない。今まで MSF USA で行政機関からの調査は、知っている限りでは、経験したことはない。

(3) Form990 へ役員報酬や給与等を記載することについて

Form990 に役員報酬や主要な職員に対する給与等を開示することになっているが、個人のプ

プライバシー保護の点などからもこのようなことについて MSF USA の役員や職員がどのように考えているのかを質問したところ、以下のような回答であった。

何人かの人々から「私はここに私の名前と私の給料を入れなければなりませんか？」というのを聞かれた。「税法なのでそうしなければなりません」と答えるが、不快な人もいるであろう。重要なのは、寄付者のニーズにあり、それは個人のプライベートのニーズよりも高く、それは難しいバランスである。個人的には必要であるとする。以前はドイツで働いていたが、EU では、個人のプライバシーについて、米国よりもはるかに強いと思う。

(4) 現物寄付について

MSF USA の貸借対照表には有価証券が多額に計上されていたので、有価証券の現物寄付について質問したところ、以下のような回答であった。

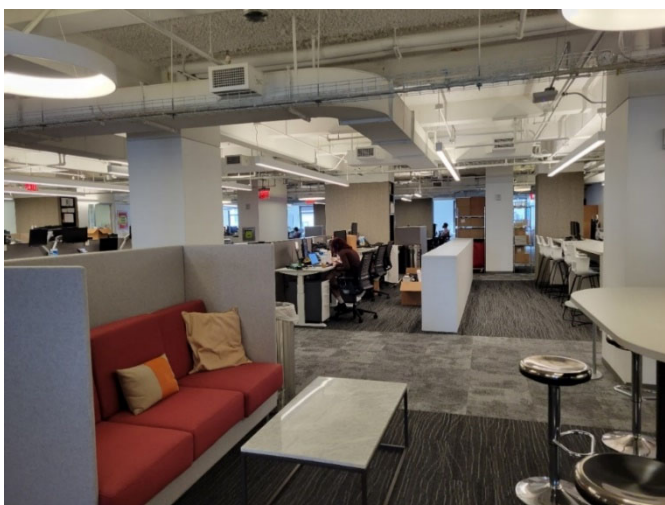
MSF USA では多くの有価証券の寄付を受けており、MSF USA として行うことは、投資方針に従って寄付を受けた有価証券を変更することである。社内に投資チームはなく、アプトソーシングをしている。投資方針は保守的であり、MSF USA としての評判を大切にしなければいけないので、投資してほしくないものを伝えている。例えば、アルコールや石炭、大気を汚染しているもの、武器に関連しているところなどである。

2.27.3 感想

今回の訪問は、「特定非営利活動法人国境なき医師団」(MSF JAPAN)の方のご尽力で、実現し、わざわざカルフォルニアとオンラインでもつないでいただき、とても有意義なものになった。MSF USA は、ウォール街の駅から歩いて5分ほどの、ハドソン川が臨めるビルにオフィスがあった。オフィス内も案内をしてもらったが、広々として、とてもきれいで洗練されたオフィスであった。オフィスには全世界の MSF の事務所が掲載されている地図があった。Claire Bruten 氏はじめ、現地でインタビューに答えていただいた方とともに、ご紹介いただいた MSF JAPAN の方にも感謝を伝えたいと思う。



MSF の受付ホールにて(9 月 13 日)



MSF 事務所の様子

2.28 American Geographical Society of New York

○訪問日時 : 2022 年 9 月 13 日 (火) 13:00 - 14:30

○訪問場所 : FUND FOR THE CITY OF NEW YORK, 121 Avenue of the Americas. 6th Floor,
New York, NY 10013

○面 談 者 : Dr. John Konarski, Chief Executive Officer
Mr. James Mallinson, Manager, Operations & Events

○ U R L : <https://americangeo.org/>

○執 筆 者 : 溜箭将之

2.28.1 団体概要

American Geographical Society of New York は、ニューヨークに本部を置き、地理学の発展を目的とした学術団体である。ビジネス、政府、学会、ソーシャル・セクター、そして教師と生徒の間で、地理学の考え方、知識、および理解を促進することを目指している。設立は 1851 年で、アメリカ初の地理学専門家の団体で、世界的にも地理学の調査・教育の先端を担ってきた。

2.28.2 聞き取りの概要

前日に訪問した Fund for the City of New York のオフィスにて、Mr. James Mallinson (Manager, Operations & Events) にお話を伺った。

(1) American Geographical Society の歴史と Fund for the City of New York

American Geographical Society の歴史は長く、第一次世界大戦後は連邦政府に代わってヨーロッパにおける国境画定のための地図の策定を行うなど、現在よりも大きな組織だった。

戦後は、政府用の地図の作成が連邦政府で内製され、これに伴い American Geographical Society の組織も縮小してきた。2000 年代になると、会計、人事、年金、税務関係の書面作成等の組織運営にかかるコストを考えると、Fund for the City of New York を活用する方が望ましいということになり、2014 年から FCNY に委託を開始した。収益の 9%を支払っているが、非営利組織の運営にかかるコスト、人事や労務などを考えれば、プラスである。FCNY への支払いは 5 万ドルから 5 万 5000 ドルで、こうした実務をできる人を雇用すると 12 万ドル、13 万ドルは必要になる。

ただし基本財産 Endowment は法的に FCNY に移管することができず、投資信託からも収益を受け取っているため、これらを FCNY の外で管理しつつ、501(c)(3)団体としての American Geographical Society が存続している。ニューヨーク法人として CHAR500 Form と、連邦免税団体として Form 990 を提出している。そのために FCNY の会計事務とは別に、会計士も依頼している。ただし会計の内容は単純で、投資収益を受け取り FCNY に送金するだけである。人件費、材料費、賃貸料などの支出はすべて FCNY を通じて行われる。

(2) 理事会・ガバナンス・事業

American Geographical Society の理事会は、研究者とビジネス関係者とを交えた構成になっている。例えば、地図ソフト会社の ESRI からの理事も含まれている。

理事会には弁護士もいてリーガル関係を扱う。現在の会長はファンドレイザーで、助成金やプロジェクトを見つけるなど忙しくしている。昨年は National Science Foundation の助成を受け、地理空間テクノロジーgeospatial technology の広がりというプロジェクトを全面オンラインで行った。その報告書を提出したところである。連邦政府の運用する大学院レベルの教育プログラムの委託事業も請け負っている。団体自ら地図作成をするよりも、地図作成関係者をつなぐことに力を入れている。今年は 2 年ぶりに対面のシンポジウムをコロンビア大学で行う。

さらに、大学で単位認定される授業を高校で行う Advance Placement Human Geography Curriculum で教える教師用の教材作成にも携わっている。

560 人の会員がいるが収入として比重は大きくない。収入源として重要なのは、助成と、Routledge から出版している Geographical Review などの出版物の売り上げが重要である。Geographical Review の編集者も理事の一人である。

(3) コロナの影響

American Geographical Society はもともとアップパー・ウェストサイドに建物を所有していたが、賃貸オフィスに移行していた。しかしコロナ禍によりオフィスも使用しなくなり、7～8 カ月自宅からリモートの問題なく仕事を進められることが明らかになったため、オフィスを引き払う決定を行った。

もう一つの大きな影響は、シンポジウムをオンラインで開催せざるを得なかったことである。こちらはより難しかった。通常は 1 日半のシンポジウムを 5 日間で行うこととして、午前 9 時から午後 3 時または 4 時、一週間行った。2020 年は業者を入れたが費用も掛かるため、2021 年は Mallinson 氏自ら行ったが、こちらは非常に手間がかかった。オンライン・シンポジウムは、対面ほど豪華にすることはできず、協賛もどこまで広告が届くか分からないため、多くは取れない。

他方で、シンポジウム以外のプログラムをオンラインで行うようになった。National Science Foundation とのイベントもオンラインで行い、これは成功であった。プレゼンテーションをオンラインで見せられただけではなく、Zoom セッションで部屋ごとに地理空間テクノロジーの具体的なトピックのディスカッションを行った。

(4) Mallinson 氏の経歴と American Geographical Society

歴史学で学士号を取った後、劇場経営に入り、劇場経営学で修士号を取った。現職まではスタジオ Herbert Berfhof など演劇関係の関係の仕事をしていた。前職はニューヨークの大学 New School で仕事をしていて、大量のレイオフがあり、結果として American Geographical Society に採用されることになった。非営利組織は、その活動を愛する人の集まりであることが多く、むしろ組織を運営する能力をもつ人を見つけることは難しい。もともと芸術関係に情熱を持っていたが、現在の American Geographical Society での組織運営の仕事にやりがい

感じている。現在のプログラムでビデオ作製で芸術のバックグラウンドも生かすことができ、クリエイティブなこともできる。

Malinson 氏自身は地理学のバックグラウンドは有していないし、現在の CEO も地理学をバックグラウンドとする人ではない。CEO はかつて卸売りの企業で働いており、ブラジルでの仕事でショッピング・モールの立地などで地理に関わった。American Geographical Society の経営が難しくなった時に、彼のビジネスと国際的な経験が期待されて CEO に任命され、そこから American Geographical Society の経営が立ち直った。

(5) 組織変更の可能性

現状では、American Geographical Society 自体は、FCNY の管理下にある部分と、投資収益を収受する部分に分かれており、それぞれが 501(c)(3) の団体となっている。投資収益を収受する部分も会計士は入れているが、事業は収益の収受だけで単純なため監査は行っていない。この部分を後援団体 Supporting Organization に組織変更するかどうかを現在検討中である。

2.28.3 感想

アメリカの地理学を 170 年余りも担ってきたという歴史ある非営利団体だが、戦後縮小するとともに組織の縮小・改編を進めるというやや特殊な事情をもつ。このような過程と、本調査で別の日にインタビューをした Fund for the City of New York の事業・サービスが、重要な関係を持っており、非常に興味深かった。

演劇経営学の修士号を有し、演劇を中心に非営利の分野で経歴を積み、コロナ禍において American Geographical Society に職を得た Mallinson 氏自身の経歴も、アメリカの非営利団体を担う人々の経験・経歴の多様さを示していたように感ずる。同時に、演劇系の大学 New School の大量レイオフの影響を受けたところも、コロナ禍における非営利セクターが直面した困難を反映したものでもある。



学会オフィスにて(9月13日)

2.29 Japanese Medical Support Network-USA

○訪問日時：2022年9月13日(火)13:00 - 14:30

○訪問場所：100 Park Avenue, Suite 1600, New York, NY 10017

○面談者：Mr. Yoshio Kano, Director-Accounting

○URL：https://jamsnet.org/

○執筆者：脇坂誠也

2.29.1 団体概要

Japanese Medical Support Network (JAMSNET)-US(以下、「ジャムズネット」とする)は、ニューヨーク周辺の医療、福祉、教育、心理系邦人支援グループ同士の情報交換、相互連携の構築・促進を目的として2006年1月にニューヨーク総領事館が協力し日系企業が支援する非営利団体(NPO)として設立されたネットワークであり、2011年にIRSから非営利公益財団法人501(c)(3)の認定を受けた。海外在留邦人の心と身体の健康をサポートしている。

2.29.2 聞き取りの概要

(1) 面談者の加納氏について

最初に、面談者の加納氏の今までの経歴についてお聞きした。加納氏は、1973年に企業からの米国の代表として、ニューヨークに赴任し、その後、日米貿易摩擦における交渉にも関わり、日本の通商産業省、米国の商務省の顧問なども務めた。1985年に現地で独立し米国においてマーケティングコンサルティングの企業を立ち上げ、2005年まで会社を経営した。その後2006年のジャムズネット創立に当ってはファウンダーの一人として関わり、またその当時からジャムズネットの母体である米国日本人医師会(JMSA)のIRSや州政府に提出する申請及び関連書類の作成及び申請手続き等はすべて加納氏が行っていたとのことである。

(2) 設立及び501(c)(3)団体になるための手続き

設立及び501(c)(3)団体になるための手続きについて、実際の資料を示していただきながら、以下のような流れについて、詳しく説明をいただいた。

(イ) 州からの認証を受ける

501(c)(3)の認定を受ける前に、まず、州からNot-For-Profit-Corporation(非営利法人)としての認定を受けるために申請書類を提出して認定を受ける。ニューヨーク州への申請受理書が資料1で、この申請受理書を基に正式認定が下される。

(ロ) 連邦政府(IRS)に届出をし、「TAX ID」を取得する

(ハ) その後、IRSに、501(c)(3)を取得するための申請書類(Form1023)を提出する。

この場合、事前に団体のBy-Laws(会則)を作成し、その中で団体としてのミッションステートメント(活動理念と活動目標)を明記し、これを申請書類に添付して提出することが前提条件となる。

(ニ) IRSから、501(c)(3)団体として認定する旨の通知が届く。その認定通知書が所謂”IRS Determination Letter”といわれる書類で、その内容は資料2に掲載されている通りである。

(ホ)その後、州の Charity Bureau に免税団体となるための書類を提出する。
(ヘ)州の Charity Bureau から免税団体として認められた旨の書類を取得する。これが、通常、Exempt Organization Certificate といわれる、資料 3 に掲載された書類である。その書類を取引業者に提示することで、州の消費税やそれ以外の税金の免除を受けることができる。家賃の支払いや物品購入時にもこの Certificate を提示することで消費税の支払いが免除されるなど、さまざまな税の特典を受けることができる。
但しこの Certificate は、IRS の厳格な規制と監督の下で、各団体の By-Laws (会則) で明記された目的以外に使用することは固く禁じられていることは言うまでもない。

(3) IRS が重視していること

米国で特に強調された事は IRS が日常 NPO からの資金が、マネーロンダリングなどの不正目的に使われていないかということに異常なほど神経過敏となっているとのことである。IRS は、過去に、NPO からの資金がマフィアやテロ組織などに渡るなど幾多の痛目遇到过で、現在は助成金の贈り先も原則として 501(c)(3) の団体のみに限定され、それ以外の一般団体や個人に送ることは基本的に規制されている。東日本大震災時に日本の NPO 団体などを通じて多額の救援金と助成金を現地に送金したときも、IRS の厳格な規制と条件をクリアするために最終的にそれぞれの送金先となる NPO 団体から(1)まず使用目的を明示したプロポーザルの提出を受け(2)これをもとに「プロポーズで明示された目的以外には絶対に使用しない」と誓約した「契約書」(Agreement)に署名し(3)初めて送金が許可され(4)その上送金後も送金を受けた金額を使い切るまで 6 か月ごとに助成金の活動明細報告書と会計報告書の提出を義務付け、このコピーを IRS からの監査に備えて厳重に保管しなければならない、という地道な手続きを忠実に厳守して、初めて 501(c)(3) の健全なステイタスを今日迄維持してきたということであった。

また、「謝金」「謝礼」といった曖昧な支払い方で「個人に現金を手渡すこと」も IRS は基本的に認めておらず、プロフェッショナルなサービスまた役務に対するフィーのみが認められ、各イベントの会計報告書の中では、TPO(Time Place and Occasion)つまり、いつどこで誰が何をしたかの詳細な説明の明示が常に義務付けられている。

2.29.3 感想

今回の訪問先の中で唯一、日本語で対応していただいた団体であり、多くの情報を得ることができた。加納氏は、長年米国に在住し、501(c)(3)の手続きなどにも精通しており、具体的な書類までご用意いただき、大きな成果となった。また、他の団体では、Form990 の書類は複雑であるが、調査などを受けることがないという話を聞いており、IRS がどのようなことを重視しているのかについて、わからない部分があったが、加納氏から、IRS はマネーロンダリ



同団体が入居する建物の
エレベータホールにて(9月13日)

ングが起こらないかを最大のポイントにしているという話を聞き, IRS のスタンスを明確に理解することができた。

資料1 ニューヨーク州の非営利法人としての申請受理書

N. Y. S. DEPARTMENT OF STATE
DIVISION OF CORPORATIONS AND STATE RECORDS
ALBANY, NY 12231-0001

RECEIPT

=====

ENTITY NAME: JAPANESE MEDICAL SUPPORT NETWORK, INC. (JAMSNET)

DOCUMENT TYPE: AMENDMENT (DOMESTIC NFP) COUNTY: NEWY

=====

FILED: 07/07/2010 DURATION: ***** CASH# [REDACTED] FILM #:

FILER:

[REDACTED]

ADDRESS FOR PROCESS:

REGISTERED AGENT:

=====

SERVICE COMPANY: ** NO SERVICE COMPANY ** SERVICE CODE: 00

FEES	25.00	PAYMENTS	25.00
FILING	0.00	CASH	0.00
TAX	0.00	CHECK	0.00
CERT	0.00	CHARGE	25.00
COPIES	0.00	DRAWDOWN	0.00
HANDLING	25.00	OPAL	0.00
		REFUND	0.00

=====

DOS-1025 (04/2007)

資料2 IRS から 501c(3)団体のとして認定された旨の書類(Determination Letter)

INTERNAL REVENUE SERVICE
P. O. BOX 2508
CINCINNATI, OH 45201

DEPARTMENT OF THE TREASURY

Date: **SEP 10 2019**

Employer Identification Number:

DLN:

Contact Person:

CUSTOMER SERVICE

Contact Telephone Number:

Accounting Period Ending:

December 31

Form 990-PF Required:

Yes

Effective Date of Exemption:

December 12, 2018

Addendum Applies:

No

Dear Applicant:

We're pleased to tell you we determined you're exempt from federal income tax under Internal Revenue Code (IRC) Section 501(c)(3). Donors can deduct contributions they make to you under IRC Section 170. You're also qualified to receive tax deductible bequests, devises, transfers or gifts under Section 2055, 2106, or 2522. This letter could help resolve questions on your exempt status. Please keep it for your records.

Organizations exempt under IRC Section 501(c)(3) are further classified as either public charities or private foundations. We determined you're a private foundation within the meaning of Section 509(a).

You're required to file Form 990-PF, Return of Private Foundation or Section 4947(a)(1) Trust Treated as Private Foundation, annually, whether or not you have income or activity during the year. If you don't file a required return or notice for three consecutive years, your exempt status will be automatically revoked.

If we indicated at the top of this letter that an addendum applies, the enclosed addendum is an integral part of this letter.

For important information about your responsibilities as a tax-exempt organization, go to www.irs.gov/charities. Enter "4221-PF" in the search bar to view Publication 4221-PF, Compliance Guide for 501(c)(3) Private Foundations, which describes your recordkeeping, reporting, and disclosure requirements.

Letter 1076

資料3 ニューヨーク州の CharityBureau から免税団体として認められた旨の書類 (Exempt Organization Certificate)



New York State Department of Taxation and Finance

Exempt Organization Certificate

ST-119

(8/02)

The organization named below is exempt from payment of the New York State and local sales and use tax.

The number shown on this certificate must be entered on any Form ST-119.1, *Exempt Organization Exempt Purchase Certificate*, presented to a vendor. If this certificate is lost or destroyed, you may obtain a replacement by notifying the Exempt Organizations Unit.

This certificate will remain in effect unless it is revoked or canceled. Misuse of the authority granted under this certificate will result in the revocation of exempt status and subject the organization to substantial civil and criminal penalties.

JAPANESE MEDICAL SOCIETY OF AMERICA INC



Certificate number

EX

Date issued
April 25, 2007

This certificate may not be altered, changed, lent, or transferred to another organization or person.

2.30 Okinawa Institute of Science and Technology Foundation, Inc.

○訪問日時：2022年9月13日(火)16:00 - 17:30

○訪問場所：1 Bridge Street, Suite 64, Irvington, NY 10533

○面談者：Mr. David Janes(President and CEO)

○URL：<https://oistfoundation.org/>

○執筆者：金子良太

2.30.1 団体概要

OIST は、沖縄県恩納村にある、沖縄科学技術大学院大学に関連して、米国ニューヨーク州で設立された財団である。沖縄科学技術大学院大学は、科学分野の5年一貫制博士課程を置く学際的な大学院大学である。OIST は、国内外から優れた研究者を集めて質の高い研究を行い、世界レベルの研究拠点の形成を推進し、世界の科学技術へ寄与するために日本政府の主導により創設された。大学はさらなる拡大を目指しているが、日本政府からの支援では限界があり、人的・資金的な強化を図るために米国で2019年に設立されたのが、当財団である。

当財団で、米国でフルタイムで勤務する唯一の職員にお話を伺うことができた。お話を伺ったのは、ニューヨークの中心の鉄道ターミナルである Grand Central Station より MTA Hudson Line でおよそ50分、Irvington 駅すぐにある OIST Foundation の Office であった。Grand central 駅から Hudson Line に乗ると、マンハッタンを出る頃から車窓右手にハドソン川の雄大な光景が楽しめ、NY しかないとは別世界である。Irvington は、その中でもひととき美しく、ハドソン川の川幅が最も広い箇所とのことであった。Office からはハドソン川の雄大な光景が広がっていた。

2.30.2 聞き取りの概要

Janes 氏は日本の大学に留学したこともあり、その後ニューヨークに本拠を置く非営利財団である US-Japan Foundation において、長期間勤務していた。そこでは複数の職員所金で勤務していたが、本財団は米国では自分1人のみということで、何から何まで1人でやることになり、以前の勤務とは全く違うものとなったとお話されていた。

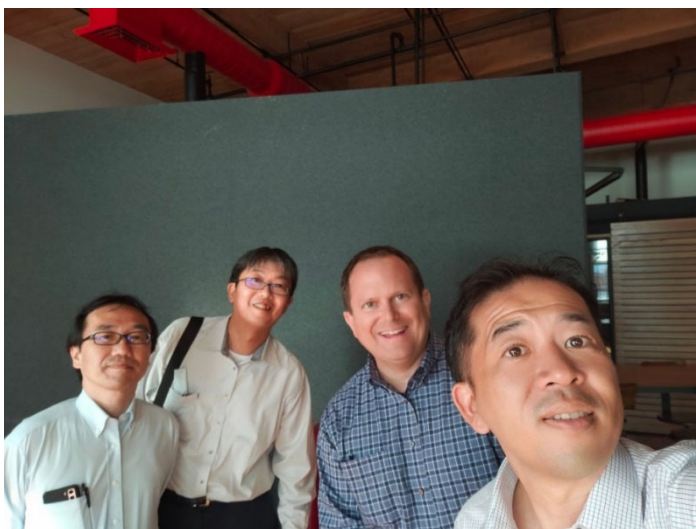
当財団は、日本の大学が主体となって米国で設立された 501(c)3 組織である。日本の大学が米国に支部を有することも多いが、それは 501(c)3 組織となっていない例が多い。米国で 501(c)3 組織の財団として資金調達している例は、ICU(国際基督教大学)をはじめいくつかある。もっとも大規模な資金調達ができているのは、知名度が高く卒業生が多い一部の組織に限られる。そういった中で、未だ卒業生も僅かである OIST が財団を設立したのは、OIST は最先端研究を行い、英語で授業を行う先端的な大学院大学であり今後の拡大のためには日本政府の資金や学生からの授業料だけではなく、他の資金が不可欠であるからである。

OIST は新規に設立された大学であるために、知名度が低く卒業生が少ないことから、資金調達は難しいことが予想される。しかし、沖縄出身の日系人コミュニティ、米国政府等からの支援も得て昨年度の年間収入は436,000ドルにのぼったとのことである。Janes 氏はNYだけで

はなく大使館等がある D.C., 日系人コミュニティの大きいハワイなどを訪問しながらファン
ドレイジングにつながる知名度の向上, ネットワークの構築に励んでいるという。残念ながら,
財団設立してまもなく COVID-19 によりそのような機会が多く失われてしまったが, オンライン
等を通じてネットワーク構築を引き続き続けているという。もっとも, オンラインでの様々
な危害があると言っても, ネットワーク構築のためにはやはり ニューヨーク, ワシントン
D.C., 西海岸のサンフランシスコやシアトルといった都市に容易にアクセスできることが不
可欠であり, 例えば中西部の田舎町に本部を置く, というのはやはり現実的ではないというこ
とも合わせてお話されていた。幸い米国では 2022 年 9 月現在移動規制もほぼ撤廃され, イベ
ント等も多く開かれるようになってきている。Janes 氏もしばらくの間日本を訪問できなかつ
たが, 2022 年 10 月にも日本を訪問予定とのことであった。

財団の会計であるが, 昨年度年間収入が 436,000 ドルに達した。財団が一定の規模に達した
ことで, 昨年度より会計監査人によるレビュー(監査よりも簡易な財務諸表の検査)を受けて
いるという。Form990 の作成のための日々の会計業務のアウトソーシングに加えて, 会計監査
を別の会計事務所と契約している。特徴的であったのは, オンラインで様々な事ができるよう
になったことで, 地理的にも遠いマサチューセッツ州の会計事務所とも契約し, オンラインで
のやりとりが多くなっているという。

設立間もない団体であったので, 設立時の話もお伺いした。設立が容易であるかどうかとい
うのは主観的な話となるが, 容易であるとも難しいとも言えないとのことのお答えであった。まずニ
ューヨーク州の法律に基づいて法人
を設立し, その後 IRS への 501 c 3 の
認可申請となった。手続にはそれなり
の時間がかかったという。強調されて
いたのは, 設立よりもその後の組織の
存続のほうに難しいとのことであつ
た。実際, 日本の大学が主体となって
米国に設立した組織の中にも, 資金難
や人材難で活動を停止した組織は多
くある。そういったなかで, 最近にな
って設立され, 日米を結ぶ架け橋とな
りうる本財団の発展を祈り, 本報告を
締めくくりたい。



David Janes 氏と団員(9 月 13 日)

2.31 NY de Volunteer

○訪問日時：2022年9月29日(木)10:00 - 11:00

○訪問場所：オンライン会議

○面談者：Shizuko Kitagawa, President

○URL：<https://www.nydv.org/>

○執筆者：脇坂誠也

2.31.1 団体概要

NY de Volunteer は、日米文化交流を促進する社会貢献プログラム(ボランティア活動など)を提供することで、多様性を相互に理解し合えるグローバルマインドを持った人材の育成を目的とした団体である。日本の学生たちとコロンビア大学などのNYの学生をつなげて言語や文化の共有をしたり、ニューヨークで市内観光等をして交流をするグローバルスタディツアーの開催や、日本語と英語の学習者を繋ぐランゲージエクスチェンジプログラム、NYの子供たちや学生への日本文化紹介などを行っている。

2.31.2 聞き取りの概要

(1) 面談者の北川氏について

最初に、面談者の北川氏のこれまでの経歴についてお聞きした。大学卒業後渡米し、MBA、そしてCPA(アメリカの公認会計士)を取得し、いくつかのアメリカ企業に勤めたのち、米国パナソニック社で経理課長として勤められ、その後独立をされた。2011年の東日本大震災の後、被災地の高校生を励まし、海外とのスカイプによる英語学習や、米国へのホームステイ活動を支援する団体(特定非営利活動法人Ashita。英語名 NPO Ashita-Tomorrow)の立ち上げに関わり、米国に比べて日本でNPOを設立することがいかに多大な労力がかかるのかを実感したとのことであった。2021年より、NY de Volunteerの代表に就任されている。北川氏には、以下のような質問事項に答えていただいた。

(2) Form990と会計報告について

NY de Volunteer は、団体のHPやGuideStarから入手できる2019年のForm990は、Form990EZ(Form990の簡易版)であったが、直近の決算では、Form990を提出している。

Form990はForm990EZよりも記載項目はかなり細くなるが、IRSや州の規制で、ストレスになることはなく、会計報告も容易である。

また、Form990以外には会計報告として義務付けられているものはないので、FASBに基づいた財務諸表は作成しておらず、助成団体から特別な様式の報告を要求されたこともない。また、公認会計士による監査も受けていない。

501(c)(3)の免税資格を取ることで、税金の控除があるだけでなく、その資格がないと助成金の申請をすることもできない。

(3) 内部留保について

米国には内部留保についての規制はない。グローバルスタディツアーによる収益が、NY de

Volunteer の主な収益源であるが、コロナウイルス感染症の影響で、2 年間実施できなかったが、内部留保があったので、継続することができた。

(4) 会計処理について

Form990EZ では、費用については形態別(勘定科目別)の分類を求められるだけであるが、990 では、「Program service expenses」(事業費)、「Management and general expenses」(管理費)、「Fundraising expenses」(ファンドレイジング費)の3つの区分が求められる。

費用がどのプログラムに使われているのかを区分けすることは、IRS から求められているか否かに関わらず、助成金の申請などでも重要であり、職員にも使った費用をどのプログラムに使ったのかをしっかりと報告することを求めている。プログラムに共通する必要などは今まで管理費(マネジメントコスト)に入っていたが、それをプログラムに振り分けるようにしている。ファンドレイジング費は、ほとんど発生しないので、現在は区分けをしていない。ファンドレイジング活動の効果を測定するなどの必要が出てくれば、区分けが必要と考えている、ということであった。

(5) 会計ソフトについて

Quick Books Online を利用している。Quick Books Online は非営利団体用の会計ソフトではなく、企業用の会計ソフトであるが、米国の非営利団体の会計は企業の会計と違いはほとんどなく、Quick Books Online でプログラムごとの事業の区分けをすることもできるので、不便を感じない。使途制約の有無による会計の区分はしていない。米国でも必ずしも使途制約の区分はすべての法人がしているわけではないようである。

2.31.3 感想

今回インタビューをさせていただいた北川様は、米国での経理の経験も豊富であり、また、日本の NPO 法人の設立にも関わられた方であり、企業と非営利団体の会計及び日本と米国の非営利団体の両者に精通された方であった。その方からのメッセージとして、米国では、企業の会計があれば非営利団体の会計はでき、非営利団体の会計で特殊な部分はほとんどないこと、米国では、非営利団体の立ち上げ、運営について、IRS や州などの行政機関へのストレスを感じることはほとんどないが、日本では、社会のために良いことをしようとしているにもかかわらず、あまりに細かいことまでの指摘が多いということをおっしゃっていた。日米の企業、非営利団体に精通している方の言葉でとても重く受け止める必要があるのではないだろうか。



Shizuko Kitagawa 氏に対するヒアリングの様子(9月29日)

2.32 Friends of Mitchell Park Inc

○訪問日時 2022 年 10 月 6 日(木) 20:30-21:30

○訪問場所 オンライン

○面談者 Mr. Robert Nevitt (Board Member / President)

○URL <https://mitchellparkdc.org/>

○執筆担当 中島智人

2.32.1 団体概要

Friends of Mitchel Park は、ワシントン D.C.の住宅街にありワシントン D.C.が所有する公園,Mitchel Park を維持管理し近隣住民のための様々な活動を行っている非営利団体である。Friends of Mitchel Park は、IRS の 501(c)(3)非営利団体であり、ワシントン D.C.の法人法にもとづいて法人格を取得した非営利法人である。IRS に提出された年次報告書(Form 990-EZ)によれば、2020 年度の収入は、40,602ドル(約 528 万円,1ドル=130 円,以下同様),支出は 67,960ドル(約 883 万円)であった。収入は、ほぼすべて寄付によるものである。2020 年度は、27,358 ドル(約 356 万円)の赤字となったが、2019 年度(3,204ドル,約 42 万円の黒字)と比較して収入が少なかったことによる。

団体の活動は、公園の荒廃を目の当たりにした地域に暮らす 2 人の母親によってはじめられた。1998 年には、2 人の呼びかけによって集まった公園に関心をもつ近隣住民を集めてグループを作り、当局に対して公園の活用について提案を行っている。その結果、当局により Mitchel Park の整備が行われ 2004 年に再オープンとなった。以来、Friends of Mitchel Park は、当局(DC Department of Park and Recreation)と連携して公園の木や草花の維持管理活動だけではなく、公園を活用したコミュニティ形成のためのさまざまなイベントも実施している。

現在、法人の理事は 11 名である¹⁴¹。理事のうち、Robert Nevitt 氏が President、他の 3 名がそれぞれ Vice President, Secretary, Treasurer として法人の職務執行にあたっている。理事は、すべて無給である。

2.32.2 聞き取り調査の概要

(1) 当局との関係について

ワシントン D.C.当局(DC Department of Park and Recreation)に対しては、年に一度報告書を提出している。当局との関係は、これだけである。Mitchel Park は小規模の公園であり、Friends of Mitchel Park の規模も、5 万から 6 万ドル程度の予算しかない。面談した Robert Nevitt 氏によると、その規模はワシントン D.C.にとってはとても小さく多くの官僚的な手続きを要求するものではなく、当局への方向で悩まされることはない、との認識だった。

公園内での活動を行う場合、当局には連絡する。それは、公園での活動を当局に知ってもらうためであり、同じような活動をする団体との調整が必要な場合に備えてである。ほとんどの活動は自主活動である。

¹⁴¹ ウェブサイトには、理事会メンバーとして 11 名があげられている。ただし、面談では、理事は 13 名とのことだった。

Friends of Mitchel Park は、公園の景観を守りイベントを実施する活動を行っているが、公園の規制を行ったりそれを強制したりすることはない。公園はワシントン D.C.の所有であり、そこでの規制は本来、警察を含めた当局の仕事である。ただし、Mitchel Park のような小規模の公園での些細なできごと、例えば、犬を自由に遊ばせる(本来、犬はリードにつながれてないといけない)ようなことは、当局が介入することではなく、公園利用者の自主規制にゆだねている。

(2) 収入源について

収入のほとんどすべては寄付による。毎年、公園の維持管理のための専門業者への外注費がかかり、資金を必要としている。そのため、例えば、イベントを実施する際に、近隣の建物を管理する不動産会社に資金提供をお願いすることもある。イベントの参加者は、近隣住民であり、その住居を管理している不動産会社が地域のイベントに金銭的な支援を行っている、というのを見せることは、不動産会社が地域の一員であることを示す結果になっている。

ワシントン D.C.当局からの補助金(ほかの金銭的支援)はまったくない。

寄付者に対しては、お礼の返事を書いている。その返事(を領収書として)で、寄付者は税の控除を受けることができる。

(3) 法人運営について

法人の理事は、基本的に近隣住民からなる。Robert Nevitt 氏をはじめ、執行役を担っている人たちも近隣住民である。執行役は仕事をリタイアした人たちが多いものの、若い世代も活動には参加している。

法人を運営することについて問題を感じたことはない。法人格を維持するためにワシントン D.C.に提出するものはない。理事会は年 8 回開催しているものの、それ以外でも理事同士が必要に応じて連絡を取り合っているし、基本的にインフォーマルな関係で物ごとが進められている。

(4) 他団体との連携について

ワシントン D.C.で、同じように公園の維持管理を行っている団体があるのは認識しているものの、それらの団体と連携して何かをすることは、ない。

2.32.3 感想

Friends of Mitchel Park の活動で、もっとも印象的だったのは、この団体のように住民の発意による小規模な非営利団体が、州政府(ここでは、ワシントン D.C.)によって法人格を取得し、さらに、連邦政府(IRS)によって税制優遇資格を得て、市民からの寄付によって支えられていて活動を継続していることである。そしてその活動は、面談した Robert Nevitt 氏によれば、「インフォーマル」なものであり、官僚的な手続きに煩わされることなく自由に行われている。



Robert Nevitt 氏に対するヒアリングの様子(10月6日)

2.33 Environmental Protection Network

○訪問日時：2022年10月11日(火)21:00 - 22:00

○訪問場所：オンライン会議

○面談者：Ms. Michelle Roos, Executive Director

○URL：<https://www.environmentalprotectionnetwork.org/>

○執筆者：白石喜春

2.33.1 団体概要

Environment Protection Network は、5名のスタッフを有し、収入規模は2020年度\$652,849(約8,500万円)の小規模団体。2022年よりあるプロジェクトを立ち上げ、4人を新規採用することとなり、現在は9名体制で運営していることから、2023年度の予算は100万ドルを超える見込。収入の99%は寄附金(会費含む)および助成金。スタッフは米政府に在籍していた科学者や弁護士であり、影響力は絶大であり、約550名のボランティアも米国環境保護庁のOBであり、環境分析はボランティアがやって下さっている。理事は現在11名おり、理事会は年4回開催している。

同団体の活動の半分は国の規制に関するもので、残りの半分は地域コミュニティが抱える問題の解決を支援する活動を行っている。また、農薬専門の非営利団体、自動車による大気汚染のみを扱う非営利団体、ごみ処理を専門に行う地域団体など、異なる専門性を持つ自然環境団体が数多く存在しており、彼らとの連携も極めて重要な活動である。

同団体は20人ほどの人たちによって設立され、以降10か月間はボランティア主導で組織が運営された。その後、私(Michelle Roos氏)が雇用され、7か月後にExecutive Directorに就任し、その後はボランティアの集まりではなく雇用の場として認識されるようになった。

2.33.2 聞き取りの概要

(1) 定期提出書類

毎年Form 990を私自身が作成し提出しているが、自然科学、環境科学の専門家にとってはストレスが溜まる。QuickBookによる会計管理、理事会向けの財務報告書、Form990(年次申告書)の作成は全て私が行っているが、私は会計専門家ではなく、会計に強いスタッフもいないので、提出前に毎回会計士に確認してもらっている。会計士とのコミュニケーションや規制要件や制度面の確認もストレスを感じている。

会計士に対する報酬は、財務諸表の確認のみであるので、支払額は極めて少額である。会計士に対する報酬の高騰はなく、数年前とほとんど変わっていない。監査報酬は高額と思うが、これまでに助成金で監査を要求されたことはない。2018年に一度だけ監査を受けたことがあり、18,000ドルかかった。

費用の多くは人件費である。人事管理体制も課題が多く、人事労務も私が担当しているのである。従って、福利厚生である健康保険、退職金積立制度、出張サポートもなく、労働時間や休暇の管理もしておらず、事務的サポート体制が整っていない状況であり、全て私が手探りでや

っている。現在は, professional employer organization を利用し, 他組織の人事担当者を利用しているが, スタッフが増えた現在, 社内の人事管理体制の整備を検討しているところである。

(2) 情報公開

米国では, 報酬額が 10 万ドルを超えると開示する必要がある。私が所属する社会経済界の方々の報酬額と比較すると非常に低い, 私は現在開示されている自分自身の報酬額で満足している。報酬額を開示する目的は, 寄附したお金が支援したい活動に充てられているかを確認するためであり, 大金ではないが 10 万ドル以上の報酬額の開示もその一環である。

(3) 資金調達

資金調達は組織の目的を達成させる上で最も重要な活動である。資金がなければ支援活動はできないからである。9 名いるスタッフの 2 名は資金調達担当であり, 一人は民間からの助成金, もう一人は私であり個人寄附を担当している。米国のほとんどの非営利法人は, 資金調達担当者や資金調達部門を設置している。

我々は政府機関から補助金を受けたことがなく, すべて助成団体からの助成金である。資金調達担当者の仕事は, 助成金の調達の他に, 年に一度の経過報告や支出明細書なども作成している。ほとんどの助成金は general support grant, つまり「全般支援助成金」と呼ばれるもので, 使途不指定の助成金になっている。また, 多くの助成団体は, 非営利法人を事細かに縛って事務負担をかけることは避けたいと考えており, 事業報告も細かい内容は求められない。従って, 少なくとも我々は管理要件に悩まされてはいない。

助成財団は物事を始めたいという思いがあるので, 持続性, 継続性のある組織やプロジェクトの発足時の資金提供, 初期投資に非常に前向きである。

個人からの寄附は, ボランティアからの 500 ドル以下の少額寄附が中心であり, また多くのボランティアは毎週 10 時間~20 時間ほど無償で提供してくれる。寄附があると電子メールで通知され, 自動的に礼状が送信される仕組みになっている。クラウドファンディングや FaceBook などソーシャルメディアを活用した資金調達は行っておらず, 経験がない。

我々は幸いにも設立時から助成団体からの支援を受け, 現在も時間的, 金銭的に不自由なく活動ができている。多くの団体は, 起こらないことを大々的に宣伝し寄附者の気を引こうとするが, 我々は支援者の期待に沿えるよう, まじめに地道に取り組んでいることが評価の源になっている。



Michelle Roos 氏に対するヒアリングの様子(10 月 11 日)

第3部 資料

3.1 米国 501(c)3 団体の定期提出資料の内容

【法人規模別の定期提出書類の区分】

税法上の区分(書類の区分)	定期提出書類提出要件	2015 年提出件数
Public Charity (Form990N)	年間収入原則\$5 万以下	70 万～80 万
Public Charity (Form990EZ, 990)	年間収入\$20 万未満かつ総資産\$50 万未満	89, 495
Public Charity (Form990)	年間収入\$20 万以上又は総資産\$50 万以上	208, 945
Private Foundation (Form990PF)	収入・資産の額に関わらず	99, 683
合 計		約 1, 190, 000

【捕捉資料】

情報項目	頁	990	EZ	N	PF
Schedule A : 公益要件の達成状況 (Public Charity Status and Public Support)	8	○	○	—	—
Schedule B : 主要な寄附者の名簿 (Schedule of Contributors)	4	○	○	—	○
Schedule C : 政治活動および提言活動の実施状況 (Political Campaign and Lobbying Activities)	4	○	○	—	—
Schedule D : 財務諸表付属資料 (Supplemental Financial Statements)	5	○	—	—	—
Schedule E : 教育事業実施状況 (Schools)	2	○	○	—	—
Schedule F : 国外活動の実施状況 (Statement of Activities Outside the United States)	5	○	—	—	—
Schedule G : 資金調達に関する補足情報 (Supplemental Information Regarding Fundraising or Gaming Activities)	3	○	○	—	—
Schedule H : 医療事業の実施状況 (Hospitals)	10	○	—	—	—
Schedule I : 他団体, 他機関, 個人に対する支援状況 (Supplemental Information on Grants and Other Assistance to Organizations, Governments, and Individuals in the United States)	2	○	—	—	—
Schedule J : 損失に対する補償 (Compensation Information)	3	○	—	—	—
Schedule K : 非課税債の捕捉情報 (Supplemental Information on Tax-Exempt Bonds)	4	○	—	—	—
Schedule L : 関係者との取引 (Transactions with Interested Persons)	2	○	○	—	—
Schedule M : 現金以外の寄附 (Non-Cash Contributions)	2	○	—	—	—
Schedule N : 資産の清算, 解除, 処分など (Liquidation, Termination, Dissolution, or Significant Disposition of Assets)	3	○	○	—	—
Schedule O : Form990 の捕捉情報 (Supplemental Information to Form 990)	2	○	○	—	—
Schedule R : 関係組織と関係のない相互関係 (Related Organizations and Unrelated Partnerships)	5	○	—	—	—
関係補足資料数	—	16	8	0	1
Form990 のページ数	—	12P	4P	—	13P

【定期提出書類の区分別の内容】

情報項目	990	EZ	N
A. 会計年度(Accounting period)	☐	☐	☐
B. 登録情報の変更の有無(Check if applicable: ① Address change, ② Name change, ③ Initial return, ④ Final return/terminated, ⑤ Amended return, ⑥ Application pending)	☐	☐	—
C. 団体名(Name of organization)	☐	☐	☐
団体の別名(Doing business as)	☐	—	☐
住所—番地(Number and street Room/suite)	☐	☐	☐
住所—市,州など(City or town, state or province, country, and ZIP or foreign postal code)	☐	☐	☐
D. 雇用主番号(Employer identification number (EIN))	☐	☐	☐
E. 電話番号(Telephone number)	☐	☐	—
F. 窓口担当者及び住所(Name and address of principal officer)	☐	—	☐
G. 総受領高(Gross receipts \$)	☐	—	—
H.(a)連結申告の有無(Is this a group return for subordinates?)	☐	—	—
(b)関連組織の範囲(Are all subordinates included?)	☐	—	—
(c)連結控除番号(Group exemption number)	☐	☐	—
I. 申告の種類(Tax-exempt status:501(c)(3),501(c)()◀(insert no.)4947(a)(1) or 527)	☐	☐	—
J. ホームページ URL(Website)	☐	☐	☐
K. 法人形態(Form of organization: Corporation,Trust,Association,Other)	☐	☐	—
L. 設立年(Year of formation)	☐	—	—
M. 登録先の州(State of legal domicile)	☐	—	—
・会計処理法(Accounting Method. Cash, Accrual, Other (specify))	—	☐	—
・付属資料 B 提出の必要性(Check ► if the organization is not required to attach Schedule B)	—	☐	—
・総収入額\$50,000 以下の確認(Confirmation that the organization's annual gross receipts are \$50,000 or less)	—	—	☐
・法人の存続確認(Has your organization terminated or gone out of business?)	—	—	☐
・総収入額(If gross receipts are \$200,000 or more, or if total assets (Part II, column (B)) are \$500,000 or more, file Form 990 instead of Form 990-EZ)	—	☐	—
Part I 概要(Summary)			
活動とガバナンス(Activities & Governance)			
1 団体の活動目標(Briefly describe the organization's mission or most significant activities)	☐	—	—
2 解散確認(Check this box if the organization discontinued its operations or disposed of more than 25% of its net assets.)	☐	—	—
3 意思決定機関の有権者数(Number of voting members of the governing body)	☐	—	—
4 意思決定機関の独立有権者数(Number of independent voting members of the governing body)	☐	—	—
5 従業員数(Total number of individuals employed in calendar year 2020)	☐	—	—
6 ボランティア数(Total number of volunteers)	☐	—	—
7 (a)非関連事業総収入額(a Total unrelated business revenue)	☐	—	—
(b)非関連事業課税所得(Net unrelated business taxable income)	☐	—	—
収入(Revenue)			
8 寄附金及び助成金(Contributions and grants)	☐	—	—
9 事業収入(Program service revenue)	☐	—	—
10 投資収入(Investment income)	☐	—	—
11 その他収益(Other revenue)	☐	—	—
12 総収入額(Total revenue—add lines 8 through 11)	☐	—	—
支出(Expenses)			
13 助成金などの支出(Grants and similar amounts paid)	☐	—	—
14 会員サービス費(Benefits paid to or for members)	☐	—	—

15 人件費(Salaries, other compensation, employee benefits)	☐	☐	☐
16 (a)資金調達専門費(Professional fundraising fees)	☐	☐	☐
(b)資金調達費総額(Total fundraising expenses)	☐	☐	☐
17 その他費用(Other expenses)	☐	☐	☐
18 総支出額(Total expenses. Add lines 13-17)	☐	☐	☐
19 収支差額(Revenue less expenses. Subtract line 18 from line 12)	☐	☐	☐
純資産(正味財産) (Net Assets or Fund Balances)			
20 資産総額(Total assets)	☐	☐	☐
21 負債総額(Total liabilities)	☐	☐	☐
22 純資産額(Net assets or fund balances. Subtract line 21 from line 20)	☐	☐	☐
Part II 署名欄(Signature Block)			
サイン(Sign Here)			
・サイン(Signature of officer)	☐	☐	☐
・日付(Date)	☐	☐	☐
・氏名,役職(Type or print name and title)	☐	☐	☐
有料代理人(Paid Preparer Use Only)			
・氏名(Print/Type preparer's name)	☐	☐	☐
・サイン(Preparer's signature)	☐	☐	☐
・日付(Date)	☐	☐	☐
・自営業(Check if self-employed)	☐	☐	☐
・代理納税者識別番号(PTIN)	☐	☐	☐
・事業所名(Firm's name)	☐	☐	☐
・事業所住所(Firm's address)	☐	☐	☐
・事業所法人番号(Firm's EIN)	☐	☐	☐
・電話番号(Phone no.)	☐	☐	☐
・相談依頼(May the IRS discuss this return with the preparer shown above?)	☐	☐	☐
Part III 事業サービスの成果に関する報告(Statement of Program Service Accomplishments)			
1 団体の活動目標(Briefly describe the organization's mission)	☐	☐	☐
・免除目的(What is the organization's primary exempt purpose?)	☐	☐	☐
2 予定されていなかった事業の実施の有無(Did the organization undertake any significant program services during the year which were not listed on the prior Form 990 or 990-EZ?) ...Yes or No If "Yes," describe these new services on <u>Schedule O</u> .	☐	☐	☐
3 組織運営の状態(Did the organization cease conducting, or make significant changes in how it conducts, any program services?) ...Yes or No If "Yes," describe these changes on <u>Schedule O</u> .	☐	☐	☐
4 主要 3 事業の概要 (Describe the organization's program service accomplishments for each of its three largest program services, as measured by expenses. Section 501(c)(3) and 501(c)(4) organizations are required to report the amount of grants and allocations to others, the total expenses, and revenue, if any, for each program service reported.)			
(a)コード(Code) ,支出(Expenses),収入(Revenue),事業内容	☐	☐	☐
(b)コード(Code) ,支出(Expenses),収入(Revenue),事業内容	☐	☐	☐
(c)コード(Code) ,支出(Expenses),収入(Revenue),事業内容	☐	☐	☐
(d)その他事業(Other program services),支出(Expenses),収入(Revenue)	☐	☐	☐
(e)総支出額(Total program service expenses)	☐	☐	☐
Part IV 捕捉資料のチェックリスト(Checklist of Required Schedules)			
1 501(c)(3)の該当性(Is the organization described in section 501(c)(3) or 4947(a)(1) (other than a private foundation?) ...Yes or No If "Yes," complete <u>Schedule A</u>	☐	☐	☐
・Schedule A の記入は済んだか(Did the organization complete Schedule A?) ...Yes or No Note: All section 501(c)(3) organizations must attach a completed <u>Schedule A</u>	☐	☐	☐
2 付属資料 B 提出の必要性(Is the organization required to complete <u>Schedule B</u> , Schedule of Contributors See instructions?) ...Yes or No	☐	☐	☐

3	政治活動への関与の有無(Did the organization engage in direct or indirect political campaign activities on behalf of or in opposition to candidates for public office?)・・・Yes or No If “Yes,” complete <u>Schedule C</u> , Part I	○	○	—
	・政治活動の支出額を記入(Enter amount of political expenditures, direct or indirect, as described in the instructions)	—	○	—
	・Form1120-POL は提出済か(Did the organization file Form 1120-POL for this year?)・・・Yes or No	—	○	—
4	非営利団体の場合、政策提言への関与の有無(Section 501(c)(3) organizations: Did the organization engage in lobbying activities, or have a section 501(h) election in effect during the tax year?)・・・Yes or No If “Yes,” complete <u>Schedule C</u> , Part II	○	○	—
5	会費収入や評価収入等の有無(Is the organization a section 501(c)(4), 501(c)(5), or 501(c)(6) organization that receives membership dues, assessments, or similar amounts as defined in Revenue Procedure 98-19?)・・・Yes or No If “Yes,” complete <u>Schedule C</u> , Part III 5	—	—	—
6	Donor advised funds の受入れ状況(Did the organization maintain any donor advised funds or any similar funds or accounts for which donors have the right to provide advice on the distribution or investment of amounts in such funds or accounts?)・・・Yes or No If “Yes,” complete <u>Schedule D</u> , Part I If “Yes,” Form 990 must be completed instead of Form 990-EZ	○ —	○ —	— —
7	保全地役権の受入れ状況(Did the organization receive or hold a conservation easement, including easements to preserve open space, the environment, historic land areas, or historic structures?)・・・Yes or No If “Yes,” complete <u>Schedule D</u> , Part II	○	—	—
8	芸術・歴史資産等の保有状況(Did the organization maintain collections of works of art, historical treasures, or other similar assets?)・・・Yes or No If “Yes,” complete <u>Schedule D</u> , Part III	○	—	—
9	第3者預託または保管口座負債の報告状況(Did the organization report an amount in Part X, line 21, for escrow or custodial account liability, serve as a custodian for amounts not listed in Part X; or provide credit counseling, debt management, credit repair, or debt negotiation services?)・・・Yes or No If “Yes,” complete <u>Schedule D</u> , Part IV	○	—	—
10	制約のある、または疑似の寄附による資産の保有状況(Did the organization, directly or through a related organization, hold assets in donor-restricted endowments or in quasi endowments?)・・・Yes or No If “Yes,” complete <u>Schedule D</u> , Part V	○	—	—
11	以下の設問で1つでも「Yes」がある場合「Schedule D」を記入。(If the organization’s answer to any of the following questions is “Yes,” then complete <u>Schedule D</u> , Parts VI, VII, VIII, IX, or X as applicable.)			
	(a)不動産保有の有無(Did the organization report an amount for land, buildings, and equipment in Part X, line 10?)・・・Yes or No If “Yes,” complete <u>Schedule D</u> , Part VI	○	—	—
	(b)投資額報告の有無(Did the organization report an amount for investments—other securities in Part X, line 12, that is 5% or more of its total assets reported in Part X, line 16?)・・・Yes or No If “Yes,” complete <u>Schedule D</u> , Part VII	○	—	—
	(c)Program related investments の投資額の有無(Did the organization report an amount for investments—program related in Part X, line 13, that is 5% or more of its total assets reported in Part X, line 16?)・・・Yes or No If “Yes,” complete <u>Schedule D</u> , Part VIII	○	—	—
	(d)他資産の保有の有無(Did the organization report an amount for other assets in Part X, line 15, that is 5% or more of its total assets reported in Part X, line 16?)・・・Yes or No	○	—	—

If “Yes,” complete <u>Schedule D</u>, Part IX (e)負債額の有無(Did the organization report an amount for other liabilities in Part X, line 25?) …Yes or No If “Yes,” complete <u>Schedule D</u>, Part X 11e (f)財務諸表は FIN 48 に基づくものか(Did the organization’s separate or consolidated financial statements for the tax year include a footnote that addresses the organization’s liability for uncertain tax positions under FIN 48 (ASC 740)?) …Yes or No If “Yes,” complete <u>Schedule D</u>, Part X 11f	○	—	—
12(a)財務諸表は監査を経たものか(Did the organization obtain separate, independent audited financial statements for the tax year?) …Yes or No If “Yes,” complete <u>Schedule D</u>, Parts XI and XIIIb (b)関連団体の財務諸表は監査を経たものか(Was the organization included in consolidated, independent audited financial statements for the tax year?) …Yes or No If “Yes,” and if the organization answered “No” to line 12a, then completing <u>Schedule D</u>, Parts XI and XII is optional 12b	○	—	—
13 教育機関 170(b)(1)の該当性(Is the organization a school described in section 170(b)(1)(A)(ii)?) …Yes or No If “Yes,” complete <u>Schedule E</u>	○	○	—
14(a)国外における事務所、雇用等の確保の有無(Did the organization maintain an office, employees, or agents outside of the United States?) …Yes or No If “Yes,” enter the name of the foreign country (b)国外で\$10,000 以上の収入、支出の有無、および\$100,000 以上の海外投資の有無(Did the organization have aggregate revenues or expenses of more than \$10,000 from grantmaking, fundraising, business, investment, and program service activities outside the United States, or aggregate foreign investments valued at \$100,000 or more?) …Yes or No If “Yes,” complete <u>Schedule F</u>, Parts I and IV	○	○	—
15 海外団体に対する\$5,000 以上の支援又はその他支援の有無(Did the organization report on Part IX, column(A), line 3, more than \$5,000 of grants or other assistance to or for any foreign organization?) …Yes or No If “Yes,” complete <u>Schedule F</u>, Parts II and IV	○	—	—
16 海外個人に対する\$5,000 以上の支援又はその他支援の有無(Did the organization report on Part IX, column(A), line 3, more than \$5,000 of aggregate grants or other assistance to or for foreign individuals?) …Yes or No If “Yes,” complete <u>Schedule F</u>, Parts III and IV	○	—	—
17 資金調達費で\$15,000 を超えたか(Did the organization report a total of more than \$15,000 of expenses for professional fundraising services on Part IX, column (A), lines 6 and 11e?) …Yes or No If “Yes,” complete <u>Schedule G</u>, Part I See instructions)	○	—	—
18 資金調達および寄附で\$15,000 以上を得たか(Did the organization report more than \$15,000 total of fundraising event gross income and contributions on Part VIII, lines 1c and 8a?) …Yes or No If “Yes,” complete <u>Schedule G</u>, Part II	○	—	—
19 賭博から\$15,000 以上の収入があるか (Did the organization report more than \$15,000 of gross income from gaming activities on Part VIII, line 9a?) …Yes or No If “Yes,” complete <u>Schedule G</u>, Part III	○	—	—
20(a)一か所以上の医療施設を運営しているか(Did the organization operate one or more hospital facilities?) …Yes or No. If “Yes,” complete <u>Schedule H</u> If “Yes,” Form 990 must be completed instead of Form 990-EZ (b)20a で Yes と回答した場合、同申告書に監査済み財務諸表を付けたか(If “Yes” to line 20a, did the organization attach a copy of its audited financial	○	○	—
	○	—	—

statements to this return?			
21 国内団体に対する\$5,000 以上の支援又はその他支援の有無(Did the organization report more than \$5,000 of grants or other assistance to any domestic organization or domestic government on Part IX, column (A), line 1?) ...Yes or No If "Yes," complete <u>Schedule I</u> , Parts I and II	○	—	—
22 国内個人に対する\$5,000 以上の支援又はその他支援の有無(Did the organization report more than \$5,000 of grants or other assistance to or for domestic individuals on Part IX, column (A), line 2?) ...Yes or No If "Yes," complete <u>Schedule I</u> , Parts I and III	○	—	—
23 Part VII(役員等に対する報酬)で Yes と回答したか(Did the organization answer "Yes" to Part VII, Section A, line 3, 4, or 5 about compensation of the organization's current and former officers, directors, trustees, key employees, and highest compensated employees?) ...Yes or No If "Yes," complete <u>Schedule J</u>	○	—	—
24(a)未払い元本金額\$100,000 以上の非課税債の保有状況(Did the organization have a tax-exempt bond issue with an outstanding principal amount of more than \$100,000 as of the last day of the year, that was issued after December 31, 2002?) ...Yes or No If "Yes," answer lines 24b through 24d and complete Schedule K. If "No," go to line 25a	○	—	—
(b)非課税債収入の運用状況(Did the organization invest any proceeds of tax-exempt bonds beyond a temporary period exception?) ...Yes or No	○	—	—
(c)第三者預託口座の保有状況(Did the organization maintain an escrow account other than a refunding escrow at any time during the year to defease any tax-exempt bonds?) ...Yes or No	○	—	—
(d)債券の代理発行者の経験の有無(Did the organization act as an "on behalf of" issuer for bonds outstanding at any time during the year?) ...Yes or No	○	—	—
25(a)失格者との超過給付取引の有無(Section 501(c)(3), 501(c)(4), and 501(c)(29) organizations. Did the organization engage in an excess benefit transaction with a disqualified person during the year?) ...Yes or No If "Yes," complete Schedule L, Part	○	—	—
(b)以前に申告していない失格者との超過給付取引の事実の有無(Is the organization aware that it engaged in an excess benefit transaction with a disqualified person in a prior year, and that the transaction has not been reported on any of the organization's prior Forms 990 or 990-EZ?) ...Yes or No If "Yes," complete Schedule L, Part I	○	—	—
26 役員等に対する報酬の有無(Did the organization report any amount on Part X, line 5 or 22, for receivables from or payables to any current or former officer, director, trustee, key employee, creator or founder, substantial contributor, or 35% controlled entity or family member of any of these persons?) ...Yes or No If "Yes," complete Schedule L, Part II	○	—	—
27 役員等に対する支援(助成含む)の有無(Did the organization provide a grant or other assistance to any current or former officer, director, trustee, key employee, creator or founder, substantial contributor or employee thereof, a grant selection committee member, or to a 35% controlled entity (including an employee thereof) or family member of any of these persons?) ...Yes or No If "Yes," complete Schedule L, Part III	○	—	—
28 以下との商取引関与の有無(Was the organization a party to a business transaction with one of the following parties (see Schedule L, Part IV instructions, for applicable filing thresholds, conditions, and exceptions): (a)現・元役員等(A current or former officer, director, trustee, key employee,	○	—	—

creator or founder, or substantial contributor?) …Yes or No If “Yes,” complete <u>Schedule L</u> , Part IV	○	—	—
(b)(a)の家族の一人(A family member of any individual described in line 28a? If “Yes,” complete <u>Schedule L</u> , Part IV)	○	—	—
(c)(a)や(b)が関係する団体(A 35% controlled entity of one or more individuals and/or organizations described in lines 28a or 28b?) If “Yes,” complete <u>Schedule L</u> , Part IV	○	—	—
29 \$25,000 以上の非現金寄附の受入れの有無(Did the organization receive more than \$25,000 in non-cash contributions?) …Yes or No If “Yes,” complete <u>Schedule M</u>	○	—	—
30 芸術・歴史的資産等の受入れの有無(Did the organization receive contributions of art, historical treasures, or other similar assets, or qualified conservation contributions?) …Yes or No If “Yes,” complete <u>Schedule M</u>	○	—	—
31 組織を解散したか(Did the organization liquidate, terminate, or dissolve and cease operations?) …Yes or No If “Yes,” complete <u>Schedule N</u> , Part I	○	—	—
・組織を解散、純資産を処分したか(Did the organization undergo a liquidation, dissolution, termination, or significant disposition of net assets during the year?) …Yes or No If “Yes,” complete applicable parts of <u>Schedule N</u>	—	○	
32 正味財産の 25%以上を売却等したか(Did the organization sell, exchange, dispose of, or transfer more than 25% of its net assets?) …Yes or No If “Yes,” complete <u>Schedule N</u> , Part II	○	—	—
33 別途 entity disregarded を 100%保有しているか(Did the organization own 100% of an entity disregarded as separate from the organization under Regulations sections 301.7701-2 and 301.7701-3?) …Yes or No If “Yes,” complete <u>Schedule R</u> , Part I ※disregarded entity は下記二つの特徴を持つ。 (1)事業体は法的責任目的で個人から独立している (2)事業は <u>Schedule C</u> における、個人の所得税申告を通じて課税される disregarded entity は法的責任目的においては事業主と別物の企業体として扱われるが、税金目的では事業主と同じものとしてみなされます。事業体はオーナーの個人所得税申告を通じて税金を支払います。disregarded entity であることのメリットは、破産や訴訟の際に個人資産を守ることができるという点と、単純な <u>Schedule C</u> のフォームを使って所得税申告をすることでお金を節約できるという点である。Single-member LLC が唯一の disregarded entity となる。なお,Sole proprietorship(個人事業主)は本人とビジネスが同じものとみなされる。 <u>Schedule C</u> を使って課税されるが、ビジネスの法的責任と個人は分けて考えられない。つまり、ビジネスが訴訟された場合、個人が無限責任を負う事になる。従って,disregarded entity ではない。また,multiple-member LLC (複数人からなる LLC)は法的責任はビジネスと個人,分けて考えられる。しかし,パートナーシップとして所得税を支払うので,これも,disregarded entity ではない。パートナーシップもまた,disregarded entity ではない。パートナーシップの税金は, <u>Schedule C</u> 上で計算されないためである。Form 1065 と <u>Schedule K-1</u> を使って申告する。	○	—	—
34 免税法人または納税法人との関係(Was the organization related to any tax-exempt or taxable entity?) …Yes or No If “Yes,” complete <u>Schedule R</u> , Part II, III, or IV, and Part V, line 1	○	—	—
35(a)被支配事業体の保有状況(Did the organization have a controlled entity within the meaning of section 512(b)(13)?) …Yes or No	○	○	—
(b)(a)で Yes と回答した場合、被支配事業体との取引を行ったか(If “Yes” to line 35a, did the organization receive any payment from or engage in any transaction with a controlled entity within the meaning of section 512(b)(13)?)…Yes or No If “Yes,” complete <u>Schedule R</u> , Part V, line 2 If “Yes,” Form 990 and <u>Schedule R</u> may need to be completed instead of Form 990-EZ.	○	○	—

36	チャリティではない免税団体に転換したか(Section 501(c)(3) organizations. Did the organization make any transfers to an exempt non-charitable related organization?)・・・Yes or No If “Yes,” complete <u>Schedule R</u>, Part V, line 2 •If “Yes,” was the related organization a section 527 organization?・・・Yes or No	○	○	—
37	5%以上の活動を、非関係団体を通して実施したか(Did the organization conduct more than 5% of its activities through an entity that is not a related organization and that is treated as a partnership for federal income tax purposes?) ・・・Yes or No If “Yes,” complete <u>Schedule R</u>, Part VI 37	○	—	—
38	Schedule O の記入を終えたか(Did the organization complete Schedule O and provide explanations in Schedule O for Part VI, lines 11b and 19?)・・・Yes or No Note: All Form 990 filers are required to complete <u>Schedule O</u>. •IRS に申告していない事業実施の有無(Did the organization engage in any significant activity not previously reported to the IRS?) ・・・Yes or No If “Yes,” provide a detailed description of each activity in Schedule O	○	—	—
Part V その他の IRS 申告および税務コンプライアンスに関する報告(Statements Regarding Other IRS Filings and Tax Compliance)				
1	(a)Form 1096 で申告した数(Enter the number reported in Box 3 of Form 1096. Enter -0- if not applicable) (b)Forms W-2G で申告した数(Enter the number of Forms W-2G included in line 1a. Enter -0- if not applicable) (c)業者等に報告義務のある支払いについて予備源泉徴収規則を要求したか(Did the organization comply with backup withholding rules for reportable payments to vendors and reportable gaming (gambling) winnings to prize winners?) ・・・Yes or No	○	—	—
2	(a)Form W-3 で申告した職員数(Enter the number of employees reported on Form W-3, Transmittal of Wage and Tax Statements, filed for the calendar year ending with or within the year covered by this return) (b)Form W-3 の 2a で 1 人以上申告した場合、連邦雇用税務申告は済んでいるか(If at least one is reported on line 2a, did the organization file all required federal employment tax returns?) ・・・Yes or No Note: If the sum of lines 1a and 2a is greater than 250, you may be required to e-file.	○	—	—
3	(a)非関連事業の収益(\$1,000 以上)の有無(Did the organization have unrelated business gross income of \$1,000 or more during the year?)・・・Yes or No (b)Yes の場合,Form 990-T の提出の有無(If “Yes,” has it filed a Form 990-T for this year?) ・・・Yes or No If “No” to line 3b, provide an explanation on <u>Schedule O</u> •Was the organization a section 501(c)(4), 501(c)(5), or 501(c)(6) organization subject to section 6033(e) notice, reporting, and proxy tax requirements during the year? If “Yes,” complete Schedule C, Part III	○	○	—
4	(a)海外における利害関係(口座開設等含む)の有無(At any time during the calendar year, did the organization have an interest in, or a signature or other authority over, a financial account in a foreign country (such as a bank account, securities account, or other financial account?) ・・・Yes or No (b)Yes の場合,国名(If “Yes,” enter the name of the foreign country)	○	○	—
5	(a)脱税取引に加担したか(Was the organization a party to a prohibited tax shelter transaction at any time during the tax year?) ・・・Yes or No (b)脱税取引の通告を受けたことがあるか(Did any taxable party notify the organization that it was or is a party to a prohibited tax shelter transaction?) ・・・Yes or No (c)Yes の場合 Form 8886-T を提出済みか(If “Yes” to line 5a or 5b, did the organization file Form 8886-T?) ・・・Yes or No	○	—	—
6	(a)\$100,000 以上の年次総受領高の有無(Does the organization have annual	○	—	—

gross receipts that are normally greater than \$100,000, and did the organization solicit any contributions that were not tax deductible as charitable contributions?) ...Yes or No (b)YES の場合,すべての勧誘に,そのような寄附または贈答品は税控除の対象ではないことを明示したか(If "Yes," did the organization include with every solicitation an express statement that such contributions or gifts were not tax deductible?)...Yes or No	○	—	—
7 非課税寄附を受けてる 170(c)団体(Organizations that may receive deductible contributions under section 170(c).) (a)(Did the organization receive a payment in excess of \$75 made partly as a contribution and partly for goods and services provided to the payor?) (b)(If "Yes," did the organization notify the donor of the value of the goods or services provided?) (c)(Did the organization sell, exchange, or otherwise dispose of tangible personal property for which it was required to file Form 8282?) (d)If "Yes," indicate the number of Forms 8282 filed during the year (e)Did the organization receive any funds, directly or indirectly, to pay premiums on a personal benefit contract? (f)Did the organization, during the year, pay premiums, directly or indirectly, on a personal benefit contract? (g)If the organization received a contribution of qualified intellectual property, did the organization file Form 8899 as required? (h)If the organization received a contribution of cars, boats, airplanes, or other vehicles, did the organization file a Form 1098-C?	—	—	—
8 donor advised funds を行っている 支援団体(Sponsoring organizations maintaining donor advised funds.) 支援団体によって維持されている donor advised fund は事業を達成できなかったことはあるか(Did a donor advised fund maintained by the sponsoring organization have excess business holdings at any time during the year?) ...Yes or No	○	—	—
9 Sponsoring organizations maintaining donor advised funds. (a)支援組織は課税対象となる分配を行ったか(Did the sponsoring organization make any taxable distributions under section 4966?) ...Yes or No (b)支援団体は寄附者や関係者等に配分を行ったか(Did the sponsoring organization make a distribution to a donor, donor advisor, or related person?)...Yes or No	○	—	—
10 Section 501(c)(7) organizations. Enter: (a)Initiation fees and capital contributions included on Part VIII, line 12 (b)Gross receipts, included on Form 990, Part VIII, line 12, for public use of club facilities	—	—	—
11 Section 501(c)(12) organizations. Enter: (a)Gross income from members or shareholders (b)Gross income from other sources (Do not net amounts due or paid to other sources against amounts due or received from them.)	—	—	—
12(a)Section 4947(a)(1) non-exempt charitable trusts. Is the organization filing Form 990 in lieu of Form 1041? (b)If "Yes," enter the amount of tax-exempt interest received or accrued during the year	—	—	—
13 Section 501(c)(29) qualified nonprofit health insurance issuers. (a)Is the organization licensed to issue qualified health plans in more than one state? Note: See the instructions for additional information the organization must report on Schedule O. (b)Enter the amount of reserves the organization is required to maintain by the states in which the organization is licensed to issue qualified health plans (c)Enter the amount of reserves on hand	—	—	—
14(a)室内日焼けサービスで金銭を受け取ったか(Did the organization receive	○	○	—

any payments for indoor tanning services during the tax year?) ...Yes or No (b)Yes の場合,Form 720 で支払額を申告したか(If “Yes,” has it filed a Form 720 to report these payments? If “No,” provide an explanation on <u>Schedule O</u>) ...Yes or No	○	○	—
15 報酬等で\$1,000,000 を超える可能性はあるか(Is the organization subject to the section 4960 tax on payment(s) of more than \$1,000,000 in remuneration or excess parachute payment(s) during the year?) ...Yes or No If “Yes,” see instructions and file Form 4720, Schedule N.	○	—	—
16 教育機関の場合,section4968(純投資収益に係る消費税)の規制を受けているか(Is the organization an educational institution subject to the section 4968 excise tax on net investment income?) ...Yes or No If “Yes,” complete Form 4720, Schedule O.	○	—	—
Part VI ガバナンス,経営,情報公開(Governance, Management, and Disclosure)			
Section A. 意思決定機関と経営(Governing Body and Management)			
1 (a)有権者数(Enter the number of voting members of the governing body at the end of the tax year) If there are material differences in voting rights among members of the governing body, or if the governing body delegated broad authority to an executive committee or similar committee, explain on <u>Schedule O</u> . (b)独立有権者数(Enter the number of voting members included on line 1a, above, who are independent)	○	—	—
2 役員同士で家族はやビジネスパートナーはいるか(Did any officer, director, trustee, or key employee have a family relationship or a business relationship with any other officer, director, trustee, or key employee?) ...Yes or No	○	—	—
3 組織運営の管理職務を管理会社または他の人に委任したか(Did the organization delegate control over management duties customarily performed by or under the direct supervision of officers, directors, trustees, or key employees to a management company or other person?) ...Yes or No	○	—	—
4 最近,管理文書に重要な変更を加えたか。(Did the organization make any significant changes to its governing documents since the prior Form 990 was filed?) ...Yes or No	○	—	—
・組織管理または管理文書の重要な変更の有無(Were any significant changes made to the organizing or governing documents?) ...Yes or No If “Yes,” attach a conformed copy of the amended documents if they reflect a change to the organization’s name. Otherwise, explain the change on <u>Schedule O</u> . See instructions.	—	○	—
5 資産の大幅な転用の有無(Did the organization become aware during the year of a significant diversion of the organization’s assets?) ...Yes or No	○	—	—
6 社員および株主の有無 (Did the organization have members or stockholders?) ...Yes or No	○	—	—
7 (a)役員を選出又は任命する権限を持った社員や株主等の有無(Did the organization have members, stockholders, or other persons who had the power to elect or appoint one or more members of the governing body?)...Yes or No (b)機関決定は意思決定機関以外の社員,株主等に委ねられているか(Are any governance decisions of the organization reserved to (or subject to approval by) members, stockholders, or persons other than the governing body?) ...Yes or No	○	—	—
8 会議内容等の文書化を次の者が行ったか (Did the organization contemporaneously document the meetings held or written actions undertaken during the year by the following) (a)意思決定機関(The governing body?)...Yes or No (b)意思決定機関を代理する委員会等(Each committee with authority to act on behalf of the governing body?)...Yes or No	○ ○	— —	— —
9 パート VII 記載の役員等に連絡が取れない人の有無(Is there any officer, director, trustee, or key employee listed in Part VII, Section A, who cannot be	○	—	—

reached at the organization's mailing address? ...Yes or No If "Yes," provide the names and addresses on <u>Schedule O</u>			
Section B. ポリシー(Policies)			
10(a)支部,関連会社の有無(Did the organization have local chapters, branches, or affiliates?) ...Yes or No	☐	—	—
(b)Yes の場合,その支部,関連会社を管理するポリシーを作成し組織の目的と一致していることを確認したか(If "Yes," did the organization have written policies and procedures governing the activities of such chapters, affiliates, and branches to ensure their operations are consistent with the organization's exempt purposes?) ...Yes or No	☐	—	—
11(a)Form990 を提出する前に,そのコピーを意思決定機関のメンバー全員に提供したか(Has the organization provided a complete copy of this Form 990 to all members of its governing body before filing the form?) ...Yes or No	☐	—	—
(b)Form990 を運営組織のメンバーで確認するプロセス(Describe in <u>Schedule O</u> the process, if any, used by the organization to review this Form 990.)	☐	—	—
12(a)利益相反ポリシーの有無(Did the organization have a written conflict of interest policy? If "No," go to line 13) ...Yes or No	☐	—	—
(b)利益相反の恐れがある利益について役員に開示させる必要があったか(Were officers, directors, or trustees, and key employees required to disclose annually interests that could give rise to conflicts?) ...Yes or No	☐	—	—
(c)ポリシーを一貫して遵守したか(Did the organization regularly and consistently monitor and enforce compliance with the policy?)...Yes or No If "Yes," describe in <u>Schedule O</u> how this was done	☐	—	—
13 内部告発に関する規定の有無(Did the organization have a written whistleblower policy?) ...Yes or No	☐	—	—
14 文書管理規定の有無(Did the organization have a written document retention and destruction policy?) ...Yes or No	☐	—	—
15 次の人物の報酬を決定するのに,独立した人物によるレビュー,承認等のプロセスを経ているか(Did the process for determining compensation of the following persons include a review and approval by independent persons, comparability data, and contemporaneous substantiation of the deliberation and decision?)			
(a)CEO やエグゼクティブディレクター等(The organization's CEO, Executive Director, or top management official) ...Yes or No	☐	—	—
(b)他の役員または主要な従業員(Other officers or key employees of the organization.) ...Yes or No If "Yes" to line 15a or 15b, describe the process in <u>Schedule O</u> (see instructions).	☐	—	—
16(a)課税事業者との合弁事業等に投資,資産を寄附,参加したか(Did the organization invest in, contribute assets to, or participate in a joint venture or similar arrangement with a taxable entity during the year?) ...Yes or No	☐	—	—
(b)Yes の場合,適用される連邦税法に基づく合弁事業の取り決めに関し,免除ステータスを保護するためのプロセスを経たか (If "Yes," did the organization follow a written policy or procedure requiring the organization to evaluate its participation in joint venture arrangements under applicable federal tax law, and take steps to safeguard the organization's exempt status with respect to such arrangements?) ...Yes or No	☐	—	—
Section C. 情報公開(Disclosure)			
17 Form990 を提出する必要がある州は州名を記入(List the states with which a copy of this Form990 is required to be filed)	☐	☐	—
18 Form1023,990,990T(501(c)3 団体のみ)をどのように公開しているか(Section 6104 requires an organization to make its Forms 1023 (1024 or 1024-A, if applicable), 990, and 990-T (Section 501(c)(3)s only) available for public inspection. Indicate how you made these available. Check all that apply.)... ①Own website ②Another's website ③Upon request ④Other (explain on <u>Schedule O</u>)	☐	—	—

19	管理文書,利益相反ポリシー,財務諸表を一般に公開した方法を Schedule O に示す(Describe on Schedule O whether (and if so, how) the organization made its governing documents, conflict of interest policy, and financial statements available to the public during the tax year.)	☐	—	—
20	帳簿,記録を管理人の名前,住所,電話番号を記載(State the name, address, and telephone number of the person who possesses the organization's books and records.)	☐	—	—
Part VII 役員等の報酬および従業員,請負業者の報酬(Compensation of Officers, Directors, Trustees, Key Employees, Highest Compensated Employees, and Independent Contractors)				
Section A. 役員等の報酬(Officers, Directors, Trustees, Key Employees, and Highest Compensated Employees)				
1	(a)全役員等の報酬情報をリストに記入(Complete this table for all persons required to be listed. Report compensation for the calendar year ending with or within the organization's tax year.) - List all of the organization's current officers, directors, trustees (whether individuals or organizations), regardless of amount of compensation. Enter -0- in columns (D), (E), and (F) if no compensation was paid. - List all of the organization's current key employees, if any. See instructions for definition of "key employee." - List the organization's five current highest compensated employees (other than an officer, director, trustee, or key employee) who received reportable compensation (Box 5 of Form W-2 and/or Box 7 of Form 1099-MISC) of more than \$100,000 from the organization and any related organizations. - List all of the organization's former officers, key employees, and highest compensated employees who received more than \$100,000 of reportable compensation from the organization and any related organizations. - List all of the organization's former directors or trustees that received, in the capacity as a former director or trustee of the organization, more than \$10,000 of reportable compensation from the organization and any related organizations. See instructions for the order in which to list the persons above. Check this box if neither the organization nor any related organization compensated any current officer, director, or trustee.	☐	☐	—
	(b)小計(Subtotal)	☐	—	—
	(c)合計(Total from continuation sheets to Part VII, Section A)	☐	—	—
	(d)総合計(Total (add lines 1b and 1c))	☐	—	—
2	組織から 10 万ドルを超える報酬を受けた総数(Total number of individuals (including but not limited to those listed above) who received more than \$100,000 of reportable compensation from the organization.)	☐	☐	—
3	1a に役員や主要な従業員等を表記したか。(Did the organization list any former officer, director, trustee, key employee, or highest compensated employee on line 1a?) If "Yes," complete Schedule J for such individual	☐	—	—
4	1a に記載されている役員等は,組織および関連組織からの合計報酬は 150,000ドルを超えているか。(For any individual listed on line 1a, is the sum of reportable compensation and other compensation from the organization and related organizations greater than \$150,000?) If "Yes," complete Schedule J for such individual	☐	—	—
5	1a に記載されている役員等は,組織のサービスの対価として外部から報酬を受けたか。(Did any person listed on line 1a receive or accrue compensation from any unrelated organization or individual for services rendered to the organization?) If "Yes," complete Schedule J for such person.	☐	—	—
Section B. 独立請負業者(Independent Contractors)				
1	\$100,000 以上の報酬を受けた,報酬が最も高い5つの独立請負業者を表に記入する。(Complete this table for your five highest compensated independent contractors that received more than \$100,000 of compensation from the	☐	☐	—

organization. Report compensation for the calendar year ending with or within the organization's tax year.)			
2 組織から\$100,000を超える報酬を受けた独立請負業者の総数。(Total number of independent contractors (including but not limited to those listed above) who received more than \$100,000 of compensation from the organization.)	○	○	—
Part VIII 収入計算(Statement of Revenue)			
寄附,贈答品,助成金等(Contributions, Gifts, Grants and Other Similar Amounts)			
1 (a)連合キャンペーン(Federated campaigns)	○	—	—
(b)会費(Membership dues)	○	○	—
(c)募金イベント(Fundraising events)	○	—	—
(d)関連組織(Related organizations)	○	—	—
(e)政府の補助金(寄附)(Government grants (contributions))	○	—	—
(f)その他の寄附,贈答品,助成金等(All other contributions, gifts, grants, and similar amounts not included above 1f)	○	—	—
(g)現金以外の寄附など(Noncash contributions included in lines 1a-1f)	○	—	—
(h) 1a~1fの合計(Total. Add lines 1a-1f)	○	○	—
事業収入(Program Service Revenue)			
2 (a-e)事業収入(Program Service Revenue)	○	—	—
(f)その他事業収入(All other program service revenue)	○	—	—
(g) 2a~2fの合計(Total. Add lines 2a-2f)	○	○	—
その他収入(Other Revenue)			
3 投資収益 (Investment income (including dividends, interest, and other similar amounts))	○	○	—
4 非課税債券の投資収入(Income from investment of tax-exempt bond proceeds)	○	—	—
5 使用料・印税収入(Royalties)	○	—	—
6 (a)家賃収入(Gross rents)	○	—	—
(b)賃貸料(Less: rental expenses)	○	—	—
(c)賃貸収入または(損失)(Rental income or (loss))	○	—	—
(d)純賃貸収入または(損失)(Net rental income or (loss))	○	—	—
7 (a)棚卸資産以外の資産売却による総額(Gross amount from sales of assets other than inventory)	○	○	—
(b)費用または販売費等(Less: cost or other basis and sales expenses)	○	○	—
(c)利益または(損失)(Gain or (loss))	○	○	—
(d)純利益または(損失)(Net gain or (loss))	○	—	—
8 (a)募金活動からの総収入(Gross income from fundraising events (not including \$____ of contributions reported on line 1c).) See Part IV, line 18	○	○	—
(b)直接経費(Less: direct expenses)	○	—	—
(c)募金活動からの純利益または(損失)(Net income or (loss) from fundraising events)	○	—	—
9 (a)賭博活動からの総収入(Gross income from gaming activities. See Part IV, line 19)	○	○	—
(b)直接経費(Less: direct expenses)	○	—	—
(c)賭博活動からの純利益または(損失)(Net income or (loss) from gaming activities)	○	—	—
・ 賭博活動および募金活動からの直接経費(Less: direct expenses from gaming and fundraising events)	—	○	—
・ 賭博活動および募金活動からの純利益または(損失)(Net income or (loss) from gaming and fundraising events)	—	○	—
(add lines 6a and 6b and subtract line 6c)			
10 (a)在庫,返品等の売上高(Gross sales of inventory, less returns and allowances)	○	○	—
(b)売上原価(Less: cost of goods sold)			
(c)在庫売却による純利益または(損失)(Net income or (loss) from sales of inventory)	○	○	—
	○	○	—

その他収入(Miscellaneous Revenue)			
11 (a-c)その他収入(Miscellaneous Revenue)	○	—	—
(d)その他収入計(All other revenue)	○	—	—
(e)合計(Total. Add lines 11a-11d)	○	○	—
12 総収入(Total revenue. See instructions)	○	○	—
Part IX 機能別費用計算書(Statement of Functional Expenses)			
1 国内組織,政府への助成金やその他支援(Grants and other assistance to domestic organizations and domestic governments.) See Part IV, line 21	○	—	—
2 国内の個人への助成金およびその他支援(Grants and other assistance to domestic individuals.) See Part IV, line 22	○	—	—
3 外国の組織,政府,個人への助成金およびその他支援(Grants and other assistance to foreign organizations, foreign governments, and foreign individuals.) See Part IV, lines 15 and 16	○	—	—
・助成金およびその他支援(Grants and similar amounts paid)(list in Schedule O)	—	○	—
4 会員に対する支払額(Benefits paid to or for members)	○	○	—
5 役員等の報酬(Compensation of current officers, directors, trustees, and key employees)	○	—	—
6 失格者およびセクション 4958(c)(3)(B)に記載されている人に対する報酬 (Compensation not included above to disqualified persons (as defined under section 4958(f)(1)) and persons described in section 4958(c)(3)(B))	○	—	—
7 その他給与と賃金(Other salaries and wages)	○	—	—
8 年金拠出(Pension plan accruals and contributions (include section 401(k) and 403(b) employer contributions))	○	—	—
9 その他従業員の福利厚生(Other employee benefits)	○	—	—
・給与や報酬等(Salaries, other compensation, and employee benefits.)	—	○	—
10 給与税(Payroll taxes)	○	—	—
11 サービスの料金(非従業員)(Fees for services(nonemployees):)			
(a)管理(Management)	○	—	—
(b)法務(Legal)	○	—	—
(c)会計(Accounting)	○	—	—
(d)提言活動(Lobbying)	○	—	—
(e)資金調達(Professional fundraising services.)See Part IV, line 17	○	—	—
(f)投資運用報酬(Investment management fees)	○	—	—
(g)その他(Other)	○	—	—
If line 11g amount exceeds 10% of line 25, column (A) amount, list line 11g expenses on Schedule O			
・専門家(士業)に対する報酬等(Professional fees and other payments to independent contractors)	—	○	—
・会計簿を代理管理する団体(The organization's books are in care of(name of organization, Telephone no., Located at, ZIP code))	—	○	—
12 広告(報)活動(Advertising and promotion)	○	—	—
13 事務費(Office expenses)	○	—	—
14 IT システム関係(Information technology)	○	—	—
15 使用料・印税費(Royalties)	○	—	—
16 所有権(Occupancy)	○	○	—
・印刷費,運送費等(Printing, publications, postage, and shipping)	—	○	—
17 旅費交通費(Travel)	○	—	—
18 公務員への旅費,接待費(Payments of travel or entertainment expenses for any federal, state, or local public officials.)	○	—	—
19 会議費(Conferences, conventions, and meetings.)	○	—	—
20 利息(Interest)	○	—	—
21 関連団体への支払い(Payments to affiliates.)	○	—	—

22 減価償却等(Depreciation, depletion, and amortization.)	☐	—	—
23 保険(Insurance)	☐	—	—
24 その他の費用(上記に含まれていない経費)(Other expenses. Itemize expenses not covered above (List miscellaneous expenses on line 24e. If line 24e amount exceeds 10% of line 25, column (A) amount, list line 24e expenses on <u>Schedule O.</u>)			
(a-d)その他費用(Other expenses)	☐	—	—
(e)その他費用計(All other expenses)	☐	☐	—
25 機能別費用計(Total functional expenses. Add lines 1 through 24e)	☐	☐	—
26 共同費用(Joint costs. Complete this line only if the organization reported in column (B) joint costs from a combined educational campaign and fundraising solicitation.) Check here if following SOP 98-2 (ASC 958-720)	☐	—	—
Part X 貸借対照表(Balance Sheet)			
資産(Assets)			
1 現金(無利子)(Cash—non-interest-bearing)	☐	—	—
2 貯蓄と一時的な現金投資(Savings and temporary cash investments)	☐	☐	—
3 助成金等の売掛金,純額 (Pledges and grants receivable, net)	☐	—	—
4 売掛金,純額(Accounts receivable, net)	☐	—	—
5 役員等からのローンおよびその他債権(Loans and other receivables from any current or former officer, director, trustee, key employee, creator or founder, substantial contributor, or 35% controlled entity or family member of any of these persons)	☐	—	—
•Did the organization borrow from, or make any loans to, any officer, director, trustee, or key employee; or were any such loans made in a prior year and still outstanding at the end of the tax year covered by this return?	—	☐	—
•If “Yes,” complete <u>Schedule L</u> , Part II, and enter the total amount involved	—	☐	—
6 他の失格者等からのローンおよびその他債権(Loans and other receivables from other disqualified persons (as defined under section 4958(f)(1)), and persons described in section 4958(c)(3)(B))	☐		—
7 受取手形および貸付金,純額(Notes and loans receivable, net)	☐	—	—
8 販売または使用する在庫(Inventories for sale or use)	☐	—	—
9 前払費用と繰延費用(Prepaid expenses and deferred charges)	☐	—	—
10 (a)土地,建物,設備に係る費用(Land, buildings, and equipment: cost or other basis.) Complete Part VI of <u>Schedule D</u>	☐	☐	—
(b)減価償却累計額(Less: accumulated depreciation)	☐	—	—
11 投資(上場証券)(Investments—publicly traded securities)	☐	—	—
12 投資(その他証券)(Investments—other securities. See Part IV, line 11)	☐	—	—
13 投資(プログラム関連)(Investments—program-related. See Part IV, line 11)	☐	—	—
14 無形資産(Intangible assets)	☐	—	—
15 その他資産(Other assets. See Part IV, line 11)	☐	☐	—
16 総資産(Total assets) Add lines 1 through 15 (must equal line 33)	☐	☐	—
負債(Liabilities)			
17 買掛金および未払費用(Accounts payable and accrued expenses)	☐	—	—
18 支払われる助成金(Grants payable)	☐	—	—
19 繰延収益(Deferred revenue)	☐	—	—
20 非課税の債券負債(Tax-exempt bond liabilities)	☐	—	—
21 第三者預託または信託管理勘定(Escrow or custodial account liability.) Complete Part IV of <u>Schedule D</u>	☐	—	—
22 役員等からのローンおよびその他の債務(Loans and other payables to any current or former officer, director, trustee, key employee, creator or founder, substantial contributor, or 35% controlled entity or family member of any of these persons)	☐	—	—

23	第三者に支払われる担保付住宅ローンおよび手形(Secured mortgages and notes payable to unrelated third parties)	○	—	—
24	第三者に支払われる無担保社債券および貸付(Unsecured notes and loans payable to unrelated third parties)	○	—	—
25	その他の負債(Other liabilities (including federal income tax, payables to related third parties, and other liabilities not included on lines 17-24).) Complete Part X of Schedule D	○	—	—
	• 該当年の課税額(Section 501(c)(3) organizations. Enter amount of tax imposed on the organization during the year)	—	○	—
	• Section 4958 の超過給付を受けたか。または以前の申告(Form 990 又は 990-EZ)で報告されていない超過給付を受けたか(Section 501(c)(3), 501(c)(4), and 501(c)(29) organizations. Did the organization engage in any section 4958 excess benefit transaction during the year, or did it engage in an excess benefit transaction in a prior year that has not been reported on any of its prior Forms 990 or 990-EZ?) ... Yes or No If "Yes," complete Schedule L, Part I 40b	—	○	—
	• Section 4912, 4955, 4958 に基づいた管理者や失格者の課税額(Section 501(c)(3), 501(c)(4), and 501(c)(29) organizations. Enter amount of tax imposed on organization managers or disqualified persons during the year under sections 4912, 4955, and 4958)	—	○	—
	• 40c の課税額から払い戻された額(Section 501(c)(3), 501(c)(4), and 501(c)(29) organizations. Enter amount of tax on line 40c reimbursed by the organization)	—	○	—
	• 禁止されている脱税取引に関与したか(All organizations. At any time during the tax year, was the organization a party to a prohibited tax shelter transaction?) ... Yes or No If "Yes," complete Form 8886-T	—	○	—
26	負債合計(Total liabilities) Add lines 17 through 25	○	—	—
純資産または資金残高(Net Assets or Fund Balances)				
FASB ASC 958 に準拠している組織はチェックし、以下の質問に回答 (Organizations that follow FASB ASC 958, check here, and complete lines 27, 28, 32, and 33.)				
27	寄附以外の純資産(Net assets without donor restrictions)	○	—	—
28	寄附を含む純資産(Net assets with donor restrictions)	○	—	—
FASB ASC 958 に準拠していない組織はチェックし、以下の質問に回答。 (Organizations that do not follow FASB ASC 958, check here, and complete lines 29 through 33.)				
29	資本金, 信託元本, 資金(Capital stock or trust principal, or current funds)	○	—	—
30	払込または資本剰余金, 土地, 建物, 設備の資金(Paid-in or capital surplus, or land, building, or equipment fund)	○	—	—
31	利益剰余金, 基金, 累積収入, その他資金(Retained earnings, endowment, accumulated income, or other funds)	○	○	—
32	純資産または資金残高の合計(Total net assets or fund balances)	○	○	—
33	負債合計および純資産/資金残高(Total liabilities and net assets/fund balances)	○	○	—
Part XI 純資産の調整(Reconciliation of Net Assets)				
1	総収入(Total revenue) (must equal Part VIII, column (A), line 12)	○	—	—
2	総経費(Total expenses) (must equal Part IX, column (A), line 25)	○	—	—
3	収支差額(Revenue less expenses.) Subtract line 2 from line 1	○	—	—
4	年度初めの純資産または資金残高(Net assets or fund balances at beginning of year) (must equal Part X, line 32, column (A))	○	○	—

5	投資の正味未実現利益(損失)(Net unrealized gains (losses) on investments)	☐	—	—
6	寄附サービスと施設利用(Donated services and use of facilities)	☐	—	—
7	投資費用(Investment expenses)	☐	—	—
8	調整額(Prior period adjustments)	☐	—	—
9	純資産または資金残高のその他変更(Other changes in net assets or fund balances(explain on Schedule O))	☐	☐	—
10	年末の純資産または資金残高(Net assets or fund balances at end of year.) Combine lines 3 through 9 (must equal Part X, line) 32, column (B))	☐	☐	—
Part XII 財務諸表および報告(Financial Statements and Reporting)				
1	Form 990 の作成に使用された会計方法:①現金 ②発生主義 ③その他 (Accounting method used to prepare the Form 990:①Cash ②Accrual ③Other) 会計方法を前年度から変更した場合はスケジュール O で説明(If the organization changed its method of accounting from a prior year or checked“Other,”explain in Schedule O.)	☐	—	—
2	(a)財務諸表は、独立した会計士によってレビューされたか(Were the organization’s financial statements compiled or reviewed by an independent accountant?)・・・Yes or No 「はい」の場合、下のボックスをチェック(If “Yes,” check a box below to indicate whether the financial statements for the year were compiled or reviewed on a separate basis, consolidated basis, or both:) ①個別ベース(Separate basis) ②連結ベース(Consolidated basis) ③両方(Both consolidated and separate basis) (b)財務諸表は独立した会計士によって監査されたか(Were the organization’s financial statements audited by an independent accountant?) 「はい」の場合、下のボックスをチェック(If “Yes,” check a box below to indicate whether the financial statements for the year were audited on a separate basis, consolidated basis, or both:) ①個別ベース(Separate basis) ②連結ベース(Consolidated basis) ③両方(Both consolidated and separate basis) (c)2a と 2b が「はい」の場合、財務諸表の監査、レビュー、独立した会計士の選任に責任を負う委員会の有無。 (If “Yes” to line 2a or 2b, does the organization have a committee that assumes responsibility for oversight of the audit, review, or compilation of its financial statements and selection of an independent accountant?) 課税年度中に監査、選任プロセス等変更した場合はスケジュール O で説明(If the organization changed either its oversight process or selection process during the tax year, explain on Schedule O.)	☐	—	—
3	(a)連邦政府の指示で監査法および OMB Circular A-133 に規定されている監査を受ける必要があったか(As a result of a federal award, was the organization required to undergo an audit or audits as set forth in the Single Audit Act and OMB Circular A-133?) (b)「はい」の場合、必要な監査を受けましたか? 必要な監査を受けなかった場合は、スケジュール O でその理由を説明(If “Yes,” did the organization undergo the required audit or audits? If the organization did not undergo the required audit or audits, explain why on Schedule O and describe any steps taken to undergo such audits)	☐	—	—
記入項目数 Form のページ数		287 12P	103 4P	10 —

(ご参考)内国歳入法第 501 条 C 項で定めている連邦所得税免除団体(法人数は 2021 年現在「IRS DATA BOOK 2022」)

※□寄附金控除適用あり, ■寄附金控除適用なし, ▲不明

□501(c)(1) 698 法人

議会制定法に基づき設立された法人(Corporations Organized Under Act of Congress)

■501(c)(2) 4,278 法人

非課税団体を保有する法人(Title Holding Corporation for Exempt Organization)

□501(c)(3) 1,480,565 法人

「宗教」,「教育」,「慈善」,「科学」,「文学」,「公共の安全のための検査」,「アマチュアスポーツ競技の振興」,「子供または動物に対する虐待の防止」のいずれかを目的とした団体(Religious, Educational, Charitable, Scientific, Literary, Testing for Public Safety, to Foster National or International Amateur Sports Competition, or Prevention of Cruelty to Children or Animals Organizations)

■501(c)(4) 74,735 法人

市民連盟(Civic Leagues),社会福祉団体(Social Welfare Organizations),地域の職員団体(Local Associations of Employees)

■501(c)(5) 44,566

労働者,農業従事者,および園芸従事者の団体(Labor, Agricultural and Horticultural Organizations)

■501(c)(6) 60,580 法人

ビジネス連盟(Business Leagues),商工会議所(Chambers of Commerce),不動産理事会(Real Estate Boards)等

■501(c)(7) 47,837 法人

社交クラブおよびレクリエーションクラブ(Social and Recreational Clubs)

□501(c)(8) 38,907 法人

共済組合(Fraternal Beneficiary Societies and Associations)

■501(c)(9) 5,712 法人

任意従業員給付組合(Voluntary Employee Beneficiary Associations)

□501(c)(10) 15,069 法人

国内のみの友愛組合(Domestic Fraternal Societies and Associations)

■501(c)(11) 不明

教員退職金基金組合(Teachers' Retirement Fund Associations)

■501(c)(12) 5,380 法人

相互生命保険組合(Benevolent Life Insurance Associations),排水・灌漑のための相互会社(Mutual Ditch or Irrigation Companies),相互電話会社または協同電話会社(Mutual or Cooperative Telephone Companies)等

□501(c)(13) 9,503 法人

墓地法人(Cemetery Companies)

- 501(c)(14) 1,532 法人
州政府認可の信用組合, 相互リザーブファンド(State-Chartered Credit Unions, Mutual Reserve Funds)
- 501(c)(15) 630 法人
相互保険会社または組合(Mutual Insurance Companies or Associations)
- 501(c)(16) 不明
作付・収穫資金の融資を目的とする協同組合(Cooperative Organizations to Finance Crop Operations)
- 501(c)(17) 90 法人
補助的失業給付信託(Supplemental Unemployment Benefit Trusts)
- 501(c)(18) 不明
従業員が拠出する年金信託(Employee Funded Pension Trust)
- 501(c)(19) 26,614 法人
現役軍人および退役軍人の組織(Post or Organization of Past or Present Members of the Armed Forces)
- ▲501(c)(20) 不明
グループ法サービスプラン組織(Group Legal Services Plan Organizations)
- 501(c)(21) 不明
塵肺給付金信託(Black Lung Benefit Trusts)
- 501(c)(22) 不明
脱退債務支払基金(Withdrawal Liability Payment Fund)
- 501(c)(23) 不明
退役軍人組織(Veterans Organization)--1880 年より前に設立されたもの
- ▲501(c)(24) 不明
エリサ法 4049 条に基づく信託財産(Section 4049 ERISA Trusts)
- 501(c)(25) 576 法人, 寄附金控除適用なし
複数の親を持つ資産保有法人または信託(Title Holding Corporations or Trusts with Multiple Parents)
- 501(c)(26) 不明
高リスク者向け医療保障を提供する政府がスポンサーの組織(State-Sponsored Organization Providing Health Coverage for High-Risk Individuals)
- 501(c)(27) 不明
政府がスポンサーの労災再保険組織(State-Sponsored Workers' Compensation Reinsurance Organization)
- 501(c)(28) 不明
国営鉄道退職投資信託(National Railroad Retirement Investment Trust)
- ▲501(c)(29) 不明
認定非営利健康保険団体(Qualified Nonprofit Health Insurance Issuers)

3.2 米国 501(c)3 団体の設立時に提出する申告書(Form 1023)

Form 1023 (Rev. January 2020) Department of the Treasury Internal Revenue Service	Application for Recognition of Exemption Under Section 501(c)(3) of the Internal Revenue Code Do not enter social security numbers on this form as it may be made public. Go to www.irs.gov/Form1023 for instructions and the latest information.	OMB No. 1545-0047 <i>Note: If exempt status is approved, this application will be open for public inspection.</i>
---	---	--

Use the "?" buttons throughout this form for help in completing this application. For additional help, call IRS Exempt Organizations Customer Account Services toll-free at 1-877-829-5500.

If you cannot complete required responses within the textbox limits throughout this form, upload your additional narratives with the other required documents.

Part I Identification of Applicant			
1a Full Name of Organization (exactly as it appears in your organizing document)		b Care of Name (if applicable)	
c Mailing Address (Number, street and room/suite)		d City	e Country
f State	g Zip Code + 4	h Foreign Province (or State)	i Foreign Postal Code
2 Employer Identification Number	3 Month Tax Year Ends	4 Person to Contact if More Information is Needed (officer, director, trustee, or authorized representative)	
5 Contact Telephone Number		6 Fax Number (optional)	7 User Fee Submitted
8 Organization's Website (if available):			
9 List the names, titles, and mailing addresses of your officers, directors, and/or trustees.			
First Name:		Last Name:	
Mailing Address:		City:	
State (or Province):		Zip Code (or Foreign Postal Code):	
First Name:		Last Name:	
Mailing Address:		City:	
State (or Province):		Zip Code (or Foreign Postal Code):	
First Name:		Last Name:	
Mailing Address:		City:	
State (or Province):		Zip Code (or Foreign Postal Code):	
First Name:		Last Name:	
Mailing Address:		City:	
State (or Province):		Zip Code (or Foreign Postal Code):	
First Name:		Last Name:	
Mailing Address:		City:	
State (or Province):		Zip Code (or Foreign Postal Code):	
☐ Check here to add more officers, directors, and/or trustees.			

Part II Organizational Structure

- 1 You must be a corporation, limited liability company (LLC), unincorporated association, or trust to be tax exempt.

Select YOUR type of organization.

☐ Corporation

At the end of this form, you must upload a copy of your articles of incorporation (and any amendments) that shows proof of filing with the appropriate state agency.

☐ Limited Liability Company (LLC)

At the end of this form, you must upload a copy of your articles of organization (and any amendments) that shows proof of filing with the appropriate state agency. Also, if you adopted an operating agreement, upload a copy, along with any amendments.

☐ Unincorporated Association

At the end of this form, you must upload a copy of your articles of association, constitution, or other similar organizing document that is dated and includes at least two signatures. Include signed and dated copies of any amendments.

☐ Trust

At the end of this form, you must upload a signed and dated copy of your trust agreement. Include signed and dated copies of any amendments.

- 2 Enter the date you formed. (MM/DD/YYYY)

- 3 Select your state (or U.S. territory) of incorporation or other formation. If you were formed under the laws of a foreign country, select Foreign Country.

- 4 Have you adopted bylaws? If "Yes," at the end of this form, upload a current copy showing the date of adoption. If "No," explain how you select your officers, directors, or trustees. ☐ Yes ☐ No

- 5 Are you a successor to another organization? ☐ Yes ☐ No

Answer "Yes" if you have taken or will take over the activities of another organization, you took over 25% or more of the fair market value of the net assets of another organization, or you were established upon the conversion of an organization from for-profit to nonprofit status. If "Yes," complete Schedule G.

Part III Required Provisions in Your Organizing Document

Part III helps ensure that, when you submit this application, your organizing document contains the required provisions to meet the organizational test under section 501(c)(3).

If you cannot check "Yes" in both Lines 1 and 2, your organizing document does not meet the organizational test. DO NOT file this application until you have amended your organizing document. Remember to upload your original and amended organizing documents at the end of this form.

- 1** Section 501(c)(3) requires that your organizing document limit your purposes to one or more exempt purposes within section 501(c)(3), such as charitable, religious, educational, and/or scientific purposes.

The following is an example of an acceptable purpose clause: The organization is organized exclusively for charitable, religious, educational, and scientific purposes under section 501(c)(3) of the Internal Revenue Code, or corresponding section of any future federal tax code.

Does your organizing document meet this requirement?

☐ Yes ☐ No

- 1a** State specifically where your organizing document meets this requirement, such as a reference to a particular article or section in your organizing document (Page/Article/Paragraph):

- 2** Section 501(c)(3) requires that your organizing document provide that upon dissolution, your remaining assets be used exclusively for section 501(c)(3) exempt purposes, such as charitable, religious, educational, and/or scientific purposes. Depending on your entity type and the state in which you are formed, this requirement may be satisfied by operation of state law.

The following is an example of an acceptable dissolution clause: Upon the dissolution of this organization, assets shall be distributed for one or more exempt purposes within the meaning of section 501(c)(3) of the Internal Revenue Code, or corresponding section of any future federal tax code, or shall be distributed to the federal government, or to a state or local government, for a public purpose.

Does your organizing document meet this requirement?

☐ Yes ☐ No

- 2a** State specifically where your organizing document meets this requirement, such as a reference to a particular article or section in your organizing document (Page/Article/Paragraph) or indicate that you rely on state law.

Part IV Your Activities

1 Describe completely and in detail your past, present, and planned activities. Do not refer to or repeat the purposes in your organizing document.

For each past, present, or planned activity, include information that answers the following questions:

- a. What is the activity?
- b. Who conducts the activity?
- c. Where is the activity conducted?
- d. What percentage of your total time is allocated to the activity?
- e. How is the activity funded (for example, donations, fees, etc.) and what percentage of your overall expenses is allocated to this activity?
- f. How does the activity further your exempt purposes?

Part IV Your Activities (continued)

- 2 Enter the 3-character NTEE Code that best describes your activities.

Or check here if you want the IRS to select the NTEE Code that best describes your activities.

☐

- 3 Do any of your programs limit the provision of goods, services, or funds to a specific individual or group of specific individuals? For example, answer "Yes" if goods, services, or funds are provided only for a particular individual, your members, individuals who work for a particular employer, or graduates of a particular school. If "Yes," explain the limitation and how recipients are selected for each program.

☐ Yes☐ No

- 4 Do any individuals who receive goods, services, or funds through your programs have a family or business relationship with any officer, director, trustee, or with any of your highest compensated employees or highest compensated independent contractors? If "Yes," explain how these related individuals are eligible for goods, services, or funds.

☐ Yes☐ No

- 5 Do you or will you support or oppose candidates in political campaigns in any way? If "Yes," explain.

☐ Yes☐ No

- 6 Do you or will you attempt to influence legislation? If "Yes," explain how you attempt to influence legislation.

☐ Yes☐ No

Part IV Your Activities (continued)

- 6a Did you or will you make an election to have your legislative activities measured by expenditures by filing Form 5768? ☐ Yes ☐ No
If "No," describe whether your attempts to influence legislation are a substantial part of your activities. Include the time and money spent on your attempts to influence legislation as compared to your total activities.

- 7 Do you or will you publish, own, or have rights in music, literature, tapes, artworks, choreography, scientific discoveries, or other intellectual property? If "Yes," describe who owns or will own any copyrights, patents, or trademarks, whether fees are or will be charged, how the fees are determined, and how any items are or will be produced, distributed, and marketed. ☐ Yes ☐ No

- 8 Do you or will you provide educational information to the general public on budgeting, personal finance, financial literacy, saving and spending practices, the sound use of consumer credit, and/or assist individuals and families with financial problems such as credit card debt and foreclosure by providing them with counseling? If "Yes," explain. ☐ Yes ☐ No

- 9 Do you or will you make grants, loans, or other distributions to organizations? If "Yes," describe the type and purpose of the grants, loans, or distributions, how you select your recipients including submission requirements (such as grant proposals or application forms), and the criteria you use or will use to select recipients. Also describe how you ensure the grants, loans, and other distributions are or will be used for their intended purposes (including whether you require periodic or final reports on the use of funds and any procedures you have if you identify that funds are not being used for their intended purposes). Finally, describe the records you keep with respect to grants, loans, or other distributions you make and identify any recipient organizations and any relationships between you and the recipients. If "No," continue to Line 10. ☐ Yes ☐ No

Part IV Your Activities (continued)

- 9a** Do you or will you make grants, loans, or other distributions to organizations that are not recognized by the IRS as tax exempt under section 501(c)(3)? If "Yes," name and/or describe the non-section 501(c)(3) organizations to whom you do or will make distributions and explain how these distributions further your exempt purposes. ☐ Yes ☐ No

- 9b** Do you or will you make grants, loans, or other distributions to foreign organizations? If "Yes," name each foreign organization (if not already provided), the country and region within each country in which each foreign organization operates, any relationship you have with each foreign organization, and whether the foreign organization accepts contributions earmarked for a specific country or organization (if so, specify which countries or organizations). If "No," continue to Line 10. ☐ Yes ☐ No

- 9c** Do your contributors know that you have ultimate authority to use contributions made to you at your discretion for purposes consistent with your exempt purposes? If "Yes," describe how you relay this information to contributors. ☐ Yes ☐ No

- 9d** Do you or will you make pre-grant inquiries about the recipient organization? If "Yes," describe these inquiries, including whether you inquire about the recipient's financial status, its tax-exempt status under the Internal Revenue Code, its ability to accomplish the purpose for which the resources are provided, and other relevant information. ☐ Yes ☐ No

- 9e** Do you or will you use any additional procedures to ensure that your distributions to foreign organizations are used in furtherance of your exempt purposes? If "Yes," describe these procedures, including periodic reporting requirements, auditing grantees, site visits by your employees or compliance checks by impartial experts, etc., to verify that grant funds are being used appropriately. ☐ Yes ☐ No

Part IV Your Activities (continued)

- 9f** Do you share board members or other key personnel with the recipient organization(s)? If "Yes," identify the relationships. ☐ Yes ☐ No

- 9g** When you make grants, loans, or other distributions to foreign organizations, will you check the OFAC List of Specially Designated Nationals and Blocked Persons for names of individuals and entities with whom you are dealing to determine if they are included on the list? Describe any other practices you will engage in to ensure that foreign expenditures or grants are not diverted to support terrorism or other non-charitable activities. ☐ Yes ☐ No

- 9h** Will you comply with all United States statutes, executive orders, and regulations that restrict or prohibit U.S. persons from engaging in transactions and dealings with designated countries, entities, or individuals, or otherwise engaging in activities in violation of economic sanctions administered by OFAC? ☐ Yes ☐ No

- 9i** Will you acquire from OFAC the appropriate license and registration where necessary? ☐ Yes ☐ No

- 10** Do you or will you operate in a foreign country or countries? If "Yes," name each foreign country and region within each country in which you do or will operate and describe your operations in each one. If "No," continue to Line 11. ☐ Yes ☐ No

- 10a** When you conduct activities in foreign countries, will you check the OFAC List of Specially Designated Nationals and Blocked Persons for names of individuals and entities with whom you are dealing to determine if they are included on the list? Describe any other practices you will engage in to ensure that foreign expenditures or grants are not diverted to support terrorism or other non-charitable activities. ☐ Yes ☐ No

- 10b** Will you comply with all United States statutes, executive orders, and regulations that restrict or prohibit U.S. persons from engaging in transactions and dealings with designated countries, entities, or individuals, or otherwise engaging in activities in violation of economic sanctions administered by OFAC? ☐ Yes ☐ No

- 10c** Will you acquire from OFAC the appropriate license and registration where necessary? ☐ Yes ☐ No

Part IV Your Activities (continued)

- 11 Are you a sponsoring organization that maintains one or more donor advised funds? If yes, please provide a complete description of your program, including the specific advice that such donors may provide. Describe in detail the control you maintain (or will maintain) over the use of the funds. ☐ Yes ☐ No

- 12 Do you or will you operate a school? ☐ Yes ☐ No
If "Yes," complete Schedule B.

- 13 Is your principal purpose or function to provide hospital or medical care? ☐ Yes ☐ No
If "Yes," complete Schedule C.

- 14 Do you or will you provide low-income housing? ☐ Yes ☐ No
If "Yes," complete Schedule F.

- 15 Do you or will you provide scholarships, fellowships, educational loans, or other educational grants to individuals, including grants for travel, study, or other similar purposes? ☐ Yes ☐ No
If "Yes," complete Schedule H - Section I.

- 16 Check any of the following fundraising activities that you will undertake (check all that apply):

- | | |
|---|--|
| ☐ Website, mail, email, personal, and/or phone solicitations | ☐ Foundation grant solicitations |
| ☐ Receive donations from another organization's website | ☐ Government grant solicitations |
| ☐ Bingo | ☐ Other (non-bingo) gaming activities |
| ☐ Other (describe) | |

- ☐ We will not engage in fundraising activities.

- 17 Do you or will you engage in fundraising activities for other organizations? If "Yes," describe these arrangements, including the names or descriptions of the organizations for which you raise funds. ☐ Yes ☐ No

Part IV Your Activities (continued)

- 11 Are you a sponsoring organization that maintains one or more donor advised funds? If yes, please provide a complete description of your program, including the specific advice that such donors may provide. Describe in detail the control you maintain (or will maintain) over the use of the funds. ☐ Yes ☐ No

- 12 Do you or will you operate a school? ☐ Yes ☐ No
If "Yes," complete Schedule B.

- 13 Is your principal purpose or function to provide hospital or medical care? ☐ Yes ☐ No
If "Yes," complete Schedule C.

- 14 Do you or will you provide low-income housing? ☐ Yes ☐ No
If "Yes," complete Schedule F.

- 15 Do you or will you provide scholarships, fellowships, educational loans, or other educational grants to individuals, including grants for travel, study, or other similar purposes? ☐ Yes ☐ No
If "Yes," complete Schedule H - Section I.

- 16 Check any of the following fundraising activities that you will undertake (check all that apply):

- | | |
|---|--|
| ☐ Website, mail, email, personal, and/or phone solicitations | ☐ Foundation grant solicitations |
| ☐ Receive donations from another organization's website | ☐ Government grant solicitations |
| ☐ Bingo | ☐ Other (non-bingo) gaming activities |
| ☐ Other (describe) | |

- ☐ We will not engage in fundraising activities.

- 17 Do you or will you engage in fundraising activities for other organizations? If "Yes," describe these arrangements, including the names or descriptions of the organizations for which you raise funds. ☐ Yes ☐ No

Part V Compensation and Other Financial Arrangements

- 1** Do you or will you compensate officers, directors, or trustees, or do or will you have highest compensated employees, or highest compensated independent contractors? If "No," continue to Line 2. ☐ Yes ☐ No

In establishing compensation for your officers, directors, trustees, highest compensated employees, and highest compensated independent contractors:

- 1a** Do or will the individuals that approve compensation arrangements follow a conflict of interest policy? ☐ Yes ☐ No
- 1b** Do or will you approve compensation arrangements in advance of paying compensation? ☐ Yes ☐ No
- 1c** Do or will you document in writing the date and terms of approved compensation arrangements? ☐ Yes ☐ No
- 1d** Do or will you record in writing the decision made by each individual who decided or voted on compensation arrangements? ☐ Yes ☐ No
- 1e** Do or will you approve compensation arrangements based on information about compensation paid by similarly situated taxable or tax-exempt organizations for similar services, current compensation surveys compiled by independent firms, or actual written offers from similarly situated organizations? ☐ Yes ☐ No
- 1f** Do or will you record in writing both the information on which you relied to base your decision and its source? ☐ Yes ☐ No
- 1g** Do or will you have any other practices you use to set reasonable compensation? If "Yes," describe these practices. ☐ Yes ☐ No

- 2** Have you adopted a conflict of interest policy consistent with the sample conflict of interest policy in Appendix A to the instructions? If you are a hospital, answer "Yes" if your conflict of interest policy includes provisions consistent with the additional healthcare related provisions in the sample document. If "No," describe the procedures you will follow to ensure that persons who have a conflict of interest will not have influence over setting their own compensation or regarding business deals with themselves. ☐ Yes ☐ No

- 3** Do you or will you compensate any of your officers, directors, trustees, highest compensated employees, and highest compensated independent contractors through non-fixed payments, such as discretionary bonuses or revenue-based payments? If "Yes," describe all non-fixed compensation arrangements, including how the amounts are determined, who is eligible for such arrangements, whether you place a limitation on total compensation, and how you determine or will determine that you pay no more than reasonable compensation for services. ☐ Yes ☐ No

Part V Compensation and Other Financial Arrangements (continued)

- 4 Do you or will you purchase or sell any goods, services, or assets from or to: (i) any of your officers, directors, or trustees; (ii) any family of any of your officers, directors, or trustees; (iii) any organizations in which any of your officers, directors, or trustees are also officers, directors, or trustees, or in which any individual officer, director, or trustee owns more than a 35% interest; (iv) your highest compensated employees; or (v) your highest compensated independent contractors? If "Yes," describe any such transactions that you made or intend to make, with whom you make or will make such transactions, how the terms are or will be negotiated at arm's length, and how you determine you pay no more than fair market value or you are paid at least fair market value. ☐ Yes ☐ No

- 5 Do you or will you have any leases, contracts, loans, or other agreements with: (i) your officers, directors, or trustees; (ii) any family of any of your officers, directors, or trustees; (iii) any organizations in which any of your officers, directors, or trustees are also officers, directors, or trustees, or in which any individual officer, director, or trustee owns more than a 35% interest; (iv) your highest compensated employees; or (v) your highest compensated independent contractors? If "Yes," describe any written or oral arrangements that you made or intend to make, with whom you have or will have such arrangements, how the terms are or will be negotiated at arm's length, and how you determine you pay no more than fair market value or you are paid at least fair market value. ☐ Yes ☐ No

- 6 Do you or will you contract with another organization to develop, build, market, or finance your facilities? If "Yes," describe each facility, the role of the other organization, and any business or family relationship between the organization and your officers, directors, or trustees. Explain how that entity is selected, how the terms of any contract(s) are negotiated at arm's length, and how you determine you will pay no more than fair market value for services. ☐ Yes ☐ No

Part V Compensation and Other Financial Arrangements (continued)

- 7 Does or will someone other than your own employees or volunteers manage your activities or facilities? ☐ Yes ☐ No

If "Yes," describe the activities or facilities that will be managed by others, the names of the persons or organizations that manage or will manage your activities or facilities, and any business or family relationship between the organization and your officers, directors, or trustees. Explain how these managers were or will be selected, how the terms of any contracts or other agreements were or will be negotiated, and how you determine you will pay no more than fair market value for services.

- 8 Do you participate in any joint ventures, including partnerships or limited liability companies treated as partnerships, in which you share profits and losses with partners? If "Yes," state your ownership percentage in each joint venture, list your investment in each joint venture, describe the tax status of other participants in each joint venture (including whether they are section 501(c)(3) organizations), describe the activities of each joint venture, describe how you exercise control over the activities of each joint venture, and describe how each joint venture furthers your exempt purposes. ☐ Yes ☐ No

Part VI Financial Data

- 1 Select the option that best describes you to determine the years of revenues and expenses you need to provide.

- ☐ You completed less than one tax year.
Provide a total of three years of financial information (including the current year and two future years of reasonable and good faith projections of your future finances) in the following Statement of Revenues and Expenses.
- ☐ You completed at least one tax year but fewer than five.
Provide a total of four years financial information (including the current year and three years of actual financial information or reasonable and good faith projections of your future finances) in the following Statement of Revenues and Expenses.
- ☐ You completed five or more tax years.
Provide financial information for your five most recent tax years (including the current year) in the following Statement of Revenues and Expenses.

Part VI Financial Data (continued)

A. Statement of Revenues and Expenses					
Type of revenue	Current tax year	4 prior tax years or 2 succeeding tax years			
	From: ____/____/____ To: ____/____/____	From: ____/____/____ To: ____/____/____	From: ____/____/____ To: ____/____/____	From: ____/____/____ To: ____/____/____	From: ____/____/____ To: ____/____/____
1 Gifts, grants, and contributions received (do not include unusual grants)					
2 Membership fees received					
3 Gross investment income					
4 Net unrelated business income					
5 Taxes levied for your benefit					
6 Value of services or facilities furnished by a governmental unit without charge (not including the value of services generally furnished to the public without charge)					
7 Any revenue not otherwise listed above or in lines 9 - 12 below (provide an itemized list below)					
8 Total of lines 1 through 7	\$0.	\$0.	\$0.	\$0.	\$0.
9 Gross receipts from admissions, merchandise sold or services performed, or furnishing of facilities in any activity that is related to your exempt purposes (provide an itemized list below)					
10 Total of lines 8 and 9	\$0.	\$0.	\$0.	\$0.	\$0.
11 Net gain or loss on sale of capital assets (provide an itemized list below)					
12 Unusual grants (provide an itemized list below)					
13 Total Revenue (add lines 10 through 12)	\$0.	\$0.	\$0.	\$0.	\$0.
Type of expense	Current tax year	4 prior tax years or 2 succeeding tax years			
14 Fundraising expenses					
15 Contributions, gifts, grants, and similar amounts paid out (provide an itemized list below)					
16 Disbursements to or for the benefit of members (provide an itemized list below)					
17 Compensation of officers, directors, and trustees					
18 Other salaries and wages					
19 Interest expense					
20 Occupancy (rent, utilities, etc.)					
21 Depreciation and depletion					
22 Professional fees					
23 Any expense not otherwise classified, such as program services (provide an itemized list below)					
24 Total Expenses (add lines 14 through 23)	\$0.	\$0.	\$0.	\$0.	\$0.

25 Itemized financial data

--

Part VI Financial Data (continued)

B. Balance Sheet (for your most recently completed tax year)		Year End:
Assets		
1	Cash	
2	Accounts receivable, net	
3	Inventories	
4	Bonds and notes receivable (provide an itemized list below)	
5	Corporate stocks (provide an itemized list below)	
6	Loans receivable (provide an itemized list below)	
7	Other investments (provide an itemized list below)	
8	Depreciable assets (provide an itemized list below)	
9	Land	
10	Other assets (provide an itemized list below)	
11	Total Assets (add lines 1 through 10)	\$0.
Liabilities		
12	Accounts payable	
13	Contributions, gifts, grants, etc. payable	
14	Mortgages and notes payable (provide an itemized list below)	
15	Other liabilities (provide an itemized list below)	
16	Total Liabilities (add lines 12 through 15)	\$0.
Fund Balances or Net Assets		
17	Total fund balances or net assets	
18	Total Liabilities and Fund Balances or Net Assets (add lines 16 and 17)	\$0.

19 Itemized financial data

--

Part VII Foundation Classification

Part VII is designed to classify you as an organization that is either a private foundation or a public charity. Public charity classification is a more favorable tax status than private foundation classification. If you are a private foundation, this part will further determine whether you are a private operating foundation.

1 Select the foundation classification you are requesting from the list below.

- ☐ You are described in 509(a)(1) and 170(b)(1)(A)(vi) as an organization that receives a substantial part of its financial support in the form of contributions from publicly supported organizations, from a governmental unit, or from the general public.
- ☐ You are described in 509(a)(2) as an organization that normally receives not more than one-third of its financial support from gross investment income and receives more than one-third of its financial support from contributions, membership fees, and gross receipts from activities related to its exempt functions (subject to certain exceptions).
- ☐ You are described in 509(a)(1) and 170(b)(1)(A)(i) as a church or a convention or association of churches. Complete Schedule A.
- ☐ You are described in 509(a)(1) and 170(b)(1)(A)(ii) as a school. Complete Schedule B.
- ☐ You are described in 509(a)(1) and 170(b)(1)(A)(iii) as a hospital, a cooperative hospital service organization, or a medical research organization operated in conjunction with a hospital. Complete Schedule C.
- ☐ You are described in 509(a)(1) and 170(b)(1)(A)(iv) as an organization operated for the benefit of a college or university that is owned or operated by a governmental unit.
- ☐ You are described in 509(a)(1) and 170(b)(1)(A)(ix) as an agricultural research organization directly engaged in the continuous active conduct of agricultural research in conjunction with a college or university.
- ☐ You are described in 509(a)(3) as an organization supporting either one or more organizations described in 509(a)(1) or 509(a)(2) or a publicly supported section 501(c)(4), (5), or (6) organization. Complete Schedule D.
- ☐ You are described in 509(a)(4) as an organization organized and operated exclusively for testing for public safety.
- ☐ You are a publicly supported organization and would like the IRS to decide your correct classification.
- ☐ You are a private foundation.

1a As a private foundation, section 508(e) requires special provisions in your organizing document in addition to those that apply to all organizations described in section 501(c)(3). Check this box to confirm that your organizing document includes these provisions or you rely on state law. ☐

State specifically where your organizing document meets this requirement, such as a reference to a particular article or section in your organizing document (Page/Article/Paragraph) or state that you rely on state law.

1b Do you or will you provide scholarships, fellowships, educational loans, or other educational grants to individuals, including grants for travel, study, or other similar purposes?
If "Yes," complete Schedule H - Section II.
☐ Yes ☐ No
1c Are you a private operating foundation?
☐ Yes ☐ No

To be a private operating foundation you must engage directly in the active conduct of charitable, religious, educational, and similar activities, as opposed to indirectly carrying out these activities by providing grants to individuals or other organizations.

Part VII Foundation Classification (continued)

- 1d** Describe how you meet the requirements for private operating foundation status, including how you meet the income test and either the assets test, the endowment test, or the support test. If you've been in existence for less than one year, describe how you are likely to satisfy the requirements for private operating foundation status.

- 2** If you have been in existence more than 5 years, you must confirm your public support status. To confirm your qualification as a public charity described in 509(a)(1) and 170(b)(1)(A)(vi) in existence for five or more tax years, you must have received one-third or more of your total support from governmental agencies, contributions from the general public, and contributions or grants from other public charities; or 10% or more of your total support from governmental agencies, contributions from the general public, and contributions or grants from other public charities and the facts and circumstances indicate you are a publicly supported organization. Calculate whether you meet this support test for your most recent five-year period.

- i. Did you receive contributions from any person, company, or organization whose gifts totaled more than the 2% amount of line 8 in Part VI-A? ☐ Yes ☐ No

If "Yes," identify each person, company, or organization by letter (A, B, C, etc.) and indicate the amount contributed by each. Keep a list showing the name of and amount contributed by each of these donors for your records.

- ii. Based on your calculations, did you receive at least one-third of your support from public sources or did you normally receive at least 10 percent of your support from public sources and you have other characteristics of a publicly supported organization? ☐ Yes ☐ No

- 2a** If you have been in existence more than 5 years, you must confirm your public support status. To confirm your qualification as a public charity described in 509(a)(2) in existence for five or more tax years, you must have normally received more than one-third of your support from contributions, membership fees, and gross receipts from activities related to your exempt functions, or a combination of these sources, and not more than one-third of your support from gross investment income and net unrelated business income. Calculate whether you meet this support test for your most recent five-year period.

- i. Did you receive amounts from any disqualified persons? ☐ Yes ☐ No

If "Yes," identify each disqualified person by letter (A, B, C, etc.) and indicate the amount contributed by each. Keep a list showing the name of and amount contributed by each of these donors for your records.

- ii. Did you receive amounts from individuals or organizations other than disqualified persons that exceeded the greater of \$5,000 or 1% of the amount on line 10 of Part VI-A Statement of Revenues and Expenses? ☐ Yes ☐ No

If "Yes," identify each individual or organization by letter (A, B, C, etc.) and indicate the amount contributed by each. Keep a list showing the name of and amount contributed by each of these donors for your records.

- iii. Based on your calculations, did you normally receive more than one-third of your support from a combination of gifts, grants, contributions, membership fees, and gross receipts (from permitted sources) from activities related to your exempt functions and normally receive not more than one-third of your support from investment income and unrelated business taxable income? ☐ Yes ☐ No

Part VIII Effective Date

In general, a determination letter recognizing exemption of an organization described in section 501(c)(3) is effective as of the date of formation of an organization if: (1) its purposes and activities prior to the date of the determination letter have been consistent with the requirements for exemption; and (2) it has filed an application for recognition of exemption within 27 months from the end of the month in which it was organized.

- 1 Are you submitting this application within 27 months of the end of the month in which you were legally formed? ☐ Yes ☐ No

If "No," complete Schedule E.

Part IX Annual Filing Requirements

If you fail to file a required information return or notice for three consecutive years, your exempt status will be automatically revoked.

- 1 Certain organizations are not required to file annual information returns or notices (Form 990, Form 990-EZ, or Form 990-N, e-Postcard). If you are granted tax-exemption, are you claiming to be excused from filing Form 990, Form 990-EZ, or Form 990-N? ☐ Yes ☐ No

If "Yes," are you claiming you are excused from filing because you are:

- ☐ A church or association of churches
- ☐ An integrated auxiliary (such as a men's or women's organization, religious school, mission society, or religious group)
- ☐ A church-affiliated organization (other than a section 509(a)(3) organization) that is exclusively engaged in managing funds or maintaining retirement programs and is described in Revenue Procedure 98-10, 1998-1 C.B. 577
- ☐ A school below college level affiliated with a church or operated by a religious order
- ☐ A mission society (other than a section 509(a)(3) supporting organization) sponsored by, or affiliated with, one or more churches or church denominations, if more than half of the society's activities are conducted in, or directed at, persons in foreign countries
- ☐ An affiliate of a governmental unit that meets the requirements of Revenue Procedure 95-48, 1995-2 C.B. 418 (other than a section 509(a)(3) supporting organization)
- ☐ Other (describe)

Part X Signature

- ☐ I declare under the penalties of perjury that I am authorized to sign this application on behalf of the above organization and that I have examined this application, and to the best of my knowledge it is true, correct, and complete.

(Type name of signer)

(Type title or authority of signer)

06/10/2023

(Date)

Upload checklist:

- ☐ Organizing document (and any amendments)
- ☐ Bylaws, if adopted
- ☐ Form 2848, Power of Attorney and Declaration of Representative (if applicable)
- ☐ Form 8821, Tax Information Authorization (if applicable)
- ☐ Supplemental responses (if applicable)
- ☐ Expedited handling request (if applicable)

Schedule A. Churches

- 1** Do you have a written creed, statement of faith, or summary of beliefs? If "Yes," describe your written creed, statement of faith, or summary of beliefs. ☐ Yes ☐ No

- 2** Do you have a literature of your own? If "Yes," describe your literature. ☐ Yes ☐ No

- 3** Do you have a formal code of doctrine and discipline? If "Yes," describe your code of doctrine and discipline. ☐ Yes ☐ No

- 4** Describe your religious hierarchy or ecclesiastical government.

- 5** Are you part of a group of churches with similar beliefs and structures? If "Yes," explain. ☐ Yes ☐ No

- 6** Do you have a form of worship? If "Yes," describe your form of worship. ☐ Yes ☐ No

- 7** Do you have regularly scheduled religious services? If "Yes," describe the nature of the services. ☐ Yes ☐ No

- 7a** What is the average attendance at your regularly scheduled religious services?

- 8** Do you have an established place of worship? If "Yes," describe your established place of worship or where you meet to hold regularly scheduled religious services. ☐ Yes ☐ No

Schedule A. Churches (continued)

9 Do you have an established congregation or other regular membership group? If "No," continue to Line 10. ☐ Yes ☐ No

9a How many members do you have?

9b Do you have a process by which an individual becomes a member? If "Yes," describe the process. ☐ Yes ☐ No

9c Do your members have voting rights, rights to participate in religious functions, or other rights? If "Yes," describe the rights your members have. ☐ Yes ☐ No

9d May your members be associated with another denomination or church? ☐ Yes ☐ No

9e Are all of your members part of the same family? ☐ Yes ☐ No

10 Do you conduct baptisms, weddings, funerals, or other religious rites? ☐ Yes ☐ No

11 Do you have a school for the religious instruction of the young? ☐ Yes ☐ No

12 Do you have ministers or religious leaders? If "Yes," describe these roles and explain whether the ministers or religious leaders are ordained, commissioned, or licensed after a prescribed course of study. ☐ Yes ☐ No

13 Do you have schools for the preparation of your ordained ministers or religious leaders? ☐ Yes ☐ No

14 Do you ordain, commission, or license ministers or religious leaders? If "Yes," describe the requirements for ordination, commission, or licensure. ☐ Yes ☐ No

15 Do you have other information you believe should be considered regarding your status as a church? If "Yes," explain. ☐ Yes ☐ No

Schedule B. Schools, Colleges, and Universities

1 Do you normally have a regularly scheduled curriculum, a regular faculty of qualified teachers, a regularly enrolled student body, and facilities where your educational activities are regularly carried on? ☐ Yes ☐ No

2 Is the primary function of your school the presentation of formal instruction? If "No," continue to Line 3. ☐ Yes ☐ No

2a Select the best description(s) of your school:

☐ Elementary school

☐ Secondary school

☐ Charter school

☐ College or university

☐ Technical school

☐ Other school (describe)

3 Are you a public school because you are operated by a state or subdivision of a state or operated wholly or predominantly from government funds or property? If "Yes," explain how you are operated by a state or subdivision of a state. Do not complete the remainder of Schedule B. ☐ Yes ☐ No

4 Were you formed or substantially expanded at the time of public school desegregation in the school district or county in which you are located? ☐ Yes ☐ No

5 Has a state or federal administrative agency or judicial body ever determined that you are racially discriminatory? If "Yes," explain. ☐ Yes ☐ No

6 Has your right to receive financial aid or assistance from a governmental agency ever been revoked or suspended? If "Yes," explain. ☐ Yes ☐ No

Information Required by Revenue Procedure 75-50 as Modified by Revenue Procedure 2019-22

7 Have you adopted a racially nondiscriminatory policy as to students in your organizing document, bylaws, or by resolution of your governing body? ☐ Yes ☐ No

State where the policy is located or if adopted by resolution of your governing body.

8 Do your brochures, application forms, advertisements, and catalogues dealing with student admissions, programs, and scholarships contain a statement of your racially nondiscriminatory policy? If "Yes," continue to Line 9. ☐ Yes ☐ No

8a ☐ By checking this box, you agree that all future printed materials, including website content, will contain the required nondiscriminatory policy statement.

Schedule B. Schools, Colleges, and Universities (continued)

- 9 Have you made your racially nondiscriminatory policy known to all segments of the general community you serve by: ☐ Yes ☐ No
 a) publishing a notice of your policy in a newspaper of general circulation that serves all racial segments of the community; b) publicizing your policy over broadcast media in a way that is reasonably expected to be effective; or c) displaying a notice of your policy at all times on your primary, publicly accessible internet home page in a manner reasonably expected to be noticed by visitors to the homepage? If "Yes," continue to Line 10.

- 9a ☐ By checking this box, you agree that you will publicize your nondiscriminatory policy in a way that meets the requirements of Revenue Procedure 75-50, 1975-2 C.B. 587, as modified by Revenue Procedure 2019-22, I.R.B. 1280.

- 10 Do or will you (or any department or division of your organization) discriminate in any way on the basis of race with respect to admissions, use of facilities or exercise of student privileges, faculty or administrative staff, or scholarship or loan programs? If "Yes," for any of the above, explain fully. ☐ Yes ☐ No

- 11 Complete the table below to show the racial composition for the current academic year and projected for the next academic year. If you are not operational, submit an estimate based on the best information available (such as the racial composition of the community you serve).

For each racial category, enter the number of (a) students, (b) faculty, and (c) administrative staff. Provide actual numbers rather than percentages for each racial category.

Racial Category	(a) Student Body		(b) Faculty		(c) Administrative Staff	
	Current Year	Next Year	Current Year	Next Year	Current Year	Next Year
Total	0	0	0	0	0	0

- 12 In the table below, enter the number and amount of loans and scholarships awarded to enrolled students by racial categories. Provide actual numbers rather than percentages for each racial category.

☐ Check here if you will not provide any loans or scholarships to students.

Racial Category	Number of Loans		Amount of Loans		Number of Scholarships		Amount of Scholarships	
	Current Year	Next Year	Current Year	Next Year	Current Year	Next Year	Current Year	Next Year
Total	0	0	\$0.	\$0.	0	0	\$0.	\$0.

Schedule B. Schools, Colleges, and Universities (continued)

- 13** List your incorporators, founders, board members, and donors of land or buildings, whether individuals or organizations.

- 14** Do any of your incorporators, founders, board members, and donors of land or buildings, whether individuals or organizations, have an objective to maintain segregated public or private school education? If "Yes," explain.

☐ Yes ☐ No

- 15** Will you maintain records according to the nondiscrimination provisions contained in Revenue Procedure 75-50? If "No," explain.

☐ Yes ☐ No

Schedule C. Hospitals and Medical Research Organizations

- 1** Are you a medical research organization (an organization whose principal purpose or function is medical research and which is directly engaged in the continuous active conduct of medical research) operated in conjunction with a hospital? If "No," continue to Line 2. ☐ Yes ☐ No

- 1a** Name the hospitals with which you have a relationship and describe the relationship.

- 1b** List your assets showing their fair market value and the portion of your assets directly devoted to medical research.

Do not complete the remainder of Schedule C.

- 2** Are you applying for exemption as a cooperative hospital service organization described in section 501(e)? ☐ Yes ☐ No
If "Yes," explain.

Do not complete the remainder of Schedule C.

- 3** Are all the doctors in the community eligible for staff privileges? If "No," give the reasons why and explain how the medical staff is selected. ☐ Yes ☐ No

Schedule C. Hospitals and Medical Research Organizations (continued)

- 4 Do or will you provide medical services to all individuals in your community who can pay for themselves or are able to pay through some form of insurance? If "No," explain. ☐ Yes ☐ No

- 5 Do you or will you maintain a full-time emergency room? If "Yes," continue to Line 6. ☐ Yes ☐ No

- 5a Are you a specialty hospital or would emergency services be duplicative based on your region or locality? ☐ Yes ☐ No

- 6 Do you provide free or below cost services? If "Yes," describe your policy for determining when and to whom you provide these services and how these services promote the organization's benefit to the community. ☐ Yes ☐ No

- 7 Do you or will you carry on a formal program of medical training or medical research? If "Yes," describe such programs, including the type of programs offered, the scope of such programs, and affiliations with other hospitals or medical care providers with which you carry on the medical training or research programs. ☐ Yes ☐ No

- 8 Do you or will you carry on a formal program of community education? If "Yes," describe such programs, including the type of programs offered, the scope of such programs, and affiliation with other hospitals or medical care providers with which you offer community education programs. ☐ Yes ☐ No

Schedule C. Hospitals and Medical Research Organizations *(continued)*

- 9** Is your board of directors composed of a majority of individuals who are representative of the community you serve, or do you operate under a parent organization whose board of directors is composed of a majority of individuals who are representative of the community you serve? If "Yes," continue to Line 10. ☐ Yes ☐ No

- 9a** List each board member's name and business, financial, or professional relationship with the hospital. Also, identify each board member who is representative of the community and describe how that individual is a community representative. If you operate under a parent organization whose board of directors is not composed of a majority of individuals who are representative of the community you serve, provide the requested information for your parent's board of directors as well.

- 10** Do you operate a facility which is required by a state to be licensed, registered, or similarly recognized as a hospital? ☐ Yes ☐ No
If "No," do not complete the rest of Schedule C.

- 10a** Do you conduct a community health needs assessment (CHNA) at least once every three years and adopt an implementation strategy to meet the community health needs identified in the assessment as required by section 501(r)(3)? If "No," explain. ☐ Yes ☐ No

- 10b** Do you have a written financial assistance policy (FAP) and a written policy relating to emergency medical care as required by section 501(r)(4)? If "No," explain. ☐ Yes ☐ No

Schedule C. Hospitals and Medical Research Organizations *(continued)*

- 10c** Do you both (1) limit amounts charged for emergency or other medically necessary care provided to individuals eligible for assistance under your FAP to not more than amounts generally billed to individuals who have insurance covering such care, and (2) prohibit use of gross charges as required by section 501(r)(5)? If "No," explain.

☐ Yes ☐ No

- 10d** Do you make reasonable efforts to determine whether an individual is FAP-eligible before engaging in extraordinary collection actions as required by section 501(r)(6)? If "No," explain.

☐ Yes ☐ No

Schedule D. Section 509(a)(3) Supporting Organizations

- 1**
- List the names, addresses, and EINs of the organizations you support.

- 2**
- Are all your supported organizations public charities under section 509(a)(1) or (2)? If "Yes," continue to Line 3.
- ☐
- Yes
- ☐
- No

- 2a**
- Are your supported organizations tax exempt under section 501(c)(4), 501(c)(5), or 501(c)(6) and do your supported organizations meet the public support test under section 509(a)(2)? If "No," explain how each organization you support is a public charity under section 509(a)(1) or 509(a)(2).
- ☐
- Yes
- ☐
- No

- 3**
- Which of the following describes your relationship with your supported organization(s)?

- ☐ A majority of your governing board or officers are elected or appointed by your supported organization(s). (Type I supporting organization)
- ☐ Your control or management is vested in the same persons who control or manage your supported organization(s). (Type II supporting organization)
- ☐ One or more of your officers, directors, or trustees are elected or appointed by the officers, directors, trustees, or membership of your supported organization(s), or one or more of your officers, directors, trustees, or other important office holders, are also members of the governing body of your supported organization(s), or your officers, directors, or trustees maintain a close and continuous working relationship with the officers, directors, or trustees of your supported organization(s). (Type III supporting organization)

- 4**
- Describe how your governing board and officers are selected. If you are a Type III organization, also describe how your officers, directors, or trustees maintain a close and continuous working relationship with the officers, directors, or trustees of your supported organization(s).

Schedule D. Section 509(a)(3) Supporting Organizations (continued)

- 5** Do any persons who are disqualified persons (except individuals who are disqualified persons only because they are foundation managers) with respect to you or persons who have a family or business relationship with any disqualified persons appoint any of your foundation managers? If "Yes," (1) describe the process by which disqualified persons appoint any of your foundation managers, (2) provide the names of these disqualified persons and the foundation managers they appoint, and (3) explain how control is vested over your operations (including assets and activities) by persons other than disqualified persons. ☐ Yes ☐ No

- 6** Do any persons who are disqualified persons (except individuals who are disqualified persons only because they are foundation managers) have any influence regarding your operations, including your assets or activities? If "Yes," (1) provide the names of these disqualified persons, (2) explain how influence is exerted over your operations (including assets and activities), and (3) explain how control is vested over your operations (including assets and activities) by individuals other than disqualified persons. ☐ Yes ☐ No

- 7** Does your organizing document specify your supported organization(s) by name? ☐ Yes ☐ No
 If "Yes" and you selected Type I above, continue to Line 8.
 If "Yes," and you selected Type II, do not complete the rest of Schedule D.
 If "No" and you selected Type III above, amend your organizing document to specify your supported organization(s) by name or you will not meet the organizational test and need to reconsider your requested public charity classification; then continue to Line 8.

- 7a** Does your organizing document name a similar purpose or charitable class of beneficiaries as to your supported organization(s)? If "No," amend your organizing document to specify your supported organization(s) by name, purpose, or class or you will not meet the organizational test and need to reconsider your requested public charity classification. ☐ Yes ☐ No

If you selected Type II above, do not complete the rest of Schedule D.

- 8** Do you or will you receive contributions from any person who alone, or combined with family members or an entity at least 35% controlled by that person, controls any of your supported organizations, or will you receive contributions from any family member of, or an entity at least 35% controlled by, any person who controls any of your supported organizations? If "Yes," explain. ☐ Yes ☐ No

If you selected Type I above, do not complete the rest of Schedule D.

Schedule D. Section 509(a)(3) Supporting Organizations (continued)

- 9 Do the officers, directors, or trustees of your supported organization have a significant voice in your investment policies, the timing and making of grants, the selection of grant recipients, and in otherwise directing the use of your income or assets? If "Yes," explain. ☐ Yes ☐ No

- 10 In each taxable year, do you or will you provide each of your supported organizations with (a) a written notice addressed to a principal officer of the supported organization describing the type and amount of all of the support you provided to the supported organization during the immediately preceding taxable year, (b) a copy of your most recently filed Form 990-series return or notice, and (c) a copy of your governing documents? If "No," explain. ☐ Yes ☐ No

- 11 Do you exercise a substantial degree of direction over the policies, programs, and activities of your supported organization(s) and appoint or elect (directly or indirectly) a majority of the officers, directors, or trustees of your supported organization(s)? If "Yes," explain. ☐ Yes ☐ No

- 12 Do substantially all of your activities directly further the exempt purposes of one or more supported organizations to which you are responsive by performing the functions of, or carrying out the purposes of, such supported organization(s) and but for your involvement would normally be engaged in by such supported organization(s). If "Yes," explain and do not complete the rest of Schedule D. ☐ Yes ☐ No

Schedule D. Section 509(a)(3) Supporting Organizations *(continued)*

- 13** Do you distribute at least 85% of your annual net income or 3.5% of the aggregate fair market value of all of your non-exempt-use assets (whichever is greater) to your supported organization(s)? If "No," explain.

☐ Yes ☐ No

- 13a** How much do you contribute annually to each supported organization?

- 13b** What is the total annual revenue of each supported organization?

- 13c** Do you or the supported organization(s) earmark your funds for support of a particular program or activity? If "Yes," explain.

☐ Yes ☐ No

Schedule E. Effective Date

- 1** Are you applying for reinstatement of exemption after being automatically revoked for failure to file required returns or notices for three consecutive years? If "No," continue to Line 2. ☐ Yes ☐ No

- 1a** Revenue Procedure 2014-11, 2014-1 C.B. 411, provides procedures for reinstating your tax-exempt status. Select the section of Revenue Procedure 2014-11 under which you want us to consider your reinstatement request.

- ☐ Section 4. You are seeking retroactive reinstatement under section 4 of Revenue Procedure 2014-11. By selecting this line, you attest that you meet the specified requirements of section 4, that your failure to file was not intentional, and that you have put in place procedures to file required returns or notices in the future. Do not complete the rest of Schedule E.
- ☐ Section 5. You are seeking retroactive reinstatement under section 5 of Revenue Procedure 2014-11. By selecting this line, you attest that you meet the specified requirements of section 5, that you have filed required annual returns, that your failure to file was not intentional, and that you have put in place procedures to file required returns or notices in the future.
- Describe how you exercised ordinary business care and prudence in determining and attempting to comply with your filing requirements in at least one of the three years of revocation and the steps you have taken or will take to avoid or mitigate future failures to file timely returns or notices. Do not complete the rest of Schedule E.
- ☐ Section 6. You are seeking retroactive reinstatement under section 6 of Revenue Procedure 2014-11. By selecting this line, you attest that you meet the specified requirements of section 6, that you have filed required annual returns, that your failure to file was not intentional, and that you have put in place procedures to file required returns or notices in the future.
- Describe how you exercised ordinary business care and prudence in determining and attempting to comply with your filing requirements in each of the three years of revocation and the steps you have taken or will take to avoid or mitigate future failures to file timely returns or notices. Do not complete the rest of Schedule E.
- ☐ Section 7. You are seeking reinstatement under section 7 of Revenue Procedure 2014-11, effective the date you are filling this application. Do not complete the rest of Schedule E.

- 2** Generally, if you did not file Form 1023 within 27 months of formation, the effective date of your exempt status will be the date you filed Form 1023 (submission date). Requests for an earlier effective date may be granted when there is evidence to establish you acted reasonably and in good faith and the grant of relief will not prejudice the interests of the government.

- ☐ Check this box if you accept the submission date as the effective date of your exempt status. Do not complete the rest of Schedule E.
- ☐ Check this box if you are requesting an earlier effective date than the submission date.

- 2a** Explain why you did not file Form 1023 within 27 months of formation, how you acted reasonably and in good faith, and how granting an earlier effective date will not prejudice the interests of the Government.

You may want to include the events that led to the failure to timely file Form 1023 and to the discovery of the failure, any reliance on the advice of a qualified tax professional and a description of the engagement and responsibilities of the professional as well as the extent to which you relied on the professional, a comparison of (1) what your aggregate tax liability would be if you had filed this application within the 27-month period with (2) what your aggregate liability would be if you were exempt as of your formation date, or any other information you believe will support your request for relief.

Schedule F. Low-Income Housing

- 1** Describe each facility including the type of facility, whether you own or lease the facility, how many residents it can accommodate, the current number of residents, and whether the residents purchase or rent housing from you.

- 2** Describe who qualifies for your housing in terms of income levels or other criteria and explain how you select residents.

- 3** Do you meet the safe harbor requirements outlined in Revenue Procedure 96-32, 1996-1 C.B. 717, which provides guidelines for providing low-income housing that will be treated as charitable, including for each project that (a) at least 75 percent of the units are occupied by residents that qualify as low-income and (b) either at least 20 percent of the units are occupied by residents that also meet the very low-income limit for the area or 40 percent of the units are occupied by residents that also do not exceed 120 percent of the area's very low-income limit, and less than 25 percent of the units are provided at market rates to persons who have incomes in excess of the low-income limit? ☐ Yes ☐ No

- 4** Is your housing affordable to low-income residents? If "Yes," describe how your housing is made affordable to low-income residents. ☐ Yes ☐ No

- 5** Do you impose any restrictions to make sure that your housing remains affordable to low-income residents? If "Yes," describe these restrictions. ☐ Yes ☐ No

Schedule F. Low-Income Housing *(continued)*

- 6 In addition to rent or mortgage payments, do residents pay periodic fees or maintenance charges? If "Yes," describe what these charges cover and how they are determined. ☐ Yes ☐ No

- 7 Do you provide social services to residents? If "Yes," describe these services. ☐ Yes ☐ No

- 8 Do you participate in any government housing programs? If "Yes," describe these programs. ☐ Yes ☐ No

Schedule G. Successors to Other Organizations

- 1** List the name, last address, and EIN of your predecessor organization and describe its activities.

- 2** List the owners, partners, principal stockholders, officers, and governing board members of your predecessor organization. Include their names, addresses, and share/interest in the predecessor organization (if for-profit).

- 3** Are you a successor to a for-profit organization? If "Yes," explain your relationship with the predecessor organization that resulted in your creation and explain why you took over the activities or assets of a for-profit organization or converted from for-profit to nonprofit status; continue to Line 4. ☐ Yes ☐ No

- 3a** Explain your relationship with the other organization that resulted in your creation and why you took over the activities or assets of another organization.

Schedule G. Successors to Other Organizations (continued)

- 4** Do or will you maintain a working relationship with any of the persons listed in question 2 or with any for-profit organization in which these persons own more than a 35% interest? If "Yes," describe the relationship.

☐ Yes ☐ No

- 5** Were any assets transferred, whether by gift or sale, from the predecessor organization to you? If "Yes," provide a list of assets, indicate the value of each asset, explain how the value was determined, and attach an appraisal, if available. For each asset listed, also explain if the transfer was by gift, sale, or combination thereof and describe any restrictions that were placed on the use or sale of the assets.

☐ Yes ☐ No

- 6** Were any debts or liabilities transferred from the predecessor for-profit organization to you? If "Yes," provide a list of the debts or liabilities that were transferred to you, indicating the amount of each, how the amount was determined, and the name of the person to whom the debt or liability is owed.

☐ Yes ☐ No

- 7** Will you lease or rent any property or equipment to or from the predecessor organization or any persons listed in Line 2 or a for-profit organization in which these persons own more than a 35% interest? If "Yes," describe the arrangement(s) including how the lease or rental value was determined.

☐ Yes ☐ No

Schedule H. Organizations Providing Scholarships, Fellowships, Educational Loans, or Other Educational Grants to Individuals and Private Foundations Requesting Advance Approval of Individual Grant Procedures**Section I** Public charities and private foundations complete lines 1 through 8 of this section.

- 1** Describe the types of educational grants you provide to individuals, such as scholarships, fellowships, loans, etc., including the purpose, number and amount(s) of grants, how the program is publicized, and if you award educational loans, the terms of the loans.

- 2** Do you maintain case histories showing recipients of your scholarships, fellowships, educational loans, or other educational grants, including names, addresses, purposes of awards, amount of each grant, manner of selection, and relationship (if any) to officers, trustees, or donors of funds to you? If "No," explain. ☐ Yes ☐ No

- 3** Describe the specific criteria you use to determine who is eligible for your program (for example, eligibility selection criteria could consist of graduating high school students from a particular high school who will attend college, writers of scholarly works about American history, etc.).

- 4** Describe the specific criteria you use to select recipients (for example, specific selection criteria could consist of prior academic performance, financial need, etc.).

Schedule H. Organizations Providing Scholarships, Fellowships, Educational Loans, or Other Educational Grants to Individuals and Private Foundations Requesting Advance Approval of Individual Grant Procedures *(continued)*

- 5 Describe any requirement or condition you impose on recipients to obtain, maintain, or qualify for renewal of a grant (for example, specific requirements or conditions could consist of attendance at a four-year college, maintaining a certain grade point average, teaching in public school after graduation from college, etc.).

- 6 Describe your procedures for supervising the scholarships, fellowships, educational loans, or other educational grants. Explain whether you obtain reports and grade transcripts from recipients, or you pay grants directly to a school under an arrangement whereby the school will apply the grant funds only for enrolled students who are in good standing. Also, describe your procedures for taking action if the terms of the award are violated.

- 7 How do you determine who is on the selection committee for the awards made under your program?

- 8 Are relatives of members of the selection committee, or of your officers, directors, or substantial contributors eligible for awards made under your program? If "Yes," what measures do you take to ensure unbiased selections?

☐ Yes ☐ No

Do not complete the rest of Schedule H. If you are a private foundation, you will be directed to complete Section II of Schedule H later in the application.

Schedule H. Organizations Providing Scholarships, Fellowships, Educational Loans, or Other Educational Grants to Individuals and Private Foundations Requesting Advance Approval of Individual Grant Procedures (continued)**Section II** Private foundations complete lines 1 through 7 of this section. Public charities do not complete this section.

- 1** As a private foundation, do you want this application to be considered as a request for advance approval of grant making procedures? ☐ Yes ☐ No

If "No," do not complete the rest of Schedule H.

- 1a** Check the box(es) indicating under which section(s) you want your grant making procedures to be considered.

- ☐ 4945(g)(1) - Scholarship or fellowship grant to an individual for study at an educational institution
- ☐ 4945(g)(3) - Other grants, including loans, to an individual for travel, study, or other similar purposes, to enhance a particular skill of the grantee or to produce a specific product

- 2** Do you represent that you will (1) arrange to receive and review grantee reports annually and upon completion of the purpose for which the grant was awarded, (2) investigate diversions of funds from their intended purposes, and (3) take all reasonable and appropriate steps to recover diverted funds, ensure other grant funds held by a grantee are used for their intended purposes, and withhold further payments to grantees until you obtain grantees' assurances that future diversions will not occur and that grantees will take extraordinary precautions to prevent future diversions from occurring? ☐ Yes ☐ No

- 3** Do you represent that you will maintain all records relating to individual grants, including information obtained to evaluate grantees, identify whether a grantee is a disqualified person, establish the amount and purpose of each grant, and establish that you undertook the supervision and investigation of grants described in Line 2? ☐ Yes ☐ No

- 4** Do you or will you award scholarships, fellowships, and educational loans to attend an educational institution based on the status of an individual being an employee of a particular employer? ☐ Yes ☐ No

If "No," do not complete the rest of Schedule H.

- 5** Will you comply with the seven conditions and either the percentage tests or facts and circumstances test for scholarships, fellowships, and educational loans to attend an educational institution as set forth in Revenue Procedures 76-47, 1976-2 C.B. 670, and 80-39, 1980-2 C.B. 772, which apply to inducement, selection committee, eligibility requirements, objective basis of selection, employment, course of study, and other objectives? ☐ Yes ☐ No

- 6** Do you or will you provide scholarships, fellowships, or educational loans to attend an educational institution to employees of a particular employer? If "No," continue to Line 7. ☐ Yes ☐ No

- 6a** Will you award grants to 10% or fewer of the eligible applicants who were actually considered by the selection committee in selecting recipients of grants in that year as provided by Revenue Procedures 76-47 and 80-39? ☐ Yes ☐ No

- 7** Do you provide scholarships, fellowships, or educational loans to attend an educational institution to children of employees of a particular employer? ☐ Yes ☐ No

If "No," do not complete the rest of Schedule H.

- 7a** Will you award grants to 25% or fewer of the eligible applicants who were actually considered by the selection committee in selecting recipients of grants in that year as provided by Revenue Procedures 76-47 and 80-39? ☐ Yes ☐ No

If "Yes," do not complete the rest of Schedule H.

Schedule H. Organizations Providing Scholarships, Fellowships, Educational Loans, or Other Educational Grants to Individuals and Private Foundations Requesting Advance Approval of Individual Grant Procedures *(continued)*

- 7b** Will you award grants to 10% or fewer of the number of employees' children who can be shown to be eligible for grants (whether or not they submitted an application) in that year, as provided by Revenue Procedures 76-47 and 80-39? If "Yes," describe how you will determine who can be shown to be eligible for grants without submitting an application, such as by obtaining written statements or other information about the expectations of employees' children to attend an educational institution; do not complete the rest of Schedule H. ☐ Yes ☐ No

- 7c** Will you award grants based on facts and circumstances that demonstrate that the grants will not be considered compensation for past, present, or future services or otherwise provide a significant benefit to the particular employer? If "Yes," describe the facts and circumstances you believe will demonstrate that the grants are neither compensatory nor a significant benefit to the particular employer. In your explanation, describe why you cannot satisfy either the 25% test or the 10% test in questions 7a and 7b. ☐ Yes ☐ No

3.3 米国 501(c)3 団体の設立時に提出する申告書(Form1023EZ)

Form 1023-EZ (Rev. April 2021) Department of the Treasury Internal Revenue Service	Streamlined Application for Recognition of Exemption Under Section 501(c)(3) of the Internal Revenue Code Do not enter Social Security numbers on this form as it will be made public. Information about Form 1023-EZ and its separate instructions is at www.irs.gov/form1023ez	OMB No. 1545-0047 Note: If exempt status is approved, this application will be open for public inspection.
--	---	--

☐ **Check this box to attest that you have completed the Form 1023-EZ Eligibility Worksheet in the current instructions, are eligible to apply for exemption using Form 1023-EZ, and have read and understand the requirements to be exempt under section 501(c)(3).**

Have your annual gross receipts exceeded \$50,000 in any of the past 3 years and/or do you project that your annual gross receipts will exceed \$50,000 in any of the next 3 years? If yes, stop. Do not file Form 1023-EZ. See Instructions. ☐ Yes ☐ No

Do you have total assets the fair market value of which is in excess of \$250,000? If yes, stop. Do not file Form 1023-EZ. See Instructions. ☐ Yes ☐ No

Part I Identification of Applicant

1a Full Name of Organization		b Care Of Name (if applicable)	
c Mailing Address (number, street, and room/suite). If a P.O. box, see instructions.		d City	e State
f Zip code + 4			
2 Employer Identification Number	3 Month Tax Year Ends (MM)	4 Person to Contact if More Information is Needed	
5 Contact Telephone Number		6 Fax Number (optional)	7 User Fee Submitted

8 List the names, titles, and mailing addresses of your officers, directors, and/or trustees. (If you have more than five, see instructions.)

First Name:	Last Name:	Title:	
Street Address:		City:	State:
			Zip code + 4:

9a Organization's Website (if available):

b Organization's Email (optional):

Part II Organizational Structure

- 1** To file this form, you must be a corporation, an unincorporated association, or a trust. **Select the box** for the type of organization.
☐ Corporation ☐ Unincorporated association ☐ Trust
- 2** ☐ **Check this box** to attest that you have the organizing document necessary for the organizational structure indicated above. (See the instructions for an explanation of **necessary organizing documents**.)
- 3** Date incorporated if a corporation, or formed if other than a corporation (MMDDYYYY): _____
- 4** State of Incorporation or other formation: _____
- 5** Section 501(c)(3) requires that your organizing document must limit your purposes to one or more exempt purposes within section 501(c)(3).
☐ **Check this box** to attest that your organizing document contains this limitation.
- 6** Section 501(c)(3) requires that your organizing document must not expressly empower you to engage, otherwise than as an insubstantial part of your activities, in activities that in themselves are not in furtherance of one or more exempt purposes.
☐ **Check this box** to attest that your organizing document does not expressly empower you to engage, otherwise than as an insubstantial part of your activities, in activities that in themselves are not in furtherance of one or more exempt purposes.
- 7** Section 501(c)(3) requires that your organizing document must provide that upon dissolution, your remaining assets be used exclusively for section 501(c)(3) exempt purposes. Depending on your entity type and the state in which you are formed, this requirement may be satisfied by operation of state law.
☐ **Check this box** to attest that your organizing document contains the dissolution provision required under section 501(c)(3) or that you do not need an express dissolution provision in your organizing document because you rely on the operation of state law in the state in which you are formed for your dissolution provision.

For Paperwork Reduction Act Notice, see the instructions Catalog No. 66267N **Form 1023-EZ** (Rev 4-2021)

Part III Your Specific Activities

- 1** Briefly describe the organization's mission or most significant activities (limit 250 characters)
-
- 2** Enter the appropriate 3-character NTEE Code that best describes your activities (See the instructions): _____
- 3** To qualify for exemption as a section 501(c)(3) organization, you must be organized and operated exclusively to further one or more of the following purposes. By checking the box or boxes below, you attest that you are organized and operated exclusively to further the purposes indicated. **Check all that apply.**
- | | | |
|---|---|--|
| ☐ Charitable | ☐ Religious | ☐ Educational |
| ☐ Scientific | ☐ Literary | ☐ Testing for public safety |
| ☐ To foster national or international amateur sports competition | ☐ Prevention of cruelty to children or animals | |
- 4** To qualify for exemption as a section 501(c)(3) organization, you must:
- ☐ Refrain from supporting or opposing candidates in political campaigns in any way.
 - ☐ Ensure that your net earnings do not inure in whole or in part to the benefit of private shareholders or individuals (that is, board members, officers, key management employees, or other insiders).
 - ☐ Not further non-exempt purposes (such as purposes that benefit private interests) more than insubstantially.
 - ☐ Not be organized or operated for the primary purpose of conducting a trade or business that is not related to your exempt purpose(s).
 - ☐ Not devote more than an insubstantial part of your activities attempting to influence legislation or, if you made a section 501(h) election, not normally make expenditures in excess of expenditure limitations outlined in section 501(h).
 - ☐ Not provide commercial-type insurance as a substantial part of your activities.
- ☐ **Check this box** to attest that you have not conducted and will not conduct activities that violate these prohibitions and restrictions.
- 5** Do you or will you attempt to influence legislation? _____ ☐ Yes ☐ No
(If yes, consider filing Form 5768. See the instructions for more details.)
- 6** Do you or will you pay compensation to any of your officers, directors, or trustees? _____ ☐ Yes ☐ No
(Refer to the instructions for a definition of **compensation**.)
- 7** Do you or will you donate funds to or pay expenses for individual(s)? _____ ☐ Yes ☐ No
- 8** Do you or will you conduct activities or provide grants or other assistance to individual(s) or organization(s) outside the United States? _____ ☐ Yes ☐ No
- 9** Do you or will you engage in financial transactions (for example, loans, payments, rents, etc.) with any of your officers, directors, or trustees, or any entities they own or control? _____ ☐ Yes ☐ No
- 10** Do you or will you have unrelated business gross income of \$1,000 or more during a tax year? _____ ☐ Yes ☐ No
- 11** Do you or will you operate bingo or other gaming activities? _____ ☐ Yes ☐ No
- 12** Do you or will you provide disaster relief? _____ ☐ Yes ☐ No

Part IV Foundation Classification

Part IV is designed to classify you as an organization that is either a private foundation or a public charity. Public charity status is a more favorable tax status than private foundation status.

- 1** Are you applying for recognition as a church, school, or hospital (described in section 170(b)(1)(A)(i), (ii), or (iii) of the Internal Revenue Code)? If yes, stop. Do not file Form 1023-EZ. See Instructions. ☐ Yes ☐ No
- 2** If you qualify for public charity status, check the appropriate box (**2a - 2c** below) and skip to **Part V** below.
- a** ☐ **Select this box** to attest that you normally receive at least one-third of your support from public sources or you normally receive at least 10 percent of your support from public sources and you have other characteristics of a publicly supported organization. **Sections 509(a)(1) and 170(b)(1)(A)(vi).**
- b** ☐ **Select this box** to attest that you normally receive more than one-third of your support from a combination of gifts, grants, contributions, membership fees, and gross receipts (from permitted sources) from activities related to your exempt functions and normally receive not more than one-third of your support from investment income and unrelated business taxable income. **Section 509(a)(2).**
- c** ☐ **Select this box** to attest that you are operated for the benefit of a college or university that is owned or operated by a governmental unit. **Sections 509(a)(1) and 170(b)(1)(A)(iv).**
- 3** If you are not described in items **2a - 2c** above, you are a private foundation. As a private foundation, you are required by section 508(e) to have specific provisions in your organizing document, unless you rely on the operation of state law in the state in which you were formed to meet these requirements. These specific provisions require that you operate to avoid liability for private foundation excise taxes under sections 4941-4945.
- ☐ **Select this box** to attest that your organizing document contains the provisions required by section 508(e) or that your organizing document does not need to include the provisions required by section 508(e) because you rely on the operation of state law in your particular state to meet the requirements of section 508(e). (See the instructions for explanation of the section 508(e) requirements.)

Part V Reinstatement After Automatic Revocation

Complete this section only if you are applying for reinstatement of exemption after being automatically revoked for failure to file required annual returns or notices for three consecutive years, and you are applying for reinstatement under section 4 or 7 of Revenue Procedure 2014-11. (Check only one box.)

- 1 ☐ Check this box if you are seeking retroactive reinstatement under section 4 of Revenue Procedure 2014-11. By checking this box, you attest that you meet the specified requirements of section 4, that your failure to file was not intentional, and that you have put in place procedures to file required returns or notices in the future. (See the instructions for requirements.)
- 2 ☐ Check this box if you are seeking reinstatement under section 7 of Revenue Procedure 2014-11, effective the date you are filing this application.

Part VI Signature

- ☐ I declare under the penalties of perjury that I am authorized to sign this application on behalf of the above organization and that I have examined this application, and to the best of my knowledge it is true, correct, and complete.

(Type name of signer)

(Type title or authority of signer)

06102023

(Date)

訪米調査ミッション報告書

米国における小規模法人対策と非営利法人会計

2023 年 6 月発行

発行 公益財団法人 公益法人協会
〒113-0021 東京都文京区本駒込 2-27-15
TEL:03-3945-1017 FAX:03-3945-1267
URL: <https://www.kohokyo.or.jp/>

©2023

印刷 株式会社美巧社
